

名護市地域防災計画

(平成 30 年 3 月修正)

名護市防災会議

目 次

第1部 基本編	1
第1編 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 用語	3
第4節 計画の修正	4
第5節 計画の周知	4
第6節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第7節 市民等の責務	10
第2編 名護市の防災環境	11
第1節 名護市の概況	11
第2節 災害の想定	24
第3節 名護市の立地特性からみた防災課題	37
第3編 防災対策の基本理念	39
第2部 地震・津波編	41
第1編 災害予防計画	41
第1節 災害予防計画の基本方針等	41
第2節 地震・津波に強いまちづくり	45
第3節 地震・津波に強い人づくり	60
第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備	73
第5節 津波避難体制等の整備	95
第2編 災害応急対策計画	102
第1章 地震直後の活動体制の早期確立	102
第1節 組織・配備計画	103
第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画	118
第3節 災害通信計画	130
第4節 災害状況等の収集・伝達計画	136
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	142
第6節 広域応援要請計画	146
第7節 災害救助法適用計画	149
第2章 初動期の迅速な応急活動の展開	154
第8節 災害広報計画	155

第9節	避難計画	158
第10節	消防計画	171
第11節	救出計画	174
第12節	医療救護計画	175
第13節	危険物等災害応急対策計画	184
第14節	二次災害の防止計画	188
第15節	観光客等対策計画	190
第16節	要配慮者対策計画	191
第3章	社会基盤の応急復旧	193
第17節	交通・輸送計画	194
第18節	在港船舶対策計画	200
第19節	公共土木施設応急対策計画	201
第20節	ライフライン等施設応急対策計画	203
第21節	農林水産物応急対策計画	206
第4章	安定期の円滑な応急活動の展開	208
第22節	給水計画	209
第23節	食糧供給計画	212
第24節	生活必需品供給計画	216
第25節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	219
第26節	行方不明者の搜索、遺体の収容、処置及び埋葬計画	224
第27節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	227
第28節	住宅応急対策計画	231
第29節	治安警備計画	234
第30節	教育対策計画	236
第31節	労務供給計画	241
第32節	民間団体の活用計画	245
第33節	ボランティア受入れ計画	246
第3編	災害復旧・復興計画	249
第1節	公共施設災害復旧計画	249
第2節	被災者生活への支援計画	253
第3節	農林漁業及び中小企業等への支援計画	270
第4節	復興の基本方針	273
第4編	南海トラフ地震防災対策推進計画	275
第1節	総則	275
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	281
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	283
第4節	防災訓練	285
第5節	関係者との連携協力の確保	286
第6節	防災教育及び広報	288

第3部 風水害編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 289

第1編 災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 289

第1章 風水害に強い都市づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 289

第1節 治山治水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290

第2節 土砂災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 293

第3節 高潮等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298

第4節 竜巻災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301

第5節 建築物等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305

第2章 災害応急対策への備えの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307

第6節 気象観測体制の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 308

第7節 災害通信施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309

第8節 避難誘導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 311

第9節 水防、消防及び救助施設等整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 317

第10節 交通確保・緊急輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 319

第11節 上・下水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 320

第12節 ガス、電力施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 322

第13節 食糧等備蓄計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 324

第14節 文化財災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 327

第15節 農業災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 328

第16節 帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 329

第17節 地区の孤立防止計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 331

第18節 業務継続計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333

第3章 災害に強い住民の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 335

第19節 台風・大雨等の防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 336

第20節 防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 340

第21節 自主防災組織育成計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342

第22節 要配慮者安全確保体制整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 343

第23節 災害ボランティア計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 344

第2編 災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 345

第1章 活動体制の早期確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 345

第1節 組織・配備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346

第2節 気象警報等の伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 364

第3節 災害通信計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 375

第4節 災害状況等の収集・伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 375

第5節 自衛隊災害派遣要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 376

第6節 広域応援要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 376

第7節 災害救助法適用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 376

第2章 初動期の迅速な応急活動の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 377

第8節	災害広報計画	378
第9節	避難計画	379
第10節	水防計画	387
第11節	消防計画	390
第12節	救出計画	390
第13節	医療救護計画	390
第14節	急傾斜地崩壊危険区域災害応急対策計画	391
第15節	二次災害の防止計画	394
第16節	観光客等対策計画	394
第17節	要配慮者対策計画	394
第3章	社会基盤の応急復旧	395
第18節	交通・輸送計画	396
第19節	在港船舶対策計画	396
第20節	公共土木施設応急対策計画	396
第21節	ライフライン等施設応急対策計画	397
第22節	農林水産物応急対策計画	397
第4章	安定期の円滑な応急活動の展開	398
第23節	給水計画	399
第24節	食糧供給計画	399
第25節	生活必需品供給計画	399
第26節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	400
第27節	行方不明者の搜索、遺体の収容、処置及び埋葬計画	400
第28節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	400
第29節	住宅応急対策計画	401
第30節	治安警備計画	401
第31節	教育対策計画	401
第32節	労務供給計画	402
第33節	民間団体の活用計画	402
第34節	ボランティア受入れ計画	402
第3編	災害復旧・復興計画	403
第1節	公共施設災害復旧計画	403
第2節	被災者生活への支援計画	403
第3節	農林漁業及び中小企業等への支援計画	404
第4節	復興の基本方針	404
第4部	その他の災害対策編	405
第1節	火災対策計画	405
第2節	林野火災対策計画	409
第3節	危険物等災害対策計画	412
第4節	不発弾等災害対策防計画	416

第 5 節	道路事故災害対策計画	422
第 6 節	海上災害対策計画	424

第1部 基本編

基本編では、本地域防災計画の総則と地域防災ビジョンについて定める。

第1部 基本編

第2部 地震・津波編

第3部 風水害編

第4部 その他の災害対策編

資料編

第1編 総則

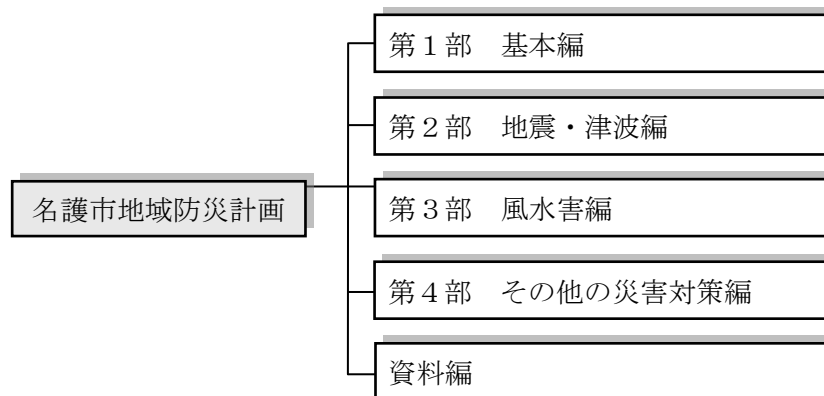
第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、名護市の防災対策等を実施するに当たり、次の事項を定め、防災関係機関がその機能の全てをあげて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための対策を図り、本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 名護市の防災対策に関する指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食糧、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する事項
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する事項
- 4 災害復旧・復興に関する事項
- 5 その他の必要な事項

第2節 計画の構成

名護市地域防災計画の全体構成は、次のとおりとする。



(1) 基本編

本計画の目的、計画の修正、計画の周知、防災対策の基本理念、名護市の概況、想定する災害、防災関係機関等の役割分担等の基本事項

(2) 地震編・津波編

地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画

(3) 風水害編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）に関する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画

(4) その他の災害対策編

火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、海上災害に関する予防計画、応急対策計画

(5) 資料編

各編に係る資料・様式

第3節 用語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

用 語	意 義
市	名護市をいう。
県	沖縄県をいう。
市 民	名護市民をいう。
住 民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
防 災 関 係 機 関	国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の地域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等をいう。
指 定 地 方 行 政 機 関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）及びその他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指 定 公 共 機 関	日本電信電話㈱、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指 定 地 方 公 共 機 関	港湾法第4条第1項の港務局、土地改良法第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公 共 的 団 体	市の地域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会、婦人団体等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	市の地域内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
激 甚 法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）をいう。
防 災 会 議	名護市防災会議をいう。
市 防 災 計 画	名護市地域防災計画をいう。
市 本 部	名護市災害対策本部をいう。
市 現 地 本 部	名護市現地災害対策本部をいう。
市 本 部 長	名護市災害対策本部長をいう。
市 水 防 本 部	名護市水防対策本部をいう。
県 防 災 計 画	沖縄県地域防災計画をいう。

用 語	意 義
県 本 部	沖縄県災害対策本部をいう。
県 地 方 本 部	沖縄県北部地方本部をいう。
要 配 慮 者	平成 25 年 6 月の災害対策基本法一部改正で新たに定義された、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者をいう。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市防災計画に検討を加える必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、市は、関係ある事項について修正を要するときは、計画修正案を名護市防災会議に提出する。

第5節 計画の周知

この計画は、名護市の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第 42 条第 5 項の規定により、その要旨を公表する。

さらに、市民に広く普及を図り、この計画が市民の防災活動の指針として十分機能するよう周知徹底を図る。

第6節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市及び本市の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 市

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
名 護 市	(1) 名護市防災会議及び市災害対策本部に関する事務に関すること。 (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施に関すること。 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備に関すること。 (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置に関すること。 (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (7) 水防、消防、救助その他の応急措置に関すること。 (8) 災害時の保健衛生及び文教対策に関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災施設の災害復旧に関すること。 (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策に関すること。 (12) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (13) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (14) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。 (15) 避難所等の指定に関すること。

2 県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
沖 縄 県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施に関すること。 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備に関すること。 (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置に関すること。 (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (7) 水防、消防、救助その他の応急措置に関すること。 (8) 災害時の保健衛生及び文教対策に関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災施設の災害復旧に関すること。 (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策に関すること。 (12) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整に関すること。 (13) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整に関すること。 (14) その他災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関すること。
北部土木事務所	(1) 所管に係る施設(道路、橋りょう、河川、海岸保全施設、急傾斜地・地すべり地帯等)の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導に関すること。
北部保健所	(1) 災害時における防疫、保健衛生対策及び指導に関すること。

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
北部農林水産振興センター	(1) 農業施設の調査及びその対策、復旧工事に関すること。
北部病院	(1) 災害時における医療及び助産の実施に関すること。
沖 縄 県 警 察 (名護警察署)	(1) 災害警備計画に関すること。 (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。 (4) 交通規制・交通管制に関すること。 (5) 遺体の見分・検視に関すること。 (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

3 指定地方行政機関・自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
沖 縄 総 合 事 務 局	総 務 部
	(1) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。 (2) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。
	財 務 部
	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請に関すること。 (3) 公共土木等被災施設の査定の上会に関すること。 (4) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定に関すること。
	農林水産部
	(1) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告に関すること。 (2) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策に関すること。 (3) 家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止対策に関すること。 (4) 応急用食糧、災害復旧用材等の調達・供給対策に関すること。
沖 縄 森 林 管 理 署	経済産業部
	(1) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策に関すること。 (2) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること。
沖 縄 森 林 管 理 署	開発建設部
	(1) 直轄国道に関する災害対策に関すること。 (2) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策に関すること。 (3) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策に関すること。 (4) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援に関すること。 (5) 大規模土砂災害における緊急調査に関すること。
沖 縄 森 林 管 理 署	運 輸 部
	(1) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策に関すること。 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請に関すること。 (3) 災害時における輸送関係機関との連絡調整に関すること。
沖 縄 森 林 管 理 署	第十一管区海上保安本部
	(1) 警報等の伝達に関すること。 (2) 情報の収集に関すること。 (3) 海難救助等に関すること。 (4) 緊急輸送に関すること。 (5) 物資の無償貸与又は譲与に関すること。 (6) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (7) 流出油等の防除に関すること。 (8) 海上交通安全の確保に関すること。

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
	(9) 警戒区域の設定に関すること。 (10) 治安の維持に関すること。 (11) 危険物の保安措置に関すること。
沖縄気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
沖縄総合通信事務所	(1) 非常の場合の電気通信の監理(非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設等)に関すること。 (2) 災害時における非常通信の確保に関すること。 (3) 災害対策用移動通信機器の貸出に関すること。 (4) 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整に関すること。
自 衛 隊 (陸上自衛隊第15旅団) (海上自衛隊沖縄基地隊)	(1) 災害派遣の準備に関すること。 ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ウ 県防災計画に即した防災訓練の実施に関すること。 (2) 災害派遣の実施に関すること。 ア 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

4 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
N T T 西日本(株) 沖縄支店	(1) 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。
N T T コミュニケーションズ(株)	
ソフトバンクテレコム(株)	
(株)N T T ドコモ	(1) 移動通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。
K D D I (株)	
ソフトバンクモバイル(株)	
日本赤十字社 (沖縄県支部)	(1) 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。 (2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集及び配分の協力に関すること。 (4) 災害時における血液製剤の供給に関すること。
日本放送協会 (沖縄放送局)	(1) 気象警予報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。
沖縄電力(株)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。
西日本高速道路(株) (沖縄高速道路事務所)	(1) 同社管理道路の防災管理に関すること。 (2) 被災道路の復旧に関すること。

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
日本郵便(株) 沖縄支社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関すること。 (3) 災害時における窓口業務の確保に関すること。

5 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
(一社) 沖縄県医師会 及び北部地区医師会	(1) 災害時における医療、助産の実施に関すること。
(公社) 沖縄県看護協会	(1) 災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力に関すること。
(一社) 沖縄県バス協会	(1) 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整に関すること。 (2) 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整に関すること。
(一社) 沖縄県高圧ガス 保安協会	(1) 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援に関すること。
(一社) 沖縄県婦人連合会	(1) 災害時における女性の福祉の増進に関すること。
沖縄セルラー電話(株)	(1) 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保に関すること。
(一社) 沖縄県薬剤師会	(1) 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
(社福) 沖縄県社会福祉 協議会	(1) 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。 (3) 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
(一財) 沖縄観光 コンベンションビューロー	(1) 観光危機への対応に関すること。 (2) 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
(公社) 沖縄県トラック 協会	(1) 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
(公財) 沖縄県国際交流 ・ 人 材 育 成 財 団	(1) 外国人に関する情報提供等の協力に関すること。
沖縄県ホテル旅館生 活 衛 生 同 業 組 合	(1) 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
(一社) 北部地区 歯科医師会	(1) 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
(公社) 沖縄県獣医師会	(1) 災害時の動物の医療保護活動に関すること。
名護市建設関連五団体	(1) 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。 (2) 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。
沖縄県土地改良事業 団体連合会	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
農業共同組合 名護漁業協同組合 沖縄北部森林組合	(1) 農林漁業関係者の安全の確保に関する事。 (2) 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (3) 災害時における食糧及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関する事。 (4) 農林漁業の災害応急・復旧対策に関する事。 (5) 被災農林漁業者の再建支援に関する事。
名護市商工会	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関する事。
(一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	(1) 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事。
(公財) 名護地区交通安全協会	(1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 (2) 被災地及び避難場所の警戒に関する事。 (3) 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事。
沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	(1) 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関する事。
名護市管工事業協同組合	(1) 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事。
危険物等取扱事業者	(1) 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関する事。 (2) 災害時における石油等の供給に関する事。
社会福祉施設管理者	(1) 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
病院管理者	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 (2) 被災傷病者の救護に関する事。
学校法人	(1) 児童及び生徒等の安全の確保に関する事。 (2) 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事。
金融機関	(1) 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。
名護市区長会	(1) 災害時における住民の状況把握と市本部との協力に関する事。
名護市社会福祉協議会	(1) 被災者の救援に関する事。 (2) 市が実施する応急対策の協力に関する事。 (3) ボランティアに関する事。 (4) 民生委員の地域福祉関連の連携調整に関する事。
報道機関	(1) 災害状況及び災害対策の報道に関する事。

第7節 市民等の責務

名護市民及び市内の各行政区、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

1 市民の責務

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食糧及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 行政区・自主防災組織の責務

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食糧備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者の責務

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食糧及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2編 名護市の防災環境

第1節 名護市の概況

第1 自然的条件

1 位置

本市は、沖縄本島の北部に位置し、東側は太平洋、西側は東シナ海に面しており、北西側を本部町、今帰仁村、北東側を大宜味村、東村、南側を宜野座村、恩納村と接している。

県都那覇市からの距離は約64kmで、国道58号、国道329号、沖縄自動車道によって結ばれている。また、那覇空港からは、沖縄自動車道を使い、車で約1時間の距離にある。

2 面積

本市の面積は、210.90 km²で沖縄県の総面積（2275.78 km²）の約9.3%を占め、竹富町、石垣市に次いで広大な面積を有している。

面積・広ぼう

面 積	位 置		広 ば う	
210.90 km ²	経度 (東経)	緯度 (北緯)	東西	南北
	127° 57′	26° 35′	25 km	20 km

資料：名護市HP

地区別面積



3 地形・地質

(1) 地形

本市の地形は、山地、丘陵地、台地・段丘、平地・低地、人工造成地に大きく区分できる。

また、標高分布高度により、本部半島にある高い山々を含む本部半島部、沖縄島の脊梁山地を形成する脊梁山地部、その間に挟まれる丘陵地域と屋我地地域の3つに分けることができる。

本部半島部の地形はカルスト地形がみられ、谷が発達し山々の傾斜が大きい。脊梁山地部は段丘面が発達し、東海岸で顕著である。我部祖河～振慶名～田井等に広がる平野及び屋我地地域はなだらかな低い丘陵を形成している。

地形区分ごとの特徴

地形区分	特 徴
山地	・市の中央部を走る脊梁山地及び本部山地からなる。 ・脊梁山地は規模が大きい起伏は全体的に緩く、伸びやかな山並み景観を呈している。 ・久志岳一帯や東海岸近くには急傾斜面や大起伏地が多く、変化に富む地形となっている。
丘陵地	・東海岸一帯及び名護湾南岸、本部山地下部から屋我地島西部一帯に発達している。比較的入り組んだ地形をなすが、斜面は緩く大規模造成もみられる。 ・東海岸では、河川・海岸沿いに急傾斜地が存在する。
台地・段丘	・丘陵地より相対高度が低く、平坦面が大きい。 ・土地利用が容易であるため、開発が進められた。
平地・低地	・主に市街地から羽地地域にかけての一帯と、大規模な谷の底面に発達している。 ・氾濫原はまとまった農地として利用され、比較的高燥な浜堤・砂堆には市街地・集落が形成されている。 ・海岸に並行する浜堤の斜面は、市街地内で東西に伸びる緑地帯を形成している。
人工造成地	・主に沿岸の埋め立て地や内陸部の平坦地化した土地、採石による人工造成地等が存在する。

資料：土地利用調整基本計画(平成18年8月、名護市)

地形図



(2) 地質・土壌

地質は、本部半島部、脊梁山地部、丘陵地域・屋我地地域で大きく3つに分かれている。

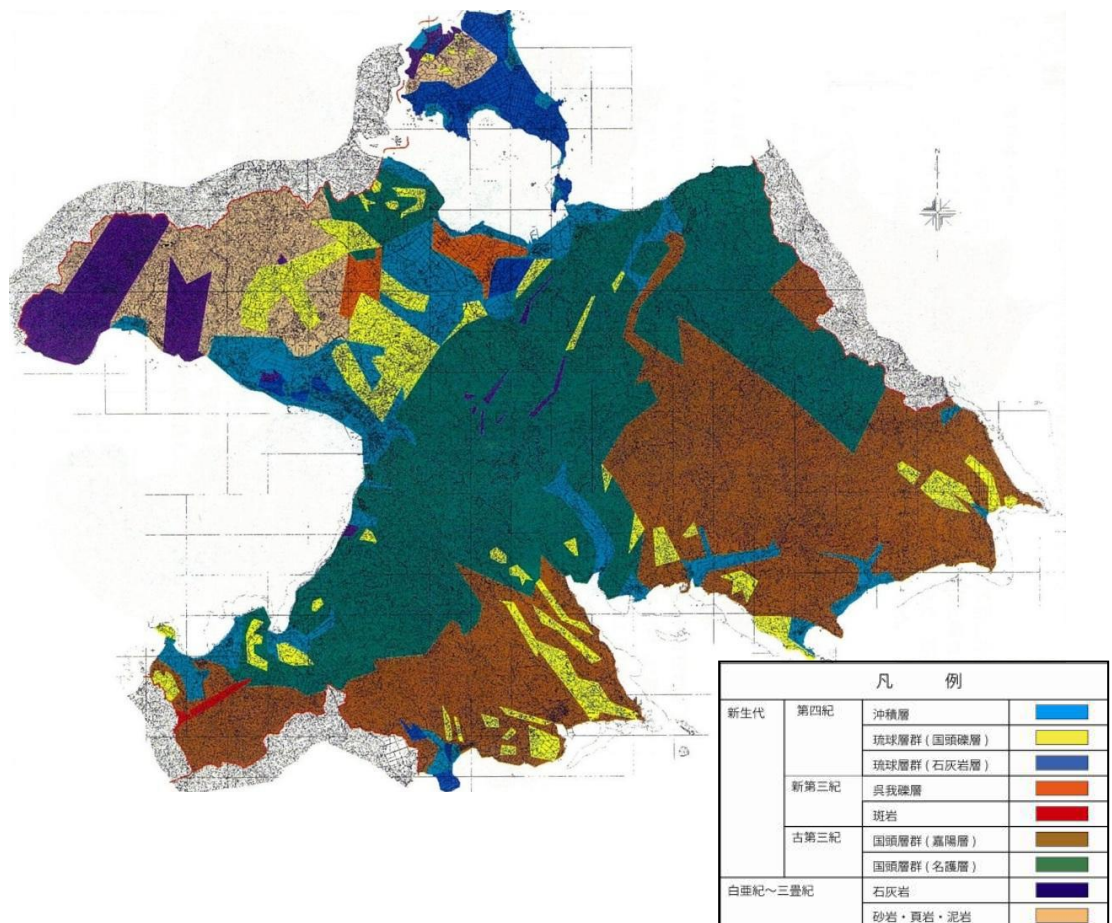
本部半島部には、古生代二疊紀～中生代末期の堆積物とされる先新生代の地層である本部層(石灰岩)や与那嶺層(チャート等を挟む石灰岩や頁岩)、湧川層(千枚岩や頁岩)が分布している。

脊梁山地部には、中生代～新生代初めの固結堆積物を主としている名護層(千枚岩・結晶片岩・緑色岩)、嘉陽層(砂岩等)が分布している。主に東海岸側は嘉陽層、西海岸側は名護層に区分される。

また、丘陵地域、屋我地地域には呉我礫層や国頭礫層が主に分布している。これら全ての地域には、ある高さに段丘をつくる国頭礫層が分布している。

土壌は、主に非石灰岩を母岩とする赤・黄色土壌(国頭マージ)、石灰岩を母岩とする暗赤色土壌(島尻マージ)、沖積土の3種類から構成されている。これらは地質に応じて分布しているが、脊梁山地を中心に市域の大部分は国頭マージで占められている。国頭マージと島尻マージではpHの違いから異なる植生を作りだしている。

地表・地質分布図



資料：土地利用調整基本計画(平成18年8月)

4 水象

(1) 河川

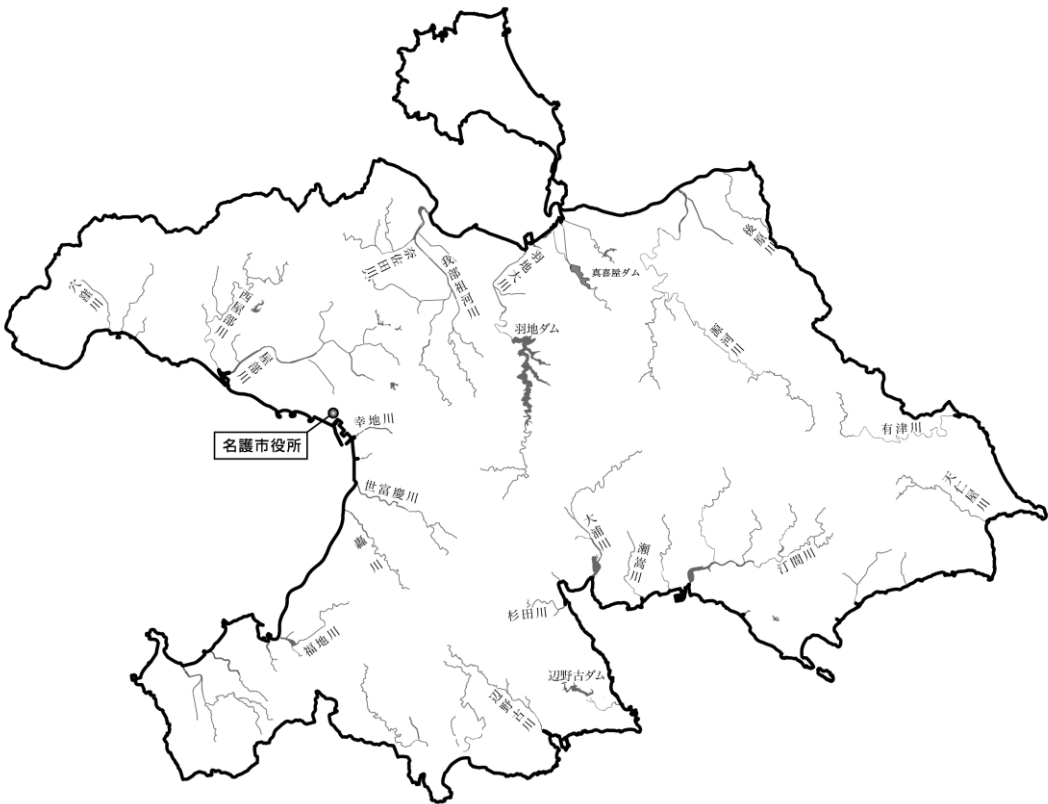
本市は、嘉津宇岳・八重岳の山系と名護岳・多野岳や久志岳・辺野古岳等の脊梁山系を源として河川が発達しており、大小43の水系と87の小中河川が太平洋及び東シナ海へ注いでいる。周辺に比較的高い山があるため、川の勾配がきつく、上流に滝があること、また、中南部の河川に比べ、水系の発達がみられ支流の数も多いこと、流路延長が短いことが特徴として挙げられる。

なお、本市を流れる河川のうち、12河川が県の管理する2級河川であり、5河川が準用河川となっている。

市内を流れる主な河川

	河川名	指定延長 (m)		河川名	指定延長 (m)
2級河川	真謝川	1,800	準用河川	世富慶川	1,700
	轟川	1,000		東屋部川	1,500
	幸地川	1,900		為又川	1,050
	西屋部川	1,900		寄合川	600
	屋部川	3,400		西屋部川	3,750
	我部祖河川	3,700	※平成29年4月1日現在 資料：沖縄県水防計画資料編		
	羽地大川	12,600			
	ガジラ又川	1,200			
	マタキナ川	1,500			
	真喜屋大川	3,500			
	源河川	13,500			
	汀間川	4,000			

水系図



(2) 海岸

本市の海岸は、東シナ海及び太平洋の2大面に面し、その海岸は長く、変化に富んでいる。

本市周辺の沿岸域ではサンゴ礁がよく発達しており、外側に自然の防波堤(ヒシ)、内側に静水域(イノー)が形成されている。ヒシとイノーは東海岸の辺野古・久志地域の発達が顕著であり、波の穏やかな名護湾では発達が弱く、羽地内海等ではサンゴ礁は発達していない。

また、海岸保全区域として指定され、堤防・護岸等により防護する必要がある海岸は27か所、総延長29,223m(平成29年4月1日現在)となっている。

海岸保全区域指定延長

(平成29年4月1日現在)

所 管	か所数	指定延長 (m)
国土交通省水管理・国土保全局	11	15,648
農林水産省農村振興局	2	4,010
水産庁	6	4,779
国土交通省港湾局	8	4,786
合 計	27	29,223

※海岸保全区域：海岸法に基づき津波、高潮、波浪、その他水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するために指定される。

資料：沖縄県水防計画資料編

5 気象

(1) 気候区分

本市は西側に東シナ海、東側に太平洋を臨み、その気候は自然に海洋の影響を受け、亜熱帯海洋性気候の特徴を帯びている。

亜熱帯海洋性気候の特徴としては、年間を通して寒暖の差、あるいは一日の気温の差が少ないこと、平均年間降水量が多いこと、台風の通り道にあり、夏季に台風の襲来が多いことが挙げられる。

(2) 気候の特徴

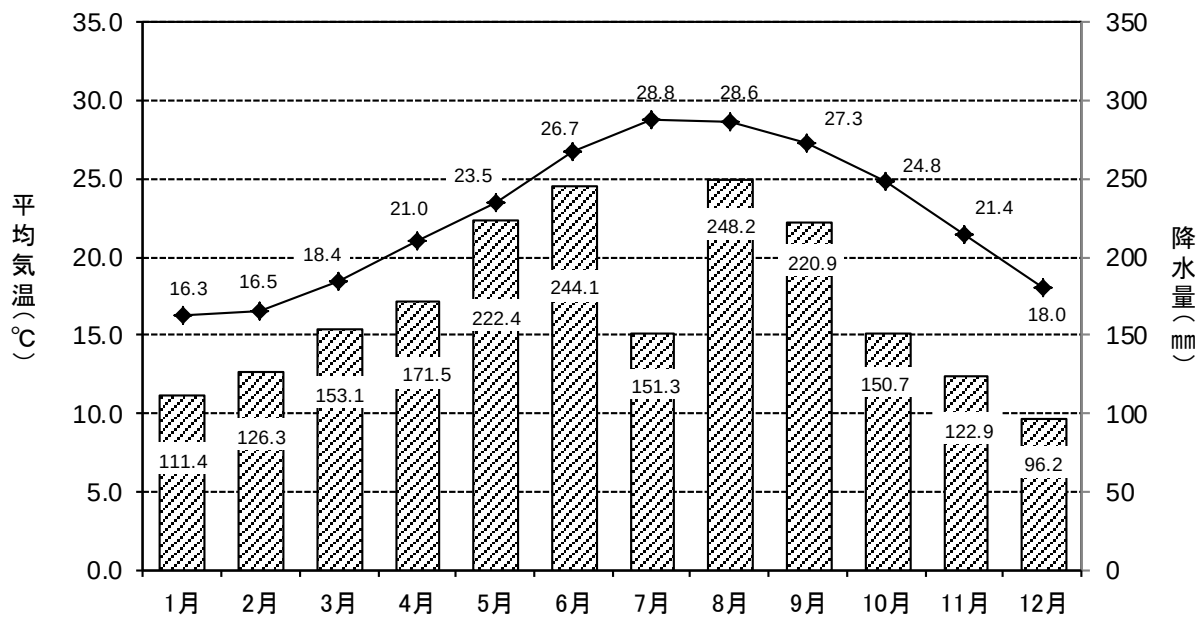
黒潮の強い影響化にあることから冬季も比較的温暖で、年間を通じて寒暖の差は小さく、過去30年間(統計期間：1981～2010)の年平均気温は22.6℃で、最高気温は7月の28.8℃、最低気温は1月の16.3℃となっている。

また、年平均降水量は2018.9mmで、6月と8月が多く、12月が最も少ない。

本市では、例年10月頃になると「新北風」(ミーニシ)が吹き始め、特に12月から2月にかけて北よりの季節風が卓越する。この時期は空気が乾き、火災の発生の多い時期でもあるが、1、2月を過ぎると季節風も弱まってくる。

また、5月中旬から6月下旬の始めにかけては、「小満芒種」(スーマンボースー)と呼ばれる雨期(梅雨)がある。この雨期明けとともに本格的な夏が訪れ、台風期に入る。

月別気温・降水量の年間変動（1981～2010年の平均）



資料：沖縄気象台

名護市の気象概況（1981年～2010年（30年間）の平均値）

	降水量 (mm)	気温 (°C)			風向・風速 (m/ s)		相対湿度 (%)	日照時間 (時間)
	合計	平均	日最高	日最低	平均	最多風向	平均	合計
1月	111.4	16.3	19.3	13.5	3.9	北	69	95.3
2月	126.3	16.5	19.5	13.5	3.7	北	71	86.2
3月	153.1	18.4	21.3	15.5	3.7	北北東	74	105
4月	171.5	21.0	23.9	17.9	3.5	北北東	75	119.1
5月	222.4	23.5	26.5	20.8	3.3	北北東	78	139.7
6月	244.1	26.7	29.2	24.6	3.8	南南西	82	156.9
7月	151.3	28.8	31.8	26.5	3.6	南東	78	245.7
8月	248.2	28.6	31.6	26.2	3.6	南東	79	211.2
9月	220.9	27.3	30.5	24.8	3.7	北北東	77	195.6
10月	150.7	24.8	27.8	22.3	4.1	北北東	73	169.4
11月	122.9	21.4	24.4	18.8	4	北北東	71	121.9
12月	96.2	18.0	21.0	15.1	3.7	北北東	68	118.1
年	2,019	22.6	25.6	20.0	3.7	北北東	75	1,764

資料：沖縄気象台

(3) 台風の接近数

沖縄は台風の主要経路に当たっており、1951年～2016年間における沖縄県への接近数は486個で、このうち本市への接近数は251個となっており、年平均接近数は7.4個である。

月別にみると、8月と9月が60個台、7月が40個台で、この三か月に集中している。

台風の接近数（1951年～2016年の合計）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
発生数		29	16	26	47	69	116	251	363	328	250	154	77	1,726
接近数	県全体	0	0	0	5	24	43	98	143	111	53	27	2	486
	名護市	0	0	0	4	12	23	43	67	61	31	10	0	251

※台風の中心が沖縄県のいずれかの気象官署等から300km以内に入った場合を「沖縄地方に接近した台風」としている。

※接近は2か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

資料：沖縄気象台

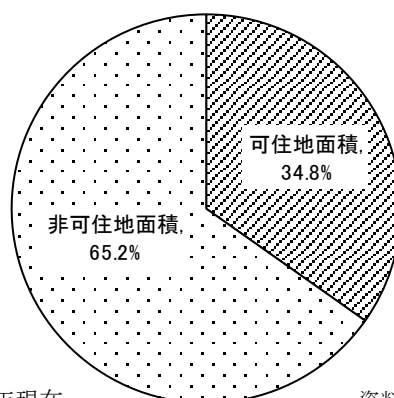
第2 社会的条件

1 土地利用

(1) 可住地面積

本市の総土地面積は21,090haで、このうち可住地面積は7,335haと全体の34.8%を占め、非可住地面積（林野面積）は13,755haで、市域の65.2%を占めている。

土地利用の構成（可住地面積の割合）



※平成27年現在

資料：総務省統計局

※可住地面積：総面積から林野面積及び湖沼面積を引いた、人が住み得る土地の面積を指す。

※林野面積：現況森林面積と森林以外の草生地（野草地）の面積を加えた面積をいう。

(2) 土地利用の状況

本市の地目別民有地面積をみると、山林が総面積の約33%を占め最も多く、宅地は約8%となっている。住宅用地は市街地を中心に分布しており、商業用地は市街地のほか、瀬喜田や東海岸等のリゾート地でみられる。

また、市内に工業用地はほとんどなく、屋部地域の一部でみられる程度である。農地は羽地地域や屋我地地域でみられ、その他の地域ではまとまった農地は少ない。

地目別民有地面積

(平成27年1月現在)

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
面積 (㎡)	88,399,128	661,256	23,216,415	7,403,745	29,119,236	15,616,818	12,381,658
構成比 (%)	100.0	0.75	26.26	8.38	32.94	17.67	14.01

※固定資産税課税対象の評価総地積

資料：県企画部統計課

※その他には池沼、牧場、雑種地等が含まれる。

(3) 市街地及び集落環境

名護市街地は、本市の都市機能が集積する中心地であり、多くの人々が集まる密度の高いまちが形成されているとともに、東南部の丘陵地にはやんばるの森が広がり、名護の歴史・文化が残るまちなみが残されている。

しかしながら、住宅密集地や老朽建築物、袋小路、狹隘道路等も点在している。

一方、集落には、やんばるの森を背景にした昔ながらの集落や自然と共存した里山集落等、周辺の自然環境と調和した集落が点在しているが、人口流出が進み、空き家や遊休農地が増加している集落も存在する。

名護湾と既成市街地



資料：名護都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（沖縄県）

2 人口の概況

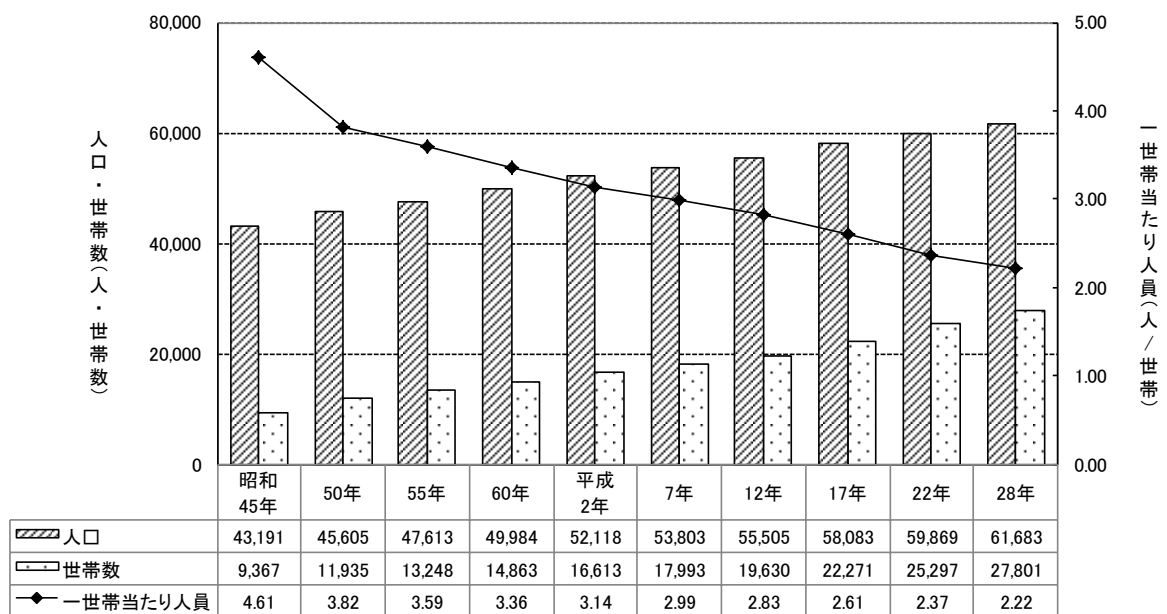
(1) 人口及び世帯数

本市の平成 28 年 3 月末現在の人口は 61,683 人、世帯数は 27,801 世帯で、人口、世帯数共に増加基調で推移している。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月に公表した将来推計によると、本市の人口は平成 32 年をピークに減少に転じることとされており、平成 52 年に 58,415 人まで減少することが推測されている。

一方、一世帯当たりの人員数は平成 28 年現在 2.22 人で、年々減少しており、世帯規模が縮小していることがうかがえる。

人口及び世帯数の推移



※各年 3 月末現在の値

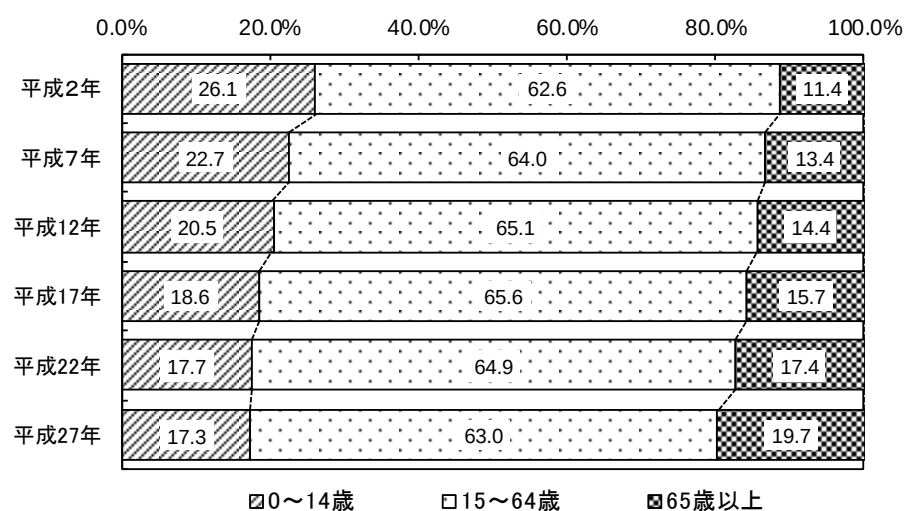
資料：住民基本台帳

(2) 年齢構造

平成27年の本市の年齢構造を年齢3区分別人口割合で見ると、0～14歳の年少人口割合は17.3%、15～64歳の生産年齢人口割合は63.0%、65歳以上の老年人口割合は19.7%となっている。

平成2年と比較すると、生産年齢人口はおおむね横ばいであるが、年少人口が約9%減少し、老年人口が約8%増加しており、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえる。

年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

(3) 地区別人口・世帯数

地区別の人口・世帯数をみると、名護地区が最も規模が大きく、市全体に占める割合は人口が約58%、世帯数が約57%と過半数を占めている。

一方、一世帯当たりの人員数をみると、羽地地区が2.35人/世帯で最も多く、屋我地地区と久志地区についてはいずれも1.90人/世帯と2人を割り込んでいる。

なお、地区によっては、既に人口減少による若年層の流出が顕著となつてほか、農村部を中心に、少子高齢化が進行している。

地区別の人口・世帯数（平成28年3月末現在）

	人口（人）	世帯数（世帯）	一世帯当たり人員 （人/世帯）
名護地区	35,922	15,866	2.26
屋部地区	10,720	4,934	2.17
屋我地地区	1,533	808	1.90
羽地地区	9,116	3,878	2.35
久志地区	4,392	2,315	1.90
合 計	61,683	27,801	2.22

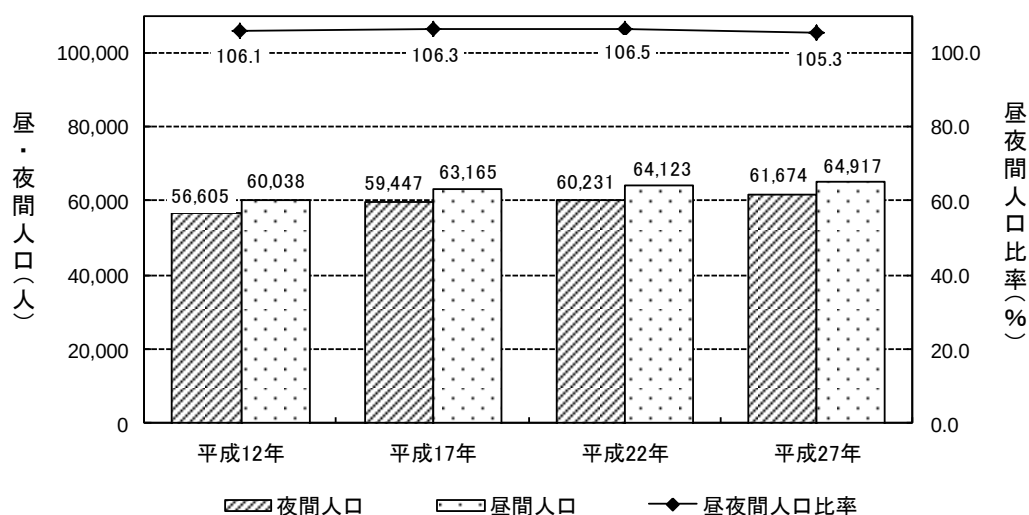
資料：住民基本台帳

(4) 昼夜間人口

平成27年における本市の夜間人口（常住人口）は61,674人、昼間人口（従業地・通学地による人口）は64,917人で、昼夜間人口比率（夜間の居住人口に占める昼間人口の割合）は105.3%となり、通勤・通学で市外から流入している人口が多くなっている。

また、過去の推移をみても、昼間人口の方が上回っている。

昼夜間人口及び昼夜間人口比率の推移

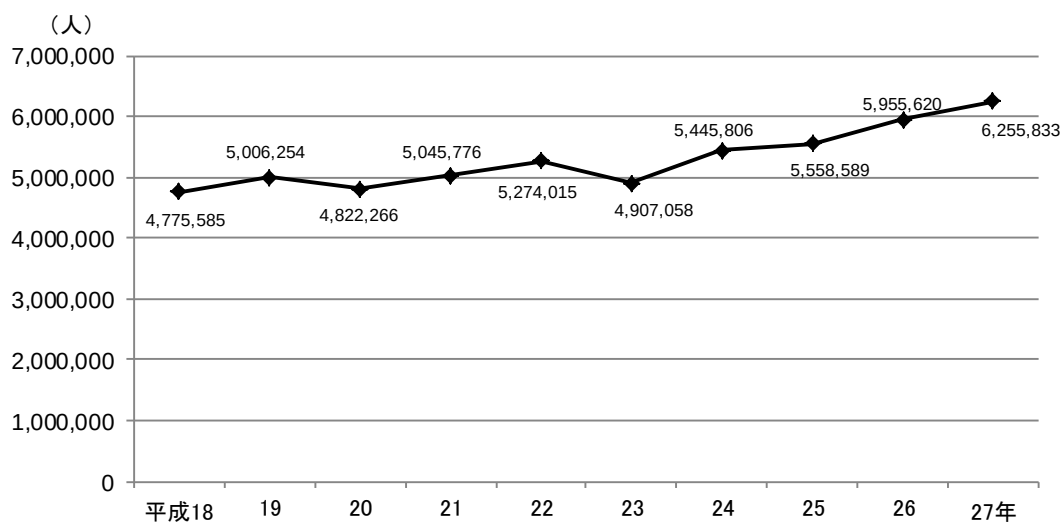


資料：国勢調査

(5) 観光入込客数

平成27年現在の本市の年間観光入込客数は6,255,833人で、前年度よりも約300,000人増加しており、平成23年以降、漸増傾向にある。

名護市の年間観光入込客数



※名護市内の主な観光施設、宿泊施設での入込客数（県内客を含む延べ人数）を集計

資料：名護市商工観光課

3 道路・交通

本市には、沖縄本島の骨格を成す沖縄自動車道が許田 I C まで延びており、北部地域の玄関口となっている。都市間を連絡する広域幹線道路としては、国道 58 号、国道 329 号、国道 331 号、国道 449 号、国道 505 号のほか、主要地方道 71 号名護宜野座線、主要地方道 72 号名護運天港線、主要地方道 84 号名護本部線、主要地方道 91 号本部循環線、名護東道路が通っている。

なお、異常降雨等により土砂崩れ等の危険性がある区間に対して、事前に通行止めを実施し、道路利用者の安全確保を図る「事前通行規制区間」が下表のように定められている。

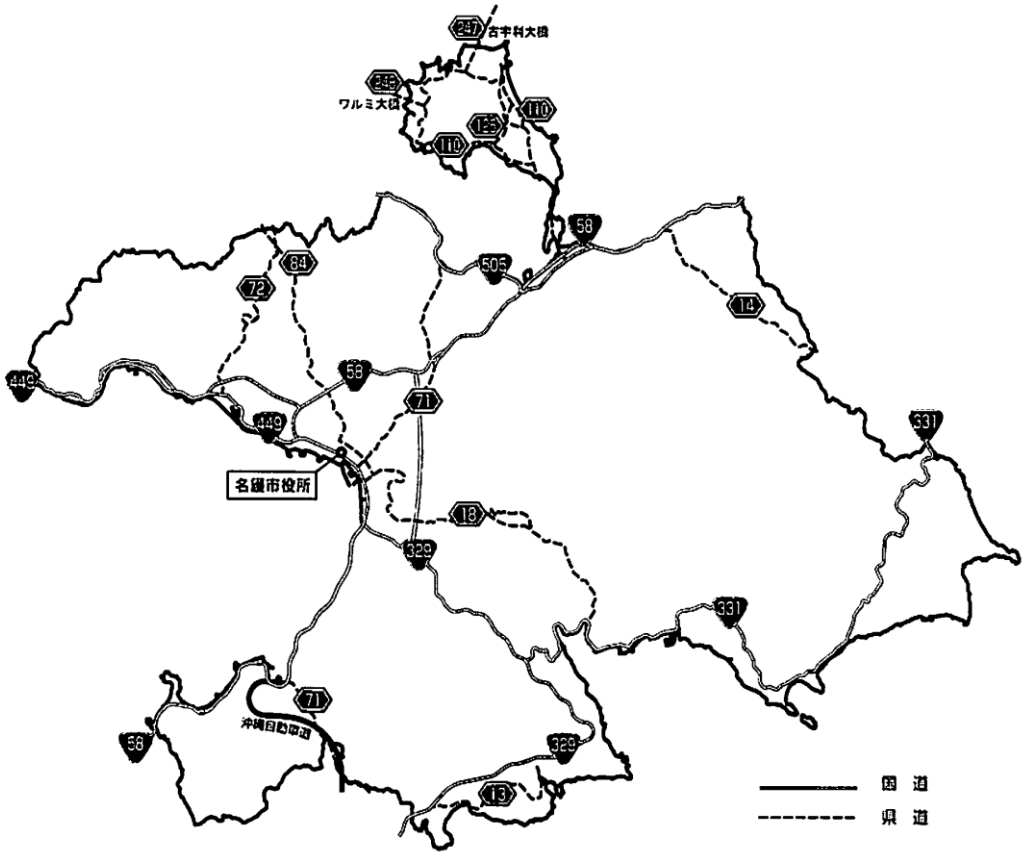
一方、バス交通は、名護バスターミナルを拠点として、高速バス等により、那覇・本島中部方面を結ぶ路線が整備されているほか、本島北部の各方面を結ぶバス路線が整備され、運行されている。

異常気象時通行規制区間一覧

路線名	規制区間	延長	規制基準値 (mm)
国道 331 号	名護市二見	1.5 km	時間雨量 40mm 連続雨量 250mm
国道 331 号	名護市天仁屋～東村字出那覇	11.8 km	時間雨量 40mm 連続雨量 200mm
県道古宇利屋我地線 (古宇利大橋)	名護市屋我地～今帰仁村古宇利	1.96 km	通行注意:風速 15m/s 以上 (人・二輪車 10m/s 以上) 通行止め:風速 25m/s 以上
県道屋我地仲宗根線 (ワルミ大橋)	今帰仁村天底～名護市我部	0.589 km	

資料：沖縄県北部土木事務所

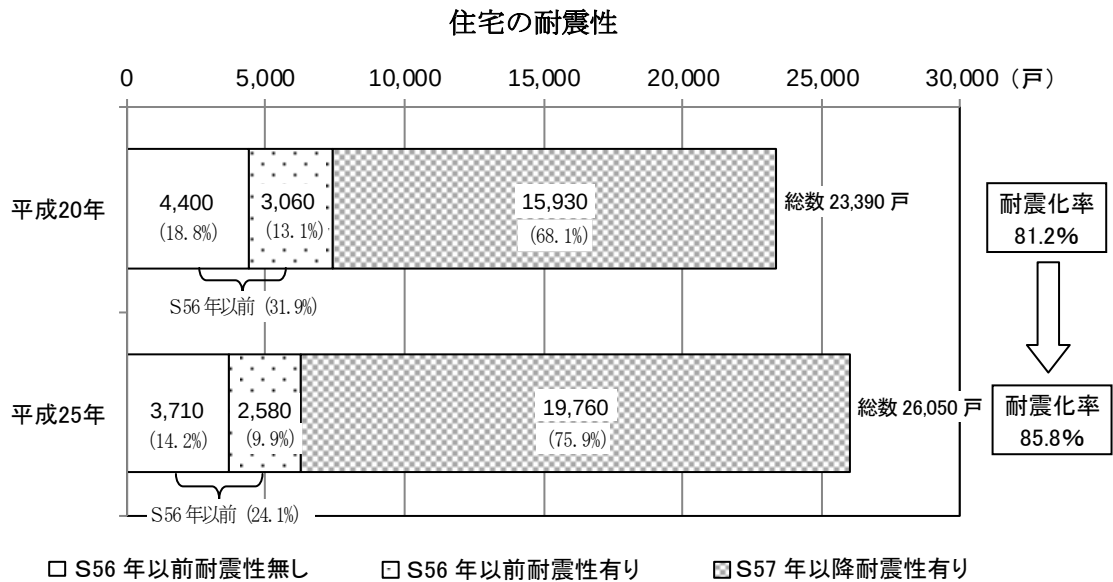
主要道路網図



4 住宅の耐震化の状況

新耐震基準で建築された昭和57年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和56年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するものを加えると、耐震性のある住宅は平成20年には18,990戸となり、耐震化率は81.2%となる。

同じく、平成25年は22,340戸となり、耐震化率は85.8%に向上している。



資料：名護市耐震改修促進計画（平成28年8月）

第2節 災害の想定

本市の気象、地勢及び地質等の地域特性から、本市では次に示す災害の発生が想定され、平常時から災害発生時を想定した対応・対策等に取り組む必要がある。

なお、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

第1 地震・津波以外の災害想定

1 台風

台風の接近により暴風雨、豪雨による被害が予想され、沖縄県が大規模な被害を受けた3つの台風を事例に、本市においても同規模の災害を想定する。

ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

(1) 昭和32年台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年(1957年)9月25日、26日
最大風速	47.0 m/s(那覇)
最大瞬間風速	61.4 m/s(那覇)
降水量	70.7 mm(那覇、25～26日)
死傷者・行方不明者	193名(うち死者及び行方不明者131名)
住宅全半壊	16,091戸

(2) 第2宮古島台風(昭和41年台風第18号 コラ)

襲来年月日	昭和41年(1966年)9月5日
最大風速	60.8 m/s(宮古島)
最大瞬間風速	85.3 m/s(宮古島)
降水量	297.4 mm(宮古島、3～6日)
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

(3) 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年(2003年)9月10日、11日
最大風速	38.4 m/s(宮古島)
最大瞬間風速	74.1 m/s(宮古島)
降水量	470.0 mm(宮古島、9～12日)
死傷者	94名(うち死者1名)
住宅全半壊	102棟(うち全壊19棟)

2 竜巻

本市では、大きな被害は発生していないものの、幾度か竜巻が発生しており、今後も発生の可能性が皆無ではなく、注意が必要である。

しかし、竜巻に関する気象情報は、台風等に比べると非常に規模が小さくまれにしか発生しないという竜巻の特性のため、予測が難しくその精度も低い。

そのため、気象情報と合わせて空の様態を眺めるなど、竜巻発生の前兆現象を実際に確認することなどが必要となる。

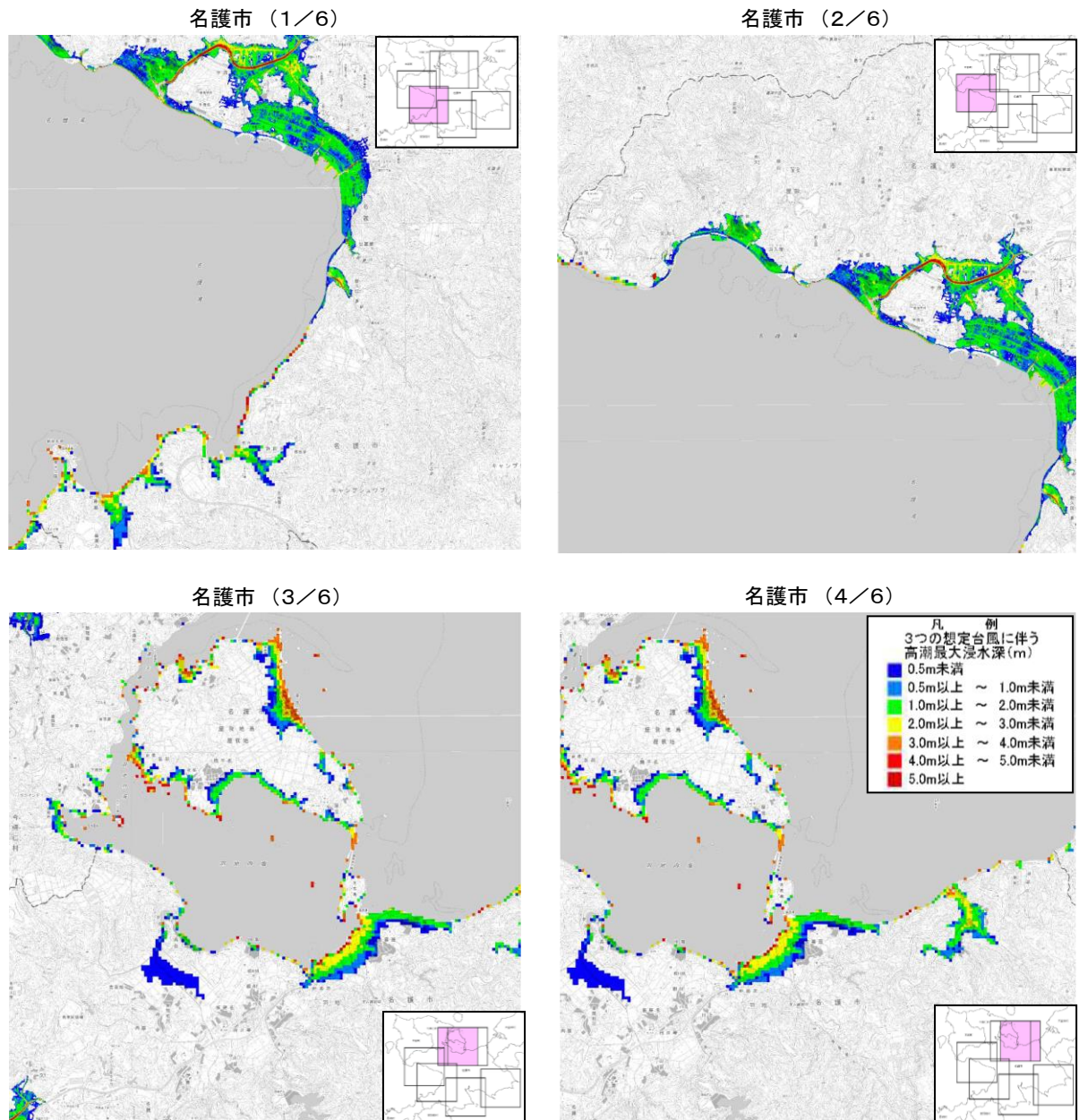
3 高潮（浸水想定）

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成 18 年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本市に関する予測結果の概要及び高潮浸水予測図は次のとおりである。

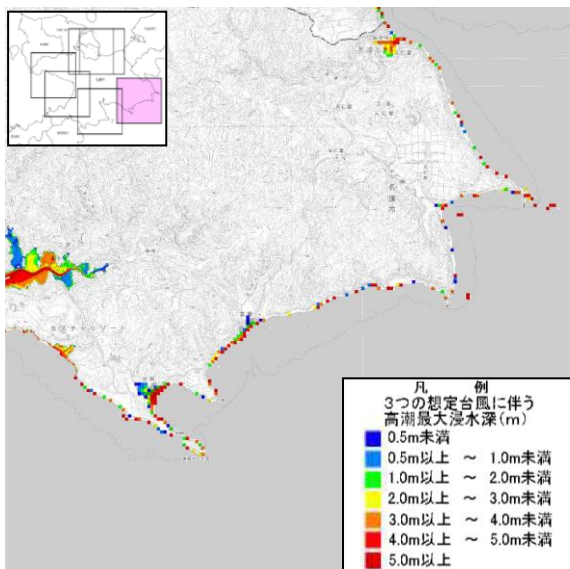
高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

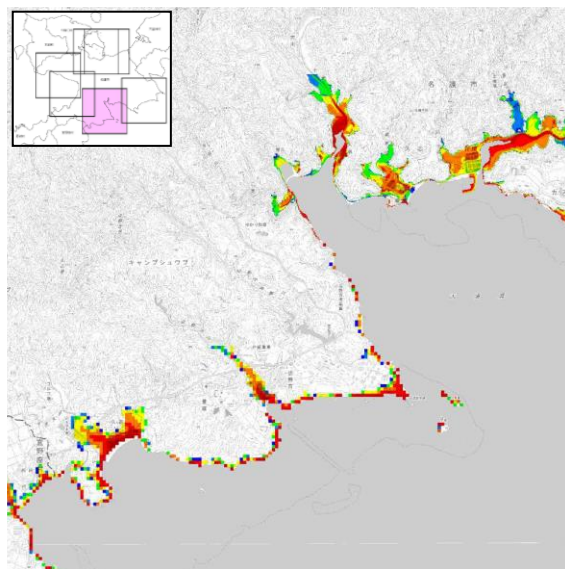
高潮浸水予測図



名護市 (5/6)



名護市 (6/6)



■高潮浸水予測の前提条件及び計算条件

- ・沖縄本島及びその周辺諸島に被害をもたらした特徴的な3つの台風を想定台風とし、各台風の最低気圧を既往最低の870hPaまで下げ、移動コースを本島周辺で最も大きな影響が出るように変更した仮想台風を、高潮想定台風としています。
- ・それぞれの想定台風ごとに、海岸構造物がまったく機能しない場合「効果なし」と完全に機能した場合「効果あり」の2パターンの計算を行いました。(全6ケース)
- ・この図には、全6ケースの最大の浸水範囲・最大浸水深を表示しています。
- ・高潮浸水予測は、台風の気圧低下に伴う「吸い上げ」による海面上昇、強風に伴う「吹き寄せ」による海面上昇及び高波による越波量(堤防を越えた波)を考慮しています。
- ・想定した台風が特定のコースで進んだ場合について計算を実施しているため、台風の規模が異なったり、他のコースを進んだりした場合には大きく結果が異なり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。(注2)

【シミュレーション条件】

(1) 高潮想定台風

① 想定台風 5115 (RUTH)	: 沖縄本島の西側を北上する台風
② 想定台風 6123 (TILDA)	: 沖縄本島の南側を西進する台風
③ 想定台風 7920 (TIP)	: 沖縄本島の東側を北上する台風

(2) 構造物

- 効果あり: 防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
効果なし: 防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース

(3) 潮位

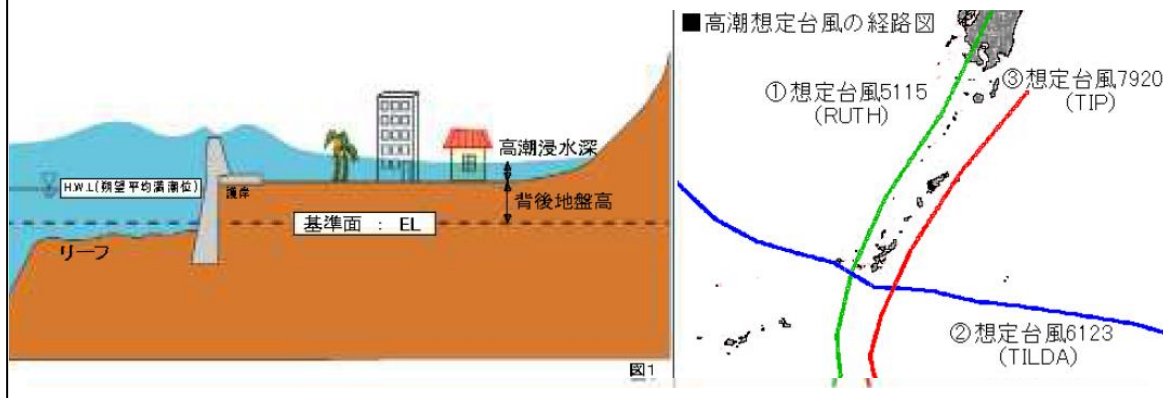
- : 朔望平均満潮位 (各月の最高満潮面を平均した潮位)
※高潮の最大水位と満潮時が重なった場合を想定しています。

※注1 高潮浸水深 (図1 参照)

高潮浸水深は、背後地の地表面からの水面の高さです。

※注2

- ・高潮浸水シミュレーションは、最小メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではないため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性があります。
- ・河道内や陸上では波浪の影響は見込んでいません。
- ・港湾や漁港などの防波堤や海岸の離岸堤や人口リーフ等による波浪低減効果は見込んでいません。



資料: 沖縄県津波・高潮被害想定調査 (沖縄本島沿岸域) (平成19年3月)

4 土砂災害（危険箇所・区域）

本市は、国頭脊梁山地が北東から南西に走っており、起伏が急峻で山の傾斜が急な上に地質がもろいという特徴のため、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所が多く分布しており、豪雨時や地震に伴う二次災害として、がけ崩れや土石流、地すべり等が発生した場合、大きな被害が予想される。

土砂災害危険箇所一覧

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分			指定箇所・地区数	
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流	I	31	245
		II	21	
		III	13	
		合計	65	
	急傾斜地崩壊危険箇所	I	71	
		II	108	
		III	0	
		合計	179	
	地すべり危険箇所		1	
山地災害危険地区	崩壊土砂流出危険地区		24	76
	山腹崩壊危険地区		53	
	地すべり危険地区		0	

資料：沖縄県地域防災計画、平成 29 年度沖縄県水防計画

土砂災害危険箇所の概要

区 分		概 要
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流	土石流発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある渓流。また、人家や公共施設がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する渓流も含む。
	急傾斜地崩壊危険箇所	崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが 5 m 以上、傾斜度が 30 度以上で、崩壊により被害を生じるおそれのある箇所
	地すべり危険箇所	空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所
山地災害危険地区	崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある渓流
	山腹崩壊危険地区	山腹の崩壊や落石により、災害が発生するおそれがある山腹斜面
	地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生するおそれがある山腹斜面

また、本市において、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づく指定区域は、現在 298 箇所が指定されている。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数

（平成 29 年 3 月現在）

	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)				土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)			
	急傾斜地の 崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地 の崩壊	土石流	地すべり	計
指定 箇所数	226	71	1	298	未指定※又はなし			

※未指定：特別警戒区域指定基準を満たした区域が設定されているが、指定はまだ行われていない。

資料：沖縄県土木建築部北部土木事務所

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名 称	概 要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、県知事が指定した区域	・土砂災害の恐れのある土地を公示 ・区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載 ・土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域	・建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保） ・住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告

5 火災

木造の住宅密集区域では、火災延焼の危険性が高いほか、高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも、大きな被害が発生することが予想される。

また、本市は森林率が高いため、林野火災発生危険性が高く、急峻な山地では水源の確保が困難なため、大規模な火災に拡大するおそれがある。

6 その他都市型災害

火気類・有毒類の爆発や高速化に伴う交通事故の大規模化等、時代の変化及び都市化により複雑かつ大規模な災害が予測される。

第2 地震及び津波の被害想定

地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、本市に関する被害予測の概要を次にまとめる。

1 想定地震

沖縄県地震被害想定調査では、県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から20の想定地震を設定し、被害予測を行っている。

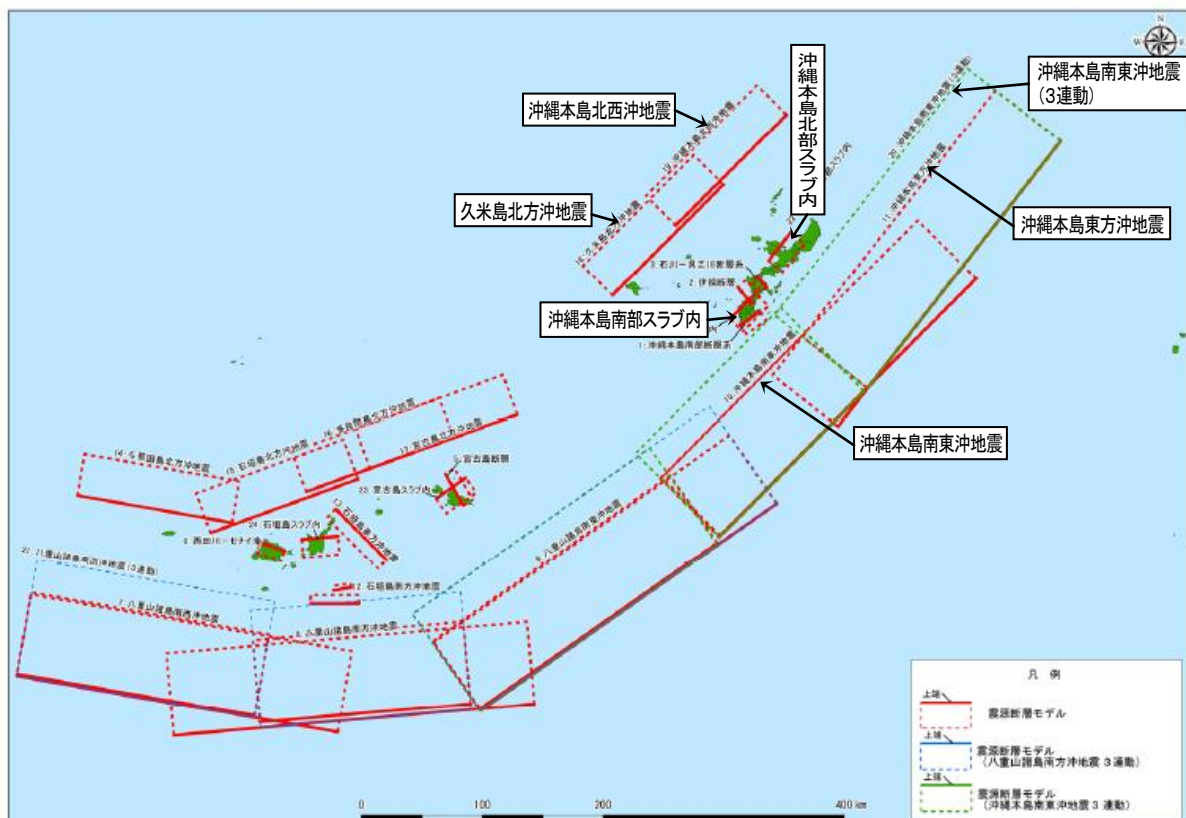
このうち、本市において相対的に大きな被害が予測された地震の概要は、次に示すとおりである。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	最大震度	ゆれ等の特徴
沖縄本島南部スラブ内	内陸型	7.8	6強	沖縄本島南～中部において震度が強い
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	6弱	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	6弱	津波浸水深の最大値を示す
久米島北方沖地震	海溝型	8.1	6強	久米島、粟国島において震度が強い
沖縄本島北西沖地震	海溝型	8.1	6弱	伊平屋島、伊是名島において震度が強い
沖縄本島南東沖地震 3連動	海溝型	9.0	6強	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い
沖縄本島北部スラブ内	内陸型	7.8	6強	沖縄本島中～北部において震度が強い

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

想定地震位置図



2 想定結果の概要

想定結果をみると、死者数は、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが1,814人で最も多く、次いで沖縄本島東方沖地震の1,628人となっており、そのほとんどは津波によるものである。

建物被害（全壊）についても、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが5,505棟と最も多く、次いで久米島北方沖地震の5,402棟となっており、その多くが津波によるものである。ライフラインについても沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多くなっている。

各想定地震の被害量は、次のとおりである。

想定地震による本市の地震・津波被害量予測一覧

	想定地震		沖縄本島 南部スラブ 内地震	沖縄本島 南東沖 地震	沖縄本島 東方沖 地震	久米島 北方沖 地震	沖縄本島 北西沖 地震	沖縄本島 南東沖地震 3連動	沖縄本島 北部スラブ 内地震
建物被害	全壊〔棟〕	地震	609	384	427	272	235	1,044	1,416
		津波	0	1,041	1,386	5,130	598	4,461	0
	半壊〔棟〕	地震	1,885	1,040	1,142	403	504	1,923	3,449
		津波	0	42	1,651	1,675	3,391	2,370	0
人的被害	死者 〔人〕	地震	7	2	3	2	1	19	28
		津波	0	1,482	1,625	479	187	1,795	0
	負傷者 〔人〕	地震	373	192	218	64	67	478	824
		津波	0	2,280	5,012	7,057	4,653	7,941	0
	要救助者 〔人〕	地震	143	64	77	18	14	280	426
		津波	0	31	262	2,702	1,190	2,475	0
	津波に伴う 要捜索者数〔人〕		0	3,761	6,640	7,536	4,840	9,736	0
ライフライン被害	上水道	断水人口 〔人〕	41,403	24,654	29,810	18,545	4,230	54,498	55,366
	下水道	支障人口 〔人〕	10,581	10,651	23,960	25,972	22,644	26,546	11,562
	電力	停電件数 〔軒〕	3,107	4,641	6,162	11,041	1,677	13,497	5,822
	通信施設	不通回線数 〔回線〕	2,274	3,950	5,322	11,003	1,732	11,871	4,302
避難者	避難所内〔人〕		812	3,056	10,223	13,496	10,524	17,306	1,666
	避難所外〔人〕		541	1,597	5,181	6,781	5,299	8,776	1,111
要配慮者被害〔人〕			172	649	2,170	2,865	2,234	3,674	354

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

※ 建物被害の“地震”は揺れ、液状化、土砂災害、地震火災の合計

※ 人的被害の“地震”は建物倒壊、土砂災害、地震火災、ブロック塀の合計

※ ライフライン被害は発災直後の被害想定

※ 避難者及び要配慮者被害は地震1日後の被害想定

※ 冬・深夜、夏12時、冬18時の季節・時刻の3シーンについて想定しているが、ここでは各シーンの最大値を記載した。

第3 津波の浸水想定

1 津波浸水想定

本市の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を次にまとめる。

(1) 切迫性の高い津波

本県では、これまでの地震被害想定調査等で対象とされてきた将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）において示されている津波浸水想定モデルのうち、本市に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は次のとおりである。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※）
①	沖縄本島北方沖（C01）	80 km	40 km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80 km	40 km	4m	
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80 km	40 km	4m	
④	久米島北方沖（B04E）	80 km	40 km	4m	
⑤	久米島南東沖（C02）	80 km	40 km	4m	

※ マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

次ページに、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

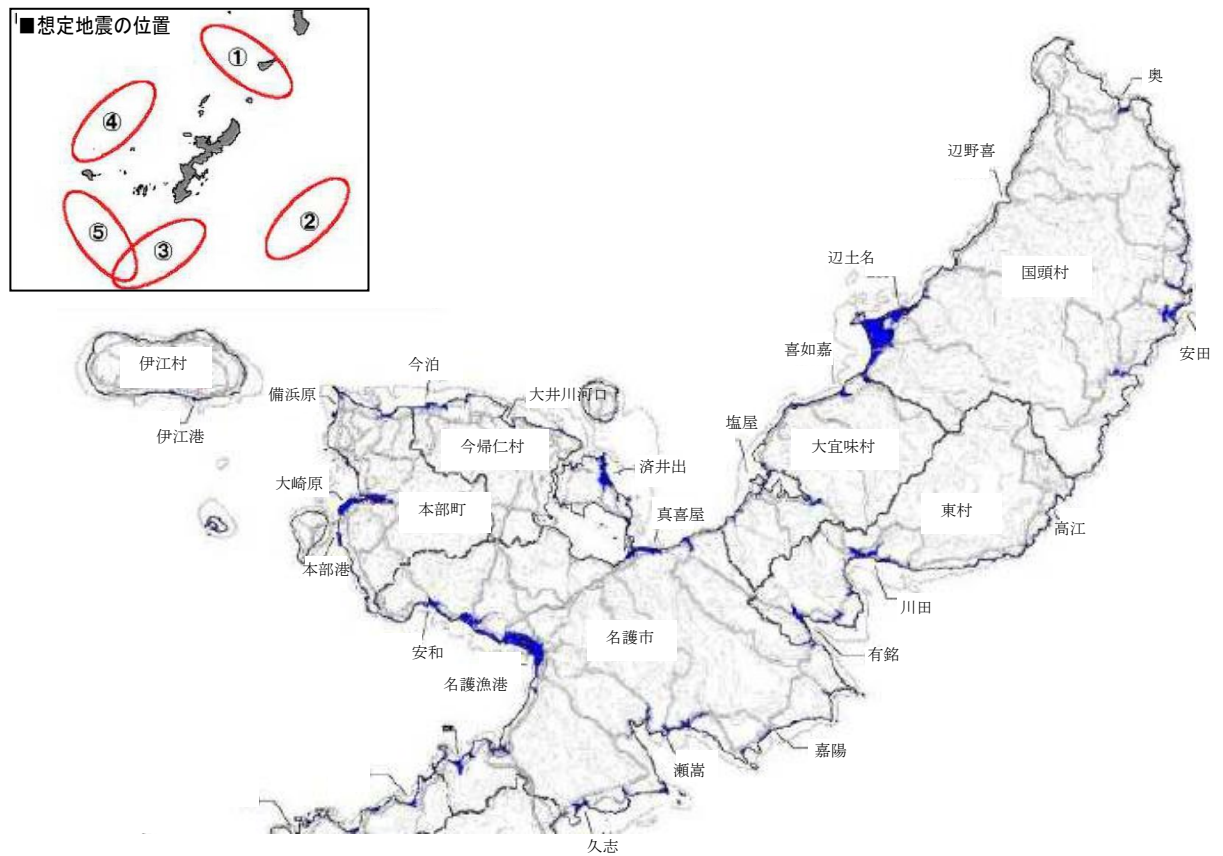
沿岸の最大水位：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

影響開始時間：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50 cm上昇するまでの時間

津波到達時間：津波第一波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

最大遡上高：津波が到達する最も高い標高

平成18年度 津波浸水想定結果（名護市付近）



	代表地点	沿岸の最大 水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)
名護市	真喜屋	3.9	4.7	25	45
	安和	4.3	5.3	17	30
	名護漁港	4.8	5.5	18	33
	嘉陽	7.2	7.7	14	22
	瀬嵩	3.2	5.1	18	27
	久志	2.2	3.3	22	29
	喜瀬	3.1	3.7	17	38

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成18・19年度）

(2) 最大クラスの津波

「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）において、平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。

なお、この予測結果は、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）において示されている津波浸水想定モデルのうち、本市に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は次のとおりである。

また、次ページに、津波浸水想定結果を示す。

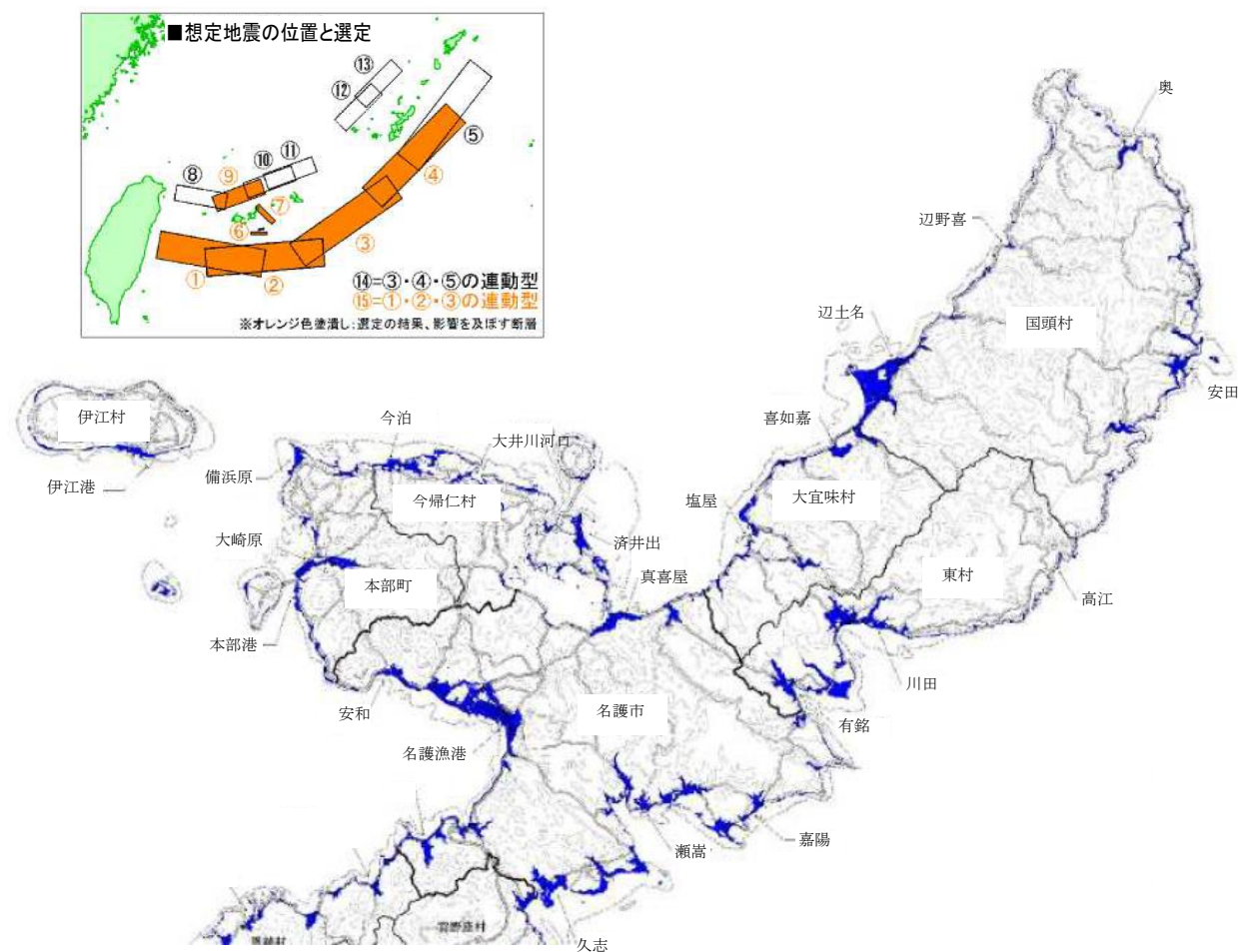
「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード （※）
④	沖縄本島南東沖地震		300 km	70 km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300 km	70 km	20m	8.8
⑫	久米島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240 km	70 km	20m	9.0
			170 km	70 km	20m	
			260 km	70 km	20m	

※ マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

平成 24 年度最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定。



	代表地点	沿岸の最大 水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)
名護市	嘉陽	21.9	27.5	12	16
	瀬嵩	17.1	20.7	17	19
	久志	15.8	18.6	17	20

■津波シミュレーションについて

- ・全想定地震（18・19年度は14）の中から、市町村ごとに影響の大きい2～4つの想定地震を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行った。

■シミュレーションを行った結果から、最大の浸水範囲、浸水深を表示している。

■構造物

効果あり：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防等の施設が全て有効に機能したケース

効果なし：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防等の施設の機能が失われたと想定したケース

資料：沖縄県津波被害想定調査（平成24年度）

(3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。

なお、この予測結果は、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）において示されている津波浸水想定モデルのうち、本市に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は及び津波浸水想定結果は次のとおりである。

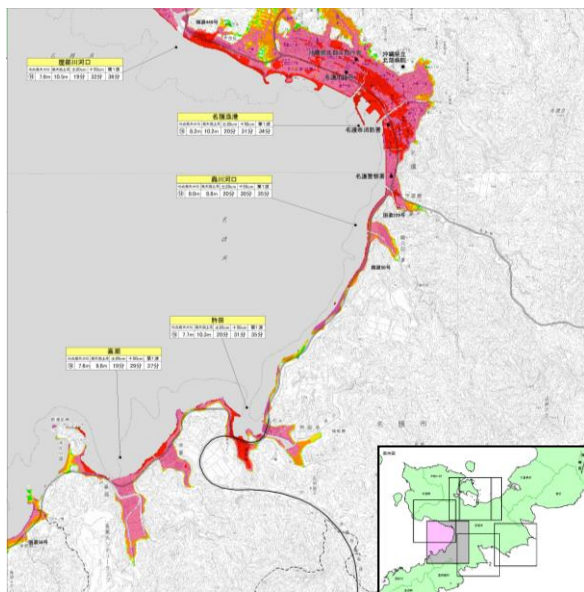
「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※ ¹ ）
④	沖縄本島南方沖地震				
⑤	沖縄本島南東沖地震（※ ² ）	300 km	70 km	20m	8.8
⑥	沖縄本島東方沖地震	300 km	70 km	20m	8.8
⑦	沖縄本島北東沖地震				
⑭	久米島北方沖地震	130 km	40 km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130 km	40 km	8m	8.1

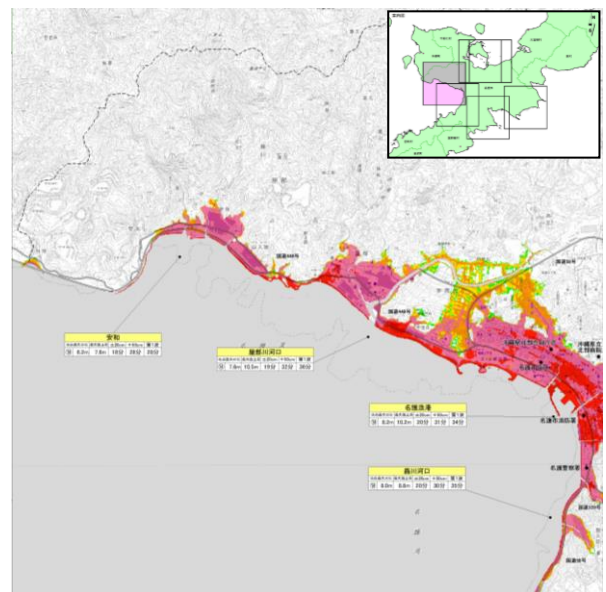
※¹ マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※² 1791 年の地震の再現モデル。

名護市（1／6）



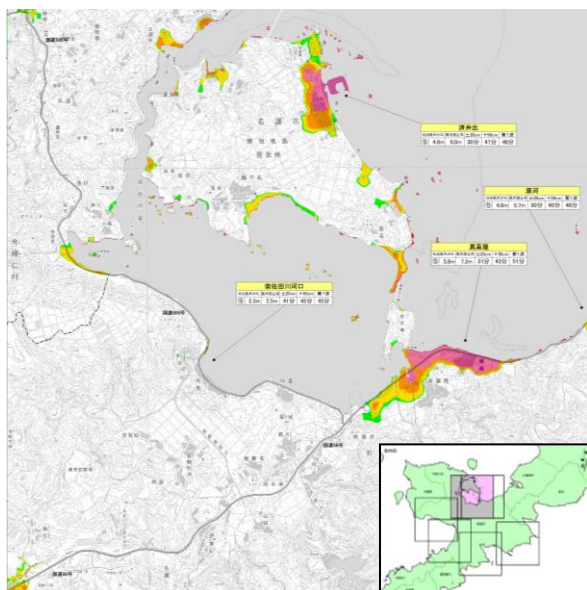
名護市（2／6）



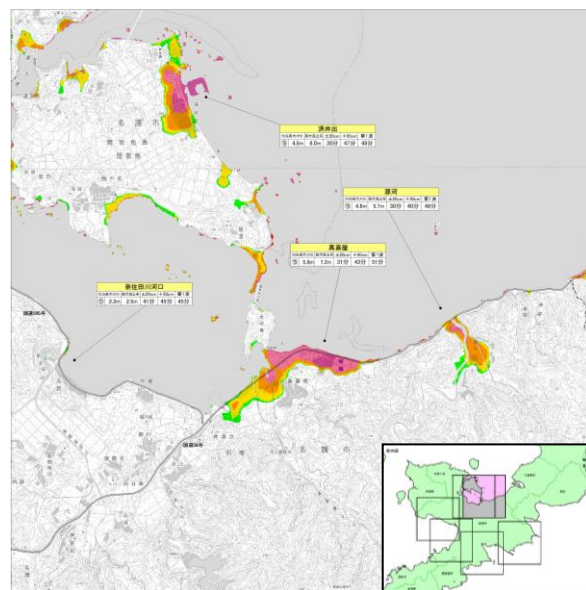
想定津波の最大浸水深(m)

0.01m以上 0.3m未満	5.0m以上 10.0m未満
0.3m以上 1.0m未満	10.0m以上 20.0m未満
1.0m以上 2.0m未満	20.0m以上
2.0m以上 5.0m未満	

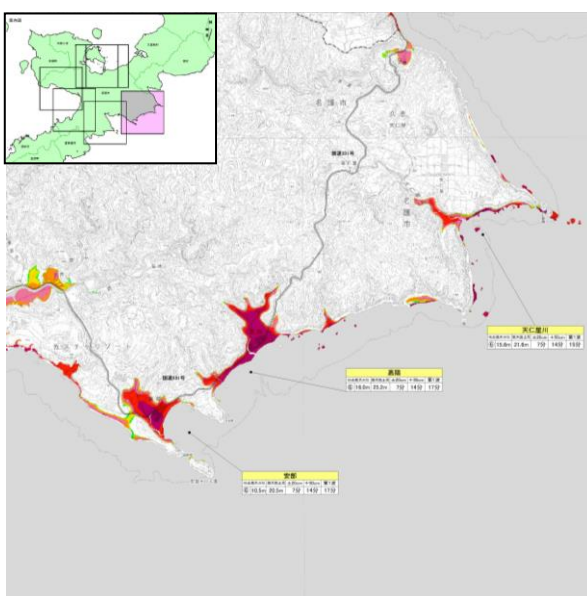
名護市 (3/6)



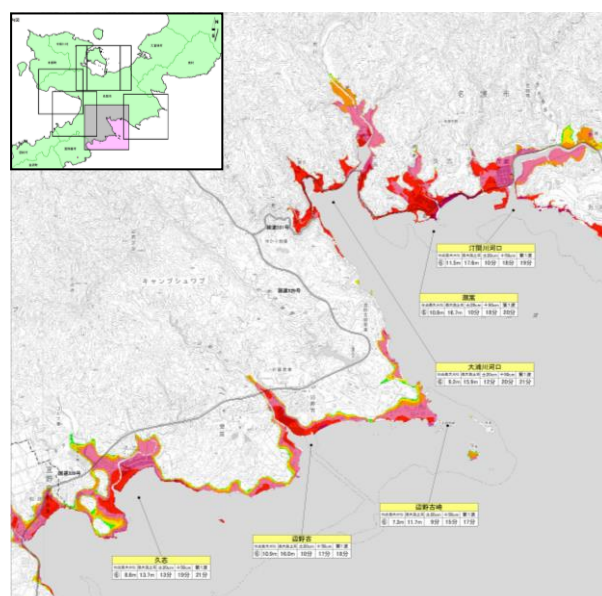
名護市 (4/6)



名護市 (5/6)



名護市 (6/6)



	代表地点	沿岸の最大 水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)
名護市	喜瀬	9.8	19	29	37
	名護漁港	10.2	20	31	34
	安和	7.6	18	28	28

■津波浸水シミュレーションについて

- ・全想定地震（26年度は16）の中から、地域海岸ごとに影響の大きな想定地震を1～6つ選定し、シミュレーション結果を重ね合わせて、最大となる浸水域、最大となる浸水深を示している。

第3節 名護市の立地特性からみた防災課題

名護市の自然条件及び社会条件からみた防災課題について次に示す。

立地特性			防災課題
自然条件	地形・地質	・国頭脊梁山地が北東から南西に走っており、起伏が急峻で山の傾斜が急な上に地質がもろいという特徴のため、地すべり等の土砂災害が発生しやすい条件にある。	◆土砂災害、砂防、河川改修、高潮対策等社会基盤の整備・充実を図る必要がある。
		・河川は流路延長が短く、かつ河床勾配が大きいため、下流域の集落では洪水、地すべり、がけ崩れ等の被害を受けやすい状況にある。	
		・市街地開発及び宅地造成等により、軟弱な地盤等を埋め立てた地域においては液状化の危険性がある。	
	気象	・本市を含む沖縄地方は最も顕著な台風常襲地域であり、本市への接近数は年平均7.4個と、毎年のように強風や豪雨による被害を受けている。	◆高潮対策や土砂災害対策等の強化、台風期における防災態勢の強化を図る必要がある。
		・県の地震及び津波の被害想定調査では、周辺で最大震度6強の地震が発生することが予測されており、建物被害及び人的被害の多くは地震に伴う津波が原因となっている。 ・本市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。	◆大規模地震や津波対策の強化に取り組む必要がある。
社会条件	土地利用	・可住地面積は約35%で、林野面積が約65%を占めている。	◆林野火災対策が必要である。
		・本市の既成市街地では、住宅密集地や老朽建築物、袋小路、狹隘道路等が点在しており、改善が必要となっている。	◆老朽建築物の建替えや狹隘道路の改良、オープンスペースの確保等、市街地の防災環境の整備充実を図る必要がある。 ◆安全な避難路、避難場所の確保を図る必要がある。
		・地区によっては、人口流出に伴い、空き家や遊休農地が増加している。	◆空き家等の崩壊・倒壊や火災発生を防止するため、適正管理や解消に努める必要がある。

立地特性			防災課題
社会条件	人口の概況	・本市の総人口は緩やかな増加傾向にあるが、2020年をピークに減少することが予測されている。また、地区によっては、既に人口減少による若年層の流出が顕著となっている。	◆共助による地域防災力の向上や自主防災活動の活性化を推進する必要がある。 ◆高齢者等の要配慮者に対する避難支援体制の強化を図る必要がある。
		・農村部を中心に、少子高齢化が進行している。	
	昼夜間人口	・本市は昼間人口の方が多く、災害時には帰宅困難者が発生するおそれがある。	◆帰宅困難者等への情報提供や避難誘導、安全な避難場所の確保等の対策を検討しておく必要がある。
	観光入込客数	・市内の観光施設入込み数は、年間620万人を超え、外国人観光客も増加傾向にある。	◆災害時における観光客等の避難誘導体制の整備を図る必要がある。
	道路・交通	・県内の骨格となる道路ネットワークが不十分であり、また、市内中心部では渋滞が日常化しており、災害時における円滑な物資輸送や受援に支障をきたすおそれがある。	◆複眼的な緊急輸送路の確保や輸送手段の対応等について検討しておく必要がある。 ◆応援等が到着するまでの間を自力で乗り切れる防災資源の充実・強化を図る必要がある。
		・台風や高潮時に、市内沿岸道路の一部において冠水が発生している。	◆危険箇所の改善等、道路の防災性・安全性の向上を図る必要がある。
		・東海岸地区に事前通行規制区間があり、災害により規制実施がなされた場合、孤立集落が発生する。	◆災害時の孤立集落発生回避に向けた対策強化を図る必要がある。

第3編 防災対策の基本理念

第1 基本理念

本市の防災対策に当たっては、人命被害ゼロを目標として、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。

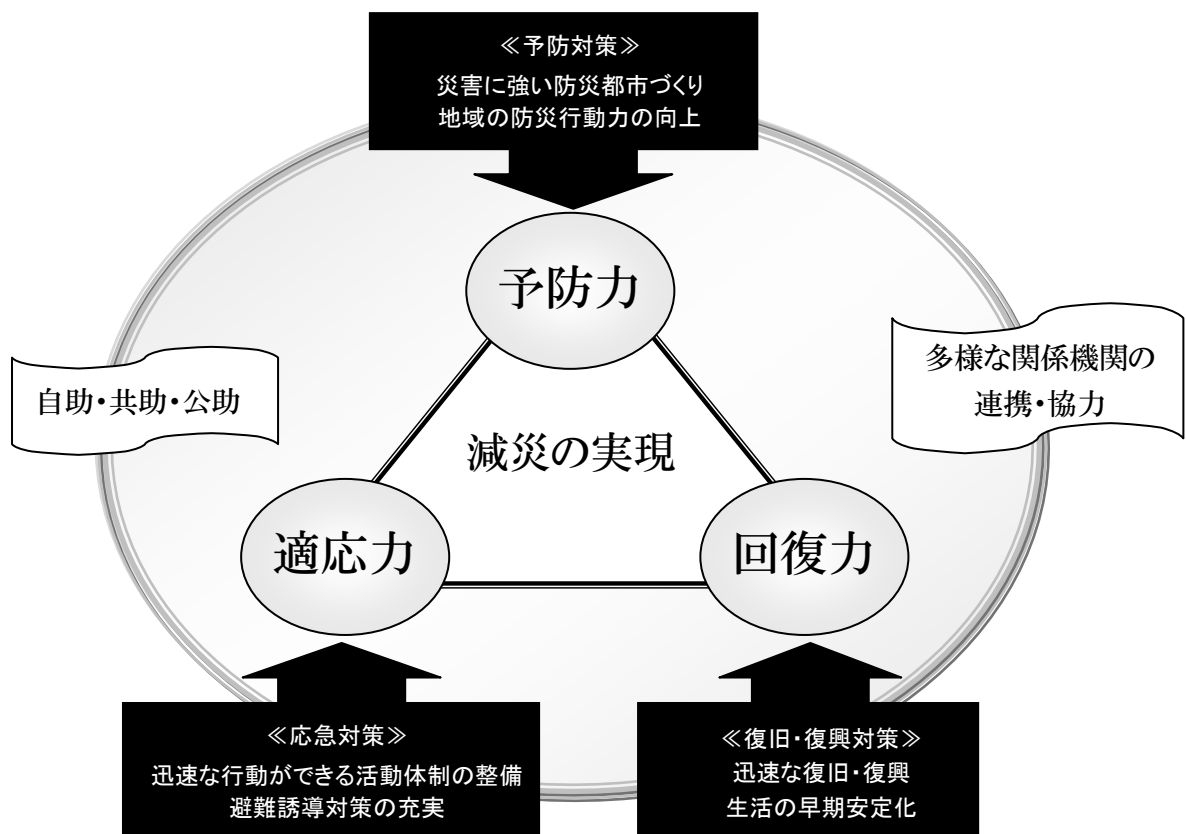
災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化するとともに、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることが重要である。

そのためには、被災地の経験を踏まえて災害予防、応急対策、復旧・復興対策の各計画分野を一貫する体系的・総合的な地域防災計画を確立し、市の各部局や事業者、その他市域内の全ての組織、人々が手を携えて、その実現を目指す必要がある。

また、減災の実現には、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するとともに、住民、事業者、ボランティア、防災関係機関等が連携・協力し、ソフト・ハードの両面から様々な施策に取り組んでいく必要がある。

以上の考え方をもとに、本計画では3つの基本理念「予防力」、「適応力」、「回復力」を掲げ、防災対策を推進する。

名護市 防災対策の基本理念 概念図



第2 主な取組

予防力 《予防対策》

◎災害に強い都市防災づくり

恒久的に災害に強い都市づくりを目指し、治山・治水対策の推進や建築物の耐震化・不燃化、防災空間の確保、災害に強いライフラインの整備等、災害に強い都市構造の構築を推進する。

◎地域の防災行動力の向上

市民一人ひとりが減災都市づくりの担い手であることを念頭に置き、防災知識の普及啓発や自主防災組織の育成・支援、防災訓練等を推進し、地域の防災行動能力の向上を図る。

適応力 《応急対策》

◎迅速な行動ができる応急活動体制の整備

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となり、様々な情報伝達手段の整備や速やかな初動体制の確立、迅速な救助・救急活動体制等、応急対策を総合的・効果的に行うための活動体制の整備を図る。

◎避難誘導対策の充実

住民等の早期避難と安全確保を図るため、的確な避難勧告等の発令や避難情報の伝達体制の整備、円滑な避難誘導體制の整備等を推進する。特に、避難行動要支援者に対しては、地域の中で素早く安全に、安否確認や避難誘導等が行われる体制づくりを推進する。

回復力 《普及・復興対策》

◎迅速な復旧・復興

被害を受けたとしても速やかな復興を可能とする都市を目指し、平常時から都市基盤の応急復旧や復興に関する計画づくりを進め、発災後の速やかな施設復旧と被災地の復興を図る。

◎生活の早期安定化

被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から支援・援助方策等を検討するとともに、被災者に対し速やかな支援を実施することで、日常生活の早期回復と安定化を図る。

第2部 地震・津波編

地震・津波編では、地震・津波対策に係る予防計画、応急対策計画及び災害復旧・復興計画に関する事項を定める。

第1部 基本編

第2部 地震・津波編

第3部 風水害編

第4部 その他の災害対策編

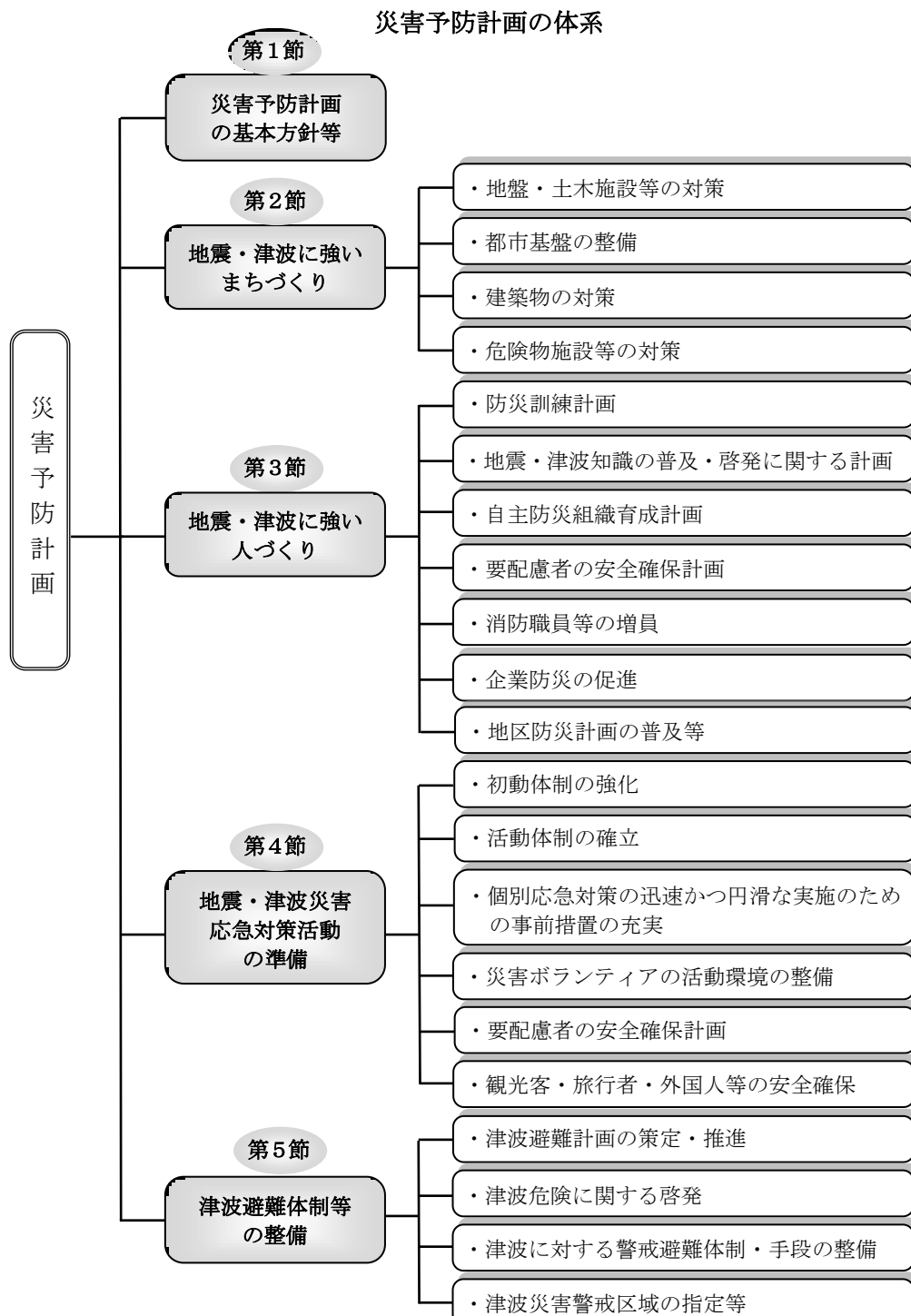
資料編

第1編 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等

第1 災害予防計画の基本的な考え方

地震・津波災害に対して住民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくり」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「津波避難体制等の整備」の4つに区分した計画構成とする。



1 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限にとどめ、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

2 地震・津波に強い人づくり

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災機関職員や住民の防災行動力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 要配慮者の安全確保計画
- (5) 消防職員等の増員
- (6) 企業防災の促進
- (7) 地区防災計画の普及等

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

- (1) 初動体制の強化
- (2) 活動体制の確立
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
- (4) 災害ボランティアの活動環境の整備
- (5) 要配慮者の安全確保計画
- (6) 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

4 津波避難体制の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策の全ての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 津波災害警戒区域の指定等

第2 災害予防計画の推進

1 減災目標〔各関係課〕

市は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用〔各関係課〕

市は、国、県等の防災事業を積極的に活用し、防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、知事は社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県防災計画及び市防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

市は、県に対して次の意向を伝え、事業の具体化を図る。

名護市の整備推進施設等

- ・避難場所
- ・避難路
- ・消防用施設
- ・消防活動用道路
- ・緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、共同溝
- ・医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- ・津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ・砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- ・地域防災拠点施設
- ・飲料水確保施設、電源確保施設
- ・非常用食糧、救助用資機材等の備蓄倉庫
- ・負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- ・老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策
- ・その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、市及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進に関する計画〔関係各課〕

国、県が実施する地震・津波防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業や、新しい知見をこの計画に反映するよう努める。

(1) 防災研究の目的・内容

市は、県の地震・津波災害警戒区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例を参考に、地震・津波による地盤振動、液状化、斜面崩壊、その他の災害予想危険箇所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害について資料収集、被災原因の分析を行うとともに、可能な限り具体的な減災目標を設定し、市防災計画の見直しに反映させる。

(2) 防災研究の実施体制

市は、防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第2節 地震・津波に強いまちづくり

施策の体系	担当
第1 地盤・土木施設等の対策	関係各課、県
第2 都市基盤の整備	関係各課
第3 建築物の対策	関係各課
第4 危険物施設等の対策	関係各課、県

第1 地盤・土木施設等の対策（関係各課、県）

各種の地震災害から市土を保全し、住民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の整備及び改良の事業については、県と協力し、この計画の定めるところによる。

1 地盤災害防止事業（関係各課）

（1）危険性

地震被害想定調査によると、本市は液状化現象により、建物被害が発生することが予測されている。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の斜面造成地の危険性を把握する必要がある。

（2）対策

地震災害を念頭にした市内の市街地開発、産業用地の整備並びに地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は、次のとおりである。

対 策	内 容
補強対策の実施	市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の構造物の補強対策を推進する。
地盤改良の徹底	今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良を推進する。
技術的対応方法の周知	液状化被害のある地盤情報やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるが、その成果について積極的に住民や関係方面への周知・広報を図る。
法令遵守の徹底	阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

2 砂防事業（総務課（総））

（1）現況

市内には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所や山地災害危険地区等が多く分布しており、地震発生に伴い、土砂崩壊や地すべり等が発生するおそれがある。

（2）対策

市は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、本計画に避難体制に関する必要な事項を定める。

3 河川施設整備事業（建設土木課、維持課）

（1）現況

通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による護岸の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれがある。

このため、河川護岸及び河川構造物の耐震対策を検討する必要がある。

（2）対策

対 策	内 容
護岸の嵩上げ	地震災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業として、地盤沈下の顕著な地域での護岸の嵩上げ等が必要であることから、対象区間において、後背地の資産状況等を勘案して事業を推進する。

4 道路施設整備事業（建設土木課、都市計画課）

（1）現況

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を発揮するため、今後も災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

（2）対策

対 策	内 容
道路施設の整備	道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強対策を推進する。
	道路 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等の対策工事を行う。
	橋りょう 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋りょうについては架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。
緊急輸送路ネットワークの形成	市は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、これらと交通拠点へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。
道路啓開用資機材の整備	事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保を図る。
応急復旧体制の確保	市は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、災害時応急対策業務協定（名護市建設五団体）により協力を要請する。 また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、各道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検するよう努める。

5 漁港整備事業（農林水産課）

（1）現況

市では、漁港の防災対策として、台風・高潮被害を念頭に重点的な施設整備を実施してきており、今後も整備充実に努める。

（2）対策

対 策	内 容
漁港整備事業	漁港は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものである。このため、地震、津波によっても大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点漁港とそれを補完する漁港において、耐震強化岸壁、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。
応急復旧体制の確保	市は、県や関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。 また、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保について、災害時応急対策業務協定（名護市建設五団体）により協力を要請する。

名護市の漁港一覧

種 別		名 称	指定年月日
県管理	第2種漁港	名 護 漁 港	S41. 7. 5（S63. 3. 31）
市管理	第1種漁港	汀 間 漁 港	S62. 6. 13
		辺野古漁港	S47. 5. 12
		屋我地漁港	H13. 3. 19
		仲尾次漁港	S44. 10. 7

※第1種漁港：その利用の範囲が地元の漁業を主とするもの

資料：県漁港漁場課

第2種漁港：その利用の範囲が第1種漁港よりは広いが全国的な利用ではないもの



名護漁港

6 農地防災事業の促進（農業政策課）

市は、液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川等の決壊等による二次災害として表面化する農地被害への対策として、地震に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止を図る。

7 海岸保全施設対策（県）

海岸の保全については、海岸法第2条の2に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進することとなっており、市は、県に対して次の対策を推進するよう要請する。

- (1) 津波、高潮等の災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備
- (4) 水門、陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化、遠隔操作化の取組
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じた耐震性の強化

8 上水道施設災害予防対策（水道施設課）

(1) 施設の耐震性の強化

市は、上水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、多重化等により供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

市は、災害時における円滑な応急給水について、県企業局及び他市町村水道事業体から広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を点検する。

水道普及状況

(平成27年3月末現在)

種 別	か所数	給水人口（人）	
上水道	1	60,299	普及率 100%
簡易水道	1	566	
専用水道	3	0	
合 計	5	60,865	

資料：県生活衛生課「沖縄県の水道概要 平成27年度版」

9 下水道施設災害予防対策（下水道課）

（１）施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

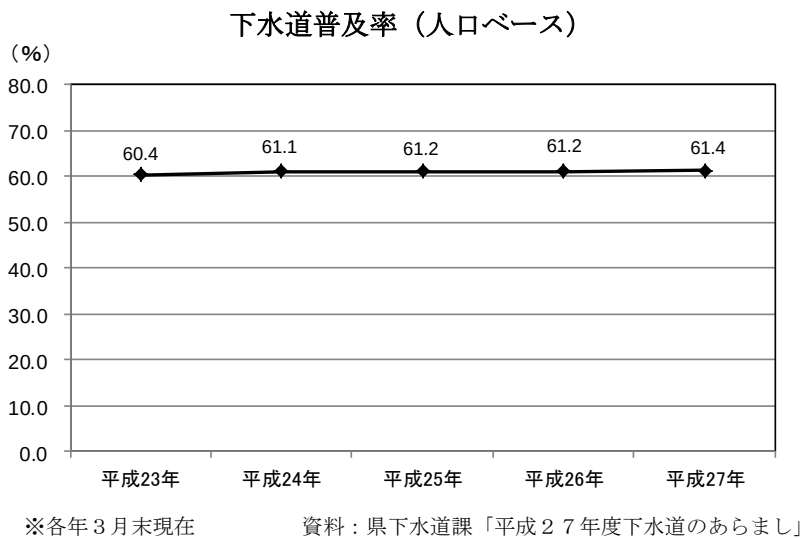
市は、下水道施設の施工に当たっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化等災害に強い下水道の整備を図る。

（２）広域応援体制の整備

市は、「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、県が整備する受入れ体制等を確認する。

（３）民間事業者等との協定締結等

市は、民間事業者等との協定締結等により、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、地震発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。



10 高圧ガス災害予防対策（県）

市は、地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、L P ガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進並びに安全機器の普及等を推進する。

11 通信施設災害予防計画（総務課（総）、企画情報課）

市、県及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

（１）災害用情報通信手段の確保

市は、次について考慮の上、災害用情報通信手段の確保等を行う。

災害用情報通信手段の確保対策

対 策	内 容
代替手段等の確保	・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）
冗長性の確保	・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化
電源の確保	・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ・ＩＰ電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策
確実な運用への準備	・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟 ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練 ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等） ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要なときは総務省と事前調整）

（２）情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、次の対策を図る。

情報通信機器等の充実

整備項目	内 容
有線・無線による ２ルート化	市は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、有線・無線による２ルート化を図る。
防災行政無線の デジタル化	市は、防災行政無線のデジタル化により、住民への防災情報伝達手段を確保する。難聴地域に対しては、必要に応じて拡声子局等の増設を検討する。
全国瞬時警報システム （Ｊ－ＡＬＥＲＴ） の活用	全国瞬時警報システムにより受信する国民保護情報や緊急地震速報等の情報は、多様な手段により住民へ伝達を図る。

(3) 通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生じる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(4) 停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性を考慮し、長時間の停電に備え自家発電設備の整備を図る。

また、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置を推進する。

12 通信・放送設備の優先利用（総務課（総））

(1) 優先利用の手続

市は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本（株）沖縄支店及び（株）エフエムやんばるとあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておく。

(2) 放送設備の使用

市は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続の円滑化等についてあらかじめ協議して定めておく。

第2 都市基盤の整備（関係各課）

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進する。

1 防災的土地利用の推進（都市計画課）

(1) 防災的土地利用に関する事業の基本方針

地震・津波災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、次のとおりである。

防災的土地利用に関する事業の基本方針

◎ 防災上危険な市街地の解消

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設の整備を検討する。

◎ 新規開発に伴う誘導

新規開発等には、防災の観点から総合的な見地に立った誘導を行い、都市の安全性の向上を図る。

また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により安全な市街地の形成を図る。

(2) 防災的土地利用に関する事業の検討

事業	内容
土地区画整理事業	市が施行している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の完成を急ぐ。
市街地開発事業	都市防災、公共施設の緊急な整備と住宅施設・商業施設の整備を考慮し総合的な都市再開発を推進する。
新規事業に伴う誘導	危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用の誘導を行う。

2 市の防災構造化（関係各課）

(1) 市の防災構造化に関する基本方針

防災を明確に意識した市の防災構造化に関する基本方針は、次のとおりである。

市の防災構造化に関する基本方針

◎ 都市基盤施設の整備や建築物の不燃化・耐震化等により、防災空間を確保・拡充する。

◎ 市は、道路、公園、河川、漁港、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、避難場所、避難路、避難場所明示看板の整備に係る事業の計画を策定し、市の防災化対策を図る。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

地震・津波に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、次のとおりである。

事業	内容
防災上重要な道路の整備	・避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を検討する。 ・市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を検討する。
緑地の整備・保全	・土砂災害の危険性が高い山麓部等の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携や緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を関係機関等へ要請する。
避難場所・避難路の確保、避難場所明示看板の設置	・広域避難場所となる都市基幹公園等や一次避難場所となる住区基幹公園を計画的に配置・整備する。 ・必要に応じて、下水処理場等のオープンスペースを利用した避難場所及び避難路を確保する。 ・誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。
ライフライン等の共同溝の整備	○ライフライン施設 ・ライフライン施設の地震・津波による被害を最小限に止めるため、電線、水道管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。 ・医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を推進するよう、関係機関等へ要する。 ○廃棄物処理施設 ・廃棄物処理施設については、災害時の電力の熱の供給等可能とする始動用緊急電源や電気・水の供給設備の設置等に努める。 ・広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。
防災拠点の確保	災害時における避難場所、災害応急対策活動の場として、また、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、バックアップ機能や情報発信基地機能等を備えた中枢防災活動拠点を確保する。

3 地震火災の予防（関係各課）

（1）地震火災予防事業の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、次のとおりである。

地震火災予防事業の基本方針

- ◎ 不燃化の検討
防火、準防火地域における建築物の不燃化を検討する。
- ◎ 消火活動困難地域の解消
市街地の不燃化事業や土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消を検討する。
- ◎ 延焼遮断帯等の確保
広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより、延焼遮断帯を形成し、火災の延焼防止を図る。
- ◎ その他の地震火災防止のための事業
消防水利・貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

（2）地震火災予防事業の検討

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は次のとおりである。

事 業	内 容
防火・準防火地域の検討	商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、不燃化を検討する。
公営住宅の不燃化推進	市営住宅については、地域性、老朽度等を考慮し、建替えによる住宅不燃化の推進を図る。
耐震性貯水槽等・消防水利の整備	消防力の基準等に照らし、消防力施設の充足状況を勘案し、各種事業による耐震性貯水槽等の消防水利の整備を推進する。

4 津波に強いまちの形成（関係各課）

津波に強い都市構造化を図るため、次の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を推進する。

津波に強いまちの形成に向けた主な取組

（1）安全で確実な避難の確保

- 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表するとともに、安全な土地利用及び津波発生時の警戒避難体制の整備
- 徒歩による避難を原則とし、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりの推進

（2）津波災害に強い都市構造の構築

- 津波浸水想定区域等における自然・社会経済特性や施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策の推進
- 津波に強いまちの形成
 - ・短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の検討
 - ・民間施設の活用による避難場所の確保及び建築物や公共施設の耐浪化 等

（3）津波対策で必要となる施設整備の推進

- 臨海部に立地する漁港等の施設に対する被害軽減のための施設整備の推進
 - ・海岸保全施設等の整合的な整備及び諸機能の維持・継続
 - ・堤外地も含めた避難施設の整備 等
- 緊急輸送道路や輸送拠点（漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備

（4）災害に強い組織・人づくり

- まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりの推進
- 職員に対するハザードマップ等を用いた防災教育の充実

第3 建築物の対策（関係各課）

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「名護市耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

1 建築物の耐震化の促進

（1）公共施設の耐震性確保

市は、庁舎や消防施設をはじめ、医療機関、学校、所管する施設等防災時の拠点となる建築物や不特定多数の者が利用する公的建造物の耐震性を確保する。

ア 市は、所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定するとともに、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについて耐震改修の促進に努める。

イ 特に、防災拠点となる公共施設については、耐震化率等の数値目標を設定する等、計画的かつ効果的な実施に努める。

ウ 市は、所有する公共建築物等の耐震診断の実施状況や実施結果を基にした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

（2）一般建築物の耐震性確保

ア 市は、住宅をはじめ不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、商店、ホテル、旅館等の耐震診断・耐震改修等による一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

イ 市は、一般建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修相談窓口の開設、講習会の開催等により、住民に対して耐震化の必要性についての周知を図る。

ウ 市は、耐震化の専門家を派遣して点検や相談に応じる取組等、県や関係団体と協力のもとに実施し、一般建築物の耐震性向上に向けた体制の強化を図る。

（3）その他の取組

市は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じこめ防止対策を促進する。

主な落下物

屋外落下物	屋内落下物
・窓ガラス（の飛散） ・外装材（外壁タイル、モルタル等） ・ウインドクーラー ・屋上広告物 ・吊り看板 ・高架水槽 等	・照明器具 ・家具の転倒 ・棚上の荷物 等

2 ブロック塀対策（関係各課、県）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本市においては、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、次の対策を実施検討する。

市は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

第4 危険物施設等の対策（関係各課、県）

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図る。

1 危険物災害予防計画

（1）危険物製造所等に対する指導

消防本部は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

危険物製造所等の地域別施設状況調べ

平成28年3月末現在

	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所			一般取扱所	移送取扱所	合計
								営業用	自家用	船舶用			
名 護	1	8	1	15	3	8		14	8	2	11		71
屋 部	3	8		4		18		2	4		10		49
羽 地		4		3		7		5	3	1	3		26
屋我地				2				1	1				4
久 志	1	2		4		2		2	2		3		16
合 計	5	22	1	28	3	35	0	24	18	3	27	0	166

資料：名護市消防本部

(2) 危険物運搬車両に対する指導

ア 消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送や運搬上の安全確保や取扱基準の厳守を求めるとともに、車両火災防止及び安全運転の励行を呼び掛ける。

イ 消防本部は、必要に応じ警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び保安監督者は、取扱者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施し、消防本部は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防火体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ、地震・津波災害の予防に万全を期する。

危険物製造所等の予防対策

対 策	内 容
火災、爆発等の防止対策	取扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。
危険物施設の管理、点検	危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。
保安設備の維持	危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。
保安体制の整備、確立	危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防機関等に対する通報体制を確立する。 また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。
従事者に対する教育訓練	危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的若しくは必要に応じて、地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

2 毒物劇物災害予防計画（県）

市は、県と協力し、地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、次の事項の徹底を図る。

毒物劇物の災害予防

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物の地震・津波発生時の危害防止規定の策定
- (3) 耐震等の定期点検及び補修の実施
- (4) 防災教育及び訓練の実施
- (5) 事故対策組織の確立

3 火薬類災害予防計画（県）

市は、地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、県警察本部、第十一管区海上保安本部、（一社）沖縄県火薬類保安協会等と平常時より連絡を密にし、不測の事態が発生した際には、早期の情報収集を図る。

第3節 地震・津波に強い人づくり

施策の体系	担当
第1 防災訓練計画	総務課（総）
第2 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画	総務課（総）、予防課、消防署、学校教育課、地域力推進課
第3 自主防災組織育成計画	総務課（総）、警防課
第4 消防職員等の増員	総務課（消）
第5 企業防災の促進	総務課（総）
第6 地区防災計画の普及等	総務課（総）

第1 防災訓練計画（総務課（総））

地震・津波災害への防災活動体制を確立し、防災思想の普及を図るため、市、県、防災機関及び住民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

本市の地震・津波防災訓練の基本方針は、次のとおりとする。

（1）実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等の獲得を目指した訓練とすることを第一とする。

（2）地震・津波防災訓練の実施

様々な想定状況の下、生じうる問題点・課題を明確化し、関係機関相互の連携のあり方等を習得することを目指し、被害想定に基づく地震・津波防災訓練を実施する。

（3）訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

（4）多様な主体の参加

住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、市、県及び防災関係機関が連携して、多数の住民や事業所等が参加するように努める。

また、女性のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

防災訓練の種類と内容

防災訓練の種類	内 容
総合防災訓練	県、市町村、防災関係機関が住民と一体となって、各種の訓練を総合的に行うもので、各防災関係相互及び住民との協力体制の確立に重点をおく。
個別訓練	特定の防災に関する知識や技術の習得に向けて行う訓練。 例) 情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、避難所運営訓練、その他の訓練等
体験イベント型訓練	防災を意識せずに災害対応能力を高めることができる防災と直接には関係しないイベント等に防災要素を組み込んで行う訓練。
図上訓練	災害に対するイメージトレーニングを行うための地図を用いて防災対策を検討する訓練。

2 個別防災訓練の実施

市は、県及び防災機関と協力して、防災訓練の機会があるごとに、訓練対象の状況に応じて、次のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

個別目標を設けた訓練

- 地震・津波発生時刻や規模について様々な条件設定下での初動体制確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場派遣等のテーマ別訓練
- 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- 物資集積拠点における集配訓練
- 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練

(1) 総合防災訓練

市は、県との連携のもと、広域的な被害を想定した総合訓練を実施する。当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容及び具体的目標等を工夫し、市全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

また、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

総合防災訓練の内容等

区 分	内 容 等
実施時期	毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に実施
実施場所	毎年過去の災害の状況等を考慮の上、関係機関と協議のうえ決定
参加機関	県、市及び防災関係機関
訓練の種目	・避難訓練及び避難行動要支援者等の避難支援訓練 ・水防訓練 ・救出及び救護訓練 ・炊き出し訓練 ・感染症対策訓練 ・輸送訓練 ・通信訓練 ・流出油等防除訓練 ・広域応援要請訓練（情報伝達訓練） ・その他
訓練実施後の評価	訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など今後の課題を整理し、必要に応じて改善

（2）広域津波避難訓練

市は、県と連携のもと住民の津波避難行動に特化した市内全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）等を実施する。これにより、住民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは次のとおりである。

広域津波避難訓練の検証ポイント

- 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
- 津波避難困難区域の把握
- 避難行動要支援者等の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性



（3）災害対策本部運営訓練

市は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは次のとおりである。

災害対策本部運営訓練のねらい

- 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進
- 本部会議及び各部の実践力の向上
- 防災計画・マニュアルの検証

(4) 複合災害訓練

市は、県及び防災関係機関等と連携して、本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

4 防災訓練の成果の点検

市は、防災訓練の成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等にあわせて、訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進

市は、地域において学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、行政区・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画（関係各課）

市は、地震・津波災害を念頭におき、市及び関係機関の職員並びに住民に対する防災知識の普及・啓発を次のとおり実施する。

1 住民の防災意識の高揚（総務課（総））

市は、地震や津波発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を通じて、地震・津波災害に関する知識の普及や防災意識の高揚を図る。

(1) 職員研修

県等で実施する防災研修を通じて職員の防災知識の向上に努める。

(2) 防災知識の普及

市は、住民の防災意識の高揚を目的に、県や関係機関と連携し、適切な手段や機会を通じて次のような防災知識の普及を図る。

住民向け防災知識の普及内容

- 地震・津波に関する基礎知識
- 地域の地震・津波危険度に関する知識
- 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示（緊急）等の発令時にとるべき行動
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- 平常時から実施すべき地震・津波への備え
- 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容
- 避難生活に関する知識 等

地震・津波発生時の避難行動（防災知識）

地震発生時の心得	津波発生時の心得
・まず、わが身の安全を図る ・すばやく火の始末（電気ブレーカーの遮断も） ・戸を開けて出口の確保 ・火が出たら隣近所で初期消火 ・あわてて外に出ないで、周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する ・避難は歩いて、荷物は少なく ・狭い路地、塀ぎわ、がけ、川べりには近づかない ・がけ崩れに注意 ・正しい情報を聞く ・協力しあって応急救護 資料：大地震からわが家を守る10か条（防災白書等）	・迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。 ・避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること。 ・自ら率先して避難行動をとること。 ・津波が遡上してくる方向へは向かわない。 ・河川に沿った避難は避け、流れに対して直角方向に素早く避難する。 資料：津波避難の基本的な考え方（国土交通省）等

（2）家庭での防災対策の徹底

市は、県や防災関係機関と連携・協力し、各家庭で実施すべき防災対策についてあらゆる手段や機会を通じて周知徹底を図る。

家庭での防災対策

- 食糧や非常持出品等の備蓄
 - ・「最低3日間、推奨1週間」分の食糧、飲料水の備蓄
 - ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等非常備蓄品の備蓄
 - ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 住宅の耐震補強
- 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- がけ、ブロック塀、排水溝等の点検等
- 消火器、風呂水のくみ置きやバケツの備え等
- ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- 近所との互助、協力体制の構築
- 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加 等

（3）効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、「名護市防災研修センター」地震ゾーンでの簡易地震体験や避難時二次災害防止体験等の疑似体験施設の活用、ビデオ等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく提供するように努める。

普及・啓発の方法

広報媒体等による普及・啓発	○津波防災マップによる普及・啓発 ○防災行政無線、市ホームページ等による普及・啓発 ○市広報「市民のひろば」、広報資料（パンフレット、リーフレット等の配付、ポスターの掲示等）による普及・啓発 ○広報車による普及・啓発
その他による普及・啓発	○自主防災組織の結成促進等を通じての普及・啓発 ○名護市防災研修センター・体験施設の活用による普及・啓発 ○防災訓練、講習会、実地研修等の開催による普及・啓発 ○出前講座や生涯学習教育を通じての普及・啓発

名護市防災研修センター・地震ゾーン



簡易地震体験施設



避難時二次災害防止体験施設

資料：名護市HP

(4) 防災マップの作成

市は、住民の避難や防災活動に活用するため、防災マップの作成に努める。なお、作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

2 各種防災教育の推進（総務課（総）、予防課、消防署、学校教育課、地域力推進課）

市は、住民や災害対策関係職員の地震・津波災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、次の防災教育の徹底を図る。

(1) 講習会・研修会の開催

受講者の属性（職種・年令層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的、専門的知識の習得を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱に関する監督、その他防火管理上必要な業務を

行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(3) 学校教育、社会教育

ア 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育では、児童・生徒等の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティア等の関係団体では属性を考慮し、それぞれ防災に関する基礎的知識、災害の発生原因及び避難方法や救助方法等の防災教育を徹底する。

イ 教育委員会及び学校長は、学校における防災教育の指導時間を確保するとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

ウ 教育委員会及び学校長は、外部の専門家や保護者等の協力のもと、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進する。

エ 市は、所管する施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(4) その他

ア 市は、消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等を通じて、地震防災活動及び地震発生原因、津波についての知識の向上、普及を図る。

イ 市は、防災知識の普及・啓発や各種訓練の実施の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

3 災害教訓の伝承（総務課（総））

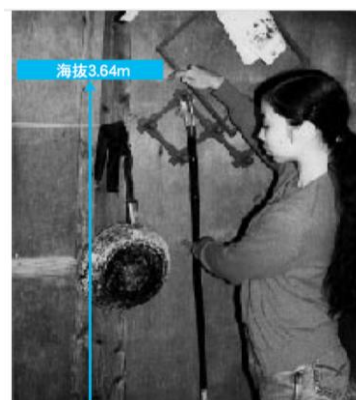
市は、過去に発生した地震・津波災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、地震・津波災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存し、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、住民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。



石碑「津波被災地跡」（真喜屋公園）

昭和35年5月のチリ地震による被災を教訓として、真喜屋小学校跡地に建立されている。



チリ地震津波の痕跡

市内大浦の民家では、壁にチリ地震津波の痕跡が残されている。

資料：名護市広報「市民のひろば」（2007.6）

第3 自主防災組織育成計画（関係各課）

地震・津波への対応力を強化するためには、“自分たちの地域は自分たちで守る”という心構えと連帯意識に基づき、住民が主体的に防災体制を確立し防災活動を行うことがより有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市は、各地域において自主防災組織の結成を推進し、その育成強化を図る。

1 住民の防災意識の高揚（総務課（総））

市は、住民に対する防災意識の普及及び自主防災組織の結成推進を図るため、パンフレット等の作成や周知を行う。

2 自主防災組織の整備（総務課（総）、警防課）

（1）組織づくり

市は、自主防災組織の整備計画に基づき、既存の行政区、団地自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進する。

組織づくりの方法

手 法	内 容
既にある団体を活用する場合	・行政区等の既存の団体をそのまま自主防災組織として兼ねる。 ・既存の団体の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする。
新たな組織として結成する場合	・住民に働きかけながら、既存の組織とは別に、新たな組織を結成する。

（2）組織の規模

自主防災組織の規模としては、一般的に次のように考えられている。

自主防災組織の規模について

- 住民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であること。
- 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模であること。

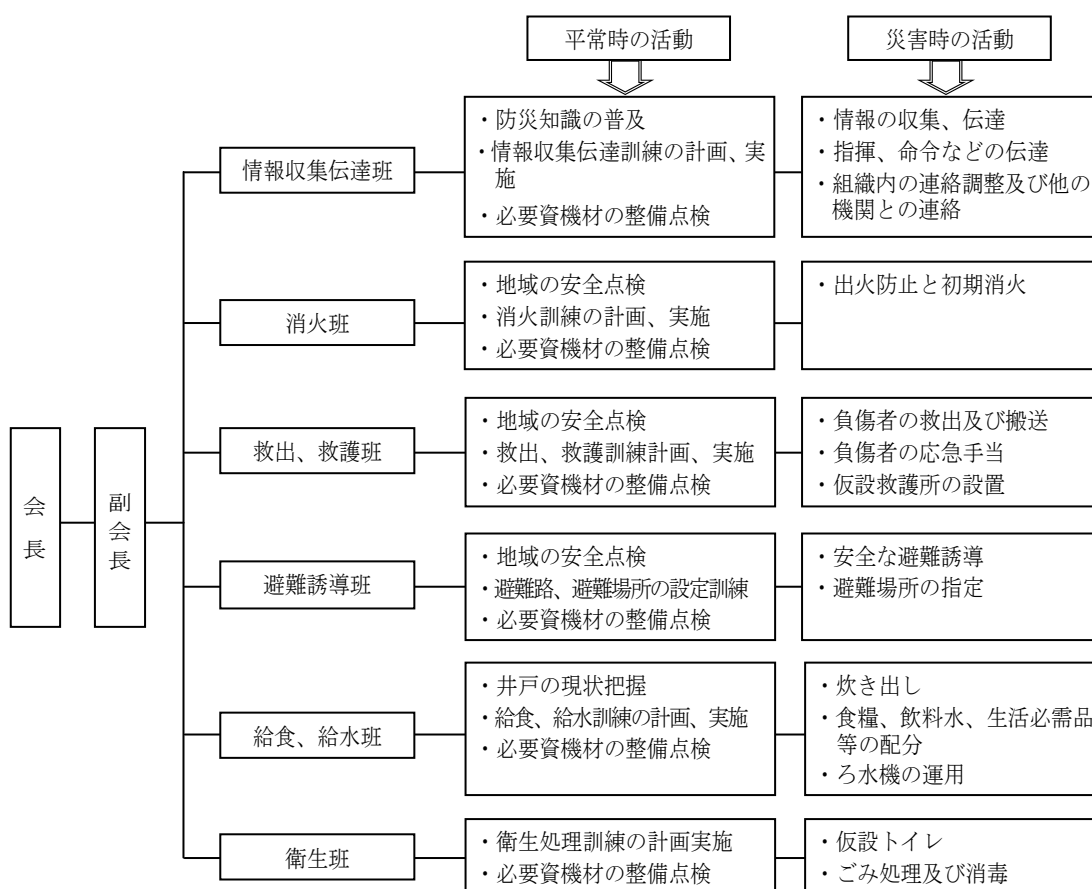
（3）組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

編成に当たっては、まず活動班を編成し、活動班ごとに指揮者（班長）を定める。

なお、班編成は組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることが必要である。

組織の基本的な班編成と活動内容（例）

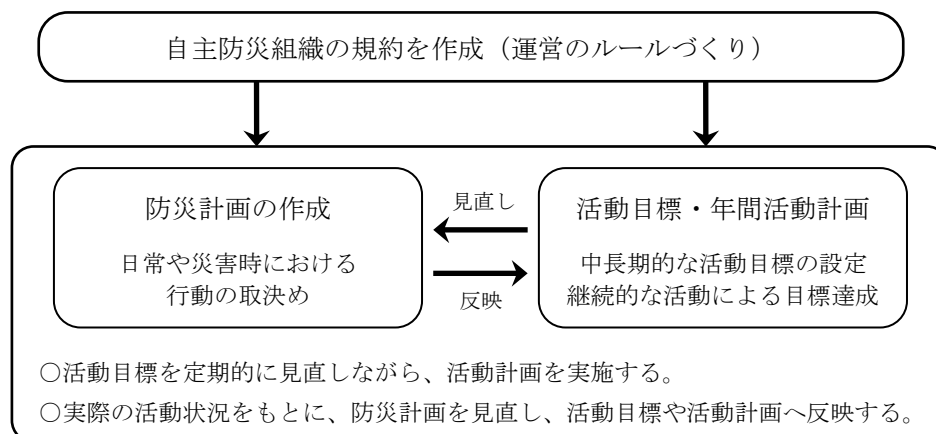


（４）組織の運営

自主防災組織を編成し効率的に運営していくためには、組織の目的や事業内容、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確にした規約を定め、災害の発生時に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の拡大を防止するための防災計画を策定しておくことが重要である。

また、防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要である。

自主防災組織の運営について



(5) 消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や日常的な訓練の実施を促進する。

- ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

3 活動計画の策定（総務課（総））

市は、自主防災組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした自主防災組織による具体的な活動計画の策定を支援する。

4 資機材の整備（総務課（総））

市は、消火、救助及び救護等に必要な防災資機材等の整備を促進するため、自主防災組織に必要な援助を行う。

第4 消防職員等の増員（総務課（消））

1 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、市は、消防職員数の確保に努める。

2 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

このため市は、次の対策を実施し、消防団員の充実に努める。

消防団の充実強化対策

- 地域に必要な消防団員数の確保
- 住民への消防団活動の広報
- 消防団の訓練、資機材の充実のための支援策の推進
- 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

消防団員の定員及び実数（平成28年3月末現在）

（人）

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
定 員	1	1	5	5	10	42	159	223
実 数	1	1	5	5	9	31	120	172

資料：消防年報（名護市消防本部）

分団別人員（平成28年3月末現在）

（人）

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本団	1	1						2
名護分団			1	1	2	3	23(5)	30
羽地分団			1	1	1	10	29(1)	42
久志分団			1	1	2	6	30(5)	40
屋部分団			1	1	2	8(1)	31(4)	43
屋我地分団			1	1	2	4	7	15
計	1	1	5	5	9	31(1)	120(15)	172

※（ ）内は女性消防団員数

資料：消防年報（名護市消防本部）

第5 企業防災の促進（総務課（総））

1 事業者における防災対策の強化

- （1）各事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- （2）各事業者は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
- （3）特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

2 市の支援

- （1）市は、県と連携し、事業所等の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。
- （2）企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

- (3) 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第6 地区防災計画の普及等（総務課（総））

1 地区防災計画の概要

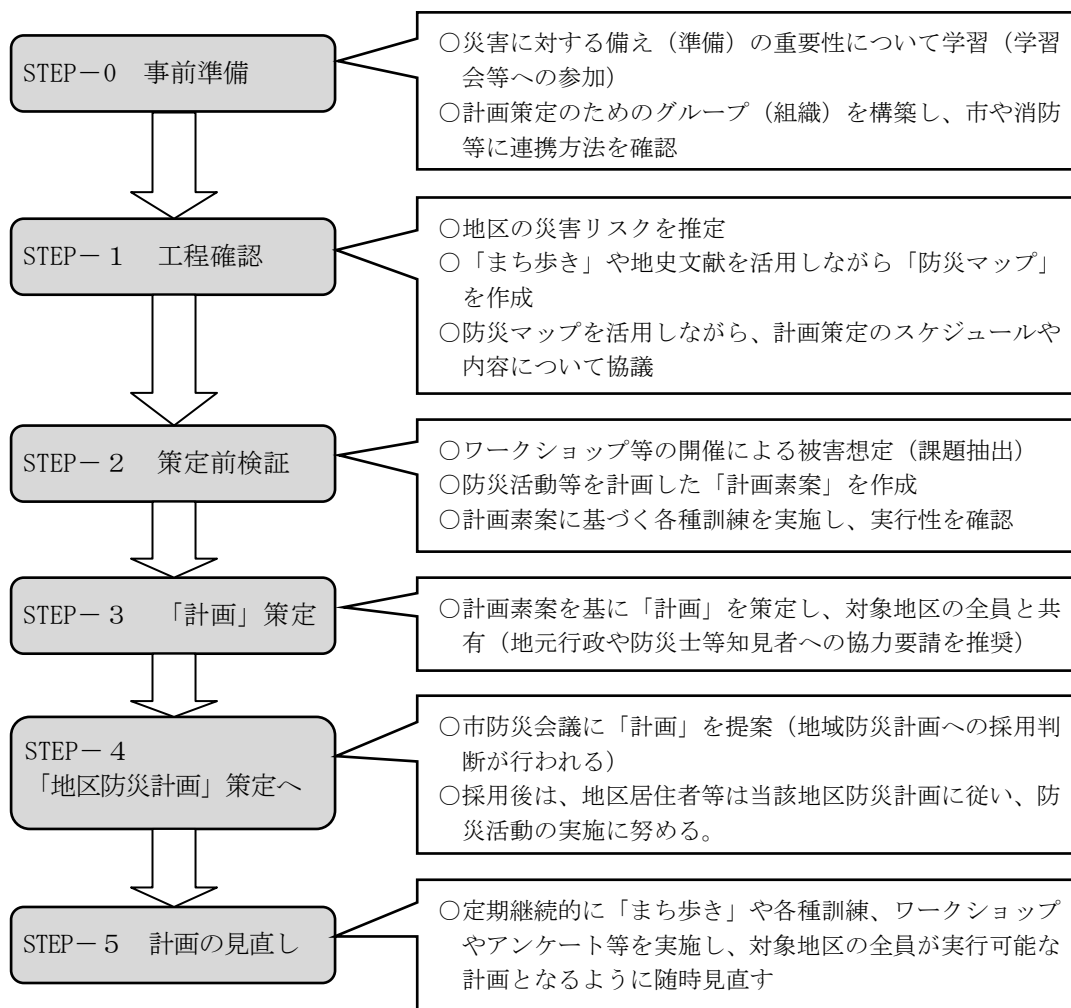
(1) 地区防災計画とは

平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された。

（災害対策基本法第42条第3項（要約））

市町村地域防災計画は、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（「地区居住者等」）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（「地区防災計画」）について定めることができる。

(2) 地区防災計画の策定方法



2 地区防災計画の普及・啓発（総務課（総））

市は、各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続を普及・啓発する。

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

本節では、「第2編 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、事前の措置について定める。

施策の体系	担当
第1 初動体制の強化	関係各課
第2 活動体制の確立	関係各課、関係機関
第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	関係各課
第4 災害ボランティアの活動環境の整備	学校教育課、社会福祉課、社会福祉協議会
第5 要配慮者の安全確保計画	関係各課
第6 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	関係各課

第1 初動体制の強化（関係各課）

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

市は、次の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。

1 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件の一つである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、次の対策を図る。

（1）職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できるよう、職員はもちろん家庭にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

（2）災害対策職員用携帯電話の拡充

地震・津波発生時、いち早く市本部長及び各対策部長等と連絡を行い、市本部要員の確保を図るため、市本部長をはじめ市本部の主要職員に携帯電話を常時携帯させるなど、常に呼び出しが可能な体制を整える。

（3）24時間体制の整備

勤務時間の内外を問わず、発生のある可能性がある地震・津波災害に対処するため、24時間体制の職員配備が求められ、対策要員として防災担当嘱託職員等の活用による宿直体制のあり方について検討を図る。

（4）庁内執務室等の安全確保の徹底

職員の勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保を徹底する。

2 市本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に市本部を設置し運営できる体制を確保するため、次の対策を図る。

(1) 市庁舎の耐震性の確保

市庁舎の耐震性を確保し、円滑に市本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

(2) 災害対策本部設置マニュアルの作成

手際よく市本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に作成する。

(3) 市本部職員用物資の確保

市本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食糧、毛布等の備蓄を進める。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、被害情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、次の対策を推進する。

(1) 防災情報伝達システムの運用体制等の整備

市は防災情報伝達システムの整備を行ったが、本システムを災害時に有効に機能させるため、システム運用体制の整備充実や操作訓練等を推進する。

ア 情報処理ルールのマニュアル化

市は、情報の収集・入力や意思決定手順、住民・報道機関等への情報提供のタイミング・方法等のガイドラインの明確化及びマニュアルの作成に努め、防災情報伝達システムのスムーズな運用を図る。

イ システムの操作研修会・訓練の実施

市は、災害時において防災情報伝達システムの運用に支障が生じないように、日頃から定期的に職員に対し、システムの操作研修会や訓練を実施する。

名護市防災情報伝達システムの概要

- 防災行政無線（固定系）のデジタル化
- 市庁舎内における防災情報伝達手段の整備
（J-ALERT よりもたらされる緊急情報を音声にて認識できる仕組みの構築）
- 名護市防災ポータル（HP）の構築
- 防災情報収集システムの構築
（防災情報を一元的に管理し、災害対処の意思決定及び災害業務の遂行を支援するシステムの導入）
- 防災監視カメラの設置
- 防災拠点における災害情報管理機能強化
（本市庁舎、各支所、消防本部等への情報閲覧用モニターの装置等）
- 市防災拠点における情報通信経路の冗長化と耐災害性の向上 等

(2) 通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結に努める。

(3) 連絡体制等の確保

市は、各関係機関との連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等を確保する。

(4) 情報収集要領の作成

市は、市から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

(5) 情報分析体制の充実

市は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成を推進する。

(6) 災害対策実施方針の備え

市は、収集した災害情報をもとに、市本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

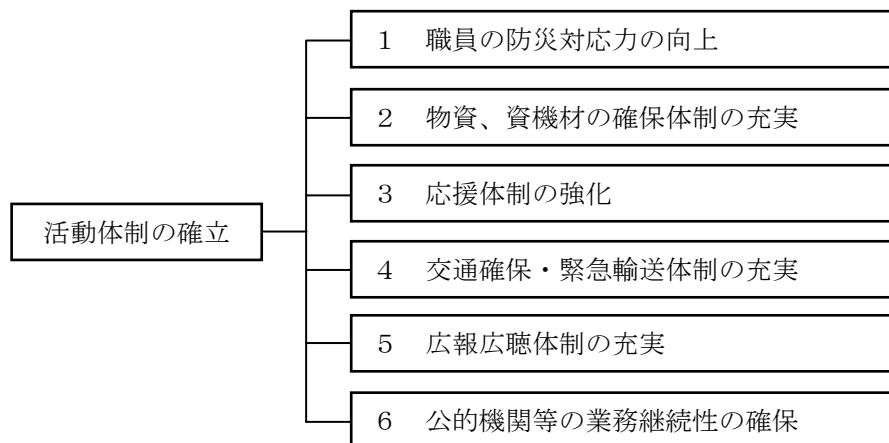
(7) 複合災害への備え

市は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2 活動体制の確立（関係各課、関係機関）

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、市は、次の6つの点を重点に活動体制の確立を図る。



1 職員の防災対応力の向上（総務課（総））

市は、平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するため、次の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、庁内情報システムに防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

(2) 防災担当職員及び災害対策要員の育成

防災担当職員は、市の防災業務の要の職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した積極的な応急対策活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、次の施策を図る。

防災担当職員等の育成施策

ア 防災研修会等への職員の派遣

国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）に積極的に職員を派遣する。

イ 意見交換会の開催

災害を体験した都道府県及び防災先進地域への視察、意見交換会の開催等を行う。

ウ 専門職員の養成

防災担当専門職員を養成する。

(3) 民間等の人材確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 物資、資機材の確保体制の充実（総務課（総）、警防課）

迅速かつ的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材や消火用資機材、医薬品・医療用資機材、食糧・水・生活必需品の確保が必要となる。

そこで、市は、次の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を図る。

なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

目的別防災資機材(例)

目 的	防 災 資 機 材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、携帯用ラジオ、ハンドマイク、メガホン等
初期消火用	消火器、可搬ポンプ、防火水槽、防火衣、水バケツ、ホース等
救出・救護用	チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機、救急セット、担架、毛布 等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、ライト、簡易トイレ 等
給食・給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク、ろ水装置 等
訓練・防災教育用	訓練用消火器、視聴覚機器 等
その他	防災倉庫、ビニールシート、リヤカー 等

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いため、住民が身近に確保できるよう整備を図る。

救出救助用資機材の確保対策

- 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- 救助工作車等の消防機関への整備促進
- 資機材を保有する建設業者等と市との協定等締結の促進
- 各市有施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いため、住民が身近に確保できるよう、整備を図る。

消火用資機材の確保対策

- 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

市は、県と協力し、医薬品・衛生材料の確保体制の充実を図るとともに、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整える。

なお、確保に当たっては、沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）による想定被災者数の2日分以上を目標とした確保に努める。

(4) 食糧・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食糧・水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立し、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講ずる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して人口の5%の3日分の量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の

分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

食糧・水・生活必需品の確保対策

- 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食糧、水、被服寝具等の生活必需品の3日分の備蓄に関する啓発
- 市における食糧・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進
- 耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄
- 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定締結の促進
- 乳幼児、高齢者等に配慮した食糧、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- 市による給水車（一般車両に給水タンクを積載したものを含む。）、給水タンク、ポリ容器

（5）輸送手段の確保

手 段	内 容
車両の確保	・市は、市有車両について、災害後の運用計画を作成しておく。 ・市は、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体と事前に協定を締結しておき、地震災害後に速やかに車両の確保ができるように平常時から連携を図る。 ・倒壊した建物や地震、液状化などで道路網が分断されたり舗装が壊れた際に機動力を発揮するマウンテンバイク等の配備を検討する。
船舶の確保	・市は、第十一管区海上保安本部所属船舶、自衛隊保有船舶、漁船等について、応援要請の方法について事前協議を図る。
航空機の調達	・市は、一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県を通じた自衛隊、海上保安庁及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続について、平常時から連携を図り整備しておく。

3 応援体制の強化（総務課（総））

被害が甚大で、市のみでの対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。
市は、次の対策を講ずることにより応援体制の強化を図る。

（1）市町村間の相互応援協力協定締結の推進

ア 過去の地震・津波災害の教訓を踏まえると、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速かつ確実に行える体制を強化する必要があるため、市は、県と協力し、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進する。

イ 市は、市の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、広域処理体制の構築を県に要請する。

ウ 市は、被災地の周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備の実施に努める。

（2）市内関係業界や民間団体との連携体制の充実

市は、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から災害時の協力・連携が円滑に行えるよう、市内関係業界や民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

市は、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、次の対策を講ずる。

ア ボランティアの事前登録

市は、医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録を推進する。

イ ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字社沖縄県支部や名護市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会を行い、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。このため市は、市営施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携の充実

市は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 応援・受援の備え

市は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、次の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

応援計画及び受援計画の内容

- 応援先・受援先の指定
- 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

4 交通確保・緊急輸送体制の充実（建設土木課、維持課、総務課（総）、関係機関）

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、国、県、市及び関係機関は、今後次の対策を図る。

(1) 交通規制計画の作成

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、緊急輸送路の交通規制計画を作成す

る。それに併せて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制及び施設整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制及び施設を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会等関係団体の協力も得ながら整える。

(3) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、個々がばらばらに被災地に入るよりも被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定する。

(4) 臨時ヘリポートの確保

市は、県と協力し、孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポートを1か所以上、確保するよう努める。

(5) 緊急通行車両の事前届け出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届け出を行い届出済証の交付を受けることで手続が簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、地震編・津波編第2編「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の高い確実な車両をリストアップし、事前届け出の徹底を図る。

(6) 運送事業者との連携確保

市は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について次の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

運送業者との連携確保対策

- 被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

5 広報広聴体制の充実（企画情報課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、次の体制を早急に整える。

(1) プレスルールの整備

報道機関を通じての広報については、市、県及び防災関係機関からの情報を迅速かつ的確に発信するため、プレスルームを指定する。

(2) インターネット等を通じた情報発信に関する検討

インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等の新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

(3) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者や外国人に対して的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 公的機関等の業務継続性の確保（総務課（総）、企画情報課、市民課、税務課）

(1) 市は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図るため、業務継続計画を策定する。

(2) また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂等を行う。

(3) さらに、次の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ

イ 不動産登記の保全等

第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（関係各課）

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ円滑に対策を進めることが可能となる。

市は、各々について次の対策を講ずる。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

住民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動、二次災害防止活動の各段階についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、次の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するために、緊急地震速報及び余震に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水想定区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は施設管理者等と連携して、次の対策を推進していく。

施設等における避難誘導対策

- 市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の耐震補強と避難体制の再点検
- 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、商店主等に対する避難体制の再点検の指導
- 要配慮者のための避難マニュアルの作成
- 耐震性のある市立施設の避難所指定
- 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及びマップの作成

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、市としては、名護市消防本部、県、警察、自衛隊、海上保安庁との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）を図る。

(5) 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、市は、医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討する。なお、当面は市として次の対策を図る。

総合的な緊急医療対策

- 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- 市内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
- 医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
- 地震・津波の危険性、被害想定予測負傷者を踏まえた市内医療機関等における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
- 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

(6) 消防対策の充実

市は、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、次の対策を図る。

消防対策の充実

- 名護市消防本部、消防団との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設、設備の整備促進
- 自主防災組織に対する初期消火用資機材の補助
- 消防救急デジタル無線の運用
- 防災管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

(7) 建築物の応急危険度判定体制の整備

市は、建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備を図る。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（関係各課）

市は、被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、次の対策を図る。

(1) 学校の防災拠点化の推進（総務課（教）、教育施設課）

市は、次の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を推進する。

学校の防災拠点としての対策推進

- 無線設備の整備
- 教職員の役割の事前規定
- 調理場の調理機能の強化
- 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- シャワー室、和室の整備
- 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- 給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ、備蓄倉庫の整備

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備（総務課（総））

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。

また、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避

難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用法等について教育委員会等の関係部局や住民等の関係者と調整を図る。

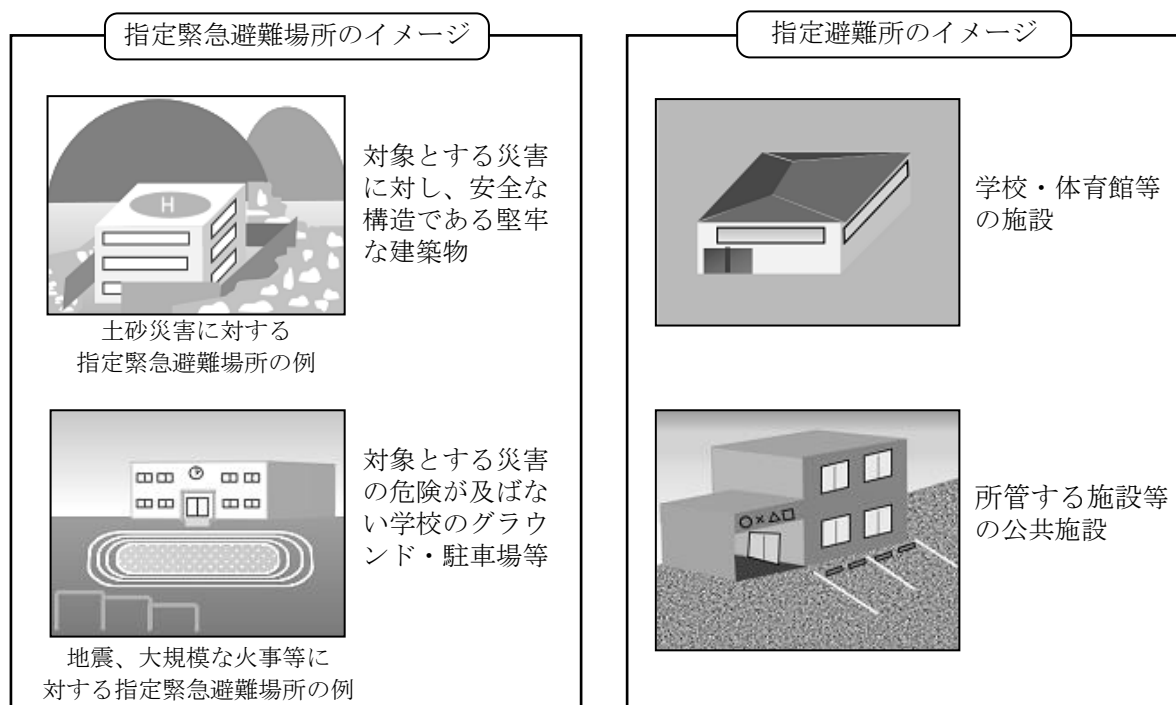
避難場所と避難所の相違

用途（目的）	区 分	市が指定したもの
津波、洪水等災害の危険が切迫した状況において、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所（土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定）	避難場所	指定緊急避難場所
災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し又は災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設	避難所	指定避難所

※「指定緊急避難場所」、「指定避難所」とともに市町村長が指定

※指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。（災害対策基本法第49条の8）

指定緊急避難場所及び指定避難所のイメージ図



資料：国土地理院

（3）福祉避難所のリストアップ（社会福祉課、介護長寿課、総務課（総））

市は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者、障がい者等を専用に入受れる介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所の候補施設をリストアップし、指定に努める。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発（総務課（総））

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食糧、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。

このため、市は、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食糧、水、生活必需品を各々において備蓄を図るよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置（建築住宅課）

市は、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、県と連携を図るとともに、建設候補地をリストアップしておく。

また、市は、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定締結により、災害時に応急借上住宅として活用できるよう努める。

(6) 文教対策に関する事前措置（総務課（教）、学校教育課）

市は、災害発生時に、文教対策を円滑に行うため次の事前措置を実施する。

文教対策に関する事前措置

- 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討
- 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(7) 児童、生徒及び園児等の保護等の事前措置（学校教育課、子育て支援課）

市は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園（保育所）・認定こども園等の施設との連携体制の構築に努める。

(8) 広域一時滞在等の事前措置（総務課（総））

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、次の事前措置の実施に努める。

広域一時滞在等の事前措置

- 他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
- 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を把握する体制の整備
- 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(9) 家屋被害調査の迅速化（建築住宅課、税務課）

市は、県が行う家屋の被害認定の担当者のための研修等に職員を派遣し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要な罹災証明の発行を迅速化する。

また、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結に努める。

(10) 災害廃棄物の発生への対応（環境対策課）

市は、国の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

第4 災害ボランティアの活動環境の整備（学校教育課、社会福祉課、社会福祉協議会）

1 ボランティア意識の醸成（学校教育課）

(1) 生涯学習を通じての取組み

市及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践への機会づくりを図る。

(2) 学校教育における取組み

ボランティア精神の芽を育てるためには、幼少期からの教育や体験が重要であることから、市は、学校教育に積極的にボランティア活動を取り入れていく。

2 ボランティアの育成等（社会福祉課、社会福祉協議会）

(1) 地域ボランティアの育成

被災地で効果的な応急対策活動がなされるためには、地域ボランティアの活動が必要であることから、市及び社会福祉協議会は、日頃から地域ボランティアの育成を図る。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 専門的な資格や技能を有する者の登録

市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努める。

イ 研修、訓練等の実施

市は、専門ボランティアに対して、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等を実施する。

専門ボランティアの種類と活動内容（例）

活動内容	専門職ボランティアの種類
消火救助	消防職員、消防団員ＯＢ
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否確認	民生委員・児童委員
広報	外国語通訳者 点字通訳者 手話通訳者 インターネットノウハウの所有者 等
医療救護	医療機関 薬局 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産婦等 救急救命士 等
救出	ダイバー 漁船等小型船舶保有者（緊急輸送） 等
二次災害の防止	建築物の応急危険度判定士 斜面判定士 民間防災エキスパート 危険物取扱者 消防設備士 等
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者 大型トラック、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者 等
食糧、生活必需品の確保	関係業者
要配慮者の生活支援	介護福祉士、社会福祉士、ホームヘルパー、ソーシャルワーカー等
清掃・し尿処理・防疫	関係業者
遺体の処置・搬送・埋葬	関係業者

資料：消防防災博物館

（３）ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字沖縄県支部、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成を図る。

３ ボランティア支援対策（社会福祉課、社会福祉協議会）

（１）受入れ準備

市は、県・市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点の準備方策等を検討する。

（２）ボランティアの迅速な初動環境

市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて事前に想定し、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

（３）ボランティア（団体）の登録

市及び市社会福祉協議会は、市内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、

ボランティア活動を支援する。

また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワーク化を図る。

(4) ボランティア保険の加入促進

県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努め、市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第5 要配慮者の安全確保計画（関係各課）

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊娠婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。

このため、要配慮者に対する避難所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努めるとともに、避難行動要支援者等を対象とした避難支援プランの策定に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保（社会福祉課、介護長寿課、子育て支援課）

社会福祉施設や幼稚園、保育園（保育所）における要配慮者の安全を図るために、次に示す対策を講じておく。

(1) 市防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の要配慮者避難対策等について施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を定める。

(2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設の崩壊及び火災が発生することのないよう、施設や付属設備等の常時点検に努める。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時において住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

(4) 緊急連絡体制の整備

施設の管理者は、災害発生時において、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄等の推進

施設の管理者は、長時間にわたりライフラインや医療品、食糧等が確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食糧等の確保に努める。

名護市の社会福祉施設数

施設の種類		施設数	施設の種類		施設数
児童福祉施設等	認定こども園	5	老人福祉施設	介護老人福祉施設	2
	保育所（園）	30		地域密着型介護老人福祉施設	1
	幼稚園	15		介護老人保健施設	2
	小規模保育事業所	2		介護療養型医療施設	1
	児童養護施設	1		認知症高齢者グループホーム	4
	障がい児入所施設	1		小規模多機能型居宅介護事業所	1
	障がい児通所施設	12		老人デイサービスセンター	1
障がい福祉サービス事業所等	日中活動系施設	30			
	居住系施設	2			

資料：名護市HP、沖縄県社会福祉協議会

2 在宅で介護を必要とする住民の安全確保（社会福祉課、介護長寿課）

心身に障がいや有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の配慮が求められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

したがって、関係部局の連携強化等により、在宅要介護者等の安全確保に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援や安否の確認等、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿とは

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられた。

ア 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次のとおりとする。

避難支援等関係者となる者

○行政区	○名護警察署
○自主防災組織	○名護市消防本部
○民生委員・児童委員	○名護市社会福祉協議会

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で生活し、次のいずれかに該当する者とする。

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- 介護保険法における要介護認定が要介護度3以上の者
- 身体障がい者（身体障害者手帳1～2級の者）
- 知的障がい者（療育手帳A判定の者）
- 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級の者）
- 移動に介助を必要とする療養者
- その他市長が必要と認める者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、必要に応じて、県等に情報提供を求め、その情報を入手する。

エ 避難行動要支援者名簿に掲載する事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載し又は記録する。

避難行動要支援者名簿に記載する事項

- 氏名
- 性別
- 生年月日（年齢）
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先（FAX番号、携帯番号、メールアドレス等）
- 行政区
- 避難支援を必要とする事由
- 名簿提供同意の有無
- その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

オ 名簿の更新と適切な管理

市は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

カ 名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者（消防、警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、行政区（自主防災組織等））に情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、避難支援等関係者に避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供する。

キ 名簿情報の活用

避難支援等関係者に提供された名簿情報は、平常時は、避難行動要支援者の所在の確認や見守り、声掛け等に活用し、災害時には、情報収集や伝達、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出・救助活動等が円滑に行えるよう活用する。

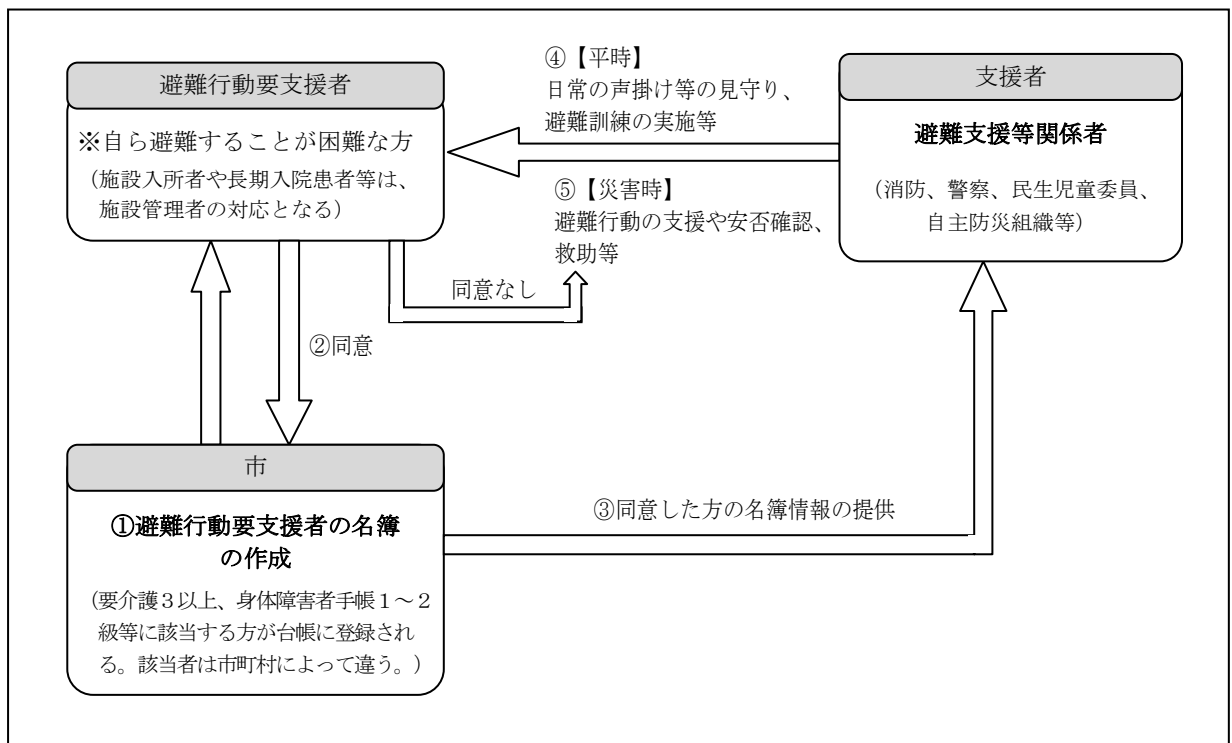
ク 名簿情報の漏えい防止

避難支援等関係者に名簿を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、名簿情報の適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。

ケ 避難行動要支援者の避難場所から福祉避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

避難行動要支援者名簿を活用した避難支援のイメージ



資料：内閣府リーフレット「災害時に備えて今できること」参考

(2) 要配慮者避難支援プランの策定

市は、災害時に要配慮者の安全を守るため、日頃からの備えや安否確認・避難誘導の方策、避難生活における対応等を取りまとめた「要配慮者避難支援プラン」の策定に努める。

(3) 防災についての普及・啓発

市は、広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、住民に対する普及・啓発活動を行う。

防災についての普及・啓発の内容

施 策	内 容
要配慮者及びその家族 に対する普及・啓発	○日常生活において、常に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。 ○地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加する。
住民に対する 普及・啓発	○地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備する。 ○災害発生時には要配慮者の安全確保に協力する。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保（総務課（総））

不特定多数の者が利用する施設等には、災害発生時に自力で避難することが困難な者を含め様々な人が出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するため、平常時から十分な防災対策を推進する。

（1）施設、設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に避難行動要支援者が安全で円滑に施設等から避難できるよう施設や付属設備等の整備を推進する。

（2）施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設の崩壊や、火災が発生することのないよう施設や付属設備等の常時点検を推進する。

第6 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（関係各課）

市、旅館、ホテル及び観光施設等の管理者は、地理に不案内な観光客・旅行者等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を推進する。

1 観光客・旅行者等の安全確保（総務課（総）、商工観光局）

（1）避難標識等の整備、普及

ア 市、観光施設、宿泊施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進する。避難標識等の整備に当たっては、地理に不案内な観光客等や外国人も容易に判別できるよう、地図やアルファベットを併記するなど、分かりやすい標識等の設置に努める。

イ 市は、県、観光協会、交通機関（バス等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知するよう努める。

注意標識の例



高潮の例
(外国語併記)



津波の例
(外国語併記)

避難誘導標識の例



がけ崩れ、地すべりの例
(外国語併記)

資料：（一社）日本標識工業会

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

ア 観光施設、旅館、ホテル等の施設管理者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておくなど、宿泊客の安全確保を図る。

イ 交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう、日頃から食糧、飲料水、医薬品等の備蓄を図る。

ウ 市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を検討する。

エ 市は、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

市は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保（総務課（総）、商工観光局）

市は、本市に居住・来訪する外国人に対して、災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりを図る。

(1) 外国人への防災知識の普及・啓発

市は、ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

市は、災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

名護市の外国人登録人口

国 籍	総 数 (人)
韓国・朝鮮	34
中国	96
フィリピン	44
タイ	8
インドネシア	1
ベトナム	4
インド	1
イギリス	6
アメリカ	54
ブラジル	9
ペルー	4
その他	65
合計	326

資料：平成 27 年国勢調査

3 観光危機管理体制の整備（商工観光局）

市は、県及び観光関連団体等と連携して、観光危機管理に関する知識等の普及・啓発を図る。また、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段等にも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を推進する。

第5節 津波避難体制等の整備

本節では、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、被害の未然防止及び拡大防止のための必要な体制・手段について示す。

施策の体系	担当
第1 津波避難計画の策定・推進	総務課（総）
第2 津波危険に関する啓発	総務課（総）
第3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備	総務課（総）
第4 津波災害警戒区域の指定等	総務課（総）

第1 津波避難計画の策定・推進（総務課（総））

1 津波避難計画の策定

市は、県が策定する津波避難計画策定指針及び市で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、本市の実情に応じた津波避難計画の策定に努める。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

2 避難計画の留意点

（1）徒歩避難の原則

ア 津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

イ ただし、津波避難困難地域や避難行動要支援者の避難支援者等で、津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

ウ この場合、名護警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

（2）消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、警察官、市職員等津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導に当たる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

3 防災マニュアルの策定（要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者）

観光・宿泊施設、交通施設（バス等）、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

第2 津波危険に関する啓発（総務課（総））

1 普及・啓発の内容

市は、住民等を対象に、次の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

津波避難対策の普及・啓発内容

○津波災害についての知識

- ・津波の特性（波の押し・引き、遠地震等）
- ・津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容
- ・避難の方法
- ・過去の津波災害事例や教訓 等

○地域における津波災害特性と危険箇所

- ・津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
- ・適切な避難場所及び避難路
- ・水防危険箇所 等

○家庭における防災対策

- ・食糧・飲料水の備蓄、非常持出品の常備
- ・津波災害時の家族の役割分担、連絡方法、避難場所の確認
- ・地震保険への加入 等

～ 留意すべき津波の特徴 ～

◆押し波と引き波

津波が押し寄せてくる波を「押し波」、引いて行く波を「引き波」と言い、津波は引き波から始まると言われることが多いが、第1波がどちらになるかは予測不能である。

◆津波は繰り返す

津波は1回限りではなく、何度も繰り返し襲ってくる。また、津波の伝わる速度や経路によって、海岸に早く到達する波と遅れて到達する波があり、第1波が最大となるとは限らない。



◆津波高と流速

津波は大量の海水が巨大な塊となって押し寄せるため、沿岸でもその力は衰えない。また、通常の波とは異なり、海面全体が盛り上がり襲来するため、津波高が数十cmと低くても流速が大きい場合は、大人でも立ってられないほど大変危険である。

◆津波の遡上

津波は海岸に達して、海浜や護岸等の海岸地形よりも波高が高いと陸上に駆け上がる。また、河川遡上は、河川沿いに遡上することで、内陸深くまで進みやすく河川堤防を越えて市街地や田畑に浸水する場合がある。

資料：気象庁、地震調査研究推進本部

2 普及・啓発の方法

普及・啓発について、市は、次の各種手段・機会を活用して実施する。

普及・啓発の方法

手 段	内 容
説明会の実施	・津波危険地域の各行政区単位での説明会 ・津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会 ・漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
研修会の開催	・地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
防災教育の実施	・学校、幼稚園、保育所（保育園）での防災教育 ・消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
マスメディアの活用	・テレビ、ラジオ、新聞等
印刷物、ビデオ	・広報「市民の広場」 ・防災マップ（津波ハザードマップ） ・ホームページ ・パンフレット 等
訓練、体験	・防災訓練
案内板、避難標識等	・統一的な図記号等を利用した分かりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める） ・電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

3 広報・教育・訓練の強化

（1）津波ハザードマップの普及促進

市の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

なお、ハザードマップの作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

（2）津波避難訓練の実施

県は、防災関係機関、県民、観光客等が多数参加する広域的な津波避難訓練を実施する。

市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

津波避難訓練の内容（例）

訓練項目	内 容
大津波警報・津波警報・津波注意報・津波情報等の収集、伝達	・初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認 ・機器の操作方法の習熟 ・同報無線の可聴範囲の確認 ・住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等の検証
津波避難訓練	・津波避難計画において設定した避難路等を実際に避難し、ルートや避難標識又は危険箇所等の把握、避難完了までの時間の計測等を行う。 ・民有地を通っての避難が必要な場合があるため、所有者等の理解を得ておく必要がある。 ・夜間訓練等による街灯の確認も実施する。 ・避難誘導者の安全確保にも留意する。 ・規模によって総合避難訓練、地区避難訓練、施設避難訓練等がある。
津波監視・観測訓練	・高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた津波監視の方法習熟 ・監視結果の把握・理解と災害応急対策への活用等

資料：沖縄県津波避難計画策定指針

（3）津波防災教育の推進

市及び県は、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の津波防災への理解向上に努める。

第3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（総務課（総））

市は、本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地域の解消等を図る。

1 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

- （1）市は、津波危険地域及び住家に対して、津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。
- （2）市は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。
- （3）関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

2 避難ルート及び避難施設の指定

(1) 避難距離の長い避難ルートの見直し

- ア 津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から名護の実情5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。
- イ 徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路を検討し、住民等に周知する。検討に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。
- ウ 避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を検討する。

(2) 避難場所案内板の設置

- ア 市は、観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にも分かりやすい避難誘導サインや外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。
- イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

J I Sで制定されている避難場所等に関する図記号



資料：平成28年版防災白書

(3) 津波避難施設の検討

- ア 市は、津波避難困難区域等、身近な高台が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難施設の指定を促進する。
- イ 市は、これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。
- ウ 津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

津波避難施設等の要件

	内 容
安全性	・ R C 又は S R C 構造であること。原則として、津波の想定浸水深相当階の2階上以上（例：想定される浸水が1階の場合は3階以上、2階の場合は4階以上） ・ 海岸に直接面していないこと ・ 耐震性が確保（昭和56年以降の耐震基準又は耐震補強済み）されていること ・ 避難路等に面していること
機能性	・ 進入口への円滑な誘導が可能であること ・ 夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。 ・ 外部から避難が可能な階段があることが望ましい。 ・ 管理者等が不在の夜間、休日等に立ち入れることが望ましい。

資料：沖縄県津波避難計画策定指針

(4) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、津波避難場所は、浸水想定区域外の高台や避難施設等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定を行う。

イ 建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

ウ 市は、やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

エ 市は、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、住民への周知と理解を促進する。

津波避難施設一覧

名 称	所在地	避難場所
ベストウェスタンホテル 沖縄幸喜ビーチ	名護市字幸喜 117 番地	11 階 ホール
沖縄サンコーストホテル	名護市字幸喜 108 番地	11 階 スカイラウンジ、ラウンジ
喜瀬ビーチパレス	名護市字喜瀬 115 番地 2	10 階 バンケットルーム
ホテルゆがふいんおきなわ	名護市字宮里 453 番地 1	本館 8 階 会議室
名護市産業支援センター	名護市大一中一丁目 19 番 24 号	7 階 リフレッシュルーム、ガーデンテラス
県営東江高層住宅	名護市東江五丁目 1 番 1 号	13 階 廊下、エレベーターホール
ホテルルートイン名護	名護市東江五丁目 11 番 3 号	9 階 廊下等共有部分、大浴場脱衣所
オリオンビール名護工場	名護市東江二丁目 2 番 1 号	事務管理棟 屋上
スーパーホテル沖縄・名護	名護市字宮里 1018 番地	9 階共有スペース
ホテルデルフィーノ名護	名護市大南一丁目 5 番 14 号	7 階共有スペース
名護市民会館	名護市港二丁目 1 番 1 号	3 階屋上

資料：名護市

(5) 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

第4 津波災害警戒区域の指定等（総務課（総））

県知事により津波災害警戒区域に指定された場合には、津波防災地域づくり法により次の対策を講ずる。

津波災害警戒区域に指定された場合の対策（津波防災地域づくり法）

- 本計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報並びに警報の伝達方法を市防災計画に定める。
- 本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

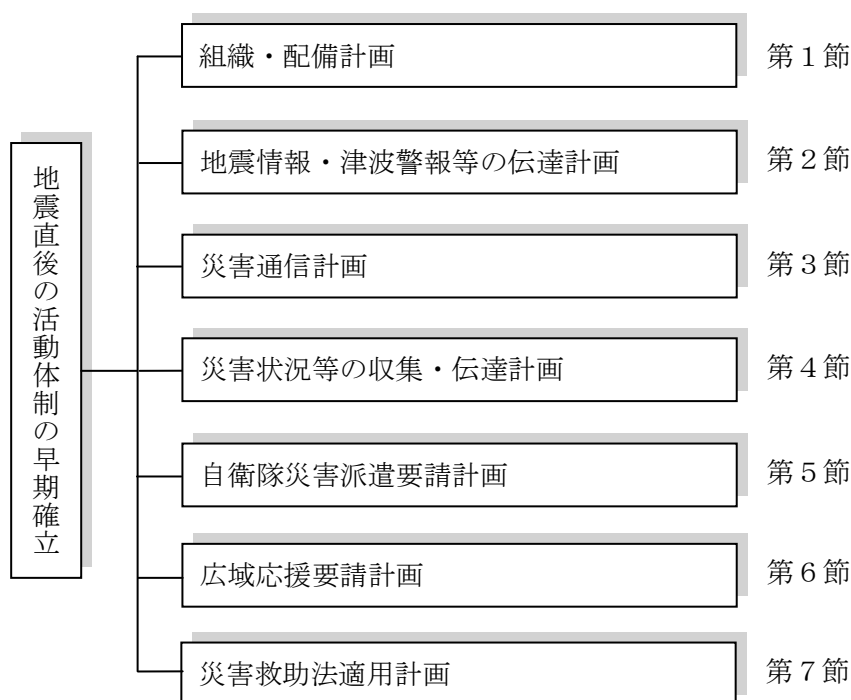
第2編 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、若しくは応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1章 地震直後の活動体制の早期確立

地震・津波は風水害等の災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後極めて短時間に災害応急活動体制を整える必要がある。

このため、災害対策本部の設置基準や職員の配備計画、災害情報等の収集・伝達計画、応援要請計画等をあらかじめ定めておき、発災時には早期に初動体制を確立し、災害の拡大防止と被害の軽減を図る。



第1節 組織・配備計画

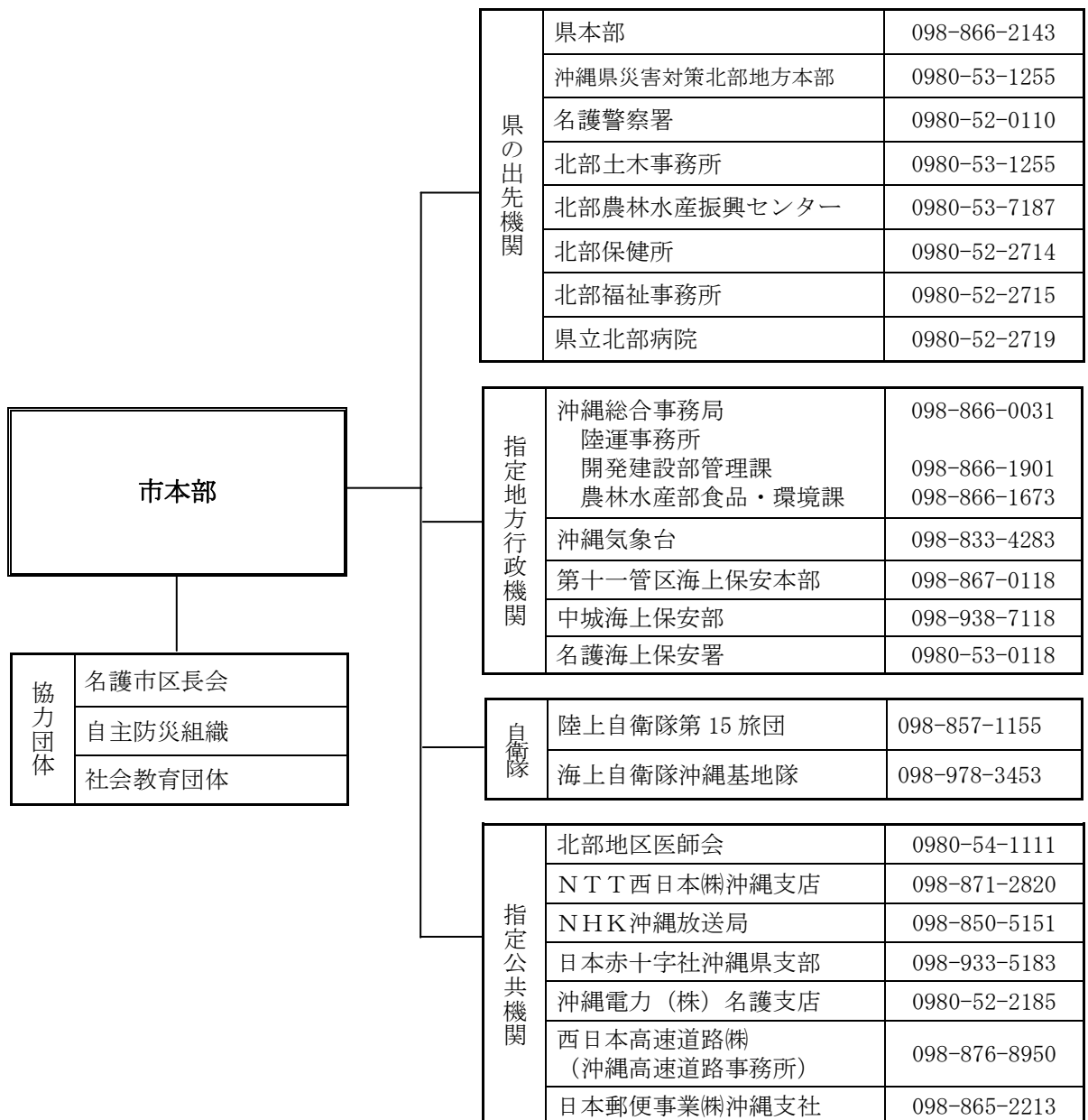
本節では、市本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員等について定め、迅速かつ的確に応急対策を図る。

施策の体系	担当
第1 市本部の設置	総務班（総）
第2 配備の指定及び要員等	—
第3 市本部設置に至らない場合の措置	—

第1 市本部の設置（関係各班）

1 市本部と防災機関との協力系統（総務班（総））

市本部と防災機関との協力系統は、次のとおりである。



2 市本部の組織（総務班（総））

市本部の組織は、別表1「市本部組織図」のとおりとする。ただし、必要に応じ、これと異なった組織体制をとることができる。

- (1) 市本部の設置及び指揮は、市長が行う。
- (2) 市長が不在又は連絡困難な場合は、次の順位により、市長に代わり意思決定を速やかに行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得る。

意思決定権者の代理順位

第1位順位：市長 ➡ 第2位順位：副市長 ➡ 第3位順位：総務部長

- (3) 市本部に部及び班を設置し、部に部長、班に班長及び班員を置く。
- 部長及び班長は、次表に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課（室・所）等の職員をもって充てる。
- それぞれの主な任務は、次のとおりである。

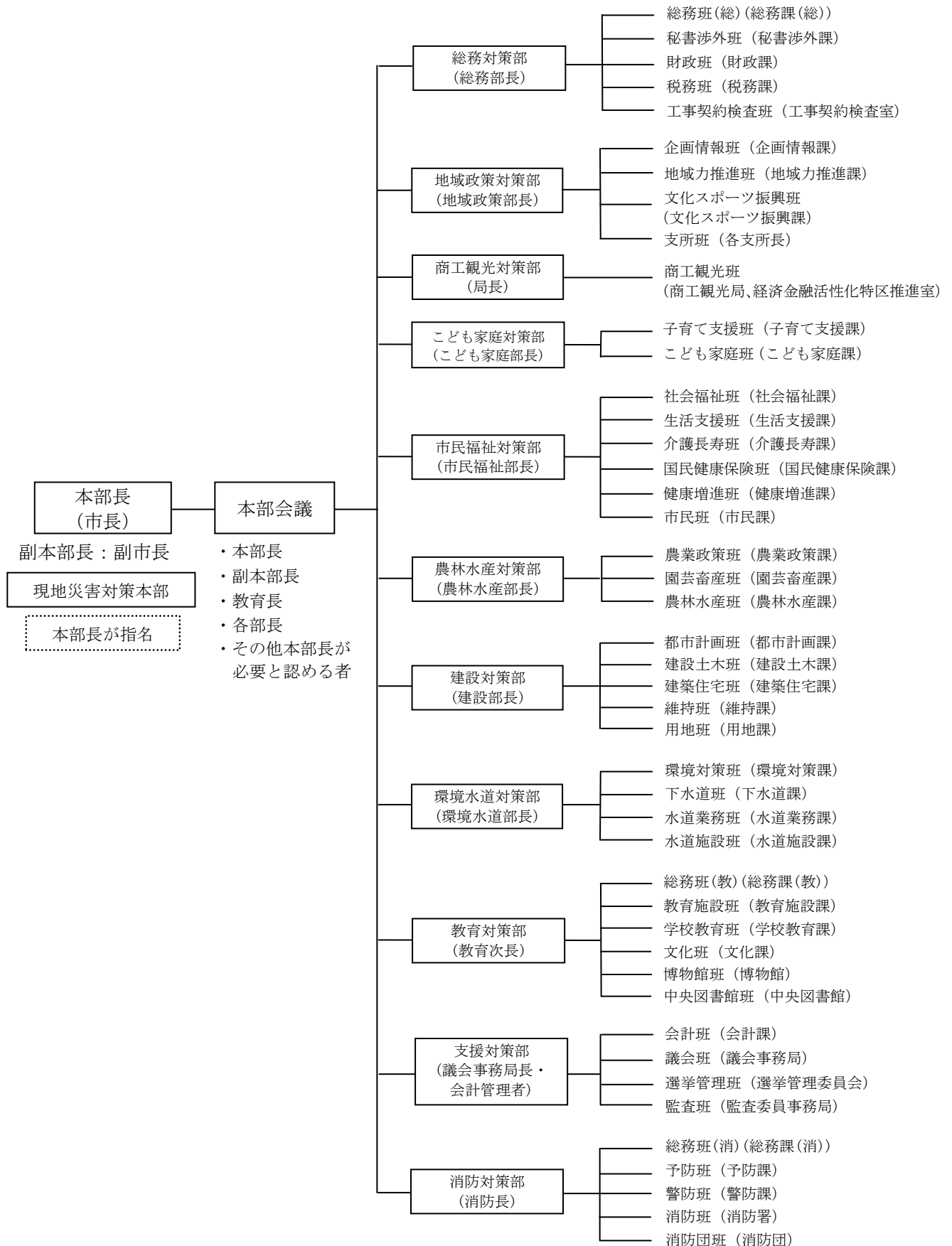
本部長、副本部長、本部長、班長・班員の主な任務

職 名	主 な 任 務
本 部 長 (市 長)	・ 防災会議、本部会議の長となること。 ・ 避難の勧告、指示、警戒区域の指定を行うこと。 ・ 国、自衛隊、県、防災関係機関、地方自治体、住民、事業所、団体への支援協力要請を行うこと。 ・ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について、その基本方針を決定すること。 ・ 市本部の事務を統括し、市本部の職員を指揮監督すること。
副 本 部 長 (副市長)	・ 本部長が不在又は事故にあったとき本部長の職務を代理すること。代理する順序は上記(2)のとおりとする ・ 本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう、本部長の交替要員となること。 ・ 部間の調整に関すること。
本 部 員 (部長等)	・ 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌握し、所属の職員を指揮監督すること。 ・ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。 ・ 本部長、副本部長が不在又は事故にあったときは、総務部長が、職務を代理すること。 ・ 各部及び各班の事務分掌は別表2「市本部事務分掌及び配備要員数」のとおりとする。
班長・班員 (職員等)	・ 各班長は、班の事務を掌握し所属の職員を指揮する。

- (4) 市本部設置時の事務分掌
- 別表2により実施する。

別表 1

市本部組織図



別表2

市本部事務分掌及び配備要員数

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
総務対策部	総務部長	班長 総務課長 総務班（総）	1 市本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 市本部会議に関する事。 3 災害非常時配備体制の指示、伝達に関する事。 4 防災会議及び防災関係機関等との連絡及び協力要請に関する事。 5 災害情報の収集に関する事。 6 県、その他関係機関に対する被害報告に関する事。 7 市庁舎の防災及び保全に関する事。 8 各部及び部内の連絡調整に関する事。 9 職員の動員及び服務に関する事。 10 災害対策要員の雇用に関する事。 11 無線通信等による緊急放送に関する事。 12 気象情報等の収集に関する事。 13 職員の公務災害及び保健衛生に関する事。 14 被災者台帳に関する事。 15 罹災証明に関する事。	係長級	2/3	全員
		秘書渉外班 班長 秘書渉外課長	1 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事。 2 災害に関する公聴、広報及び報道機関との連絡に関する事。 3 基地の情報収集及び報告に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			
		財政班 班長 財政課長	1 所管の被害調査及び収集に関する事。 2 災害対策に必要な経費の予算措置に関する事。 3 市有財産の被害状況の調査に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			
		税務班 班長 税務課長	1 被害状況の収集及び報告に関する事。 2 被災者に対する市税の徴収猶予及び減免措置に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。			
		工事契約検査班 班長 工事契約 検査課長	1 災害対策に必要な契約に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
地域政策対策部	地域政策部長	企画情報班 班長 企画情報課長	1 災害統計に関すること。 2 災害広報支援に関すること。 3 災害の取材及び記録に関すること。 4 災害時のシステム稼働に関すること。 5 市ホームページの更新に関すること。 6 部内各班の応援に関すること。	係長級	2/3	全員
		地域力推進班 班長 地域力推進課長	1 所管する施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管する施設が避難所となった場合の設営、管理及び連絡に関すること。 3 災害救助活動に協力する社会教育団体との連絡調整に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。			
		文化スポーツ振興班 班長 文化スポーツ振興課長	1 所管する施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管する施設が避難所となった場合の設営、管理及び連絡に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。			
		支所班 班長 各支所長	1 所管の被害調査及び応急対策に関すること。 2 課で所管する施設が避難場所となった場合の協力に関すること。 3 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。			
商工観光対策部	商工観光局長	商工観光班 班長 商工観光局長 副班長 経済金融活性化特区推進室長	1 商工関係の被害調査及びその対策に関すること。 2 市内在観光客等の被害調査及びその対策に関すること。 3 他部の協力に関すること。	係長級	2/3	全員
こども家庭対策部	こども家庭部長	子育て支援班 班長 子育て支援課長	1 所管の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。			
		こども家庭班 班長 こども家庭課長	1 保育所等の乳幼児の被災状況調査に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
市民福祉対策部	市民福祉部長	社会福祉班 班長 社会福祉課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 応急仮設住宅等への入居及び管理に関する事 3 応急主要食糧、その他生活必需品の調達及び配 4 分に関する事 5 赤十字社等その他災害協力機関等との連絡調 6 整に関する事 7 ボランティア関係団体との連絡調整に関する 8 事 9 災害見舞金に関する事 10 部内各班の応援に関する事	係長 級	2/3	全員
		生活支援班 班長 生活支援課長	1 援助金品の受け入れ及び分配に関する事 2 災害救助法の適用手続に関する事 3 部内各班の応援に関する事			
		介護長寿班 班長 介護長寿課長	1 高齢者等の要配慮者の安全確保、安否確認 2 及び支援に関する事 3 福祉避難所との調整・運営管理に関する事 4 部内各班の応援に関する事			
		国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 被災者に対する国民健康保険税の減免措置 2 に関する事 3 部内各班の応援に関する事			
		健康増進班 班長 健康増進課長	1 医療に関する事 2 感染症の予防に関する事 3 感染症患者の処置に関する事 4 助産及び乳幼児に関する事 5 災害地域及び避難所の防疫に関する事 6 部内各班の応援に関する事			
		市民班 班長 市民課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する 2 事 3 埋火葬許可証の発行に関する事 4 応急仮設住宅等への入居及び管理に関する事 5 部内各班の応援に関する事			
農林水産対策部	農林水産部長	農業政策班 班長 農業政策課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する 2 事 3 農地、農業施設の災害対策及び復旧に関する 4 事 5 部内各別の応援に関する事			
		園芸畜産班 班長 園芸畜産課長	1 農作物、畜産等の被害調査及びその対策に 2 関する事 3 農産施設の災害対策及び復旧に関する事 4 部内各班の応援に関する事			
		農林水産班 班長 農林水産課長	1 林産物、林業施設の被害調査及びその対策 2 に関する事 3 水産物、水産施設等の被害調査及びその対 4 策に関する事 5 漁港施設の警戒及び応急対策に関する事 6 部内各班の応援に関する事			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
建設対策部	建設部長	都市計画班 班長 都市計画課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関すること。 2 土地区画整理事業による施設に対する災害対策及び被害調査に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。	係長 級	2/3	全員
		建設土木班 班長 建設土木課長	1 土木施設の災害復旧工事に関すること。 2 地すべり、急傾斜危険区域の情報収集に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。			
		建築住宅班 班長 建築住宅課長	1 仮設住宅等一時収容所施設の設置及び管理に関すること。 2 市営住宅等への避難者の収容に関すること。 3 建築物等の被害調査に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。			
		維持班 班長 維持課長	1 道路、河川及び橋梁関係の被害調査並びに障害物の除去（一時保管を含む）に関すること。 2 公園、墓園及び街路樹等の災害対策並びに被害調査に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。			
		用地班 班長 用地課長	1 部内各班の応援に関すること。			
環境水道対策部	環境水道部長	環境対策班 班長 環境対策課長	1 地域組織（行政区等）における自主防疫の応急助成に関すること。 2 防疫に関する関係機関との連絡調整に関すること。 3 災害地域及び避難所の清掃、衛生に関すること。 4 し尿処理に関すること。 5 死体の埋火葬に関すること。 6 部内各班の応援に関すること。	係長 級	2/3	全員
		下水道班 班長 下水道課長	1 下水道施設に関する被害調査及びその応急対策に関すること。 2 下水処理に協力する団体等との連絡調整に関すること。 3 災害対応に必要な経理に関すること。 4 器材及び物品の調達に関すること。 5 下水処理、その他必要な事項の広報に関すること。 6 部内各班の応援に関すること。			
		水道業務班 班長 水道業務課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関すること。 2 給水活動に協力する団体等との連絡調整に関すること。 3 災害対応に必要な経理に関すること。 4 器材及び物品の調達に関すること。 5 給水、その他必要事項の広報に関すること、 6 部内各班の応援に関すること。			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
環境 水道対策部	環境 水道部長	水道施設班 班長 水道施設課長	1 給水地域の被害調査及び応急給水に関する事 2 災害復旧資器材及び物品の確保、調達に関する事 3 被害水道施設の応急措置及び復旧整備に関する事 4 浄水施設の被害調査及び応急対策に関する事 5 応急給水に関する事 6 水質保全に関する事 7 部内各班の応援に関する事	係長 級	2/3	全員
		総務班（教） 班長 総務課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 物品調達手続及び経理に関する事 3 学校等避難所設営に関する事 4 学校給食に関する事 5 部内職員の動員、配置に関する事 6 部内各班の応援に関する事			
教育 対策部	教育 次長	教育施設班 班長 教育施設課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 学校施設等の被害調査及び応急対策に関する事 3 部内各班の応援に関する事			
		学校教育班 班長 学校教育課長	1 児童生徒の安全確保及び安否確認に関する事 2 児童生徒の被災状況調査に関する事 3 被災児童の救護に関する事 4 応急教育計画及び教育指導に関する事 5 応急学校教材及び学用品の供給整備に関する事 6 部内各班の応援に関する事			
		文化班 班長 文化課長	1 文化財の被害調査及び応急対策に関する事 2 部内各班の応援に関する事			
		博物館班 班長 博物館長	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 部内各班の応援に関する事			
		中央図書館班 班長 中央図書館長	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 部内各班の応援に関する事			
支援 対策部	(正) 議 会 事 務 局 長 (副) 会 計 管 理 者	会計班 班長 会計課長	1 災害対策に必要な現金等の出納及び他部の協力に関する事			
		議会班 班長 議会事務局次長	1 所管に関する応急対策及び他部の協力に関する事			
		選挙管理班 班長 選挙管理委員会事務局長	1 所管に関する応急対策及び他部の協力に関する事			
		監査班 班長 監査委員事務局長	1 所管に関する応急対策及び他部の協力に関する事			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
消防対策部	消防長	総務班（消） 班長 総務課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 職員の動員等に関する事。 3 消防活動の予算措置に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。	係長級	2/3	全員
		予防班 班長 予防課長	1 災害、その他災害の情報収集及び予防広報に関する事。 2 災害の原因及び損害調査に関する事。 3 防火対象物等の点検、指導に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			
		警防班 班長 警防課長	1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 警備に関する各種会議の開催に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。			
		消防班 班長 消防署長	1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害の記録に関する事。 3 災害危険区域の警戒防御及び救護に関する事。 4 避難者の誘導及び収容に関する事。 5 無線通信等による緊急放送に関する事。 6 災害防除活動及び救助活動に関する事。 7 救急医療活動に関する事。 8 行方不明者の捜索に関する事。 9 気象情報等の収集に関する事。 10 消防機械器具の整備及び調達に関する事。 11 部内各班の応援に関する事。	随時	随時	全員
		(消防団) 班長 消防団長	1 災害時の警戒、鎮圧、救助に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。			

3 市本部の設置（総務班（総））

（1）市本部の設置基準

市長は、地震又は津波による災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市本部を設置する。

ア 自動的に市本部を設置する場合。

- 市域に震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
- 市域に大津波警報が発表されたとき。
- 市全域にわたる被害の発生や甚大な局地的被害が発生したとき。

イ 市長の命令で設置する場合。

- 市域に震度 5 弱の地震が発生し、特に市長が必要と認めたとき。
- 市域に津波警報が発表され、特に市長が必要と認めたとき。
- 市長が市本部を設置し、総合的応急対策を行う必要があると認めたとき。

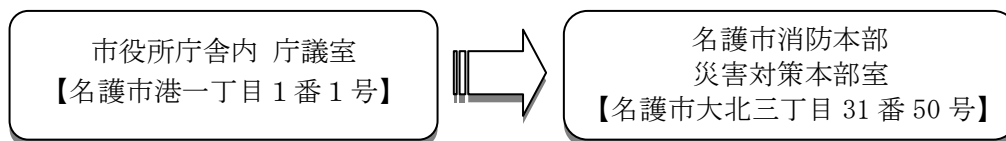
(2) 災害応急対策上必要な意思決定又は指示

本部長（市長）は、夜間や休日等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、適切な連絡手段により市本部の設置並びに自衛隊の災害派遣要請及び県への応援要請等、災害応急対策上必要な意思決定又は指示を行う。

(3) 市本部の設置場所

市本部は、市役所庁舎内庁議室に設置する。ただし、災害により市役所庁舎が使用できない場合は市本部長の判断により、次の場所に設置する。

災害対策本部の設置場所



(4) 現地災害対策本部

市長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進するうえで必要であると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の概要

- 現地災害対策本部長は、本部長が、副本部長及び本部員の中から指名する。
- 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。
- 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。
 - ・被害状況等の情報収集、調査及び本部への報告に関すること。
 - ・応急対策の実施に関すること。
 - ・現地における関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 市本部の解散

本部長（市長）は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれがなくなり、市本部による対策実施の必要がなくなったと認められるときは、市本部を解散する。

(6) 市本部の解散後の事務分掌

名護市部設置条例（平成15年条例第19号）により、実施する。

(7) 市本部の設置又は解散の報告

本部長（市長）は、市本部を設置又は解散したときは、直ちに県に報告するとともに、関係機関に対し、次により通知公表する。

市本部の設置・閉鎖時の通知及び公表

担当部・班	通知又は公表先	通知又は公表の方法
総務班（総）	市各部長	口頭、庁内放送、メール、電話、その他迅速な方法
	沖縄県防災情報システム	県総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な方法
	関係機関	電話、FAX、その他迅速な方法
	報道機関	電話、FAX、その他迅速な方法

4 市本部の運営（総務班（総））

(1) 本部会議

本部長は、災害に対する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

本部会議の概要

本部会議の開催時期	・市本部設置後 ・その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	・本部長 ・副本部長 ・教育長 ・各部等の長 ・議会事務局長 ・その他本部長が必要と認める者
事務局	・総務課（総）
協議事項	・応急対策に関すること。 ・動員配備体制に関すること。 ・各部間の調整事項に関すること。 ・自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること。 ・避難の勧告等の指示、警戒区域の指定に関すること。 ・災害救助法適用申請に関すること。 ・激甚災害の指定の申請に関すること。 ・応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ・国、県等への要望及び陳情等に関すること。 ・その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

第2 配備の指定及び要員等

1 配備の決定及び区分

(1) 本部長（市長）は、市本部を設置したときは、直ちに配備の規模を決定し、動員を指示する。ただし、本部長の決定がない場合でもその状況に応じて、各部長においてその配備を決定することができる。この場合、各部長は、直ちに本部長に報告しなければな

らない。

(2) 地震・津波災害時の配備基準は「第一配備」、「第二配備」、「第三配備」に区分する。

2 配備要員

(1) 配備要員数

各部の第一配備、第二配備及び第三配備の配備要員数は、「別表2 市本部事務分掌及び配備要員数」のとおりとする。ただし、本部長は災害の実情により所属の部長と協議し、配備要員を増減することができる。

(2) 各配備要員の構成

別表2の各配備要員は、各班長（課長等）が所属する課、室、支所等の職員とし、配備要員数は班長を除く要員数とする。

(3) 配備要員の指名

ア 各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておく。

イ 各部長は毎年5月1日現在で、配備要員名簿を作成し、総務課（総）で整理し管理する。

なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正の上、総務課（総）に通知する。

市本部の設置に係る配備体制及びその基準

本部設置	配備体制	配備基準	配備要員
警戒本部	第一配備 ＜警戒体制＞	1 市内で震度4を観測した場合 2 市の属する津波予報区に津波注意報が発表された場合 3 弱い地震であっても、津波災害に備え、避難の必要を認める場合	1 防災担当及び関係課の指定職員は配置につく（少数） 2 その他の職員は待機の体制をとる
特別警戒 災害対策本部	第二配備 ＜救助体制＞	1 市内で震度5弱を観測した場合 2 津波予報の発表及び体制等を特に強化して対処する必要がある場合 3 市の属する津波予報区に、津波警報が発表された場合	1 各部・課の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる
災害対策本部	第三配備 ＜非常体制＞	1 市の全域又は一部の地域に震度6弱以上を観測した場合 2 市の属する津波予報区に、大津波警報が発表された場合 3 災害により市の全域にわたる被害が発生した場合 4 甚大な局地的被害が発生した場合	1 全職員が配置につく

3 配備の方法

本部長は、異常現象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、市本部を設置し、各職員に対し電話、庁内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

(1) 勤務時間中

ア 本部会議の招集

本部長は、災害の発生が予想されるとき又は災害の状況により、直ちに本部会議を招集し災害対策要員の配備指定、その他応急対策に必要な事項を決定する。

本部会議の招集に関する事務は、総務班（総）班長が行う。

イ 各部長への通知

総務対策部長は市本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長に通知する。

ウ 各班長への通知

通知を受けた各部長は、各班長へその旨を通知する。なお、各部長が災害の状況に応じてその配備を決定した場合は、総務対策部長に報告する。

エ 配備要員への通知

通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。

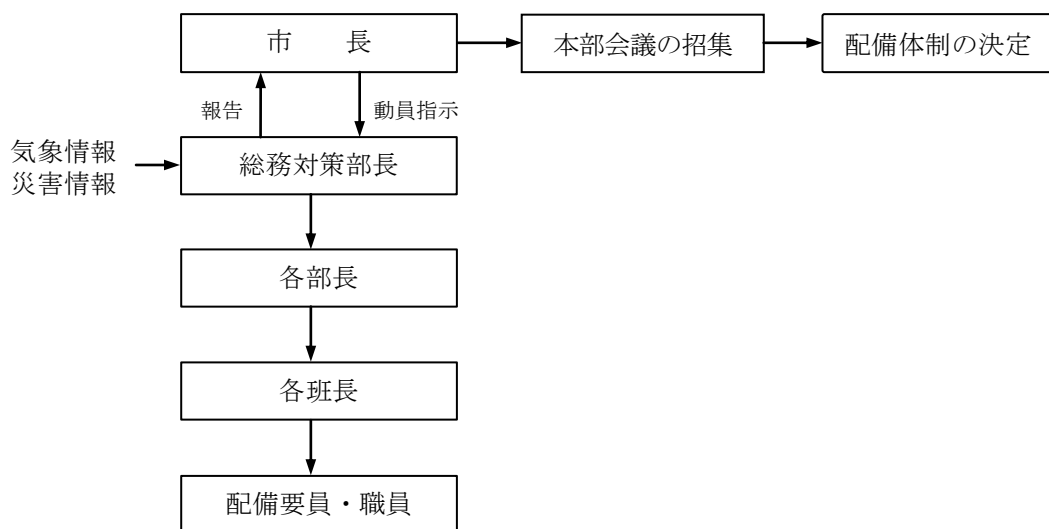
オ 所定の配備

通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につく。

カ 非常招集系統の確立

各部長はあらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し総務対策部長に提出しておく。

勤務時間中の動員配備の指示系統



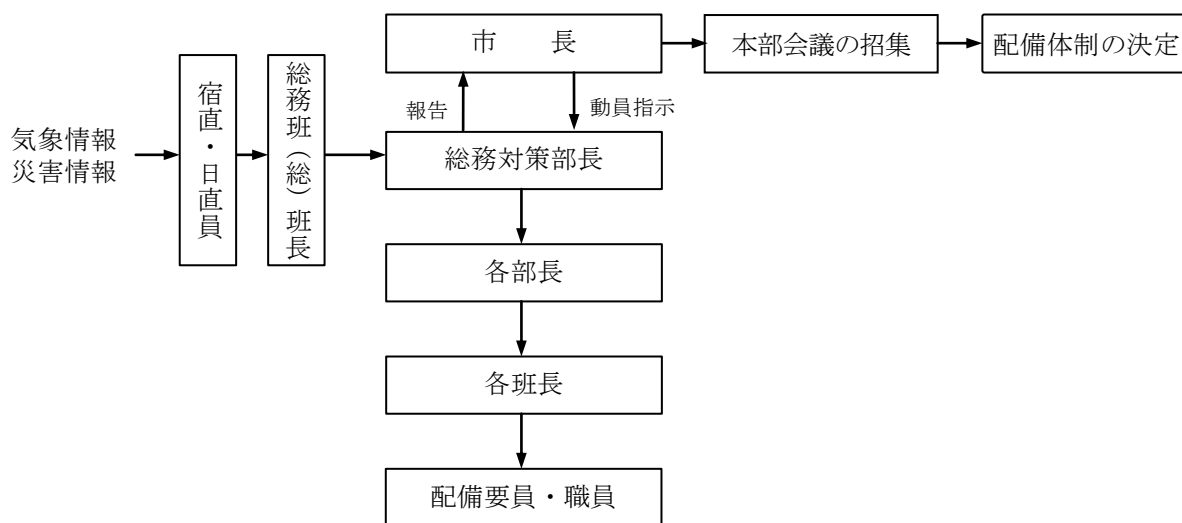
※伝達手段は、口頭、電話、メール、庁内放送等を利用する。

(2) 勤務時間外（夜間・休日等）

ア 配備体制

夜間、休日、退庁後において発生した災害や警報等の発表、その他異常現象の通知に対しては、夜間は宿直（警備員）、休日等については日直が通知の受理等の対応を行う。その後早急に総務班（総）班長へ連絡を行う。

勤務時間外の動員配備の指示系統



※伝達手段は、電話、メール等を利用する。

イ 職員の参集

職員の参集基準

第一・第二配備	配備要員に当たった職員は、勤務時間外において、テレビ、ラジオ、広報車等により災害発生等を覚知した場合は、今後の状況の推移に注意しつつ、所属部・班と緊密に連絡をとりながら、又は自らの判断で直ちに勤務場所に参集する。
第三配備	全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合、配備指定の命令を待つことなく、各自最も適した交通手段で直ちに勤務場所に参集する。

4 参集場所

職員は、勤務時間中・外ともに、原則として、各自の勤務場所に参集する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により、勤務場所への集合が困難な場合は、指定避難所等最寄りの公共施設等に一旦参集し、勤務場所にその旨を報告し、指示に従う。

津波警報、大津波の場合は、消防本部とする。

5 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

服装は、参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また参集時には、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等の必要な用具をできる限り携行する。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するが、参集途上において火災や人身事故等の緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

第3 市本部設置に至らない場合の措置

1 災害対策準備体制の設置

災害の程度が市本部を設置するに至らないときは、各部・課職員は次の体制をとる。

災害対策準備体制の設置に係る配備基準

本部設置	配備体制	配備基準	配備要員
設置前	＜災害対策準備体制＞	1 市内で震度3を観測した場合 2 津波注意報発表のおそれがある場合	1 総務班（総）の連絡担当は配置につく 2 職員は情報収集体制をとる

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

本節では、地震・津波被害の拡大を未然に防止するため、緊急地震速報、大津波警報、津波警報・注意報等の情報を迅速かつ的確に収集伝達するための体制について示す。

施策の体系	担当
第1 緊急地震速報の活用	総務班（総）
第2 地震情報等の種類及び発表基準	沖縄气象台
第3 津波警報等の種類及び発表基準	沖縄气象台
第4 津波警報等の伝達	総務班（総）
第5 異常現象発見時の措置	総務班（総）

第1 緊急地震速報の活用（総務班（総））

1 緊急地震速報の概要

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

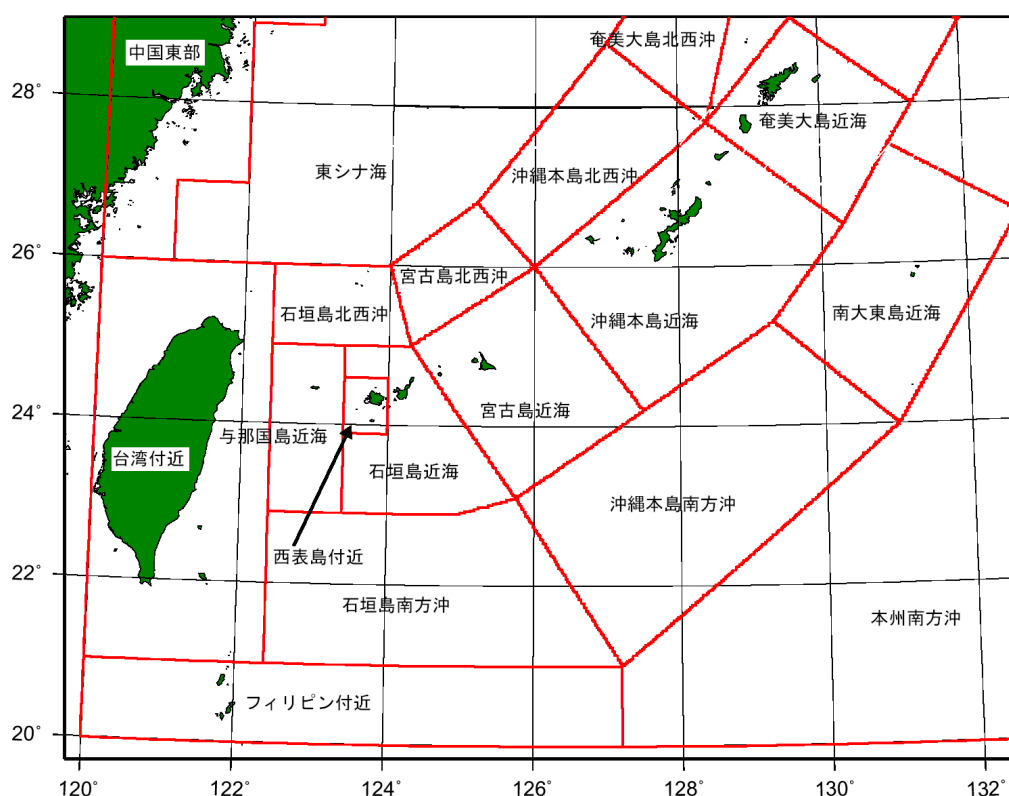
なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※緊急地震速報（警報）とは、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄本島	沖縄県本島北部	名護市、国頭郡（国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村）、島尻郡の一部（粟国村、伊平屋村、伊是名村）
		沖縄県本島中南部	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、中頭郡（読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町）、島尻郡の一部（八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村）
		沖縄県久米島	島尻郡の一部（久米島町）
	大東島	沖縄県大東島	島尻郡の一部（南大東村、北大東村）
	宮古島	沖縄県宮古島	宮古島市、宮古郡（多良間村）
	八重山	沖縄県石垣島	石垣市
		沖縄県与那国島	八重山郡の一部（与那国町）
		沖縄県西表島	八重山郡の一部（竹富町）

沖縄付近の震央地名



2 緊急地震速報の伝達・入手方法

(1) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体等へ提供する。

また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

地方公共団体等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

(2) 住民等における緊急地震速報の入手方法

住民等は、緊急地震速報について、次のいずれかにより入手するよう努める。

緊急地震速報の入手方法

手 段	方 法
防災行政無線による放送	市は、消防庁による全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を受け、防災行政無線による放送を行っている。
テレビやラジオによる放送	平成 19 年 10 月 1 日より、NHKのテレビ・ラジオにて緊急地震速報を放送している。
携帯電話による受信	携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信が行われている。
施設の館内放送	緊急地震速報の館内放送を行っている施設では、館内放送で緊急地震速報を知ることができる。
受信端末等を利用した情報の入手	緊急地震速報の受信端末や表示ソフトをインストールしたパソコン等へ、緊急地震速報を提供する事業者もある。

3 緊急地震速報を入手した場合の行動

地震の強い揺れが来るまでの時間は、緊急地震速報を見聞きしてから数秒から数十秒しかないため、短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

そのため、緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、周りの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本となる。

具体的な行動を次に示す。

緊急地震速報を入手した場合の行動

入手場所	とるべき行動の具体例
屋内	○家庭 ・頭を保護し、丈夫な机の下等安全な場所へ避難する。 ・あわてて外に飛び出さない。 ・無理に火を消そうとしない。 ○人が大勢いる施設 ・施設の係員の指示に従う。 ・落ち着いて行動し、あわてて出口に走り出さない。
屋外	○街なか ・ブロック塀の倒壊等に注意する。 ・看板や割れたガラスの落下に注意する。 ・丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。 ○山やがけ付近 ・落石やがけ崩れに注意する。
乗り物に乗っている場合	○自動車運転中 ・あわててスピードを落とさない。 ・ハザードランプを点灯し、周りの車に注意を促す。 ・急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とす。 ・大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。 ○エレベーター ・最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

第2 地震情報等の種類及び発表基準（沖縄気象台）

気象庁は、次の地震情報を発表する。

地震情報等の種類及び発表基準

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約180地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 ※名護市は地域名「沖縄本島北部」に含まれる。
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
注）地震活動に関する解説情報等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。 ○地震解説資料 担当区域内の沿岸に対し、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。 ○管内地震活動図及び週間地震概況 地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。		

第3 津波警報等の種類及び発表基準（沖縄気象台）

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

1 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を気象庁が発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

また、津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

（1）種類

ア 大津波警報

津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表
（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）

イ 津波警報

津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表
（予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合）

ウ 津波注意報

津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表

エ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表

(2) 津波警報等の発表基準

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動
		津波の高さ予想の区分	数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 m < 予想高さ	10 m 超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難施設など安全な場所へ避難する。
		5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m		
		3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難施設など安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。
(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 ※津波警報等の留意事項等 ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。 ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。					

2 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表・津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
（※1）津波観測に関する情報の発表内容について - 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 - 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	（全て数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）
（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について - 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 - 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。		

- ・ただし、沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する

最大波の観測値及び推定値の発表内容
(沿岸から100 km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※津波情報の留意事項等

- ①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

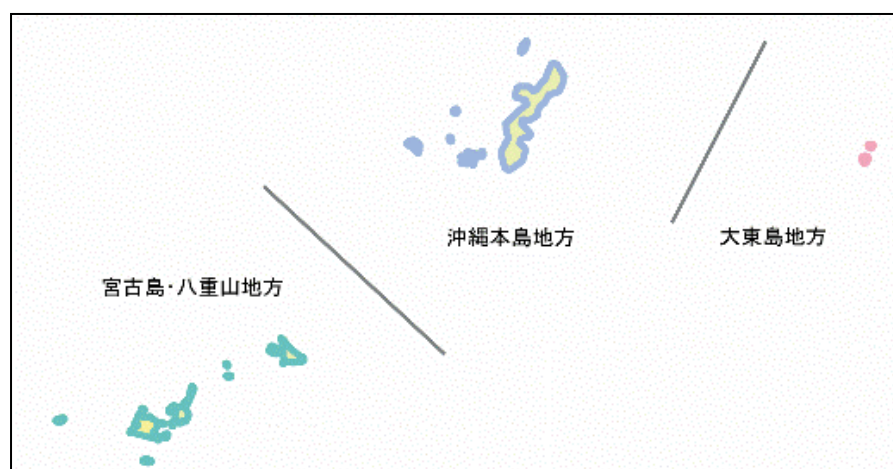
4 津波予報区

沖縄県には「沖縄本島地方」、「大東島地方」及び「宮古島・八重山地方」の3つの津波予報区があり、本市は「沖縄本島地方」に属している。

沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。）

沖縄気象台管内の津波予報区



市が津波警報を公表できる条件

次の条件に該当する市町村長は、市町村長自らが津波警報を公表することができる（気象業務法施行令第8条）。

このため、災害により津波に関する気象官署の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、直ちに津波警報を公表する。公表した際には、異常現象の発見通報体制にならって最寄りの気象官署に通報する。

条件1：津波に関する気象官署の警報事項を適時に受けることができない辺地の市町村長

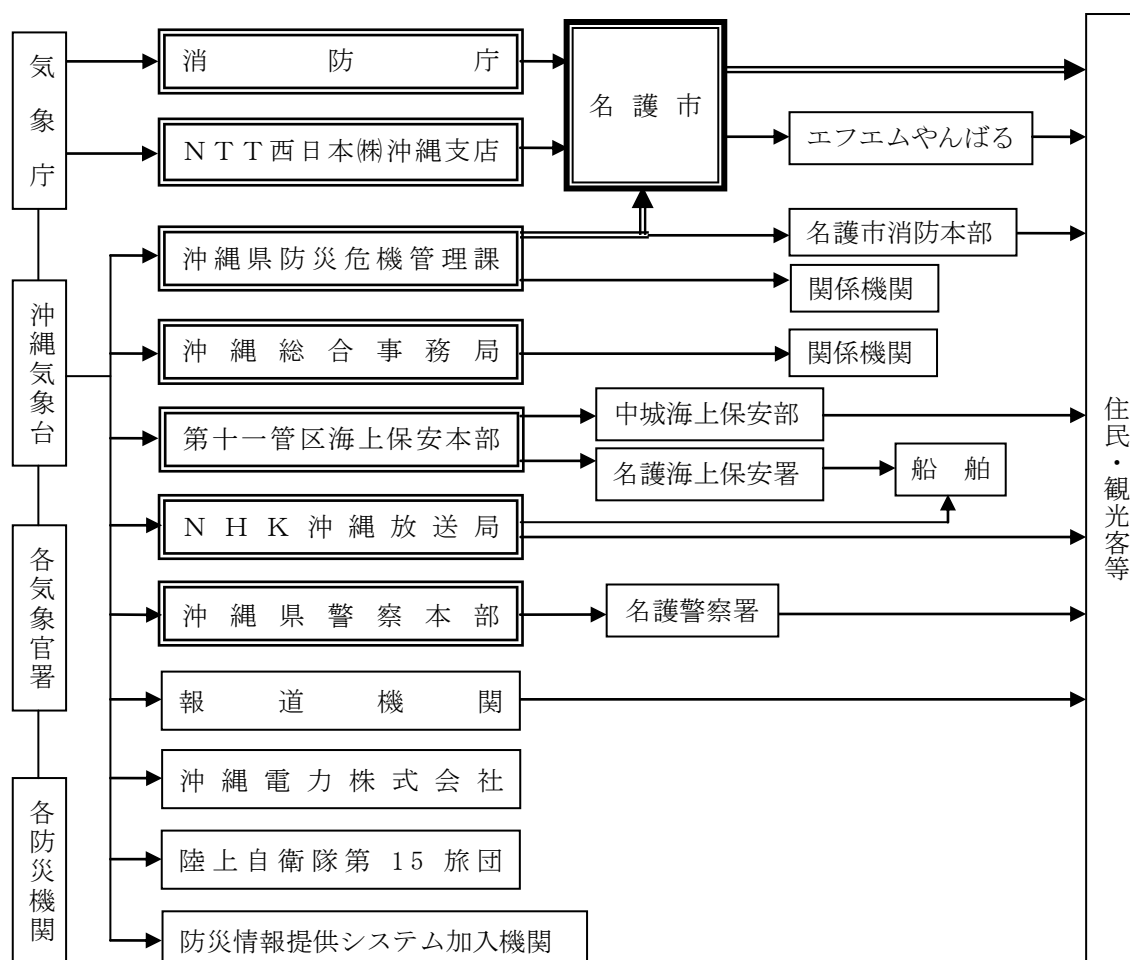
条件2：災害により津波に関する気象官署の警報事項を適時に受けることができなかった地の市町村長

第4 津波警報等の伝達（総務班（総））

1 津波警報等の伝達系統図

津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。

地震情報及び津波警報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

2 津波警報の伝達要領

(1) 津波警報の伝達

市は、情報の発表を知り得たときは、あらかじめ本防災計画等に定める方法により、住民、観光客等に伝達する。

また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して住民、観光客に伝達する。

(2) 津波警報の解除

津波警報の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

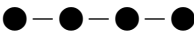
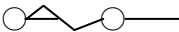
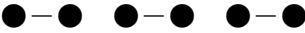
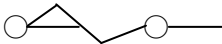
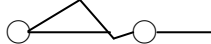
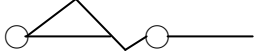
(3) 警報事項を適時に受けることができなかった場合

災害により津波に関する気象官署の警報事項を適時に受けることができなかった場合、市長は、直ちに津波警報を発表する。発表した際には、異常現象の発見通報体制にならって気象官署に通報する。

3 大津波警報、津波警報及び津波注意報の標識

大津波警報、津波警報及び津波注意報の標識は、次による。

大津波警報・津波警報・注意報の標識

標識の種類	標 識	
	鐘音	サイレン音
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

※ 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

第5 異常現象発見時の措置（総務班（総））

地震、津波に関する異常現象の発見者は、災害の未然防止と被害の拡大を防止するため、その発見場所、状況、経過等の具体的な情報を次により通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常気象

ア 異常な高波・うねり・潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき。

イ 強い地震（震度4程度以上）又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震若しくは頻発地震（数日間にわたり頻発に感ずる地震）があったとき。

(2) 通報手続

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市、消防本部、警察官、海上保安官のうち、いずれかに速やかに通報する。

イ 警察署、海上保安部署の通報

この場合、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、それぞれ上部機関を経由して速やかに市に通報する。

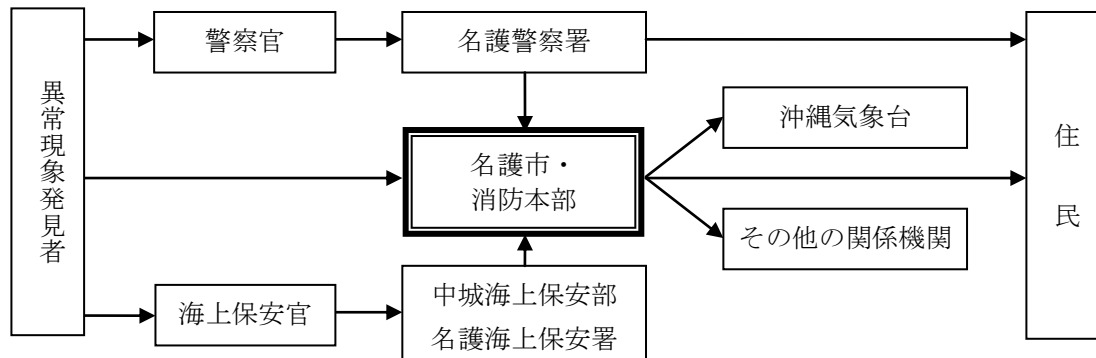
ウ 市長の通報

ア、イにより通報を受けた市長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知を図る。

(3) 通報系統

異常現象の通報系統は、次のとおりである。

異常現象の通報系統図



第3節 災害通信計画

本節では、災害時における警報等の伝達、災害情報の収集、その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うための体制について示す。

施策の体系	担当
第1 通信手段の確保	総務班（総）、企画情報班
第2 電気通信設備が利用できない場合の対策	総務班（総）
第3 住民への措置	総務班（総）

第1 通信手段の確保（総務班（総）、企画情報班）

1 災害時の通信手段

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即して行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

災害時の通信手段

利用設備	利用方法
名護市防災情報伝達システム	・名護市防災情報伝達システムを活用し、本市庁舎と支所、消防本部等との迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。 ・防災行政無線による住民への一斉放送等を行う。
沖縄県総合行政通信ネットワーク	・沖縄県総合行政通信ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
エフエムやんばる	・地域密着型のコミュニティFM局は、地域の災害情報供給源の役割を有しており、災害時には緊急割り込み放送の実施により、いち早く地域の災害・緊急情報を提供する。
一般加入電話による通信（非常電話）	・一時的には、加入電話の通常の手続により通信を確保するが、設備の被害その他により、その利用が制限される場合は、「非常電話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図る。 ・臨時電話が設置できる状況にあつては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。
災害時優先電話	・あらかじめNTT西日本（株）沖縄支店との調整により、「災害時優先電話」の指定を受けておき、電話がかかりにくい場合には、優先的に発信専用として利用する。
衛星電話	・衛星電話から被災地外への通信及び衛星電話相互の通信は、通信基盤が通常は被災地外にあることから被災の影響を受ける可能性が低いとため積極的な導入を図る。
エリアメール・緊急速報メール（携帯電話）	・各携帯電話会社が提供するメールサービス（エリアメール及び緊急速報メール）を活用し、情報を配信する。
災害用伝言ダイヤル、伝言板、音声お届けサービスの利用	・大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、住民の安否確認を可能とする災害用伝言ダイヤル「171」、伝言板、音声お届けサービスを利用する。

利用設備	利用方法
移動体通信	・県に対して、移動無線車等を現地に配備要請し、被害状況の報告並びに県本部からの通信連絡の確保を図る。
メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のSNSによる通信	・メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のSNSを活用することで、市内のみならず広域からの効果的かつ迅速な情報収集を行う。

2 電話・電報の優先利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

- （１）電気通信事業法及びNTT西日本㈱沖縄支店の契約約款に定める通信内容、機関等非常・緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

電話・電報の優先利用

区分	通話の内容	機 関 等
非常通話	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報、若しくは予防のため緊急を要する事項	1 水防機関相互間 2 消防機関相互間 3 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	1 消防機関相互間 2 災害救助機関相互間 3 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 防衛機関相互間 3 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急通話	1 火災、集団的 disease、交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	1 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 2 緊急事態の発生の事実を知った者と 1 の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

区分	通話の内容	機 関 等
	3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	1 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 3 預貯金業務を行う金融機関相互間 4 国又は地方公共団体の機関相互間

(2) 非常・緊急電報の利用

災害時において、通信設備が壊れるか又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取扱い、他の交換手扱い電報に優先して配達することとなっており、これらの電報を活用して通信連絡を行う。

非常・緊急電報の利用方法

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手続
N T T 西日本(株) 沖縄支店	非常電報 緊急電報	総務課長	・申し込み受付番号は 115 番 ・「非常電報」、「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」若しくは「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

非常・緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

区分	電報の内容	機 関 等
非常電報	非常通話と同じ	非常通話と同じ
緊急電報	船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
	他は緊急通話と同じ	他は緊急通話と同じ

非常通話（電報）及び緊急通話（電報）について

○非常通話及び非常電報

非常通話及び非常電報は、災害予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とするものであり、消防機関又は災害救助機関相互が実施する。

○緊急通話及び緊急電報

緊急通話及び緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する内容とするものであり、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係のある機関が相互に実施する。

第2 電気通信設備が利用できない場合の対策（総務班（総））

1 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備（電話・電報）の利用ができなくなった場合又は緊急通信の必要があるときは、次に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続により利用する。

専用通信設備

- 第十一管区海上保安本部通信設備
- 警察通信設備（沖縄県警察本部）
- 気象官署通信設備
- 消防無線電話（名護市消防署）
- 沖縄電力通信設備
- 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（沖縄県）

2 非常無線通信設備の利用

各種災害で非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、有線通信の利用ができないか、若しくは利用することが著しく困難であるため、その非常通信の目的を達成することができないときは、非常無線通信を利用して通信連絡する。

(1) 非常無線通信の内容

次の内容の通報又はこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次のとおりとする。

非常通信の内容

- ・人命の救助に関する通報
- ・天災その他の災害の状況に関するもの
- ・緊急を要する気象、地震等の観測資料
- ・電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ・遭難者救護に関するもの
- ・道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ・災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(2) 利用できる機関

非常通報は無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

利用できる機関

- ・官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- ・各防災会議
- ・日本赤十字社
- ・全国消防長会
- ・電力会社
- ・その他人命救助及び緊迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望する者

(3) 依頼事項

非常無線通信を利用する場合は、適宜の用紙にカタカナで明記して、最寄りの無線局に依頼する。一通の通信文の字数は200字以内とする。なお、無線電話を利用する場合は、本文を3分以内の内容にまとめる。

通報依頼に当たっては、次の事項を明記して行う。

依頼事項

- ・宛て先の住所、氏名、電話番号
- ・連絡内容
- ・発信人の住所、氏名、電話番号
- ・余白に「非常」と必ず記入すること

(4) 費用

非常通信無線は原則として無料扱いとなっているが、通報の取扱に関して実費額の補償が必要となることもあることから、依頼する無線局とあらかじめ協議し、有事に備える。

第3 住民への措置（総務班（総））

1 通信設備優先利用の協定

市は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要を認める機関とあらかじめ協議しておく。

2 放送要請の依頼

市は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」に基づき、県に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡する。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

本節では、災害情報及び被害状況等を迅速かつ確実に収集し、通報・報告するために必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものとする。

施策の体系	担当
第1 災害状況の収集	関係各部
第2 災害状況の伝達・報告	総務班（総）
第3 安否情報の提供	総務班（総）

第1 災害状況の収集（関係各部）

1 災害情報の把握

市は、被害規模を早期に把握するため、次の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や他の機関と情報を共有し連携に努める。

災害情報の種類

- ・ 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・ 避難勧告等の指示の状況、警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- ・ 医療機関の被災状況・稼動状況に関する情報
- ・ 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- ・ 電気、ガス、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・ 漁港の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・ 大規模災害時における消防機関への119番通報の状況
- ・ 農林水産物の被害及び応急対策の状況に関する情報

2 災害情報等の収集・報告

（1）市による災害情報の収集

市は、次の方法による情報収集を行い、積極的な状況把握に努める。

手 段	内 容
市の防災情報収集システムによる情報収集	・ 市は、防災行政無線多野岳中継局や市内4か所に設置している防災監視カメラ及び映像表示システムを活用して、市内の防災情報の収集・把握を行う。
関係機関からの情報収集	・ 市は、県や市消防本部及び消防団、名護警察署等防災関係機関や報道機関、公共交通機関、ライフライン施設事業者等からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。 ・ 情報収集が困難な場合は、直接職員を被災現地に派遣し、情報収集に努める。

手 段	内 容
職員の参集途上による 被害状況の把握	・夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあつては、事前に自宅等から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報収集する。 ・職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握する。
住民等からの通報	・市は、自主防災組織や住民等からの通報から、災害情報の把握に努める。 ・また、119番通報に係る状況の情報を把握する。

(2) 災害情報の収集・報告に係る実施事項

ア 市本部における各対策部班は、事務分掌に基づき、所管に係る災害情報や災害状況を調査収集し、防災情報システムに入力する。

イ 各対策部班は、被害状況調査に当たっては、「被害判定基準」に基づき判定を行う。

ウ 総務対策部長は、収集した情報を本部長及び関係機関に報告する。

被害状況等の取りまとめ担当部班

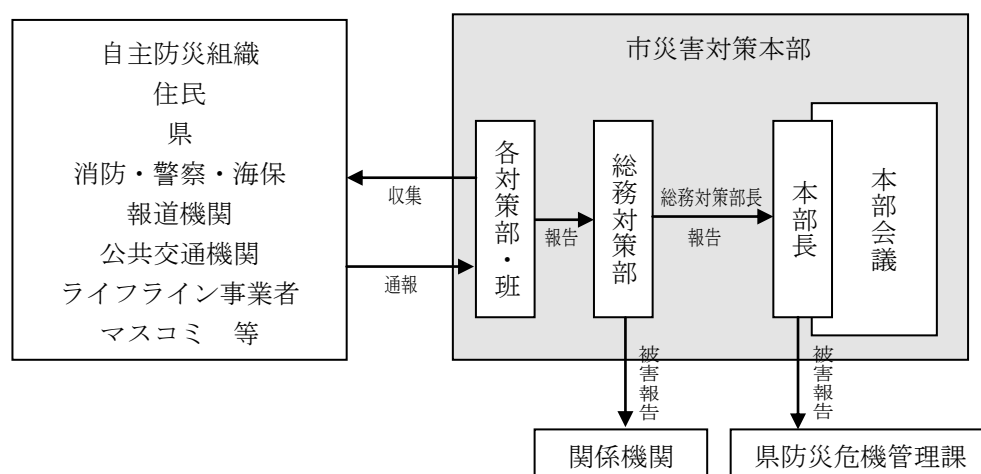
調査項目	担当部班
人的被害、住家被害	消防班、総務班（総）、税務班、財政班
所管する施設の被害状況	地域力推進班、文化スポーツ推進班
商工施設の被害状況	商工観光班
観光客の被災状況	商工観光班
保育所（保育園）の被害状況	こども家庭班
社会福祉施設の被害状況	社会福祉班、市民班
避難の状況、避難所の運営管理	地域力推進班、文化スポーツ振興班、各支所、総務班（教）
福祉避難所における避難者の状況	介護長寿班
要配慮者の状況	介護長寿班
農業関係の被害状況	農業政策班、園芸畜産班、農林水産班
林業・漁業関係の被害状況	農林水産班
公共土木施設等の被害状況	都市計画班、維持班、建設土木班、農林水産班
建築物等の被害状況	建築住宅班
下水道の被害状況	下水道班
上水道の被害状況	水道業務班、水道施設班
学校施設等の被害状況	総務班（教）、教育施設班
児童生徒の被災状況	学校教育班
文化財、博物館、図書館等の被害状況	文化班、博物館班、中央図書館班

エ 市本部会議は、収集した情報を精査するとともに、情報のトリアージ（優先度の選別）を行い、適切な応急対策を実施する。

オ 本部長は、災害情報、被害の状況及び応急措置の実施状況を県（防災危機管理課）に報告する。

カ 市及び市内の防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとるとともに、情報共有を図るよう努める。

情報収集・報告系統図



3 防災関係機関の災害情報等の報告

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報、災害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況のうち、市の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、市本部に報告する。

地震発生直後の第1次情報の報告の留意点

【市町村の役割】

- 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、県へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。
- 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者若しくは行方不明者が発生した場合は、直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

第2 災害状況の伝達・報告（総務班（総））

市は、収集した被害情報について、災害対策基本法「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、速やかに県（防災危機管理課）に報告する。県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。

1 被害報告等の基準

市は、原則として次に掲げる災害は県（防災危機管理課）に報告を行う。

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、市が県に報告するもの （災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む。）	ア 市において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの	ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 市が災害対策本部を設置した災害 ウ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1つの市町村における被害は軽微であっても、全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国又は県の特別の財政援助を要する災害 オ 被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害になるおそれがある災害 カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められる災害

2 報告の要領

県への報告は、被害発生の際の時間的経過にともない、3段階（災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。報告については、資料編に示す様式の記入要領に基づいた文書により報告する。

報告要領

区 分	様式	報告要領	時 期
災害概況即報 （発生報告）	災害即報 様式 第1号	災害の具体的な状況や個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合に、災害即報様式第1号に基づく内容を県へ沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。	災害の覚知後 直ちに
被害状況即報 （中間報告）	災害即報 様式 第2号	被害状況が判明次第逐次報告するもので、災害即報様式第2号に基づく内容を、県北部土木事務所等を経て県へ沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。なお、報告に当たっては、名護警察署と密接な連絡を図る。	逐次

区 分	様式	報告要領	時 期
災害確定報告 (最終報告)	災害報告 様式 第1号	被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後、災害報告様式第1号に基づく内容を県北部土木事務所等を経て県へ報告する。報告に当たっては、名護警察署と密接な連絡を図る。	応急対策を終了した後20日以内
災害年報	災害報告 様式 第2号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について翌年4月1日現在で明らかになったものを、災害報告様式第2号に基づき県へ報告する。	4月15日まで

連絡窓口・県

回線別		区 分	防災危機管理課
N T T回線	T E L		098-866-2143
	F A X		098-866-3204
消防防災無線	T E L		47-21
	F A X		47-20
沖縄県総合行政情報通信ネットワーク	T E L		6-71-2090
	F A X		6-72-4819

連絡窓口・消防庁

回線別		区 分	平日（9：30～18：15） 応急対策室	左記以外 宿直室
N T T回線	T E L		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	T E L		90-43422	90-49101、49102
	F A X		90-49033	90-49036
中央防災無線	T E L		83-8090-5017	83-8090-5010
	F A X		83-8090-5043	83-8090-5041 83-8090-5045
地域衛星通信ネットワーク	T E L		8+6-048-500-90-43422	8+6-048-500-90-49101、49102
	F A X		8+6-048-500-90-49033	8+6-048-500-90-49036

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

本節では、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産の保護のため、市長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、知事に対して、自衛隊の派遣要請を依頼するための事項等について示す。

施策の体系	担当
第1 災害派遣を要請する場合の基準	—
第2 災害派遣要請等	総務班（総）
第3 災害派遣部隊の活動等	自衛隊、総務班（総）

第1 災害派遣を要請する場合の基準

知事は、自衛隊法に基づき、次の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊災害派遣の要請基準

- 1 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- 2 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
- 3 市の通信途絶の状況から判断した場合

第2 災害派遣要請等（総務班（総））

1 知事への派遣要請要求

市長は、基本法第68条の2に基づき、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話若しくは無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

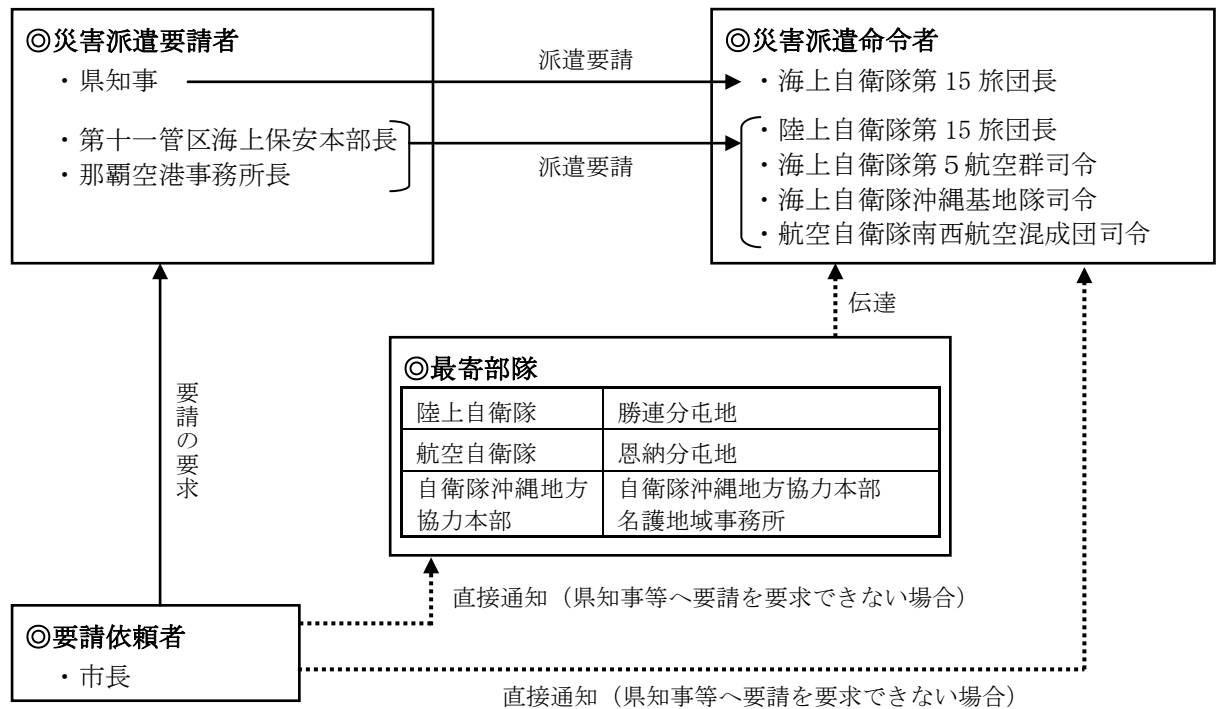
2 防衛大臣等への通知

市長は、上記1の要求ができない場合においては、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市長は、通知を行った場合は、速やかにその旨を知事に報告する。

また、通知を受けた防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

自衛隊の災害派遣要請系統図



※緊急時における通報を実施した市町村長は、速やかに県に派遣要請を行う。

連絡先一覧

名 称		所在地	電話番号
陸上自衛隊第15旅団		那覇市字鏡水 679	098-857-1155
海上自衛隊第5航空群		那覇市字当間 252	098-857-1191
航空自衛隊南西航空混成団		那覇市字当間 301	098-857-1191
最寄部隊	陸上自衛隊勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
	航空自衛隊恩納分屯地	国頭郡恩納村字恩納 7441	098-966-2053
	自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所	名護市大西一丁目 21 番 27 号	0980-52-4064

第3 災害派遣部隊の活動等（自衛隊、総務班（総））

1 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

派遣部隊の活動内容

- ・被災状況の把握（偵察行動）
- ・避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- ・避難者等の捜索、救助
- ・水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- ・消防活動
- ・道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- ・応急医療、救護及び防疫
- ・人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- ・炊飯及び給水支援
- ・救援物資の無償貸付け又は譲与（総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- ・危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- ・その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

2 派遣部隊との連絡調整

- （1）市は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。
- （2）自衛隊は、災害発生が予測される場合は、直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- （3）災害の発生が予想される場合、市は、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

3 市の準備すべき事項

自衛隊派遣に際して、市は、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力する。

- （1）作業の決定
災害地における作業等に関して、市、県及び派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
- （2）業務処理の責任者の指定
市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- （3）宿泊施設等の提供
市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供する。
- （4）消耗品等の準備
災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備する。

4 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市が補償を行う。

自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

- ・ 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失
- ・ 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

5 派遣部隊の撤収

- （1）要請者は、派遣部隊の撤収時期について、自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努める。
- （2）派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、市長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知する。

6 経費の負担区分等

災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、市及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定する。

その他、下記に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上、協定を行う。

市又は県の負担

- ・ 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- ・ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理の料金
- ・ 岸壁使用料

7 ヘリポートの準備

市は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理する。災害時には、ヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

第6節 広域応援要請計画

本節では、市単独では十分に応急活動が実施できない場合に、近隣市町村や県等へ応援要請を行うための手続や方法について定める。

施策の体系	担当
第1 県、他市町村等への応援要請	総務班（総）
第2 消防に関する応援要請	警防班

第1 県、他市町村等への応援要請（総務班（総））

1 県への応援要請・職員派遣のあつせん

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 68 条に基づき、知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するほか、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

県への応援要請の手続

要請先	県防災危機管理課	
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）	
応援要請	・ 災害の状況 ・ 応援を必要とする理由 ・ 応援を希望する物資等の品名及び数量	・ 応援を必要とする場所 ・ 応援を必要とする活動内容 ・ その他必要な事項
職員派遣 要請・あつせん	・ 派遣・あつせんを要請する理由 ・ 職員の職種別人員数 ・ 派遣を必要とする期間	・ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ・ その他必要な事項

2 国の機関への応援要請・職員派遣のあつせん

市長は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第 29 条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第 30 条の規定に基づくあつせんを求める。

指定地方行政機関等への応援要請の手続

要請先	指定地方行政機関又は県防災危機管理課	
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）	
職員派遣 要請・あつせん	・ 派遣・あつせんを要請する理由 ・ 職員の職種別人員数 ・ 派遣を必要とする期間	・ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ・ その他必要な事項

3 他市町村等への要請及び応援

市長は、市域内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、基本法 67 条に基づき、他の市町村長等に応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

なお、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。

また、災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

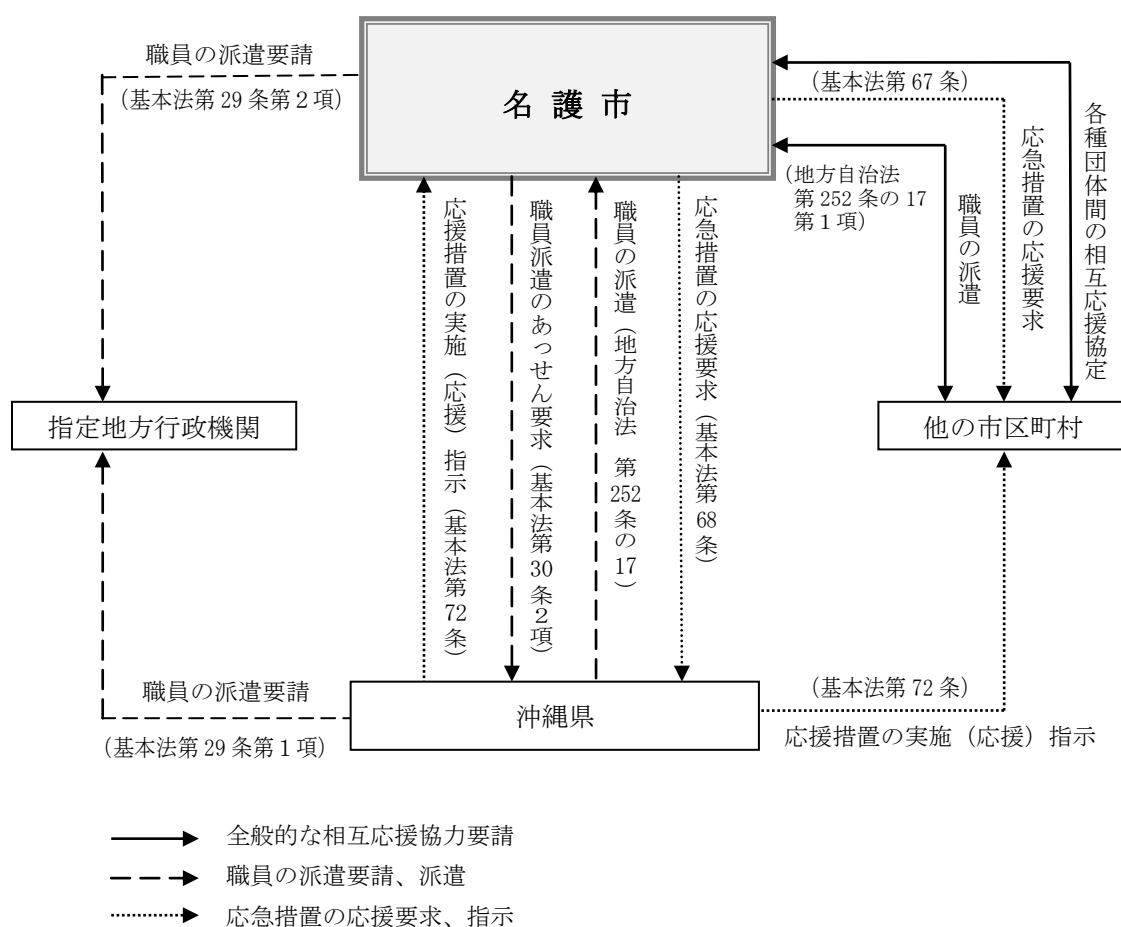
4 応援協定に基づく要請

市は、県外その他市町村と応援協定を締結しており、これらの応援協定に基づき、災害時の応援を要請する。

5 民間団体等への協力要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

法律、協定に基づく応援協力の要請系統図



第2 消防に関する応援要請（警防班）

1 相互応援協定による応援要請

市は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請する。

2 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

大規模災害発生時において、市（消防本部）は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じて県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

また、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

応援協定一覧

協定名	締結日	締結先
沖縄県水道災害相互応援協定	H15. 3. 27	国頭村長 外 44 水道事業管理者及び町村長
広域的大規模災害時における友好都市間の相互応援協定	H23. 7. 8	枚方市（大阪府）、四万十市（高知県）、別海町（北海道）
大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24. 7. 18	滝川市（北海道）
全国ハンセン病療養所所在地市町連絡協議会構成団体における災害時の相互支援に関する合意書	H24. 7. 12	青森市（青森県）、登米市（宮城県）、草津町（群馬県）、東村山市（東京都）、御殿場市（静岡県）、瀬戸内市（岡山県）、高松市（香川県）、鹿屋市（鹿児島県）、奄美市（鹿児島県）、宮古島市（沖縄県）
大規模災害時における友好都市間の相互応援協定	H25. 1. 26	八幡平市（岩手県）
災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	H29. 3. 29	沖縄県知事 外 24 市町村長
災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	H29. 3. 29	沖縄県知事 外 25 市町村長等
災害時におけるL P ガスの供給に関する協定書	H29. 3. 30	（一社）沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会

第7節 災害救助法適用計画

災害救助は、災害に際して国が応急的に必要な救助を行い、災害に係った者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的に実施されるものであり、本節では、その適用基準や手続の概要等について定める。

施策の体系	担当
第1 災害救助法の概要	—
第2 災害救助法の適用	—
第3 災害救助法の適用要請	生活支援班、総務班（総）
第4 救助の実施	県、関係各班

第1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が発生した場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序を図ることを目的としている。

1 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施に当たることと定められている。

2 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。

救助の種類

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・遺体の搜索及び処置
- ・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

※なお、災害救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、市地域防災計画に定めるところにより市長が実施する。

第2 災害救助法の適用

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

災害救助法の適用基準

区分	指標となる被害項目	滅失世帯数
1号適用	市町村の区域内の人口に応じ、別表「災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。	市 80世帯以上
2号適用	被害が相当広範な地域にわたり、県内の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達し、かつ市内の住家滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上に達したとき。	県 1500世帯以上 かつ市 40世帯以上
3号適用	(1) 被害が広範な地域にわたり、県内の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。 「多数」とは、おおむね5世帯以上とし、市町村の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。 (2) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。 「特別の事情」とは次の2つの場合 ①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合	県 7000世帯以上 かつ市多数
4号適用	多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。 ①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合	—

別表

災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等は災害救助法施行令第1条第2項の規定により次のとおり、みなし換算を行う。

滅失世帯の算定基準

	住家の被害状況	算定根拠
滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった家を含む）	3世帯

3 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

住家被害の認定基準

区 分	認 定 基 準
滅失 全壊 全焼 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの ・ 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ・ 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの 【被害面積方式】→損失部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの 【損害割合による方式】→主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上のもの
半壊 半焼	・ 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの（住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの） ・ 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ・ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達したか、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
一部損壊	住家の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けたもの（窓ガラスが数枚破損した程度の軽微なものは含めない）

資料：「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）

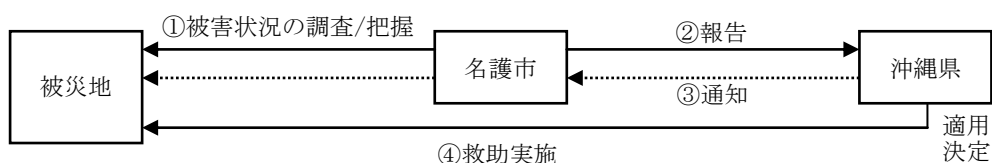
第3 災害救助法の適用要請（生活支援班、総務班（総））

1 適用申請手続

（1）原則

市域内の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

手続の流れ（原則）



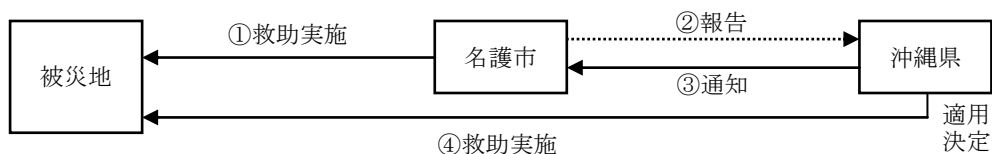
災害救助法の申請事項

- ・ 災害発生の日時及び場所
- ・ 災害の原因及び被害の状況
- ・ 適用を要請する理由
- ・ 必要な救助の種類
- ・ 適用を必要とする期間
- ・ 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- ・ その他必要な事項

（2）災害事態が緊迫しているとき

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることになっているが、災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

手続の流れ（事態が緊迫している場合）



第4 救助の実施（県、関係各班）

1 救助の程度・方法及びその費用の範囲

災害救助法による救助の程度、救助の方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度と期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 災害報告及び救助実施状況の報告

（1）災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には災害発生の時間的経過にあわせ、「発生報告」・「中間報告」・「決定報告」の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

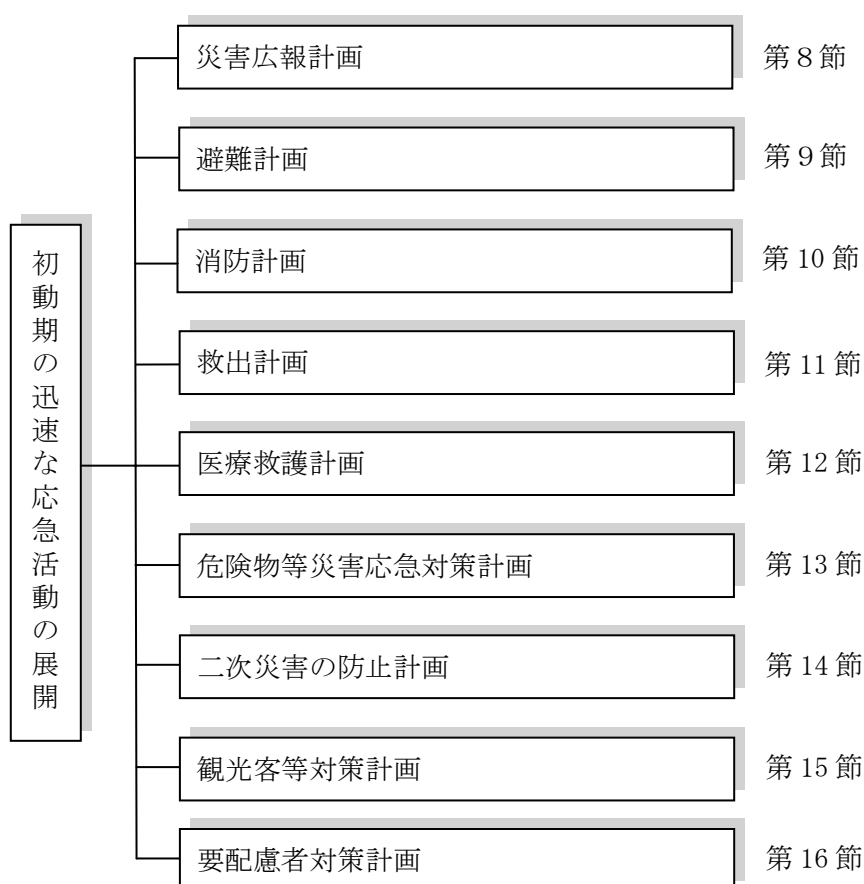
（2）救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

第2章 初動期の迅速な応急活動の展開

迅速な初動体制の確立後は、市及び関係機関が一体となって、本格的に応急活動を開始し、人命救助や災害の拡大防止に努める必要がある。

このため、避難、消防、救出、医療救護、二次災害防止等の初動期の応急活動を迅速・効果的に展開する。



第8節 災害広報計画

本節では、住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動における必要な事項について定める。

施策の体系	担当
第1 市による災害広報の実施	総務班（総）、秘書渉外班、企画情報班
第2 報道機関に対する情報等の発表	秘書渉外班
第3 住民からの問い合わせ等への広報	支援対策部各班

第1 市による災害広報の実施（総務班（総）、秘書渉外班、企画情報班）

1 実施要領

- （1）市長は、市域における災害情報、被害状況等に関する広報を行う。担当は、秘書渉外班とする。
- （2）各部において広報を必要とする事態が生じたときは、総務対策部長に原則として文書により通知する。
- （3）秘書渉外班は、各部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに住民及び報道機関へ広報する。
また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

2 広報の内容

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、民心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、市は、関係機関と協力の上、次の事項を中心に広報活動を実施する。

時期別の広報の内容

時期	広報内容
災害発生直後の広報	・災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況） ・災害応急対策の状況 ・出火防止等の災害時の行動や注意事項 ・初期消火、人命救助等の自主的な防災活動 ・避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等 ・車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請
被災者に対する広報	・市内における災害の発生等被害状況の概要 ・避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 ・医療機関の診療状況 ・電気等ライフラインの復旧状況 ・交通機関等の復旧状況 ・安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 ・被災者生活支援に関する情報 ・犯罪情勢及び予防対策

3 広報の方法

(1) 住民等に対する広報の方法

市は、保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施するものとし、広報の内容に応じて次の方法により行う。

住民等への広報の方法

- 防災行政無線
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用
- 新聞、テレビ、ラジオ等放送媒体
 - ・ 県提供番組枠による災害関係情報の提供
 - ・ 放送機関との協定に基づく放送要請
 - ・ 報道機関への発表・情報提供
 - ・ 臨時災害FM局の活用
- メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のSNS
- 携帯電話事業者が提供する緊急時メール速報サービス等
- 広報車両、消防車両、警察車両
- 広報誌（「広報 市民のひろば」を含む。）、チラシ、パンフレット
- 写真、ポスター、チラシの掲示
- 各行政区の放送施設
- 避難場所等への職員の派遣

(2) 留意事項

広報担当者（秘書渉外班）は、住民等への広報にあたり、次の点に留意する。

留意事項

- 住民等に対し、災害情報及び応急対策の状況等を具体的に分かりやすくまとめて時系列的かつ迅速に広報する。また、外国人に対しても分かりやすいように配慮する。
- 広報内容は統一化された情報に整理し、広報手段は確実に情報が伝達される方法を確保する。
- 災害発生前の広報については、災害の規模・動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、広報する。
- 災害発生後の広報については、被害の推移、避難勧告等の指示、交通機関の運行状況、ライフラインの現状、救助活動の状況、応急対策の現状等が確実に周知できるように広報する。
- 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他要配慮者等に配慮する。

第2 報道機関に対する情報等の発表（秘書渉外班）

報道機関に対する情報等の発表は、全て秘書渉外班において実施するものとし、情報等の発表に際しては、広報内容（日時、場所、目的等）をあらかじめ報道機関と協議しておく。報道機関を通じて広報する内容は、おおむね次のとおりとする。

なお、災害等の広報は、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能な限り、市に情報連絡員を派遣する。

報道機関への発表内容

- ・災害の種別（名称）及び発生年月日
- ・災害発生の場所又は被害激甚地域
- ・被害の状況
- ・災害救助法適用の可否
- ・災害対策本部における応急対策の状況
- ・その他必要と認める事項

報道機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号
沖縄タイムス社	那覇市おもろまち一丁目3番地31	098-866-4289
沖縄タイムス北部支社	名護市港二丁目6番5号	0980-53-3611
琉球新報社	那覇市字天久905番地	098-865-5111
琉球新報北部支社	名護市港二丁目3番1号	0980-53-3131
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち二丁目6番21	098-865-2222
琉球放送（RBC）	那覇市久茂地二丁目3番1号	098-867-2151
沖縄テレビ放送（OTV）	那覇市久茂地一丁目2番20号	098-865-2111
ラジオ沖縄（ROK）	那覇市西町一丁目4番地の8	098-869-2211
琉球朝日放送（QAB）	那覇市久茂地二丁目3番1号	098-860-1199
エフエム沖縄	浦添市字小湾40番地	098-877-2361
エフエムやんばる	名護市城一丁目7番6号(崎浜商店内)	0980-54-1515

第3 住民からの問い合わせ等への広報（支援対策部各班）

市は、住民からの問い合わせに対し、次のとおり対応する。

なお、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

- 来庁者に対する広報窓口を設置する。
- 広報車を現地へ派遣し、情報収集及び必要な事項の広報活動を実施する。
- 住民専用電話を設置し、広報活動を実施する。

第9節 避難計画

本節では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民等に対して避難のための立退きを勧告若しくは指示し、人命の安全を確保するために必要な基本的事項について定める。

施策の体系	担当
第1 避難勧告等の発令	総務班（総）
第2 警戒区域の設定	総務班（総）
第3 避難誘導	消防団、自主防災
第4 避難所の開設	地域力推進班、文化スポーツ振興班、各支所、総務班（教）、総務班（総）、県
第5 福祉避難所の開設	介護長寿班、総務班（総）、県
第6 津波避難計画	総務班（総）
第7 広域一時滞在	総務班（総）

第1 避難勧告等の発令（総務班（総））

1 実施責任者

関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容、保護は、次の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に綿密な連携を保ち、住民等の迅速かつ円滑な避難を図る。

（1）避難準備・高齢者等避難開始の提供

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能

（2）避難の勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第60条	
知事	災害全般	基本法第60条	市長ができない場合に代行

（3）避難の指示（緊急）

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第60条	
知事	災害全般	基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第61条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命	洪水、高潮	水防法第29条	

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
を受けた職員	地すべり	地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	

2 避難勧告等の発令区分

避難勧告等避難情報は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3区分に分けて発令し、各情報は発令時の状況を踏まえ、空振りをおそれずに早めに発令する。

避難勧告等の区分

区 分	発令時の状況	住民等がとるべき行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況 ・また、要配慮者が避難行動を開始する必要がある状況	○要配慮者・避難行動要支援者とその支援者は、立ち退き避難を開始する。 ○その他の方は、立ち退き避難の準備を整え、気象情報等に注意を払い、少しでも危険だと感じたら自発的に立ち退き避難を開始する。
避難勧告	・災害により人的被害が発生する可能性が高まり、避難行動を開始する必要がある状況	○予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ、速やかに立ち退き避難する。 ○指定避難所へ移動することがかえって危険であると自ら判断した場合には、「近隣の安全な場所」へ移動する。 ○さらに、「近隣の安全な場所」への避難すら危険と自ら判断した場合は、その時点で居る建物内において「屋内安全確保措置」をとる。
避難指示 (緊急)	・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか、又は人的被害が発生し、立ち退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況	○極めて危険な状況であり、立ち退き避難を躊躇していた場合は、緊急に立ち退き避難する。 ○逃げ遅れなどで、立ち退き避難がかえって命に危険と自ら判断した場合は、その時点で居る建物内において「屋内安全確保措置」をとる。 ○津波災害時は、必ず立ち退き避難する。地震による強い揺れ又は長時間ゆったりした揺れを感じた場合は、津波警報の発表や避難指示（緊急）を待つことなく、自発的に避難行動を開始する。

避難行動の呼称

避難行動の呼称	定 義
避難行動 (安全確保行動)	起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」をいう。 ※下記①から④の全てが避難行動である。
立ち退き避難	①指定緊急避難場所（同施設）への移動 ②安全な場所への移動（公園や親戚・友人宅等へ） ③近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
屋内安全確保	④その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

3 避難勧告等の発令基準

津波による被害から住民等の生命、身体の安全を確保するため、次の基準により迅速かつ的確に避難勧告等を発令する。

また、我が国から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）による津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、状況に応じて判断することとする。

津波の避難勧告等発令の判断基準

避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
・沖縄本島地方に津波注意報が発表された場合 ・その他本部長が必要と判断したとき	・沖縄本島地方に津波警報が発表され、津波の規模から相当の危険が差し迫っている場合 ・沖縄本島地方に強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合 ・その他本部長が必要と判断したとき	

4 避難勧告等の伝達

（1）避難勧告等の伝達手段

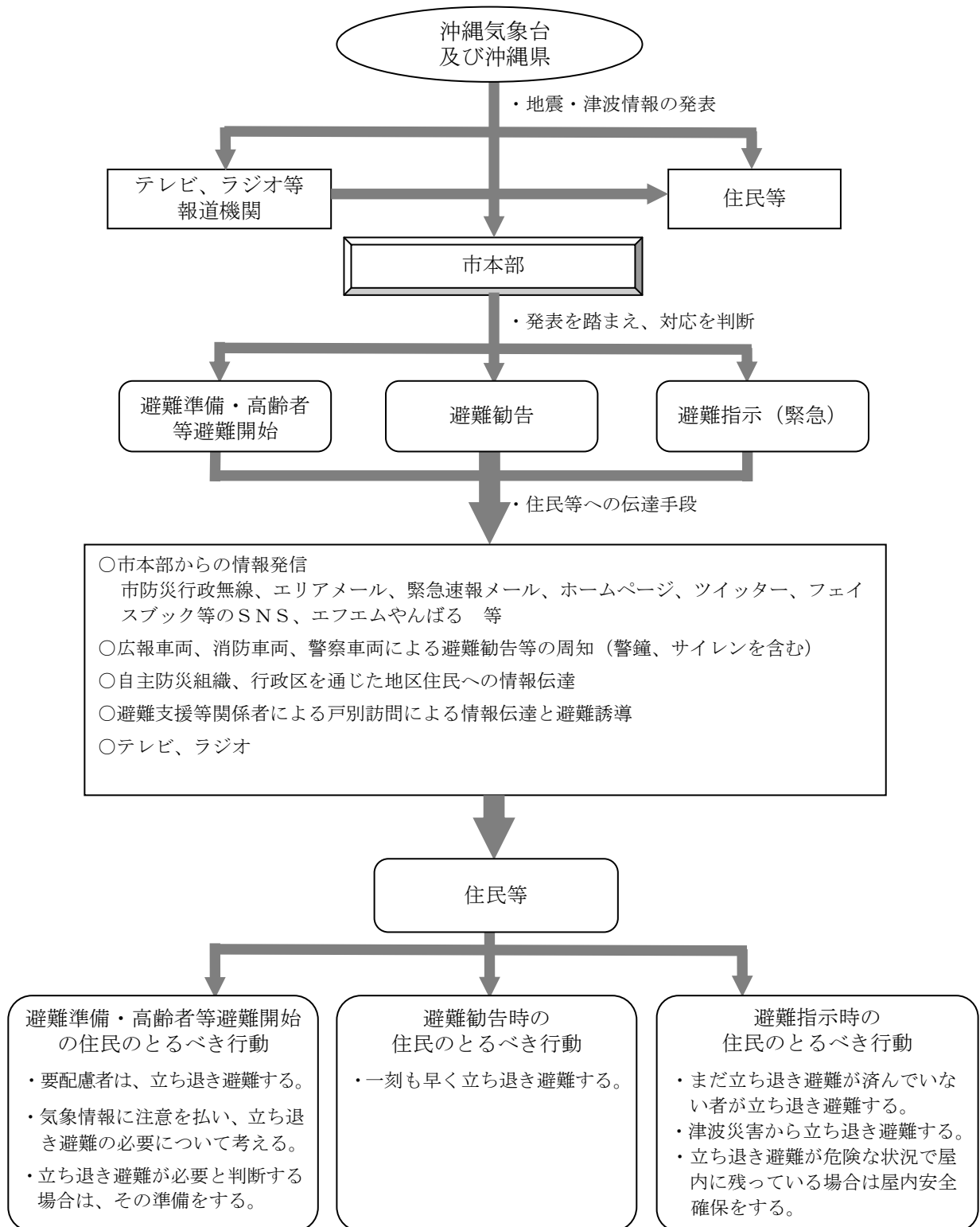
避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等伝達手段の多様化・多重化に努める。

避難勧告等を住民に伝達する主な方法は、次のとおりである。

避難勧告等を住民に伝達する主な方法

区 分	内 容
市本部からの情報発信	・市防災行政無線 ・エリアメール、緊急速報メール ・メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のSNS ・エフエムやんばる 等
広報車による情報伝達	・広報車両、消防車両、警察車両による避難勧告等の周知（警鐘、サイレンを含む）
自主防災組織、行政区からの情報伝達	・自主防災組織、行政区を通じた地区住民への情報伝達
戸別訪問による情報伝達	・避難支援等関係者による戸別訪問による情報伝達と避難誘導
報道機関の協力による情報伝達	・テレビ、ラジオ

避難勧告等の伝達図



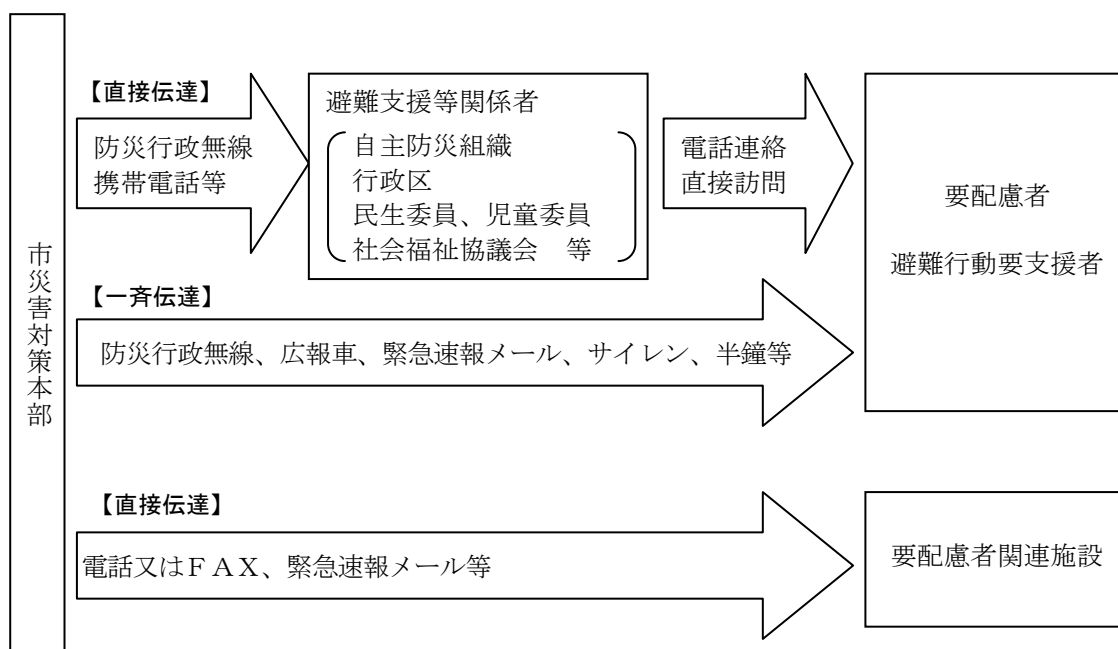
(2) 要配慮者、避難支援等関係者への伝達

ア 市は、防災行政無線や広報車、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を組み合わせるとともに、障がいの区分等に配慮し、多様な手段を用いて、要配慮者に対し確実に情報伝達を行う。

イ 市は、要配慮者利用施設等に対しても、避難勧告等が発令されていることを伝達する。

ウ 避難支援等関係者（自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等）は、市より避難のための立ち退きの準備等の通知又は警告を受けた場合は、避難行動要支援者名簿情報に基づいて、避難行動要支援者の避難支援を行う。

避難行動要支援者、要配慮者への伝達経路



要配慮者に応じた伝達手段（例）

○視覚障がい者

- ・携帯ラジオ、点字、音声出入力装置、音声変換が可能な電子/携帯メール、文字の拡大装置等。
- ・文字や絵を組み合わせ確認しながら情報を伝える。

○聴覚障がい者

- ・掲示板、手話、要約筆記、FAX、インターネット、電子/携帯メール、文字放送テレビ等。

(3) 関係機関への通知

避難勧告等を発令した場合は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

関係機関への通知に関する必要措置

避難措置の実施者	関係機関通知先	備 考
市長	県知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	県内放送事業者	
知事の措置	市長	災害対策基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	名護警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官	警察官→名護警察署長→市長→県知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
警察官	警察官→名護警察署長→沖縄県警察本部長→県知事（防災危機管理課）→市長	警察官職務執行法（職権）に基づく措置
自衛官の措置	自衛官→市長→県知事（防災危機管理課）	自衛隊法に基づく措置
消防職員・消防団員の措置	市長	
水防管理者の措置	水防管理者→所轄警察署長	
海上保安官	海上保安官→中城海上保安部長・名護海上保安署長→市長→県知事（防災危機管理課）	

(4) 避難勧告等の伝達内容

避難勧告等に係る伝達内容については、単に避難勧告等を発令したことだけを伝達するのではなく、どのように危険な状況にあるのか、すぐにとるべき避難行動は何かを分かりやすく確実に伝達することが重要である。

必要となる伝達内容の例は、次のとおりである。

- ・発令者
- ・避難の勧告又は指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- ・避難対象地域
- ・避難先
- ・避難経路
- ・避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- ・出火防止の措置
- ・電気（配電盤）の遮断措置
- ・その他必要な事項

第2 警戒区域の設定（総務班（総））

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、住民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

警戒区域の実施責任者及びその内容

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
市長	災害全般	基本法第 63 条	
知事	災害全般	基本法第 73 条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第 63 条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	基本法第 63 条	市長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長、水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、 高潮	水防法第 21 条	
警察官	洪水、津波、 高潮	水防法第 21 条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、住民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限又は禁止若しくは退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の周知等

（１）警戒区域の設定を行った者は、避難勧告等の発令と同様に、住民等への周知及び関係機関への連絡を行う。

（２）市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

避難勧告・指示（緊急）と警戒区域の設定の違い

～避難勧告・指示（緊急）と警戒区域の設定の違い

警戒区域の設定には、強制力があり従わない場合には罰則もある。（従って、不必要な範囲にまで設定することがないように留意する必要がある。）

設定が考えられる場合として、

- ① 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
- ② 応急対策上、やむを得ない場合

があり、近年では、雲仙・普賢岳の火山災害をはじめ、新燃岳噴火、東日本大震災時に警戒区域を設定している。

第3 避難誘導（消防団、自主防災）

1 避難誘導の実施方法

市長及び避難の指示者は、次の事項を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

避難誘導の実施方法

実施事項	実 施 内 容
避難の優先順位	避難に当たっては、要配慮者を優先させる。
避難者の誘導	○避難誘導員の配置 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び避難の安全確保を図る。 ○避難誘導の掲示 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。 ○複数の避難経路の選定 誘導に当たっては、混乱を避けるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておく。 ○ペットとの同行避難 災害の実態に応じて、飼養者によるペットとの同行避難を呼びかける。
避難行動要支援者の避難誘導	○在宅の避難行動要支援者 在宅の避難行動要支援者については、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て各戸を訪問し、安否確認を行うとともに、円滑に避難できるよう避難支援を行う。 ○社会福祉施設入所者 社会福祉施設等の入所者及び利用者については、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。
避難完了の確認	避難誘導の実施者は、避難先において、避難誘導後、速やかに避難漏れや要救出者の有無を確認する。

第4 避難所の開設（地域力推進班、文化スポーツ振興班、各支所、総務班（教）、総務班（総）、県）

1 避難所の開設（地域力推進班、文化スポーツ振興班、各支所、総務班（教）、総務班（総）、県）

（1）避難所の設置

市は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所を設置したときは、直ちに次の事項を口頭又は文書にて、県に報告する。

避難所開設に際しての県への報告事項

- ・避難所の名称
- ・避難所開設の日時及び場所
- ・世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者も含める。）
- ・開設期間の見込み
- ・必要な救助・救援の内容 等

（2）避難所収容の対象者

避難所収容の対象者は、次のとおりとする。

避難所収容の対象者

- ・災害によって現に被害を受けた人又は被害を受けるおそれがある人
- ・帰宅できない旅行者、迷い人
- ・その他避難が必要と認められる場合

（3）広域避難

被害が甚大なため、市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議し隣接市町村への収容を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて設置する。

また、県有施設の利用が有効的と判断される場合は、県有施設の一時使用を要請する。

2 避難者の受入れ（地域力推進班、文化スポーツ振興班、各支所、総務班（教）、総務班（総））

（1）避難所管理責任者は、避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても収容する。

（2）避難所管理責任者は、避難者の収容をしたときは、直ちに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。
また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅被災者等の情報把握に努める。

（3）避難所管理責任者は、避難者の収容にあたり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、又は収容能力に余力がないときは、市本部の指示を受け、被災者を他地区の避難所に移送・収容する。

(4) 災害が激甚の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第17節 交通・輸送計画」に定めるところによる。

3 避難所の運営管理（地域力推進班、文化スポーツ振興班、各支所、総務班（教））

市は、次により避難所の適切な運営管理に努める。

避難所の運営管理

管理事項	実施内容
避難所の運営	○避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。 ○避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、行政区、ボランティア等の協力を得て実施することとする。 ○避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な運営のため担当者を配置する。
避難者に係る情報の把握	○避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。 ○指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。 ○民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
避難所の環境	○次のとおり、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。 ・食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。 ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な対策を講ずる。 ・避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 ➤ 間仕切り（一人暮らしの女性、高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等）の設置 ➤ 男女別・障がい者用のトイレ、更衣（又は化粧）スペースの設置 ➤ 女性用洗濯物の干し場の確保 ➤ 授乳スペース・育児スペースの確保 ➤ 巡回警備等による安全確保 ➤ 生理用品及び女性用下着の女性による配布 ・テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

管理事項	実施内容																
	・ペットの同行避難を考慮して、避難所敷地内にペット専用のスペースを確保するとともに、飼育ルールを定め、飼育について飼い主の自己管理を促すよう努める。 ・災害用特設電話は以下の場所に設置する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th><th>住所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊原地区会館</td><td>名護市字豊原 221 番地</td></tr> <tr> <td>大浦区集落センター</td><td>名護市字大浦 160 番地</td></tr> <tr> <td>嘉陽地区会館</td><td>名護市字嘉陽 63 番地</td></tr> <tr> <td>底仁屋地区会館</td><td>名護市字天仁屋 696 番地 1</td></tr> <tr> <td>仲尾次公民館</td><td>名護市字仲尾次 406 番地</td></tr> <tr> <td>振慶名農村集落センター</td><td>名護市字振慶名 60 番地 1</td></tr> <tr> <td>旭川公民館</td><td>名護市字旭川 409 番地 1</td></tr> </tbody> </table>	設置場所	住所	豊原地区会館	名護市字豊原 221 番地	大浦区集落センター	名護市字大浦 160 番地	嘉陽地区会館	名護市字嘉陽 63 番地	底仁屋地区会館	名護市字天仁屋 696 番地 1	仲尾次公民館	名護市字仲尾次 406 番地	振慶名農村集落センター	名護市字振慶名 60 番地 1	旭川公民館	名護市字旭川 409 番地 1
設置場所	住所																
豊原地区会館	名護市字豊原 221 番地																
大浦区集落センター	名護市字大浦 160 番地																
嘉陽地区会館	名護市字嘉陽 63 番地																
底仁屋地区会館	名護市字天仁屋 696 番地 1																
仲尾次公民館	名護市字仲尾次 406 番地																
振慶名農村集落センター	名護市字振慶名 60 番地 1																
旭川公民館	名護市字旭川 409 番地 1																

4 避難長期化への対応（総務班（総）、県）

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県は、これら施設の確保等について必要な支援を行う。

5 県有施設の利用（総務班（総）、県）

市は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

6 船舶の利用（県）

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。市から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所属船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請する。

7 在宅避難者等の支援（総務班（総））

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食糧等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第5 福祉避難所の開設（介護長寿班、総務班（総）、県）

市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、避難行動要支援者の避難生活の負担を軽減するため、福祉避難所の開設を検討する。

第6 津波避難計画（総務班（総））

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、次のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1 避難勧告等の発令」及び「第3 避難誘導」による。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備・高齢者等避難開始、立退きの避難勧告、避難指示（緊急）及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、「第1 1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告等の発令

避難勧告等の発令基準については、「第1 3 避難勧告等の発令基準」のとおりとする。

また、市は次の点に留意して、津波浸水想定危険区域等に対し、避難勧告等の発令にあたる。

避難勧告等の発令及び伝達に係る留意点

- 全国瞬時警報システム（J－ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示（緊急）を発令する。
- なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等が発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達する。
- 津波警報・避難指示（緊急）等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所

避難場所は、市で定めた津波避難施設に避難する。津波到達時間内に避難が困難な場合は、付近の高台や高層建物等へ緊急避難する。

4 避難方法

避難の方法は、次のとおりとする。

- 原則として徒歩避難とする。
- 海岸付近にいる者は、津波避難施設、高台等への速やかな避難を行う。
- 津波避難に際しては、避難指示（緊急）等を待たずに、自ら率先した避難を実施する。
- 津波注意報等が発表されている間は、海岸付近に近づかず、避難を継続する。

なお、避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員等、避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保に十分に配慮する。

5 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第3 避難誘導」のとおりとする。

第7 広域一時滞在（総務班（総））

1 広域一時滞在の協議等

（1）被災市町村の協議

市長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長と協議する。

（2）県知事への報告

市長は、広域一時滞在中の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

（3）協議を受けた市の受入れ

市長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議先市町村に通知する。

（4）公示及び報告

市長は、受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

（5）広域一時滞在中の終了

市長は、広域一時滞在中の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

第10節 消防計画

本節では、地震に伴う火災から住民等の生命、財産を保護するため、初期消火活動や応援要請に関する事項について定める。

施策の体系	担当
第1 消防組織及び施設の整備拡充	総務班（消）
第2 火災予防査察	予防班、消防班
第3 防火対象物の火災予防対策	予防班
第4 危険物貯蔵所等の火災予防対策	予防班
第5 火災警報	警防班、予防班
第6 火災の警戒	消防班
第7 火災の出動	消防班
第8 火災原因及び被害調査	予防班、消防班
第9 名護市消防計画	総務班（消）
第10 応援要請	警防班

第1 消防組織及び施設の整備拡充（総務班（消））

1 消防組織

消防本部、消防署、消防団

2 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため年次計画を作成し、器具、機材の整備等のほか、人員の整備を図る。

第2 火災予防査察（予防班、消防班）

予防査察は、多数の者が勤務し、又は出入りし収容する防火対象物及び危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等を重点的に随時実施し、一般建物等については春秋に行われる全国火災予防運動に呼応して一斉に実施する。

第3 防火対象物の火災予防対策（予防班）

学校、病院、工場、事業場、興行場、大型店舗、その他多数の者が出入りし、勤務し又は居住する防火対象物で、政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから、防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画の作成を図る。

第4 危険物貯蔵所等の火災予防対策（予防班）

貯蔵所、取扱所並びに少量危険物貯蔵所に対し、次のとおり指導する。

- 1 位置、構造設備、警報設備等は、危険物規制の政令技術基準により実施
- 2 危険物の貯蔵・取扱・運搬方法は、危険物取扱者に政令技術基準により実施

第5 火災警報（警防班、予防班）

火災に関する警報は、おおむね次の各号のいずれかに該当する気象状況において必要と認めるとき発する。

- 1 実効湿度が60%以下で、最小湿度が50%以下となり、最大風速が10メートル以上の見込みのとき
- 2 平均風速が15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨中は通報しないこともある）

第6 火災の警戒（消防班）

1 勤務体制

消防署は3交替24時間勤務し、常に当該区域内の火災発生時に備えて、何時でも出動できるように待機の態勢を図る。

2 警報が発表された場合

火災又はその他の災害が予測される警報が発表された場合、非番員は直ちに現場又は定められた署に出動し勤務に就く。

3 定例訓練

消防団員は、月例定例訓練を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できるようにしている。これらの出動は、電話連絡等をもって伝達される。

第7 火災の出動（消防班）

火災に対する警戒と被害の軽減を図るため、出動体制については出動計画に基づくものとする。

第8 火災原因及び被害調査（予防班、消防班）

火災原因及び被害調査等の結果は、消防長から市長に報告する。

第9 名護市消防計画（総務班（消））

名護市消防計画は、おおむね次の事項について定める。

- | |
|-----------------------|
| 第1 総則 |
| 第2 組織計画 |
| 第3 消防資機材等の整備計画 |
| 第4 調査計画 |
| 第5 教育訓練計画 |
| 第6 災害予防計画 |
| 第7 警報等発表伝達計画 |
| 第8 情報計画 |
| 第9 火災警報計画 |
| 第10 風水害等警備計画 |
| 第11 避難計画 |
| 第12 地震災害警防計画・地震水災警防計画 |
| 第13 救助・救急計画 |
| 第14 出動計画及び警防計画等 |
| 第15 その他応援・受援協力体制計画 |

第10 応援要請（警防班）

1 相互応援協定による応援要請

市長及び消防長は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに「沖縄県消防相互応援協定」等に基づき、近隣自治体等への応援を要請する。

2 緊急消防援助隊への応援要請

市長及び消防長は、1をもってしても防御し得ないと認めるときは、県に対して他都道府県に対する応援要請を行う。

知事は、市長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、総務省消防庁長官に対し、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の出動要請を行う。

消防相互応援協定の状況

平成28年3月31日現在

協定の名称	協定先	応援の内容	締結年月日
名護海上保安署と名護市消防本部との船舶火災の消火に関する業務協定	名護海上保安署	船舶火災	昭和50年7月20日
消防相互応援協約	バトラー基地消防本部	火災	昭和61年12月5日
沖縄自動車道における消防相互応援協定	那覇市消防本部 東部消防組合消防本部 浦添市消防本部 宜野湾市消防本部 中城北中城消防本部 うるま市消防本部 沖縄市消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合	火災、救急その他の災害	昭和62年9月1日
沖縄自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書	上記の9消防本部 沖縄県 日本道路公団 名護市	火災、救急その他の災害	昭和62年10月6日
沖縄県消防相互応援協定	沖縄県下消防本部	火災、救急その他の災害	平成18年8月1日
中城海上保安部と名護市消防本部との業務協定書	中城海上保安部	船舶火災	平成21年1月27日

資料：平成27年度消防年報（名護市消防本部）

第11節 救出計画

本節では、地震・津波災害により、生命、身体が危険な状態にある者や行方不明者等を救出するための体制等について定める。

施策の体系	担当
第1 救出体制の整備	総務班(総)、警防班
第2 惨事ストレス対策	総務班(消)

第1 救出体制の整備（総務班(総)、警防班）

1 実施責任者

市は、各救助機関と連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

2 救出の方法

被災者の救出は、市においては消防対策部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施する。

(1) 市の役割

市は、本来の救助機関として救出に当たる。

なお、市のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して、隣接市町村や警察、自衛隊、海上保安庁等の応援を求める。

(2) 地域による救助活動

住民、自主防災組織及び事業者は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、可能な範囲において地域及び事業所内の被害状況や安否の把握に努める。

特に、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行い、現場の救助部隊の指示を仰ぐ。

3 救出用資機材の調達

市は、各地域に備蓄されている救出用資機材を使用する。なお、資器材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により、救出用資機材を調達する。

第2 惨事ストレス対策（総務班(消)）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 医療救護計画

本節では、地震・津波災害により多数の傷病者が発生し、又は医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合の医療救護の体制等について定める。

施策の体系	担当
第1 医療及び助産の対象者、範囲、期間	健康増進班、関係機関
第2 医療救護及び助産の実施	健康増進班、関係機関
第3 医薬品及び衛生材料等の確保	健康増進班、関係機関
第4 被災者の健康管理とこころのケア	健康増進班、関係機関
第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	健康増進班、関係機関

第1 医療及び助産の対象者、範囲、期間（健康増進班、関係機関）

1 実施責任者

災害時の医療救護は、医療機関の協力を得て、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が行う。

なお、医療救護の担当は、健康増進班とする。また、災害の規模によっては救護班を編成する。

2 対象者

医療及び助産の対象者は、災害のために医療の途を失った者又は災害発生の日前後1週間以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者とする。

3 医療及び助産の範囲、費用及び実施期間

医療の範囲、費用及び実施期間は、次のとおりである。

医療及び助産の範囲、費用、実施期間

区分	範囲	費用	実施期間
医療	- 診療 - 薬剤又は治療材料の支給 - 処置、手術その他の治療及び施術 - 病院又は診療所への収容 - 看護	- 医療・助産救護班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費用の実費 - 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 - 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から14日以内
助産	- 分娩の介助 - 分娩前及び分娩後の処置 - 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	- 医療・助産救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 - 助産師による場合 慣行料金の80%以内	分娩した日から7日以内

第2 医療救護及び助産の実施（健康増進班、関係機関）

市は、地震等の大規模災害の発生時には、市本部を設置し、迅速かつ的確な医療救護活動を行う。

1 情報の収集

市、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、沖縄総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

2 医療救護及び助産の対応

（1）市

ア 医療救護活動

災害発生時における医療救護活動は、大きく「急性期」、「亜急性期」と「慢性期」に分けられる。急性期においては、初動体制が十分に整わない可能性を考慮し、DMAT*等による対応を中心とし、体制が整い次第、医療救護班を含めた対応へ移行していく。

また、被災地域では、医療機関自体が被災するなど、対応能力が著しく低下する可能性があり、重症患者の救命率を高めるため、被災地域内での医療は、中等症者及び軽症者に限定し、重症者は地域医療搬送（非被災地域への搬送）又は広域医療搬送する、ということも想定する必要がある。

※DMAT

DMATとは、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、専門的な訓練を受けた医療チームで、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義され、災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略してDMAT（ディーマット）と呼ばれる。

イ 救護班の編成

医療及び助産救護は、健康増進班により行うものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、北部地区医師会及び医療関係機関の協力を要請する。

なお、市の健康増進班や医療・助産救護班による医療及び助産救護が十分できない場合や災害の規模及び患者の発生状況によっては、市は、県、日赤沖縄県支部、北部地区医師会、その他医療関係機関に医療班等の派遣を要請し、協力を得て行う。

なお、医療・助産救護班の編成基準は次のとおりである。

医療・助産救護班の編成基準

班名	構成機関	班構成	人員数	備考
医療・助産救護班	北部地区医師会	医師	1人	運転手 1人
		保健師・看護師	3人	
		事務員	1人	

(2) 県

県は、必要に応じて県災害対策本部の下に、県災害医療本部を設置し、災害発生直後から、被災地の医療機関における通常の診療機能がおおむね回復し、全ての救護班が撤収するまでの間、災害時の医療救護活動を実施する。

また、県は、必要と認める場合、又は市町村からの要請があった場合は、医療救護班及びDMATを派遣する。

3 救護所の設置及び運営

(1) 救護所の設置

市は、医療・助産救護班と連携して、救護所及び応急救護所の設置及び運営に努める。

なお、必要に応じて北部地域医療本部（北部保健所）に支援を要請する。

ただし、被害が甚大で、市が救護所の設置及び運営を実施できない場合は、北部地域医療本部が医療機関、北部地区医師会等の協力を得て、救護所の設置及び運営を行う。

救護所の意味合い

設置区分	意 味
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議の上、救護所として利用設置する。
応急救護所	災害現場での応急処置目的に設置される現場救護所で、避難場所・避難所や罹災者の通行の多い地点、その他適当と認める場所に臨時に設置する。

(2) 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

救護所での活動

- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ トリアージ※（傷病者ごとの治療の優先順位）の実施
- ・ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
- ・ 緊急時の助産 等

※トリアージ（triage）

医療資源（医療スタッフや医薬品等）が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めることをいう。傷病の緊急度や重傷度に応じ、4段階に区別する。

(3) 北部地域医療本部との連携

ア 市は、医療機関の被災状況や診療状況等及び救護所等における医療ニーズの情報収集を行い、北部地域医療本部への情報提供に努める。

イ 市は、北部地域医療本部と連携するとともに、北部地域災害医療対策会議に参加し、情報共有を図る。

ウ 市は、災害の種類や規模に応じて、市のみでは医療救護活動への対応が困難と判断した場合は、北部地域医療本部に医療救護班等の派遣を要請する。

トリアージと搬送先

区 分		症状・状態	搬送先
第1 順位	最優先治療群 (重症群)	意識障がい2桁以上・循環機能障がい を伴うもの、大出血、重症ショック、 重症熱傷、脊椎(髄)損傷、全身打撲、 多損傷、頭部・胸部・腹部・腰部の外傷、 呼吸困難	・第3次医療機関 (救命救急センター等) 心肺蘇生法を継続している傷病者等、 緊急に救命措置を必要とするものは、 直近の医療機関に搬送し、応急医療処置 を受けた後、適応医療機関へ搬送する。
第2 順位	待機的治療群 (中等症群)	第1順位以外の傷病者	・第2次医療機関(総合病院等) ・県立北部病院、北部地区医師会病院
第3 順位	保留群 (軽傷群)	程度は軽度であるが、何らかの救急 処置を必要とするもの	・その他適応医療機関(第1順位及び 第2順位の傷病者の数と、医療機関の 収容能力を考慮する。)
第4 順位	死亡群	死亡者	・原則として搬送活動は行わない

4 後方支援活動

(1) 後方医療施設

ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や救急告示病院等に搬送し治療を行う。

イ 災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、重症傷病者の受入れや広域医療搬送への対応、地域の医療機関への応急資機材の貸出し等を行う。

災害拠点病院一覧

種 別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中部病院(うるま市)
地域災害拠点病院	県立北部病院(名護市)
	県立南部医療センター・こども医療センター(南風原町)
	浦添総合病院(浦添市)
	沖縄赤十字病院(那覇市)
	豊見城中央病院(豊見城市)
	中頭病院(沖縄市)
	中部徳洲会病院(北中城村)
	ハートライフ病院(中城村)
	県立宮古病院(宮古島市)
	県立八重山病院(石垣市)

(2) 搬送体制の確保

ア 市は、救護所や市内医療施設でのトリアージ結果に基づき、救護所及び医療施設等で対応できない重傷者等については、災害拠点病院等の後方医療施設へ搬送する。

イ 車両による搬送

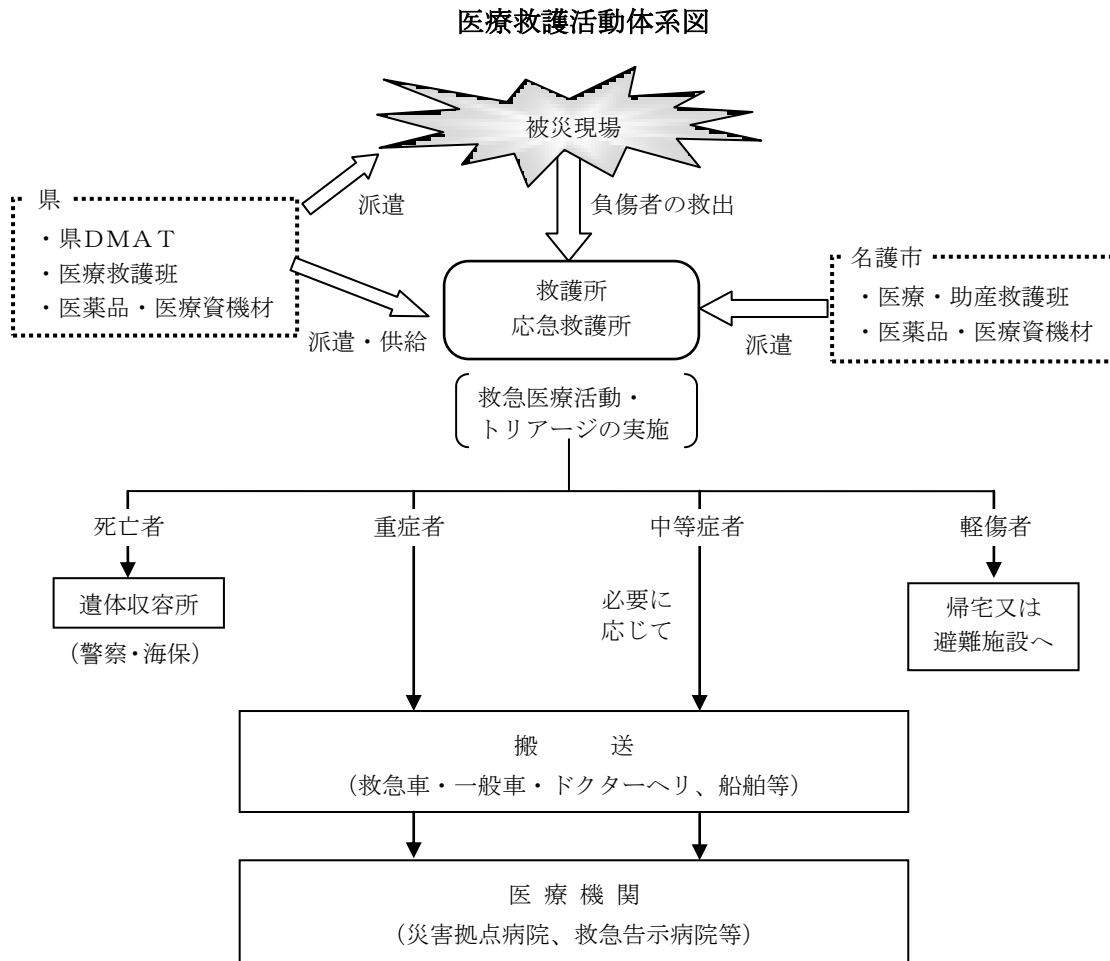
傷病者の搬送は、原則として市及び消防署の救急車両等により行う。

ウ 航空機による搬送

市は、道路の不通等でヘリコプターでの搬送が必要な場合は、県を通じて、ドクターヘリや自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

エ 船舶による搬送

市は、大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合、県を通じて、第十一管区海上保安本部及び海上自衛隊等に対し所属船舶の供用を要請する。



第3 医薬品及び衛生材料等の確保（健康増進班、関係機関）

1 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

医療及び助産実施のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該救護班の手持品を使用する。

ただし、手持品がない、又は手持品が不足したときは、当該救護班によって調達するものとし、市内において確保が困難なときは県に対して要請する。

2 輸血用血液の確保

市は、輸血用血液が必要な場合は、県を通じて日本赤十字社沖縄県支部（県赤十字血液センター）に供給を依頼するとともに、必要に応じて住民に対し献血を呼びかける。

第4 被災者の健康管理とこころのケア（健康増進班、関係機関）

1 被災者の健康状態の把握

救護班は、避難所及び仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民等の健康状態の把握と対応を決定する。

2 こころのケア

市は、被災者のこころのケアについて、県と連携を図りつつ、市の関係部署や精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等と連携協力しながら、被災者のこころのケア活動を行う。

3 継続的治療への対応

市は、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や保健所に対応を要請する。

第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策（健康増進班、関係機関）

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう、組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

1 救急医療の対象と範囲

項 目	内 容
対象災害	・ 暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象 ・ 大規模の火事・爆発・放射性物質等の大量放出 ・ 多数の者遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故 ・ その他基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害又は事故
規 模	・ 上記の災害で、傷病者がおおむね 50 人以上に及ぶ場合
範 囲	・ 傷病発生と同時に現場で行う応急措置 ・ 初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療 ・ 現場において死にいたった場合の遺体の検索、洗浄、縫合等の措置

2 救急医療体制の確立

（1）関係機関、団体における活動体制

市は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう、相互間における連絡、協力に万全を期するとともに、その活動体制について確立を図る。

各機関・団体における業務内容は、関係法令及び防災計画によるもののほか次のとおりとする。

各機関・団体の業務内容

機 関	業 務 内 容
県	・救急医療についての総合調整 ・救急医療についての現地救急医療対策本部の設置 ・日本赤十字社沖縄県支部に対する出動要請 ・県医師会に対する出動要請 ・国・国立病院機構、公立の医療施設に対するDMA Tの派遣要請 ・県薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の出動要請 ・（公社）沖縄県看護協会看護救護班の出動要請 ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の出動要請 ・医療材料の整備
市（市民福祉対策部、 消防対策部）	・現地における応急的医療施設の設置及び管理 ・傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整 ・日赤地区長、分区長に対する出動要請 ・北部地区医師会に対する出動要請 ・県と連携により、こころのケア対策の実施
県警察	・傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関の調整 ・交通の規制 ・傷病者等の住所・氏名等の確認
第十一管区海上保安本部	・海上における傷病者の救出・搬送 ・航空機による陸上の傷病者の救出・搬送 ・琉球水難救済会に対する連絡及び協力要請 ・傷病者等の住所・氏名等の確認
国・国立病院機構・公・ 私立等の医療施設	・医療の実施 ・傷病者に対する看護
自衛隊	・傷病者の救出及び搬送の支援 ・救助物資の輸送支援
日本赤十字社沖縄県支部	・医療の実施 ・傷病者に対する看護 ・救助物資の給与
県・北部地区医師会	・医療施設の確保 ・医師会所属の救護班に対する出動要請
県薬剤師会	・医療品等の供給及び薬剤師の派遣
企業体等	・現地における応急的医療施設の設置及び管理 ・傷病者等の住所・氏名等の確認
N T T 西日本(株)沖縄支店	・緊急臨時電話の架設
沖縄電力(株)	・電源の確保

(2) 現地災害対策本部との連携等

ア 連絡員の派遣

県において災害現場等に現地災害対策本部が設置された場合は、市は連絡員を派遣し、互いに密接な連携を保ちながら効果的な救急医療が実施できるよう協力する。

イ 所属

現地災害対策本部が設置されない場合においては、市は現場に設置された現地救急医療対策本部の班に属し、班の業務に従事する。

ウ 班長任命

現地救急医療対策本部長は、知事が県の職員のうちから任命するものとし、市が属する班の班長は市長が任命する。

(3) 住民・地域・事業所等の協力

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における住民・地域・事業所等の通報、連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう啓発を図る。

3 災害発生の通報連絡

(1) 発見者による通報

企業体等における災害発生時の責任者又は災害の発見者は、直ちにその旨を市又は警察署、第十一管区海上保安本部に通報する。

(2) 市への通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市に通報する。

(3) 北部土木事務所等、北部地区医師会への通報連絡

通報を受けた市は、その旨を管轄する県北部土木事務所等及び北部地区医師会へ通報連絡する。

(4) 知事、日本赤十字社等への連絡

通報連絡を受けた県北部土木事務所等は、その旨を知事へ報告するものとし、知事は、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会等へ連絡する。

(5) 医師会から関係医療施設への連絡

通報連絡を受けた県医師会及び北部地区医師会は、速やかに関係医療施設に連絡する。

(6) 海上保安官から琉球水難救済会への連絡

通報を受けた海上保安官は、必要に応じて琉球水難救済会へ通報連絡する。

(7) 通報の内容は次のとおりとする。

- ア 事故等発生（発見）の日時
- イ 事故等発生（発見）の場所
- ウ 事故等発生（場所）の状況
- エ その他参考事項

4 医師等医療関係者の出動

市長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模・内容等を検討し、日赤区長・分区長及び北部地区医師会長へ救護班の出動を要請するとともに、自らの救護班を派遣する。要請を受けた日赤区長・分区長及び北部地区医師会長は、直ちに救護班を派遣する。

5 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。なお、搬送に必要な車両等の確保については「第17節 交通・輸送計画」による。

6 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、学校・所管する施設等の収容可能な施設の確保を図る。この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び北部地区医師会長において十分配慮する。

7 医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われることから、市で確保できない場合は県に要請する。

8 費用の範囲と負担区分

項目	内 容
費用の範囲	出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費
費用の負担区分	ア 傷病事故の発生原因が、自然災害の場合は市が負担する イ 公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生の責任を負う企業体が負担する ウ 人為的又は自然災害ともとられるもので、災害発生の責任所在が不明なものによる場合は、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する市が負担する エ 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する
費用の額	医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則（昭和47年規則第19号）に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額

9 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、災害救助法の規定及びこれらに準じて負担する。

10 その他

緊急時の人材支援のため資格取得者の情報収集に努める。

第13節 危険物等災害応急対策計画

本節では、危険物施設等の被災による被害の拡大防止や火災、中毒等の二次災害を防止するための基本的な事項について定める。

施策の体系	担当
第1 石油類対策	消防班、予防班、関係各班
第2 高圧ガス類対策	消防班、予防班、関係各班
第3 火薬類対策	消防班、警防班、関係各班
第4 毒物劇物対策	消防班、警防班、関係各班

第1 石油類対策（消防班、予防班、関係各班）

石油類に関する応急対策は、次のとおりとする。

実施機関	対策内容
危険物施設責任者	○消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は次の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報する。 ・危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 ・タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ・従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
名護市	○市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。
沖縄県警察	○警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区 海上保安本部	○災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通安全の制限等災害拡大防止計画を行うものとする。

第2 高圧ガス類対策（消防班、予防班、関係各班）

高圧ガス類に関する応急対策は、次のとおりとする。

実施機関	対策内容
高圧ガス保管施設責任者	○高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、次の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報する。 ・火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 ・高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、

実施機関	対策内容
	又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。 ・充填容器等を安全な場所に移す。
名護市	○市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者などの救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等を実施する。
沖縄県	○高圧ガス保管施設の全部又は一部の使用の停止を命ずる。 ○高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ○高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
沖縄県警察	○警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区 海上保安部	○災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通安全の制限等災害拡大防止計画を行う。

第3 火薬類対策（消防班、警防班、関係各班）

火薬類に関する応急対策は、次のとおりとする。

実施機関	対策内容
火薬類保管施設 責任者	○火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合、次の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報する。 ・火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 ・時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。 ・搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
名護市	○市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施する。
沖縄県	○火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 ○火薬類保管施設管理者又は消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費若しくは廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ○火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
沖縄県警察	○警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

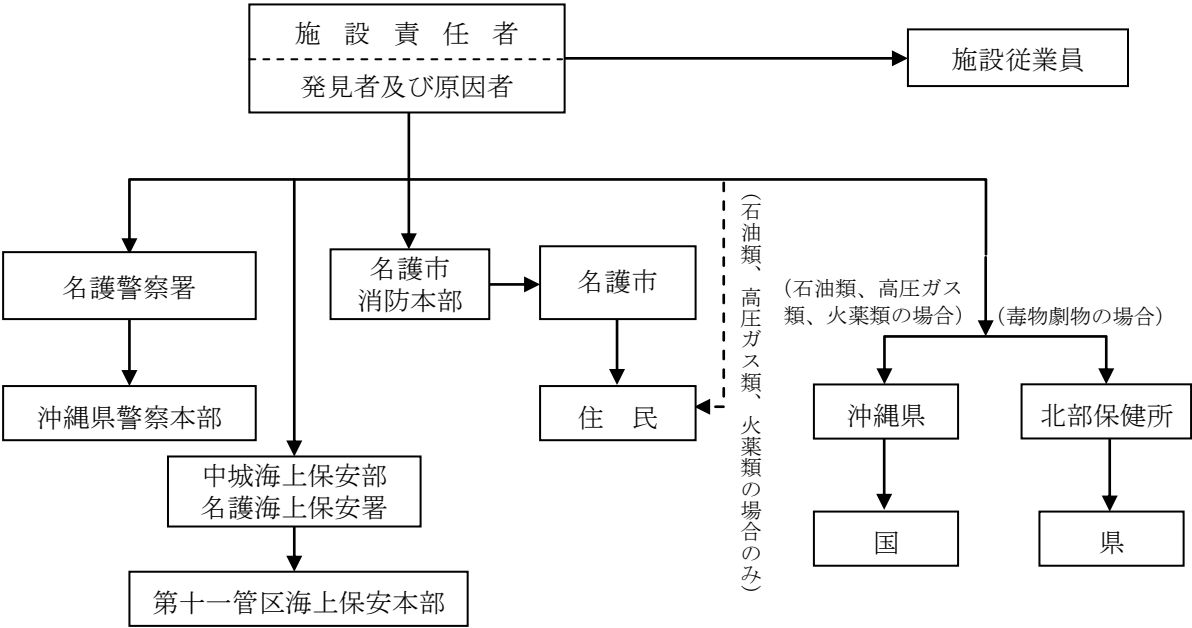
実施機関	対策内容
第十一管区 海上保安部	○災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通安全の制限等災害拡大防止計画を行う。

第4 毒物劇物対策（消防班、警防班、関係各班）

毒物劇物に関する応急対策は、次のとおりとする。

実施機関	対策内容
毒物劇物保管施設 責任者	○毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報する。 ・タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。 ・従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
名護市	○市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施する。
沖縄県	○施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。 ○毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施する。
沖縄県警察	○警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区 海上保安部	○災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通安全の制限等災害拡大防止計画を行う。

通報連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類、毒物劇物）



第14節 二次災害の防止計画

本節では、地震・津波による二次災害の発生を防止し、住民等の安全確保を図るための対策について定める。

施策の体系	担当
第1 建築物・構造物に係る二次災害防止対策	建築住宅班、都市計画班、建設土木班、維持班
第2 降雨等による水害・土砂災害対策	県、総務班（総）、建設土木班、維持班、農林水産班
第3 高潮・波浪等対策	県、総務班（総）、農林水産班
第4 爆発等及び有害物質による二次災害対策	警防班、関係機関

第1 建築物・構造物に係る二次災害防止対策（建築住宅班、都市計画班、建設土木班、維持班）

1 被災建築物等の応急危険度判定（建築住宅班、都市計画班）

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を実施する。

（1）建築物の応急危険度判定活動（建築住宅班）

ア 市は、建築物、宅地に被害を及ぼす大規模な地震が発生した場合、被災建築物について応急危険度判定の要否の判断を行う。

イ 応急危険度判定が必要と判断した場合は、「判定実施本部」を設置するとともに、その旨を県へ報告する。

ウ 併せて、必要に応じて県へ応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供を要請する。

エ 派遣された判定士は、被災した建築物について調査を行い、二次災害発生の危険の程度の判定及び判定結果を核建築物に表示する。

オ 危険度判定は「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

（2）被災宅地の応急危険度判定活動（都市計画班）

ア 市は、宅地に被害を及ぼす大規模な地震が発生した場合、被災宅地について危険度判定の要否の判断を行う。

イ 危険度判定が必要と判断した場合は、「判定実施本部」を設置するとともに、その旨を県へ報告する。

ウ 併せて、必要に応じて県へ宅地判定士の派遣及び資機材の提供を要請する。

エ 派遣された判定士は、被災した宅地について危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

オ 危険度判定は「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

カ 市は、被害状況により、被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告等の

必要な措置をとる。

2 道路及び橋梁、河川施設に係る二次災害防止対策（建設土木班、維持班）

- （1）市は、道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握し、施設管理者等に通報するとともに、関係機関と調整を図りながら、交通規制や応急復旧工事等必要な措置を実施する。
- （2）市は、パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧について県に対し協力支援の要請を行い、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事の実施を図る。
- （3）市は、河川施設等について、県や関係機関との連携・協力のもと、速やかに被害状況等を把握し、応急復旧等必要な措置を実施する。

第2 降雨等による水害・土砂災害対策（県、総務班（総）、建設土木班、維持班、農林水産班）

市は、地震後の降雨等による水害や土砂災害等に備え、危険箇所の点検を行うとともに、点検の結果、危険性の高い箇所については、早期に応急対策を実施する。

また、市は、危険情報を関係機関や住民等に周知し、必要な場合は避難対策を実施する。

第3 高潮・波浪等対策（県、総務班（総）、農林水産班）

市は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、市が実施する海岸保全施設等の点検、応急工事及び警戒避難体制等の応急対策に協力するとともに、危険性の高い箇所については、早期に応急対策を実施する。

また、市は、危険情報を関係機関や住民等に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

第4 爆発物及び有害物質による二次災害対策（警防班、関係機関）

爆発物や有害物質等危険物を取扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。

市は、爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺の住民に周知を行う。

また、必要に応じて、住民等の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入禁止を周知し制限する。

その他、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、消防署と協力し、関係機関等に対して指導徹底するよう要請する。

第15節 観光客等対策計画

本節では、災害時における観光客等の安全を確保し、安心して帰路につけるよう、情報伝達や避難誘導等の安全対策について定める。

施策の体系	担当
第1 避難情報の伝達及び避難誘導	商工観光班
第2 避難収容	商工観光班
第3 帰宅困難者対策	商工観光班

第1 避難情報の伝達及び避難誘導（商工観光班）

1 市の役割

- (1) 市は、津波情報や避難勧告等の避難情報を住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。
- (2) 市職員、消防職員及び消防団員等は、海岸、漁港等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの津波避難施設への避難を呼びかける。

2 観光施設等の役割

- (1) 津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や津波避難施設の安全な避難場所に誘導する。その際、観光客等に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。
- (2) 宿泊施設や観光施設の責任者は、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

第2 避難収容（商工観光班）

1 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

2 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携し、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

3 飲料水・食糧等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する。

第3 帰宅困難者対策（商工観光班）

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況等の情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

第16節 要配慮者対策計画

災害時には、要配慮者は災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。本節では、こうした要配慮者の災害時における安全確保と安心した避難生活を送る上で必要な対策等について定める。

施策の体系	担当
第1 避難行動要支援者の避難支援	消防団
第2 避難生活への支援	介護長寿班、建築住宅班
第3 外国人への支援	商工観光班

第1 避難行動要支援者の避難支援（消防団）

1 安否確認、避難誘導

- (1) 市は、災害時には、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、民生委員・児童委員をはじめ、住民や自主防災組織等の支援者の協力を得て、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難情報の迅速な伝達に努める。
- (2) 単独での避難行動に支障があると認められた場合は、津波避難施設や安全な高台等への避難誘導の実施に努める。
- (3) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

第2 避難生活への支援（介護長寿班、建築住宅班）

1 避難時の支援

- (1) 市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討するとともに、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。
- (2) 市は、避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- (3) 市は、状況に応じて県に対し専門的人材の派遣等の要請を行う。

2 応急仮設住宅への入居

- (1) 市は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。
- (2) 市は、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

3 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、要配慮者に対して、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

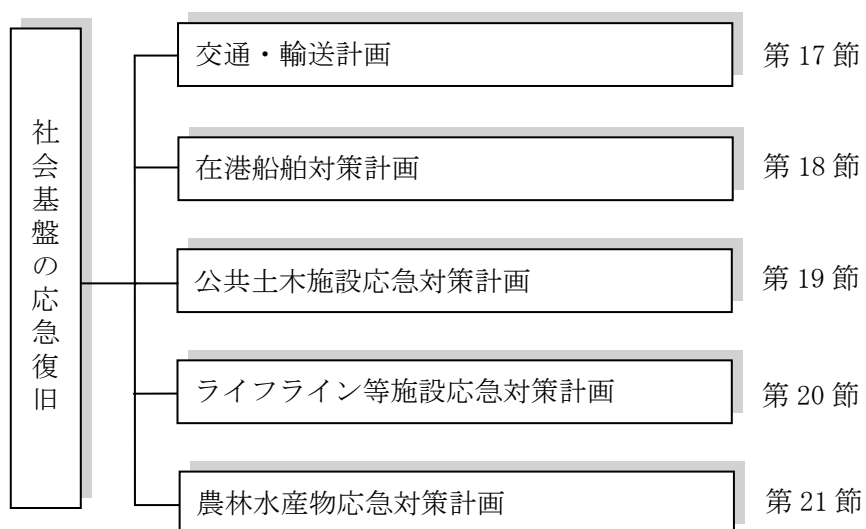
第3 外国人への支援（商工観光班）

市は、沖縄県国際交流・人材育成財団、沖縄県コンベンションビューロー等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第3章 社会基盤の応急復旧

道路・交通網や公共土木施設、電力、ガス、水道、電気通信等のライフラインは、災害により被害を受けた場合、社会生活に大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となる。

このため、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧・機能回復を図る。



第17節 交通・輸送計画

災害時には、応急対策要員及び資機材等の輸送が迅速に行われる必要がある。本節では、早期に交通及び輸送対策を講じ、円滑な輸送ができるよう、交通対策について定める。

施策の体系	担当
第1 交通規制の実施	建設土木班、維持班
第2 緊急輸送の実施	総務班（総）

第1 交通規制の実施（建設土木班、維持班）

1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うことができる。

交通規制の実施責任者

実施責任者	規制種別	規制理由等	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	1 災害により道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるとき	道路交通法第4条第1項
		2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条第1項
警察署長	同上	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法第6条第2項
		道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項
道路管理者 （国道・県道・市道）	同上	1 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項

2 市による交通規制

（１）市長は、市管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

（２）市長は、規制の実施に際して、名護警察署長へ規制実施箇所及び迂回路等について通報するとともに、道路標識を設置し、一般の交通に支障がないよう措置する。特に、津

波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

- (3) 市長は、交通規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係業者や一般通行者に対し、広報を行い、交通緩和及び交通安全に協力を求める。

3 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

4 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長若しくは警察官に通報する。通報を受けたときは、警察官にあっては市長へ、市長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察署へ通報する。

5 運転者のとるべき措置

基本法第76条に基づく通行規制等が行われたときには、車両の運転者は、次の措置をとる。

- (1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

- (3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官若しくは道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することもある。

6 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、次のとおり実施する。

警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

実施責任者	範 囲
警察官	1. 通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は命令の相手が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。

実施責任者	範 囲
自衛官 消防吏員	1. 警察官が現場にいないとき、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 2. 当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

7 道路啓開

- (1) 道路管理者は、道路上の倒壊障害物の除去・移動や放置車両の移動を民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、県警察や他の道路管理者と相互に協力する。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者である市に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保する。

第2 緊急輸送の実施（総務班（総））

市は、防災関係機関と連携しながら、被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。なお、輸送は総務対策部が担当し、各部の協力を得て行う。

1 緊急輸送の対象

市は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

緊急輸送の対象内容

優先段階	対象内容
第1段階	・救助、救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ・消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員、物資等 ・後方医療機関へ搬送する負傷者等 ・緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	・第1段階の継続 ・食糧及び水等の生命維持に必要な物資 ・傷病者、被災者の被災地外への輸送 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	・第2段階の継続 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品

2 輸送方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうちの適当な方法による。

輸送方法

- ・道路輸送
- ・海上輸送
- ・空中輸送
- ・人力輸送

3 道路輸送

(1) 市有車両の確保

災害輸送のための市有車両の確保は、次の方法により行う。

- ア 市有車両の掌握管理は、総務班（総）において行う。
- イ 各部で所有する車両の状況を総務班（総）に報告する。
- ウ 各班長は、車両を必要とするときは、総務班（総）班長に次の事項を明示して配車を要請する。

配車の要請に必要な事項

- ・輸送日時及び輸送区間
- ・輸送対象の人数、品名及び数量
- ・その他必要な事項

- エ 総務班（総）班長は、各班長から要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

(2) 市有車両以外の車両の確保

- ア 市長は、市有輸送力のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認める場合は、沖縄総合事務局運輸部に民間車両のあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

なお、要請に際しては、次の事項及び必要車両を明示する。

配車の要請に必要な事項

- ・輸送日時及び輸送区間
- ・輸送対象の人数、品名及び数量
- ・その他必要な事項

- イ 市は、輸送業者に輸送を委託し、又は輸送業者の車両を借り上げる。

(3) 緊急通行車両の事前届出等

大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から、緊急通行車両であることの確認申請が殺到しその事務等が困難を極め、災害応急対策に支障を来たすことが懸念される。

このため、市は、災害時に使用する車両については事前に県公安委員会に届出て、そ

の活動に支障のないよう万全を期す。

緊急通行車両等の内容

優先段階	対象内容
緊急通行車両の事前届出	緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出を、知事又は県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受ける。
緊急通行車両の標章及び証明書	緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明書の交付を受け、被災地における交通の混乱の防止を図る。
標章の掲示	上記により交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示する。

(4) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送又は車両の借上げは、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

(5) 緊急輸送道路

本市における、重要道路（第1次緊急輸送道路）は次のとおりである。

緊急輸送道路一覧

路線名	管理者	区 間
高速道路 沖縄自動車道	日本道路公団	許田 I C～那覇 I C
国道（指） 国道 58 号	沖縄総合事務局	名護市宮里四丁目（北） ～那覇市奥武山町
国道（指外） 国道 449 号	沖縄県	本部町（瀬底大橋）～名護市字安和
国道（指外） 国道 449 号名護 B P	沖縄県	名護市字安和 ～名護市宮里四丁目（北）

※平成 28 年 6 月沖縄県耐震改修促進計画により指定した道路

4 海上輸送

(1) 県有船舶による輸送

市は、県有船舶による輸送を必要とする場合、次の事項を明らかにした文書により、県に対して要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

県有船舶による輸送の要請時に必要な事項

- ・災害の状況及び応援を必要とする理由
- ・応援を必要とする期間
- ・応援を必要とする船舶数
- ・応急措置事項
- ・その他参考となるべき事項

(2) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

市は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し「第

5節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて船艇の派遣を要請する。

(3) 民間船舶による輸送

市は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

(4) 漁港の活用

市は、海上の輸送（孤立地区等の救助や物資の輸送等）を受ける場合に備え、緊急輸送拠点としての漁港の整備に努め、災害時における海上輸送の円滑化を図る。

5 空中輸送

(1) 空中輸送の要請等

市は、災害による交通途絶等の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、自衛隊及び海上保安庁へ空中輸送の要請を行う。空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(2) ヘリポートの整備

市は、空中の輸送（緊急患者の空輸や物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定及び整備に努め、災害時における空中輸送の円滑を図る。

6 人力輸送

市は、人力輸送に当たっては、住民の協力を要請して行うものとし、市は安全かつ効率的な輸送経路について検討を行い、災害時に迅速かつ適切な措置を図る。

7 広域輸送拠点の確保

市は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第18節 在港船舶対策計画

本節では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、港内在泊船の万全を期するための必要な措置について定める。

施策の体系	担当
第1 船舶の被害防止対策	県、関係機関
第2 船舶等の津波避難	県、関係機関

第1 船舶の被害防止対策（県、関係機関）

関係機関は、災害が発生するおそれがある場合は、無線連絡等又は船艇・航空機の巡回伝達等により、在港船舶若しくは沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講ずる。

船舶の被害防止対策

- ・ 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- ・ 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときは、けい留方法について指導する。
- ・ 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- ・ 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- ・ 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

第2 船舶等の津波避難（県、関係機関）

津波に対する船舶の避難は、「第9節 避難計画」による。

沖縄県北西部には、名護海上保安署を事務局とする「沖縄県北西部台風及び津波対策委員会」があり、漁協や海洋土木会社等が会員となっており、気象庁の津波注意報等が発表された場合、以下のとおりの体制をとる。

区 分	措 置
警戒体制（第一体制）の発令 気象庁による津波注意報が発表された場合	① 荷役・作業中の船舶は、作業を中止し、地震・津波情報の入手に努めること。 ② 在泊船舶は、津波の襲来に備え「津波に対する船舶対応表」に定める船舶の用途、大きさに応じた所要の措置を講じること。
避難勧告（第二体制）の発令 気象庁による大津波警報又は津波警報が発表された場合	
体制等の解除 気象庁による津波警報又は津波注意報が解除された場合	津波等による施設被害や航路障害物、水深の変化等の情報に十分留意して港外避難等措置の復旧し、あるいは入港する。

第19節 公共土木施設応急対策計画

本節では、災害時における道路及び漁港施設の応急対策について定める。

施策の体系	担当
第1 施設の防護	建設土木班、維持班、農林水産班
第2 応急措置	建設土木班、維持班、農林水産班
第3 応急工事	関係各班

第1 施設の防護

1 道路施設（建設土木班、維持班、農林水産班）

市が管理者である道路における措置は、次のとおりである。

（1）道路に被害が発生した場合

市長は、管理に属する道路に被害が発生した場合は、通行止め等の安全措置を行うとともに、直ちに次の事項を北部土木事務所長に報告する。

ア 被害の発生した日時及び場所

イ 被害の内容及び程度

ウ 迂回道路の有無

（2）災害を発見した場合

市は、自動車の運転者及び地区の住民等が、決壊崩土及び橋梁流失等の被害を発見した場合は、直ちに市長に報告するよう、常時指導・啓発しておく。

2 漁港施設（農林水産班）

（1）市における措置

市長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに次の事項を北部土木事務所長に報告する。

ア 被害の発生した日時及び場所

イ 被害内容及び程度

ウ 泊地内での沈没船舶の有無

第2 応急措置

1 道路施設（建設土木班、維持班、農林水産班）

市は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保する。

2 漁港施設（農林水産班）

漁港管理者は、災害が発生した場合は、市と連携を図りながら全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため、十分な応急措置を行い、背後の建築物等を防護する。

第3 応急工事（関係各班）

1 応急工事の体制

（1）要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておく。

ア 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

イ 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

（2）応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

2 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図る。

応急工事の実施内容

施設	実施項目	実施内容
道路施設	応急工事	・排土作業又は盛土作業 ・仮舗装作業 ・障害物の除去 ・仮道、栈道、仮橋等の設備
	応急工事の順位	被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。
漁港施設	背後地に対する防護	津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行する。
	航路、泊地の防護	河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。
	けい留施設	岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

第20節 ライフライン等施設応急対策計画

本節では、災害時における電気、ガス、上・下水道施設等のライフラインに関わる応急対策について定める。

施策の体系	担当
第1 電力施設災害応急対策計画	関係機関
第2 ガス施設災害応急対策計画	関係機関
第3 上水道施設災害応急対策計画	水道施設班
第4 下水道施設災害応急対策計画	下水道班
第5 電気通信施設災害応急対策計画	関係機関

第1 電力施設災害応急対策計画（関係機関）

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力㈱が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。同計画は、電力施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るために定められており、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

また、被災地に対する電力供給を確保するため、電力施設復旧の処理に当たっては、名護市及び大口需要家と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部と協議して措置する。

実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話番号
沖縄電力㈱	浦添市牧港五丁目2番1号	098-877-2341
沖縄電力㈱名護支店	名護市東江五丁目12番27号	0120-586-390

第2 ガス施設災害応急対策計画（関係機関）

ガス施設に関する災害応急対策は、名護市内各ガス関係業者が定める保安規程等により各業者が実施する。

なお、同規程は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他の非常時にとるべき措置等について定める。

1 関係機関の協力体制

被災地に対するガス供給を確保するための応急対策をとる場合、ガス供給事業者は、警察、消防を始め関係機関に十分連絡の上、これら諸機関の協力を求めるとともに、必要に応じて市本部等と協議して措置する。

2 ガス漏れ事故における対策

ガス漏れ事故における対策は、次の事項に重点をおいて処置する。

ガス漏れ事故における対策

- ・警察、消防機関への通報
- ・ガス漏れ応急処置
- ・火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
- ・住民の避難、救出

第3 上水道施設災害応急対策計画（水道施設班）

水道事業者等は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を図る。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、雑用水源等の活用により、速やかに緊急給水を実施する。

1 復旧の実施

（1）管路の復旧

管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

（2）給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

（3）一般住宅等の給水装置

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者からの修繕申込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所等は優先して実施する。

2 広域支援の要請

水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び管路の図面配布、携帯電話等による連絡手段の確保状況の確認等を行う。

3 災害広報

市は、応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報を図る。

実施機関

機関の名称	所在地	電話番号
名護市環境水道部 水道（業務課・施設課）	名護市港一丁目1番1号	0980-53-1212

第4 下水道施設災害応急対策計画（下水道班）

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠及び取付管等の復旧を行う。

1 復旧の実施

（1）処理場、ポンプ場の復旧

処理場、ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設機能回復を図る。

（2）管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧を図る。

実施機関

機関の名称	所在地	電話番号
名護市環境水道部下道施設課	名護市港二丁目2番1号	0980-52-5336

2 広域支援の要請

市は、災害により被災した下水道施設の機能等の早期復旧を行うために、県内市町村等で締結した協定に基づき支援を要請し、迅速かつ的確な復旧作業を行う。

第5 電気通信施設災害応急対策計画（関係機関）

災害時における電気通信確保のための応急対策として、災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めたとき、N T T西日本(株)沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。

ただし、状況により電気通信施設の復旧処理に当たるなど、必要に応じ市本部と協議の上、実施する。

実施機関

機関の名称	所在地	電話番号
N T T西日本(株)沖縄支店 災害対策室	浦添市城間四丁目35番1号	098-871-2820

第21節 農林水産物応急対策計画

本節では、災害時において、農林水産物等の被害の防御又は拡大の防止を図るために必要な応急対策について定める。

施策の体系	担当
第1 農産物応急対策	園芸畜産班
第2 家畜応急対策	園芸畜産班
第3 水産物応急対策	農林水産班
第4 漁船漁具応急対策	農林水産班

第1 農産物応急対策（園芸畜産班）

1 種苗対策

市は、災害により農産物が被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、種苗の確保計画の策定のもと、沖縄県農業協同組合と協力して必要量の確保に努める。

2 病虫害防除対策

市は、災害による病虫害の異常発生が予想される場合は、農作物の被害の軽減を図るため、県及び農業協同組合等と対策を検討した上で、被災農家に対し具体的な防除の実施について指示指導する。

なお、特に必要と認められるときは、緊急防除指導班を編成し指導を図る。

第2 家畜応急対策（園芸畜産班）

1 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させる。そのため、市は家畜の避難場所の選定、避難の方法等をあらかじめ計画しておく。

2 家畜の防疫

市は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、県や獣医師会の協力を得て畜舎等の消毒を行い、必要があると認められるときは緊急予防注射を実施する。

また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限するなど、必要な措置について指導を行う。

第3 水産物応急対策（農林水産班）

1 魚病等の防除指導

市は、災害により、水産養殖物に魚病発生し、又は発生蔓延のおそれがある場合は、県に対して必要な防除対策についての指導を要請する。

第4 漁船漁具応急対策（農林水産班）

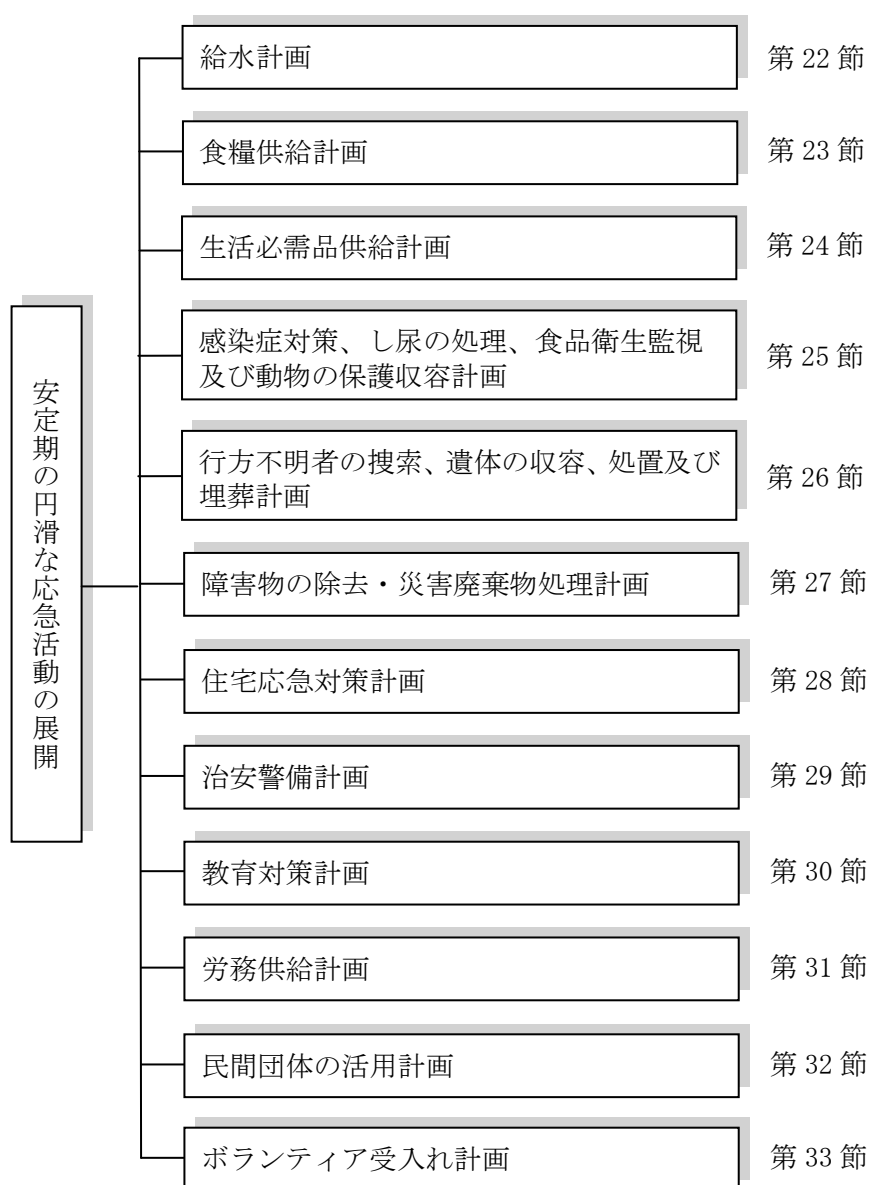
市は、台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法等をあらかじめ計画しておく。

第4章 安定期の円滑な応急活動の展開

災害時の混乱が少なくなった安定期においては、避難生活における人心の安定や避難所の生活環境対策が求められる。

また、引き続き行方不明者の捜索を行うとともに、住宅再建や障害物除去等の復旧に向けた活動も開始する必要がある。

こうした応急活動を迅速・的確に推進するため、ボランティアの効果的な活用を図り、被災者の生活支援と復旧に向けた取組を推進する。



第22節 給水計画

本節では、災害により飲料水を確保することができない住民等に対して、最小限必要な量の飲料水を供給するための給水対策について定める。

施策の体系	担当
第1 応急給水活動	水道施設班
第2 水道施設の応急復旧	水道施設班

第1 応急給水活動（水道施設班）

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が行う。

なお、飲料水の供給は、水道対策部が消防対策部の協力を得て行う。

2 給水対象者

給水対象者は、次のとおりとする。

給水対象者

- ・給水対象者は、災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。
- ・災害救助法が適用された場合、本地域で自力による飲料水確保が不可能であれば、家屋、家財等の被害世帯に関わらず給水実施ができる。
- ・ただし、罹災者等であっても自力で近隣より飲料水を確保できれば供給の必要はない。

3 飲料水の調達

市は、災害により甚大なる被害を受け、水道施設等の復旧に相当な期日が必要と認められるときは、他市町村、県又は自衛隊に給水の応援を要請する。

- (1) 市は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者給水車等の応援を要請する。
- (2) 市長は、給水の応援を求める必要を認めたときは、「沖縄県水道災害相互応援協定」に定める方法で他の会員に応援等の要請をする。
- (3) 市は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

飲料水の調達方法

- ・流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- ・製造・販売業者からの購入
- ・他市町村に対する応援の要請
- ・県に対する応援の要請

4 給水方法

(1) 取水

給水のための取水は、消火栓又は補給水源等から行う。

(2) 水質検査

取水が汚染されているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、適正な処理を行う。

(3) 供給

被災地への給水は、タンク車及び容器による搬送給水等、現地の実状に応じて適当な方法により行う。

給水の方法

給水方法	内 容
給水場等での拠点給水	・水質検査の上、住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。 ※（給水タンクの設置と給水バックを配布する。）
耐震性貯水槽での拠点給水	・耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設消火栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	・避難所等への応急給水は、原則として市町村が消防機関の協力を得て水防消防車、その他の方法により実施するが実施困難な場合は、応援要請等により行う。 ・医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	・配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 ・復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	・水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

(4) 広報

市は、給水に際して、防災行政無線、広報車及び報道機関、行政区の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を住民に広報する。

5 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日20リットルを目安とするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況に応じ、給水量を増減する。（被災直後は、生命維持の1人1日3リットルを目安とする）

応急給水の目標設定（例）

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3 $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$	おおむね 1 km	耐震性貯水槽、タンク車
災害発生から4日～10日まで (さらに炊事、洗濯等に必要な 水量)	20 $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から11日～21日まで (さらに最小限の浴用、洗濯等に 必要な水量)	100 $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から22日～28日まで (通常の給水量の供給)	約 250 $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$	おおむね 100m	仮配管からの各戸共用栓

資料：水道の耐震化計画等策定指針（厚生労働省）

6 優先的給水

- (1) 市は、医療施設、社会福祉施設、避難場所等に対しては優先的に給水を行う。
- (2) 市は、供給に当たっては、特に要配慮者に配慮し、優先的に行う。
- (3) 市は、孤立地域については優先的に給水を行う。

第2 水道施設の応急復旧（水道施設班）

市は、水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて市給水工事指定店の応援を求める。

第23節 食糧供給計画

本節では、被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の給与を迅速に行うため、食糧の調達及び供給方法等について定める。

施策の体系	担当
第1 食糧の供給	社会福祉班、総務班（教）、総務班（総）
第2 炊出しの実施	自主防災組織
第3 食糧の備蓄	総務班（総）

第1 食糧の供給（社会福祉班、総務班（教）、総務班（総））

1 実施責任者

災害時における食糧の調達及び供給は、市が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が行う。

なお、食糧の調達及び配給の担当は、市民福祉対策部、学校給食センターに関しては、総務班（教）が担当する。

2 需要量の把握及び食糧供給計画の策定

- （1）市は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食糧の需要量を把握し、食糧供給計画を定める。
- （2）需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努める。

3 供給対象者

応急食糧（食品給与、炊出し）の供給対象者は、次のとおりとする。

食品給与、炊き出し対象者

- ・避難施設に収容された人
- ・住家の被害（全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）等）により炊事のできない人
- ・住家の被害が床下浸水であっても、炊事道具の流失等により、水や燃料が得られなくなり、炊事のできない人
- ・住家に被害を受けたため現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する人で食糧入手の手段がない場合
- ・孤立集落滞在者
- ・旅行者、帰宅困難者等で他に食糧を得る手段のない人
- ・在宅及び福祉施設等の入所者で食糧の供給を必要とする人
- ・災害応急対策に従事している人
- ・その他、食糧の調達が不可能となった人

4 食糧の調達・配給

(1) 食糧の調達

市は、自らが備蓄している食糧を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

食糧の調達方法

- ・流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- ・製造・販売業者からの購入
- ・他市町村に対する応援の要請
- ・県に対する応援の要請

(2) 主食、副食等の調達

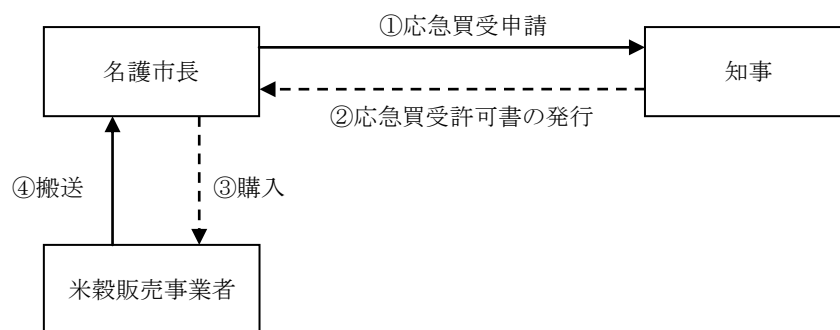
ア 主食（米穀）

米穀については、市長が知事に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により、指定業者手持ちの米穀を調達する。

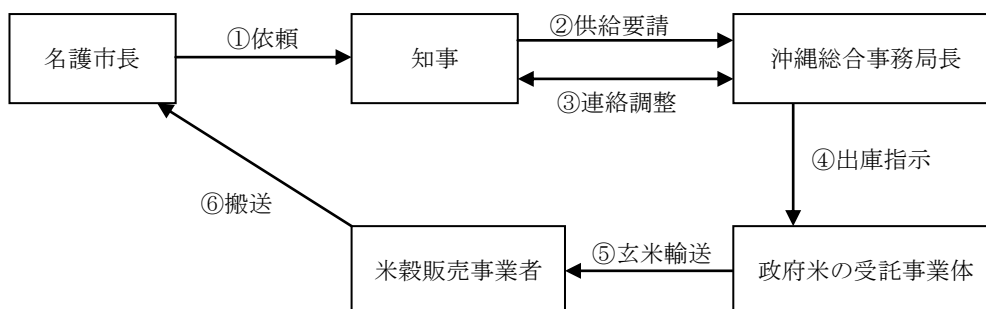
イ その他の主食（パン、その他）、副食及び調味料等

市内の販売業者より調達する。ただし、市内調達が困難で、緊急調達の必要がある場合は、県及び他市町村に応援を要請し、調達する。

災害時の米穀の配給経路（市長が米穀販売業者から直接米穀を調達する手順）



災害時の米穀の配給経路（知事又は市長が災害救助用米穀を調達する場合）



(3) 配給品目

ア 配給品目は、原則として米穀とするが、状況によりインスタント、レトルト等の応急食品とする。

イ 高齢者、乳幼児に対する炊出しその他による食糧の供給は、温かなもの、軟らかなもの、粉ミルク等配慮したものを供与する。

ウ 食物アレルギーのある人に配慮し、食物アレルギー対応食品の供給に努める。

(4) 配給数量

1人当たりの配給量は、次のとおりとする。

応急配給に関する数量

品目	配給を行う場合	精米換算配給量
米穀	被災者に炊出しを行う必要がある場合	1人1食当たり 200 g 以内
	配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	1人1日当たり 400 g 以内
	被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合	1人1食当たり 300 g 以内

(5) 食糧供給時の配慮

ア 被災者に対する食糧供給については、被災者に不安を抱かせないよう迅速に実施する。

イ 品目、数量等被災者間に不公平が生じないように適切に実施するほか、衛生面に注意して行う。

ウ 妊婦、乳幼児、高齢者等に考慮し、あらかじめ食糧供給の順位を定めておく。

(6) 住民等の協力

炊出し及び食糧の配給に当たっては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

第2 炊出しの実施（自主防災組織）

1 炊出し実施の条件

次に掲げる場合で、市長が供給の必要を認めたときに行う。

炊出し実施の条件

- ・被災者及び災害救助並びに緊急復旧作業等に従事する者に対し、炊出し等による供給を行う必要がある場合
- ・災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合

2 炊出しの方法

(1) 実施者

- ア 炊出しは、各避難所において自主防災組織が行う。
- イ 炊出しに必要な原材料、燃料等の確保は市長が行う。

(2) 実施場所

炊出しは、各避難所において行う。避難所での実施が困難な場合は、学校給食センターを活用する。なお、炊出し施設の選定にあつては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておく。

(3) 期間

- ア 一般災害は市長が必要と認める期間
- イ 災害救助法適用の場合は災害発生の日から7日以内（期間延長あり）

(4) その他

炊出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意する。

第3 食糧の備蓄（総務班（総））

1 市の備蓄

- (1) 市は、災害時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は、県及び近隣市町村の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従事者等に食糧等を供給できるよう備蓄に努める。
- (2) 備蓄品目は、妊産婦、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮した品目とする。特に、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める。（アレルギー対応の食糧、粉ミルクやお粥等）

2 個人備蓄の推進

住民は、自らの生命は自らで守るとの基本精神のもとに、インスタント、レトルト等の応急食品及び飲料水を3日分程度家庭内に備蓄するよう励行する。

第24節 生活必需品供給計画

本節では、災害時の被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与等に関する基本的事項について定める。

施策の体系	担当
第1 物資の給与又は貸与	社会福祉班、生活支援班
第2 物資の備蓄	総務班（総）

第1 物資の給与又は貸与（社会福祉班、生活支援班）

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品の調達、給与及び貸与は、市が実施する。
ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が行う。
なお、物資の調達、給与及び貸与の担当は、市民福祉対策部とする。

2 配分計画の樹立

市民福祉対策部は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、迅速かつ確実に配給する。

3 対象者

物資の給与又は貸与の対象者は、次のとおりとする。

物資の給与又は貸与の対象者

- ・災害により住家に被害を受けた人（全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）、床上浸水等により、直ちに日常生活を営むことが困難な人）
- ・被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した人
- ・被服、寝具、その他生活上必要物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人
- ・船舶の遭難等により被害を受けた者

4 物資の調達・配給

（1）物資の調達

市は、自らが備蓄している物資を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

物資の調達方法

- ・流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- ・製造・販売業者からの購入
- ・他市町村に対する応援の要請
- ・県に対する応援の要請
- ・義援物資の募集

(2) 給与・貸与品目

給与及び貸与する物資等は、避難者の収容状況や要配慮者の状況及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に現物をもって行う。

給与・貸与品目（例）

物資名	品 目
寝具	タオルケット、毛布、布団 等
被服	肌着（シャツ、パンツ等）、外衣（洋服、作業着） 等
炊事用具・食器	鍋、炊飯器、包丁、茶碗、皿、箸 等
保育用品	哺乳瓶 等
光熱器具・材料	マッチ、ローソク、コンロ、固形燃料、L Pガス、乾電池、懐中電灯 等
日用品	石鹸、手拭、タオル、トイレットペーパー、歯ブラシ、ラップ 等
医薬品	包帯、救急絆創膏、三角巾 等
衛生用品	紙おむつ、生理用品 等

(3) 輸送方法

ア 市は、物資の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、県有車両又は民間借上車両で輸送する。

イ 交通事情等により陸路輸送が困難な場合は、ヘリコプター等を活用し、又は自衛隊に対して要請を行い空路輸送を行う。

(4) 配布方法

調達した物資は決められた場所に集積し、ここから各避難所に配送する。各避難所において行政区長、自主防災組織、ボランティア等の協力により被災者に配布する。

(5) 配給の要領

被災者への物資の配給に当たっては、次の事項に留意する。

配給の要領

- ・避難所には受入確認、供給の適正化を図るために責任者を配置する。
- ・配給に際しては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。
- ・要配慮者への優先的な配給に努める。
- ・被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。
- ・配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。

5 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ

市は、全国の各種団体等からの救援物資を受け入れる。

(2) 受入れルールを作成

救援物資を受け入れる場合は、各種団体、企業等からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

6 義援物資及び金品の保管及び配分

市に送付された救援物資は、社会福祉班が保管し、配分計画に基づき被災者に支給する。

第2 物資の備蓄（総務班（総））

1 市の備蓄

(1) 市は、災害時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は、県及び近隣市町村の援助物資を待つことなく、被災者並びに災害応急現場従事者等に必要物資を供給できるよう備蓄に努める。

(2) 避難生活を送る上で必要な生活必需品を備蓄するものとし、保存状態や衛生面、耐用年数等を考慮しながら計画的に購入・備蓄する。

2 個人備蓄の奨励

市は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を、非常持出品として準備しておくことを住民に奨励する。

第25節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

本節では、衛生条件の悪化に伴う感染症の発生や長期避難生活による被災者の健康状態の悪化等を防止するため、防疫、保健衛生活動について定めるほか、環境衛生や動物愛護の観点から、し尿処理や動物の保護管理について定める。

施策の体系	担当
第1 防疫の実施	環境対策班
第2 保健衛生活動	健康増進班
第3 し尿の処理	環境対策班
第4 動物の保護管理	環境対策班

第1 防疫の実施（環境対策班）

1 実施責任者

災害時における防疫は、市長が実施する。なお、担当は、環境対策班が行う。

2 防疫の指示・命令

市長は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を、知事の指示・命令に従い範囲、期間を決めて実施する。

知事の指示事項

- ・消毒方法の施行に関する指示（感染症予防法第27条第2項）
- ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）
- ・感染症の病原体に汚染された物件に関する指示（感染症予防法第29条第2項）
- ・生活の用に供される水の使用制限に関する指示（感染症予防法第31条第2項）
- ・臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）
- ・公共の場所の清潔方法に関する指示

3 防疫の種別と方法

（1）清潔方法

ア 市は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

イ 市は、自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう管理を行う。

ウ 津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

市長は、感染症予防法の規定に基づく知事の指示があったときは、同法施行規則第14条に定めるところにより、薬剤の所要量を確認した上で、速やかに消毒を実施する。

消毒方法（例）

区 分	消毒方法
飲料水	給水施設として井戸を使用している場合の消毒は、その水1 m ³ 当たり20 ccの次亜鉛素酸ソーダ溶液（10％）を投入し、十分攪拌した後2時間以上放置させ使用させる。 なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれ強いときは、消毒の上、井戸替えを施さないと使用させないものとする。
家屋内	汚染された台所、炊事場、食器戸棚など中心にクレゾール水などを用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布すること。
便所	便所は石灰酸水、クレゾール水又はホルマリン水をもって拭浄するか散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を十分拡散させ、1週間以上放置したのち処理する。 ・か性石灰末 し尿貯留量の30分の1以上 ・石灰乳 " 5分の1以上 ・クロール石灰水 " 5分の1以上

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

市長は、感染症予防法の規定に基づく知事の命令があったときは、同法施行規則第15条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかに駆除を実施する。

(4) 生活用水の供給

ア 市長は、感染症予防法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、生活用水の使用停止期間中、継続して生活用水の供給を行う。

イ 供給方法は、容器による搬送又はろ水機によるろ過給水等、衛生的に処理して供給を行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

(5) 臨時予防接種

ア 予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期並びに期間を指定して実施する。

イ 実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害のおちついた時期を見計らい、定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ウ ただし、避難所で患者又は保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施する。

4 避難所等の防疫指導

環境対策班及び健康増進班は、避難所等の応急施設について、県又は北部保健所等の指導のもとに、次により防疫指導等を実施する。

なお、実施に当たっては、避難所内において衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て実施する。

避難所等の防疫指導

区 分	内 容
健康調査等	・ 北部保健所や避難所等の管理者等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。
清潔の保持及び消毒の実施	・ 避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときは、消毒薬等による便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。 ・ 避難所内の適当な場所に手洗い消毒液を配置し、手洗いの励行等について指導徹底させる。
集団給食	・ 給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。 ・ 配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。
飲料水の管理	・ 水質検査を実施するとともに、使用する度に消毒させる。

5 防疫薬剤の調達

環境対策班は、防疫薬剤を緊急に調達するが、それが不可能な場合は北部保健所に調達あつせんの要請を行う。

第2 保健衛生活動（健康増進班）

健康増進班は、次により被災者の健康管理を行う。

1 被災者の健康管理

（1）良好な衛生状態の維持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

（2）要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。

(3) 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

2 栄養調査、栄養相談

市は、北部保健所等と協力し、定期的に避難所、炊出し現場、給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

第3 し尿の処理（環境対策班）

1 し尿の収集・処理

市は、次の方法によりし尿の収集・処理を実施する。

し尿の収集・処理方法

区 分	内 容
収集方法	し尿の収集は、被害の規模に応じ、各許可業者に指示し、し尿収集車両等にて集中汲み取りを実施する。
処理方法	し尿の処理は、原則として市の処理施設において処理するが、必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。

2 仮設便所の設置及びし尿処理

市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

3 清掃用薬剤の調達

市は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施する。

第4 動物の保護管理（環境対策班）

1 犬及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画

(1) 犬及び負傷動物対策

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、名護市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。

(2) 特定動物（危険動物）対策

市は、「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。

2 保護・収容動物の公示

市は、保護・収容した動物の台帳を作成し、公示する。

3 動物の処分

県が動物の処分を行う次のことに関し、市は協力する。

(1) 所有者不明犬等

所有者不明犬等については、「狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律」に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。

(2) 特定動物（危険動物）

危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるとき、県は、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、県、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

4 ペットへの対応

(1) 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。このため、市は、避難所等での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(2) 市は、避難所等でのペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内にペット専用スペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

第26節 行方不明者の搜索、遺体の収容、処置及び埋葬計画

本節では、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の収容・処置及び埋葬を円滑に実施するための基本的事項について定める。

施策の体系	担当
第1 行方不明者の搜索・遺体の埋火葬	警防班、環境対策班、関係機関
第2 生死不明者の救出等の費用及び期間等	—

第1 行方不明者の搜索・遺体の埋火葬（警防班、環境対策班、関係機関）

1 搜索活動の実施（警防班）

行方不明者の搜索は、市消防本部、名護警察署、中城海上保安部・名護海上保安署が共同して、次のとおり実施する。

搜索活動の手順

- 搜索活動は、市消防本部、名護警察署、中城海上保安部、名護海上保安署が連絡を密接にとりながら実施する。
- 必要に応じ、消防対策部を中心に各班員から構成する「搜索隊」を市消防本部に設置する。
- 搜索活動中に負傷者を発見した時は、速やかに医療機関に収容する。
- 搜索活動中に遺体を発見した時は、市本部及び警察署に連絡するとともに、警察官の検視及び医師の検案を受けるため、速やかに遺体収容所（所管する施設、学校等）に収容する。

2 遺体の検案（環境対策班）

発見された遺体については、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年）及び死体取扱規則（昭和33年）国家公安委員会規則）の規定により、海上保安官及び警察官は所要の本籍等不明死体調査書を作成ののち、遺族又は市長に引き渡されるため、市はその後、必要に応じて遺体の処理を行う。

遺体検案の手順

- 発見された遺体は、死因及びその他について医学的検査を行う。
- 遺体の死因その他の医学的検査に基づく検案は、医療・助産救護班が医師及び病院等の協力を得て実施する。
- 医療・助産救護班又は、医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をする。
- 検案を終えた遺体は、遺族等に引き渡すものとするが、身元不明の遺体は、身元を確認するため、警察に調査を依頼し、市が指定する安置所に一時保存する。

3 遺体の安置（環境対策班）

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置する。

遺体安置の手順

- 市長は、遺体の発生状況、葬斎場等の状況等により、遺体安置所の設置を決定するものとし、学校、体育館、寺、市公共施設等から選定する。
- 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬儀用品等必要な機材を確保する。
- 棺に氏名及び番号を記載した名札を添付する。
- 「遺体台帳」に基づき、埋火葬許可証の発行を求める。
- 遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、「遺体調書」、「遺体台帳」により整理の上、引き渡す。

4 遺体の埋火葬（環境対策班）

遺族がいないなど、埋火葬の実施者がいない場合は、次により市長が行う。

遺体の埋火葬の手順

- 検案書及び死亡診断書により、埋葬許可書の発行を行い、これを受け埋葬台帳を作成する。
- 埋火葬の程度は応急仮葬とし、埋葬又は火葬で行う。
- 葬祭関係資材（柩、埋葬又は火葬、骨つぼ若しくは骨箱）は現物をもって、実際に埋火葬を実施する者に支給する。
- 遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市内の埋火葬能力では対応しきれないときは、県に応援を要請する。
- 納骨は遺族が行うが、身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合、身元不明書取扱として市長が実施する。

第2 生死不明者の救出等の費用及び期間等

被災者の捜索や遺体の処置等についての費用及び期間は次のとおりである。

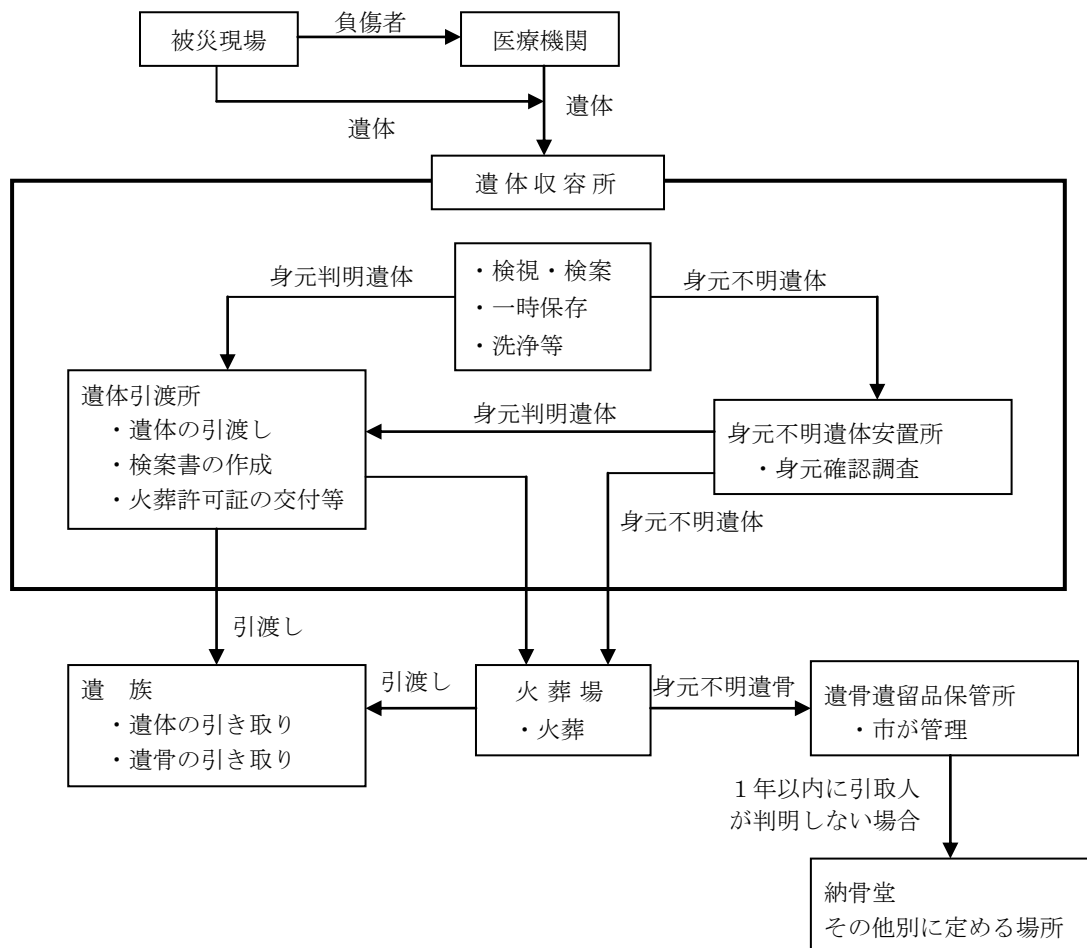
ただし、災害救助法が適用された場合は、「第7節 災害救助法適用計画」に基づく。

災害に遭った者の捜索・救出

区 分		基準内容
行方不明者の救出	対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者
	費 用	船艇、その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、該当地域における通常の実費
	期 間	災害発生の日から3日以内

区 分		基準内容
遺体の 搜索	対象者	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者
	費 用	搜索における船艇、その他搜索のため機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費
	期 間	災害発生の日から10日以内
遺体の 処置	対象者	災害の際、死亡した者
	処置の 範囲	・遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置 ・遺体の一時保存 ・検案
	費 用	遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存、検案費等
	期 間	災害発生の日から10日以内とする。
遺体の 埋火葬	対象者	災害の際死亡した者で、その遺族が埋火葬を行うことができない者
	費 用	実際に埋火葬を行う者に対してできる限り、次に掲げる現物を支給 ・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬の費用（人夫賃を含む） ・骨つぼ及び骨箱
	期 間	災害発生の日から10日以内

遺体取扱いの流れ



第27節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

本節では、災害のため住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去対策や廃棄物による被災地の環境汚染の防止対策等について定める。

施策の体系	担当
第1 障害物の除去	建築住宅班、建設土木班、維持班、農林水産班
第2 災害廃棄物の処理	環境対策班
第3 ごみの収集・処理	環境対策班

第1 障害物の除去（建築住宅班、建設土木班、維持班、農林水産班）

1 住宅関係の障害物の除去

（1）実施責任者

住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が行う。

なお、除去の実施は、建設対策部が土木業者等の協力を得て行う。

（2）除去すべき対象

住家、その周辺に運ばれた土石、材木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、災害救助法に準じて次の条件に該当する住家を早急に調査し実施する。

除去すべき対象

- ・当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ・住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したものであること。
- ・自らの資力をもってしては、障害の除去ができないものであること。
- ・応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。
（対象戸数は、半壊・床上浸水世帯数の15%以内、ただし、市町村間で融通可）
- ・当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

（3）除去の実施

ア 災害救助法適用前

災害救助法の適用前は、市長が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設対策部長に命じて、関係各部、市内の土木業者等の協力を得て編成して実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

災害救助法適用後の障害物の除去方法

- 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。
- 除去作業は、市が保有する応急対策機器材を使用して行う。
- 労力、機械等が不足する場合は、県に要請し、近隣市町村からの派遣を求めるほか、市内の建設業者の協力を得て除去を行う。
- 使用できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び人夫賃で、災害救助法の限度額以内とする。
- 実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、公園、広場及び清掃施設を利用する。

2 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

3 河川関係障害物

河川管理者は、河川等の機能を確保するため、災害時における管内河川、公共下水・排水路等の巡視を行うとともに、関係機関及び市内の建設業者等と協力して障害物の除去を行う。

4 漁港関係障害物

漁港管理者は、管理する区域の障害物を除去する。

第2 災害廃棄物の処理（環境対策班）

1 災害廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」又は「水害廃棄物対策指針（平成17年7月）」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣市町村及び廃棄物関係団体等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

2 仮置場・がれき置場の設置

- (1) 市長は、災害廃棄物等の最終処理対策が整備されるまでの間、がれき類や津波堆積物等を保管する仮置場・がれき置場を設置し、一時的に保管しながら処理を行う。
- (2) 仮置場・がれき置場の候補地は、市内の公園等の公有地を優先的に選定するが、被災状況によっては、民有地も含めて検討する。

3 処理の実施

廃棄物の処理は、次のとおり実施する。

廃棄物の処理方法

- 仮置場に集積された廃棄物で、早急な処分が必要な可燃ゴミや木質系の粗大ごみについては、可能な限り市の環境センターで焼却する。
- がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立て等、環境衛生上支障のない方法で行う。
- 建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- その他の災害廃棄物についても、分別により再資源化を図り、廃棄物処理業者への委託により適正処理を実施する。

4 産業廃棄物の処理

- （1）事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか又は現有の運搬車により搬出し、産業廃棄物処理業者等の廃棄物処理施設で処分する。
- （2）事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

5 最終処分場の確保

市内の現有最終処分場は、埋立て残余容量が減少し、逼迫している状況にあることから、市内安和区内において最終処分場が建設されることとなっており、当該処分場にて埋立て処分を行う。

6 広域的な処理体制の構築

- （1）市は、既存の廃棄物処理施設では、処理が間に合わない場合や施設の稼働ができない場合も考慮し、国や県、他の各種団体や廃棄物処理業者に支援を要請し、処理を行う。
- （2）ゴミ収集車両等の資機材が不足する場合は、県を通じて、他の各種団体に支援を要請し、補充する。

7 リサイクルの徹底

市は、廃棄物の処理に際して、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に基づき、適切な分別と可能な限りリサイクルに努める。

また、市は、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を県に要請する。

8 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

市は、障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

第3 ごみの収集・処理（環境対策班）

被災地におけるごみの収集処理は、市長（企画対策部環境対策班）が行う。ただし、被害が甚大のため市において実施できないときは、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

1 収集方法

（1）ごみの収集

ごみの収集は、被災地及び避難所に市の車両を配車して速やかに行う。なお、災害が広範囲にわたり、市の車両のみでは収集できない場合は、委託業者車両及び許可業者車両を借上げて収集する。

（2）ごみの集積場所

ごみの集積場所は、行政区長と協議して定める。

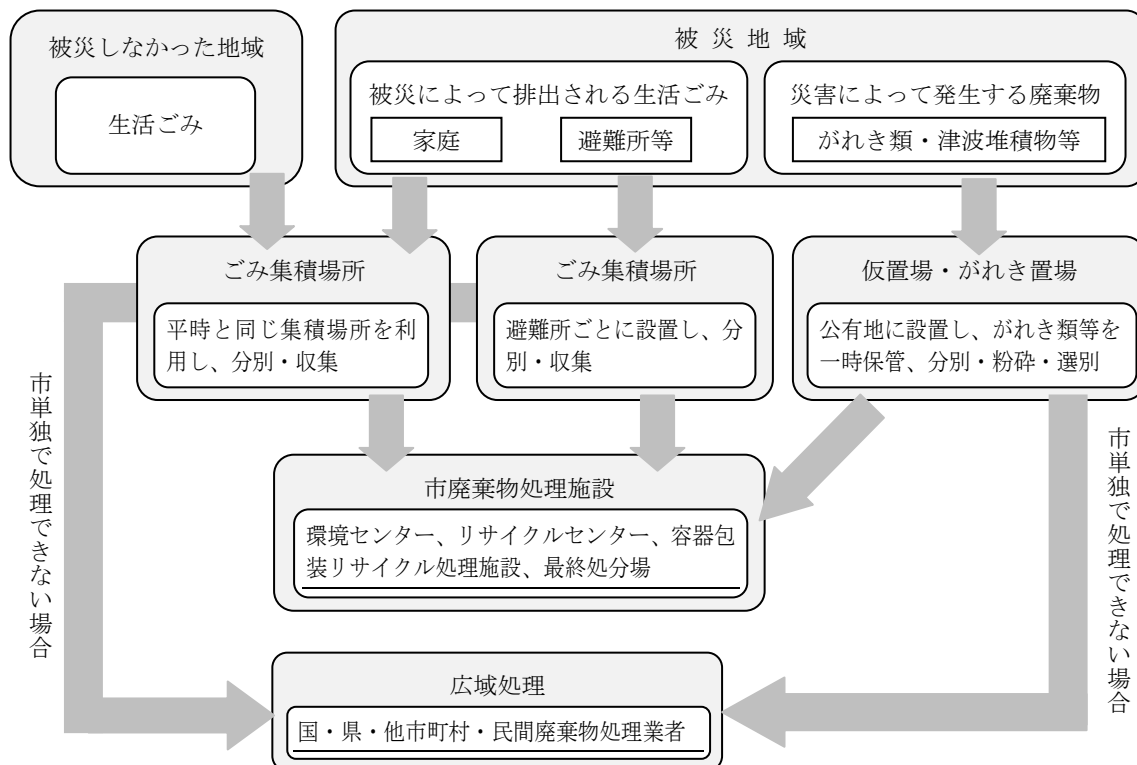
（3）優先収集

市は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。

2 処理方法

ごみの処理は、原則として市の環境センター、リサイクルセンター、容器包装リサイクル処理施設、最終処分場において処理するが、必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。

災害時の廃棄物の流れ



第28節 住宅応急対策計画

本節では、災害により住家を失い又は破損したため居住することができなくなった人若しくは自力で住家を応急修理ができない人に対して、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設等、必要な措置について定める。

施策の体系	担当
第1 応急仮設住宅の設置	建築住宅班
第2 住宅の応急修理	建築住宅班
第3 住家の被災調査	建築住宅班、税務班、総務班（総）

第1 応急仮設住宅の設置（建築住宅班）

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の設置は、市長が災害救助法の規定に準じて行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が行う。

なお、住宅設置は、建築住宅班が行う。

2 入居対象者

次に掲げるいずれかに該当する人を入居対象者とする。

入居対象者

- 家屋が全壊、全焼又は流失した人
- 居住する住家がない人
- 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する人
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者 等

3 設置戸数

設置戸数は、災害救助法の基準により、全壊、全焼、流失世帯数の3割以内とする。

ただし、被害の程度、住民の経済的能力、住宅事情等による特別の場合にあっては、この限りではない。

4 設置場所

設置場所は、原則として市有地とし、やむを得ない場合に限り私有地を借り上げる。

5 規模及び構造

（1）規模

一戸当たりの規模は、29.7 m²（9坪）を基準とする。

（2）構造

構造は1戸建て、長屋建て、アパート式建築等、状況に応ずる。

また、要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。

6 設置方法

市長が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は、市において必要資材の調達を行う。

なお、設置に際しては、二次災害に十分配慮する。

7 設置費用

設置費用は、整地費、建築費、附帯工事費、人夫賃、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めた額（災害基準法に準ずる額）とする。

8 着工及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与の期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。

9 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、要配慮者の入居を優先する。

10 運営管理

市は、各応急仮設住宅の運営管理を行う。この際、入居者の状況に応じて、次の事項に留意する。

応急仮設住宅の運営管理に当たっての留意事項

- 安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。
- 女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

11 公営住宅及び民間賃貸住宅の活用

市は、応急仮設住宅の供給と合わせて、災害時における被災者用の住居として、公営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家を活用し、不足する住宅の確保に努めるとともに入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

第2 住宅の応急修理（建築住宅班）

1 実施責任者

被災住宅の応急修理は、市長が災害救助法の規定に準じて行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が行う。

なお、応急修理は、建築住宅班が行う。

2 対象者

次に掲げるいずれかに該当する人を応急修理実施の対象者とする。

応急修理実施の対象者

- 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない人
 - ・ 応急修理の対象は住家であること
 - ・ 住家が半壊（半焼）したものであること
 - ・ 災害に起因するものであること
 - ・ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 自らの資力で応急修理ができない人
 - ・ 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・ 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者 等

3 応急修理の戸数

修理戸数は、災害救助法の基準により、半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶ。

4 応急修理の方法

住宅の応急修理は、市長が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は、市において必要資材の調達を図る。

5 規模及び費用

（1）規模

応急修理の部分は、居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分に対して行う。

（2）費用

修理に要する費用は、災害救助法に定めるところによる。

6 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了させる。

第3 住家の被災調査（建築住宅班、税務班、総務班（総））

1 住家の被災調査

市は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

2 被災者台帳の作成（総務班（総））

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第29節 治安警備計画

本節では、地震・津波災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための警察の災害警備活動について定める。

施策の体系	担当
第1 災害警備	警察
第2 社会秩序の維持	警察

第1 災害警備（警察）

1 災害時における警察の役割

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持にあたる。

（1）警備体制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次により災害警備体制を確立する。

県警察の災害時の警備体制

警備体制	警備体制の基準
準備体制	津波の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕があるとき
警戒体制	管内に津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く）による被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
非常体制	大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき

（2）災害警備本部の設置

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要綱」の定めるところにより、県警本部及び警察署に災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

2 災害時における治安警備

災害時における治安警備活動は、次のとおりである。

（1）警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本市に関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備実施要綱並びに名護警察署災害警備実施要綱による。

（2）市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、名護警察署長に連絡をとるものとし、両者が緊密に協力する。

（3）市長が警察官の協力を求める場合は、原則として名護警察署長に要請する。

- (4) 市長が警察官の出動を求める場合は、名護警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第2 社会秩序の維持（警察）

- (1) 警察は、被災後の住宅地、避難所等での社会秩序の維持のため、周辺地域のパトロールの強化、定期的な巡回を行う。
- (2) 警察は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団等の取締りを行う。
- (3) 警察は、住民からの各種相談活動を充実して、被災者の不安の解消に努めるとともに、地域の自主防災組織や防犯組織と情報交換を行うなど、被災地の社会秩序の維持に努める。

警察連絡体制

名護警察署	名護市東江五丁目 21 番 9 (0980-52-0110)		
→	交番（駐在所）	電 話	所 在
	大南交番	0980-52-2033	名護市大南
	大東交番	0980-52-2336	名護市大東
	辺野古交番	0980-55-2102	名護市字辺野古
	辺土名交番	0980-41-2105	国頭村字辺土名
	許田駐在所	0980-52-1677	名護市字許田
	屋部駐在所	0980-52-6148	名護市字屋部
	伊差川駐在所	0980-52-1679	名護市字伊差川
	屋我地駐在所	0980-52-8102	名護市字饒平名
	塩屋駐在所	0980-44-2102	大宜味村字塩屋
	喜如嘉駐在所	0980-44-3556	大宜味村字喜如嘉
	平良駐在所	0980-43-2132	東村字平良
	安田駐在所	0980-41-7125	国頭村字安田
	奥駐在所	0980-41-8153	国頭村字奥

第30節 教育対策計画

本節では、文教施設又は児童生徒の被災により通常の実行を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るための対策について定める。

施策の体系	担当
第1 災害発生時の措置	学校教育班
第2 応急教育対策	総務班（教）、学校教育班
第3 応急保育対策	こども家庭班
第4 所管する施設及び文化財対策	地域力推進班、文化スポーツ振興班、文化班

第1 災害発生時の措置（学校教育班）

1 災害発生時の対応

各学校の教職員は、災害発生時において児童生徒の安全確保に取り組むとともに、児童生徒の安否、被害状況等を把握する。

なお、災害発生時における校長の対応事項は、次のとおりである。

災害発生時の学校の対応事項

- ・状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- ・災害の規模、児童生徒、職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。
- ・状況に応じ、市教育委員会と連携の上、臨時休業等適切な措置をとる。
- ・避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立する。
- ・応急教育計画に基づき、教職員に対し、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- ・児童生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当等を行う。

2 児童生徒等の保護

教育長又は学校長の判断により、危険が予想される場合は、臨時休業等を行うなど臨機の措置をとる。

児童生徒等の保護対策

- ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各学校長と協議の上、必要に応じて授業打ち切りの措置をとる。
- ・登校後にあっては、早急に児童生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。ただし、保護者が不在のもの又は住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。
- ・登校前に休業措置をとったときは、直ちにその旨を保護者及び児童生徒等に連絡する。
- ・学校長、園長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、職員を誘導に当たらせる。

第2 応急教育対策（総務班（教）、学校教育班）

1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施責任者は、次のとおりとする。

実施責任者	実施内容
市の役割	○市立小中学校その他の文教施設の災害復旧は市が行う。 ○市立小中学校児童生徒に対する応急教育は市教育委員会が行う。 なお、災害救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県若しくは県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施する。 ○災害救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市長が行う。
県の役割	○県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行う。 ○県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行う。
私立学校	○私立学校等の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校設置者が行う。

2 応急教育対策

応急教育の実施については、教育委員会と学校管理者が協議の上、実施する。

（1）応急教育実施の予定場所

学校施設が災害によりその一部が破損し、使用不可能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所について応急処置又は補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校をできる限り避ける。

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用する。

応急教育実施の予定場所

災害の程度	応急教育実施の予定場所
校舎の一部が使用不能の場合	・ 特別教室、屋内体育館等の施設を利用 ・ 不足する場合は、2部授業等の方法
校舎の全部又は大部分が使用不能の場合	・ 所管する施設等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用
特定の地区が全体的な被害を受けた場合	・ 避難先の最寄りの学校又は被害を免れた所管する施設等の公共的施設等を利用 ・ 利用すべき施設がない場合、応急仮設校舎を建設
本市域内に適当な施設がない場合	・ 市教育委員会は、県教育事務所を通じ、県教育委員会に対し、施設あっせんを要請

(2) 教職員の確保

ア 市教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が行えないときには、県教育委員会及び県教育事務所と緊密な連絡をとり、代替職員を確保し、授業に支障を来たさないようにする。また、必要に応じて、一時的に教員組織の編成替え等を行う。

イ 市教育委員会は、教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

(3) 応急教育の方法

ア 教職員を動員し、授業再開に努める。

イ 応急授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、被災児童生徒の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童生徒の保健、危険防止等に留意する。

ウ 学校が避難所となった場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないように留意する。

なお、当初は臨時休校とするなどして、避難者の援護を優先させる。

エ 被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がい十分に配慮し、児童生徒の心のケアに努める。

(4) 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

学用品の支給内容

区 分	実施内容
支給対象者	災害により住家に被害を受け、学用品を失い又は破損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて学用品及び通学用品を支給
支給品名	・ 教科書及び教材 ・ 文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、画用紙、下敷等） ・ 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

区 分	実施内容
支給期間	・教科書及び教材：災害発生の日から1ヶ月以内 ・文房具及び通学用品：災害発生の日から15日以内
費用の範囲	災害救助法施行細則による
※災害救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、市又は本人の負担とする。	

3 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上実施する。

4 被災児童等の転校、編入

被災児童生徒の転校、編入については、教育長が別に定める。

第3 応急保育対策（こども家庭班）

1 保育児童の安全確保

（1）在所（園）時の対応

ア 児童が在所（園）中であるときは、安全確認ができるまでの間、児童を園内に保護する。

イ 安全確認ができ、確実に保護者等へ引き渡しができる場合は、事前の計画に基づいて児童を引き渡す。

（2）在宅時の対応

ア 保育所（園）長は、夜間や休日等に災害が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休所（園）とするなどの措置を講ずる。

イ 保育所（園）長は、参集した職員により、児童の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

2 保育施設の応急復旧

災害により被害を受けた保育施設は、速やかに応急復旧を行い、衛生環境を保持するに十分な清掃と消毒作業、保育備品の調達等を行い、平常通り保育できるよう努める。

3 応急保育の実施方法

（1）通所（園）可能な児童は、保育所（園）において保育する。その際、児童の安全確保と健康に万全を期する。

（2）園舎が使用不能の場合は、次の方法を講ずるとともに、平常保育に戻るよう努める。

ア 他の施設を確保し、早急に保育を再開する。

イ 長期にわたって保育が不能な場合又は被災地区における復旧作業のために児童の保育が特に必要とされる場合は、特設の保育所（園）を設けるなど便宜を図る。

4 こころのケア

(1) 園児のこころのケア

被災による精神的な打撃によって園児に生じやすい心理的な障がい十分に配慮し、園児のこころのケアに努める。

(2) 職員のこころのケア

応急保育の期間が長くなると、職員の負担が大きくなることから、労務管理等を適切に行うよう努める。

第4 所管する施設及び文化財対策（地域力推進班、文化スポーツ振興班、文化班）

1 所管する施設の対策（地域力推進班、文化スポーツ振興班）

所管する施設の管理者は、当該施設が災害応急対策のため利用されることを踏まえ、被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理を速やかに実施する。

2 文化財の保護（文化班）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

市指定の文化財は、市教育委員会に報告する。

県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定・登録の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

第31節 労務供給計画

本節では、災害応急対策実施のため、市職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の確保について定める。

施策の体系	担当
第1 応急対策要員の確保	総務班（総）
第2 災害救助法による賃金職員等の雇上げ	総務班（総）
第3 従事命令、協力命令	関係各班

第1 応急対策要員の確保（総務班（総））

市は、公共職業安定所等と連携しつつ、災害時に必要な応急対策要員の確保を図る。

応急対策要員確保の要領

区 分	実施内容
供給手続	○市長は、沖縄公共職業安定所長に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼する。 ・必要労務者数 ・就労場所 ・作業内容 ・労働時間 ・賃金 ・その他必要な事項
賃金の基準	名護市臨時職員の賃金を基準とし、災害時の事情を勘案して決定する。
賃金の支払い	その日払いとし、支払事務等は「名護市臨時職員に関する規則」に準じて、その担当班の所属課が行う。
労務者の輸送方法	原則として、市有車両によって行う。

第2 災害救助法による賃金職員等の雇上げ（総務班（総））

災害応急対策の実施が、防災関係機関及び民間奉仕団の動員のみでは、労力的に不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、賃金職員等を雇上げる。

災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、次による。

1 雇上げの範囲

（1）被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

（2）医療及び助産における移送賃金職員等

ア 医療救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等を必要とするとき。

ウ 重症疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(3) 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

(4) 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

(5) 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

次の物資の整理、輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

ア 被服、寝具、その他の生活必需品

イ 学用品

ウ 炊出し用の食糧品、調味料、燃料

エ 医薬品、衛生材料

(6) 遺体捜索賃金職員等

遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

(7) 遺体の処置（埋葬を除く）賃金職員等

遺体の洗浄、消毒等の処置をする賃金職員及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

2 賃金職員等雇上げの特例

(1) 上記のほか埋葬、炊出し、その他救助作業の賃金職員等を雇い上げる必要がある場合、市は、次の申請事項を明記して県に申請する。

ア 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

イ 賃金職員等の所要人員

ウ 雇上げを要する期間

エ 賃金職員等雇上げの理由

(2) 県は市からの要請を受け、その必要を認めたときは、厚生労働大臣にその旨申請し、承認を得て実施する。

3 雇上げの費用及び期間

(1) 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

(2) 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

第3 従事命令、協力命令（関係各班）

1 従事命令、協力命令の発令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官（市長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策作業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事 市長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

命令対象者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	・医師、歯科医師又は薬剤師 ・保健師、助産師又は看護師 ・土木技術者又は建築技術者 ・大工、左官、とび職 ・土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 ・自動車運送業者及びその従業者 ・船舶運送業者及びその従業者 ・港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場附近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

2 損失に対する補償

市は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。（基本法第82条第1項）

3 傷害等に対する補償

市は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡又は負傷若しくは疾病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（基本法第84条第1項）

第32節 民間団体の活用計画

本節では、災害の規模が大きい場合に、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、市民団体の協力を図るための方策について定める。

施策の体系	担当
第1 民間団体への協力要請	関係各班

第1 民間団体への協力要請（関係各班）

1 協力要請対象団体

市は、次の団体に対し、災害応急対策への協力を要請する。

協力要請の対象団体

・各行政区（婦人団体・青年団体等）・各種団体

2 要請の方法

市は、協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請する。

要請事項の明示

・協力を必要とする理由	・作業の内容
・期間	・従事場所
・所要人員数	・その他必要な事項

3 協力を要請する作業内容

協力を要請する作業内容は、次のとおりである。

作業内容

- ・災害現場における応急措置と被災者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕活動
- ・救護所の設置に必要な準備、救護所における被災者の世話等の奉仕活動
- ・被災者に対する炊き出し、給水の奉仕活動
- ・警察官の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕活動
- ・関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕活動
- ・その他危険の伴わない災害応急措置の応援活動

第33節 ボランティア受入れ計画

本節は、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、災害ボランティアセンターの開設や受入れ態勢、ボランティアの活動支援等について定める。

施策の体系	担当
第1 災害ボランティアセンター	社会福祉班、社会福祉協議会
第2 ボランティアの活動内容	社会福祉班、社会福祉協議会
第3 ボランティアの活動支援	社会福祉班、社会福祉協議会

第1 災害ボランティアセンター（社会福祉班、社会福祉協議会）

1 災害ボランティアセンターの開設

- (1) 市は、災害発生後、市社会福祉協議会と連携の上、必要に応じて「災害対策ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。
- (2) 災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会を中心に、日本赤十字社沖縄県支部やボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定に委ねることとし、市はその運営に協力する。

2 災害ボランティアセンターの機能

災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

災害ボランティアセンターの主な機能は、次のとおりである。

災害ボランティアセンターの機能

- ・避難所等のボランティア活動の統括
- ・一般ボランティアの受付、登録
- ・一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
- ・ボランティアの派遣
- ・ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネート
- ・ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映
- ・その他ボランティアへの支援に関すること

3 ボランティアの受入れと周知

- (1) 災害ボランティアセンターは、各避難所等のボランティアニーズに基づき、相互に連絡・調整の上、ボランティアの受入れを行う。
- (2) 市は、ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報や内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者や市職員等に周知する。

第2 ボランティアの活動内容（社会福祉班、社会福祉協議会）

市は、ボランティアに対し、次の活動内容への協力を求める。

専門ボランティア	一般ボランティア
・医療救護（医師、看護師、助産師等） ・無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線技術者） ・外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） ・住宅の応急危険度判定（建築士） ・その他災害救助活動において専門技能を要する業務	・炊出し ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分 ・被災地外からの応援者に対する地理案内 ・簡易な事務補助 ・危険を伴わない軽易な作業 ・避難所における各種支援活動 ・その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ・災害ボランティアセンターの運営に関する支援 ・その他必要なボランティア活動

第3 ボランティアの活動支援（社会福祉班、社会福祉協議会）

市は、必要に応じ、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

また、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

1 活動支援

市、県、社会福祉協議会は、ボランティアの活動支援として、次の対策について実施する。

（1）活動場所の提供

市及び社会福祉協議会は、ボランティアに対し、次の活動場所を提供する。

ア ボランティア本部：市庁舎等

イ 地区活動拠点：市庁舎等

（2）設備機器の提供

市は、可能な限り、電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

（3）情報の提供

市は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供し、情報の共有を図る。

また、ボランティア組織自体が必要とする情報に加え、住民に対する震災関連情報や生活情報も同時に提供する。

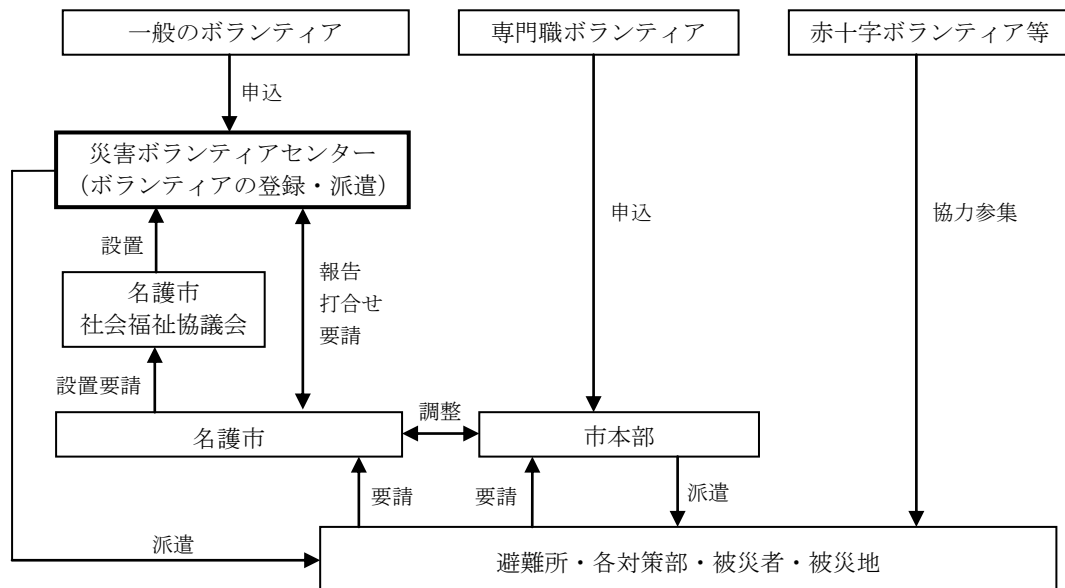
(4) ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援を検討する。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

市は、県と連携し、ボランティアが必要としている支援物資を、報道機関を通じて広報することにより、ボランティア活動に対する金銭面や物資面の負担を軽減する。

ボランティアの受入れ～派遣の流れ



第3編 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

本節では、地震・津波災害により被災した道路、河川等の公共土木施設及び上下水道、公共施設等について、速やかに復旧し、経済的・社会的活動の早急な回復を図るための方策について定める。

施策の体系	担当
第1 災害復旧事業計画の基本方針	関係各班
第2 災害復旧事業計画	関係各班
第3 市の措置	関係各班
第4 激甚法による災害復旧事業	関係各班

第1 災害復旧事業計画の基本方針（関係各班）

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したとき、被害の程度を検討して計画する。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

第2 災害復旧事業計画（関係各班）

市、防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸施設復旧事業計画
- ウ 道路施設復旧事業計画
- エ 砂防施設復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画

サ 公園災害復旧事業計画

- (2) 水道施設復旧事業計画
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 所管する施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他災害復旧事業計画

第3 市の措置（関係各班）

1 緊急災害査定の促進

市は、災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

2 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

3 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

市は、災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図る。

4 県による復旧工事の代行

市は、国の緊急災害対策本部設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けて、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して迅速かつ円滑な復興のため必要があるときは、県に対して市に代わって工事を行うよう要請する。

第4 激甚法による災害復旧事業（関係各班）

著しく激甚である災害（激甚災害）の発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

激甚災害に指定されたときは、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

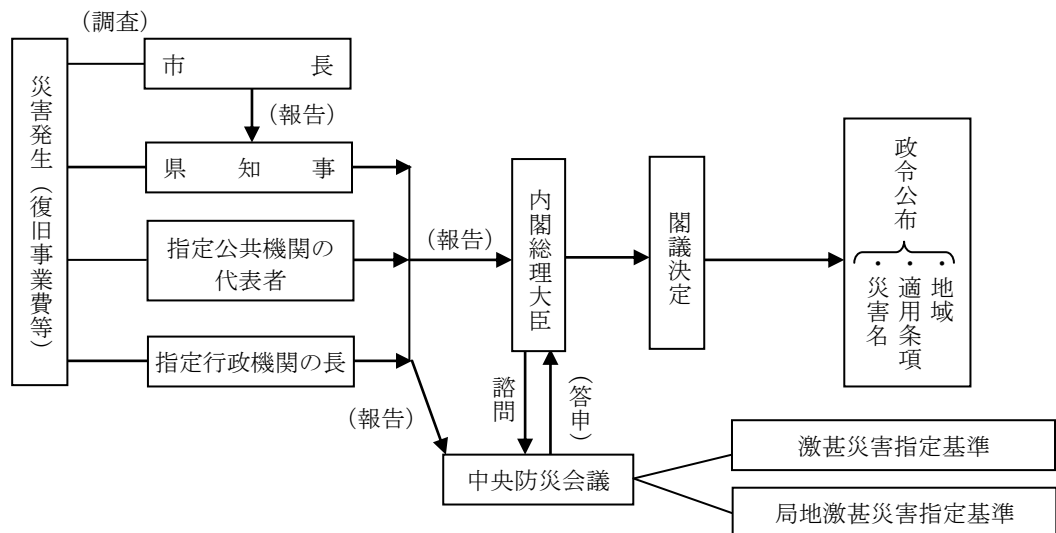
1 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

2 激甚災害指定の手続

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

激甚災害の指定手続



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続を行う。

3 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

激甚災害に関する財政援助措置の対象事業

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）	・公共土木施設災害復旧事業（3条1） ・公共土木施設災害関連事業（3条2） ・公立学校施設災害復旧事業（3条3） ・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業（3条4） ・生活保護施設災害復旧事業（3条5） ・児童福祉施設災害復旧事業（3条6） ・幼保連携型認定こども園災害復旧事業（3条6の2） ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業（3条6の3） ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業（3条7） ・障害者支援施設等施設災害復旧事業（3条8） ・婦人保護施設災害復旧事業（3条9） ・感染症指定医療機関災害復旧事業（3条10） ・感染症予防事業（3条11） ・特定私立幼稚園災害復旧事業（3条11の2） ・堆積土砂排除事業（公共の施設区域内）（3条12） ・堆積土砂排除事業（公共の施設区域外）（3条13） ・湛水排除事業（3条14）
農林水産業に関する特別の助成	・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（5条） ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（6条） ・開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（7条） ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（8条） ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（9条） ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（10条） ・共同利用小型漁船の建造費の補助（11条） ・森林災害復旧事業に対する補助（11条の2）
中小企業に関する特別の助成	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（12条） ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（14条）
その他の特別の財政援助及び助成	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（16条） ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（17条） ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（19条） ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例（20条） ・水防資材費の補助の特例（21条） ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（22条） ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（24条） ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（25条）

第2節 被災者生活への支援計画

本節では、被災者等の生活手段の早急な確保及び生活再建への支援等をはじめ、生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じ、住民生活の安定を図るために講ずべき対策について定める。

施策の体系	担当
第1 災害相談	関係各班
第2 罹災証明書の発行	総務班（総）、予防班
第3 被災者台帳の作成	総務班（総）
第4 住宅復旧計画	建築住宅班
第5 個人被災者への資金援助等	社会福祉班、社会福祉協議会
第6 租税の徴収猶予及び減免	税務班、国民健康保険班、介護長寿班
第7 職業のあっせん	商工観光班
第8 被災者生活再建支援	生活支援班

第1 災害相談（関係各班）

被災者が抱える多種多様な相談や問合せに対しては、「市民サポートセンター」を開設してこれに総合的、横断的に対処する。

1 市民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問合せに対処するため、市は、県、その他関係機関と連携して市民サポートセンターを開設する。

センター開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努める。

2 相談内容

市民サポートセンターにおける相談内容（例）は、次のとおりである。

相談内容（例）

- ・被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- ・倒壊家屋の解体・撤去
- ・各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- ・罹災証明の発行手続
- ・仮設住宅の入居
- ・独立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- ・事業再開の融資
- ・災害援護資金
- ・被災に伴う税金の減免措置
- ・借地・借家
- ・医療、保健（精神保健を含む）
- ・労働相談

第2 罹災証明書の発行（総務班（総）、予防班）

1 罹災証明書の交付

（1）罹災証明の対象

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋（事業所等を含む）について、次の項目の証明を行う。

証明項目

種 類	項 目
家屋の損壊	全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
家屋の火災	全焼、半焼、部分焼、水損（放水によるもの）

（2）罹災証明を行う者

罹災証明は市長が行い、罹災証明書の発行事務は、総務班（総）が担当する。ただし、火災による罹災証明は、予防班が行う。

また、被害家屋の罹災状況調査は、必要に応じて総務対策部税務班が協力して行う。

（3）証明書の発行要領

ア 現に災害により家屋に被害を受け、その家屋について「罹災証明書」の発行を受けようとする者は、市へ申請を行わなければならない。

イ 市は、申請のあった家屋について、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家被害認定基準運用指針」（平成25年6月改定内閣府（防災担当））に基づき、原則、申請者等の立会いのもとで、外観及び内部からの被害調査を行う。

ウ 市は、被害状況を把握し、罹災台帳を作成した上で、申請のあった家屋について、台帳に基づき、「罹災証明書」を発行する。証明内容に不服がある場合は、再調査を実施した後、交付を行う。

（3）再調査及び再判定

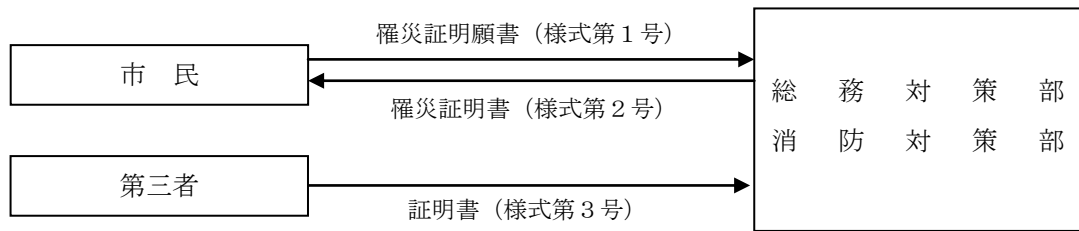
被災者は、罹災証明の判定結果に不服がある場合及び第1次被害家屋調査が物理的にできなかった家屋について、第1次被害家屋調査期間終了後から災害の発生後3か月以内であれば、再審査申出期間として第2次被害家屋調査（再調査）を申し出ることができる。

市は、再調査の申出があった家屋について、調査班により迅速に再調査を実施し、調査後、判定結果を被災者へ連絡し、罹災証明を発行する。

（4）未確認・期限切れの受付

市が調査確認できず、期限内に所定の手続をしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（警察、自治会等）の「証明」によって罹災を証明することが可能で、かつ市長が認めた場合に限り証明書の発行手続を行う。

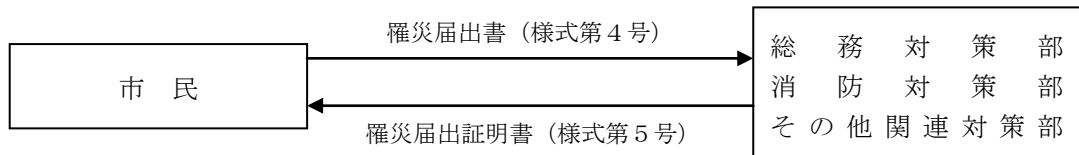
未確認・期限切れの受付フロー



(5) 罹災届出証明書の発行

「罹災したことの申請」を証明するもので、未確認・期限切れの発行について第三者の証明書が不可能な場合及び家屋以外（テレビ、家具等）のものが罹災した場合において必要があるときは、市長が行う「罹災届出証明書」で対応する。

罹災届出証明書フロー



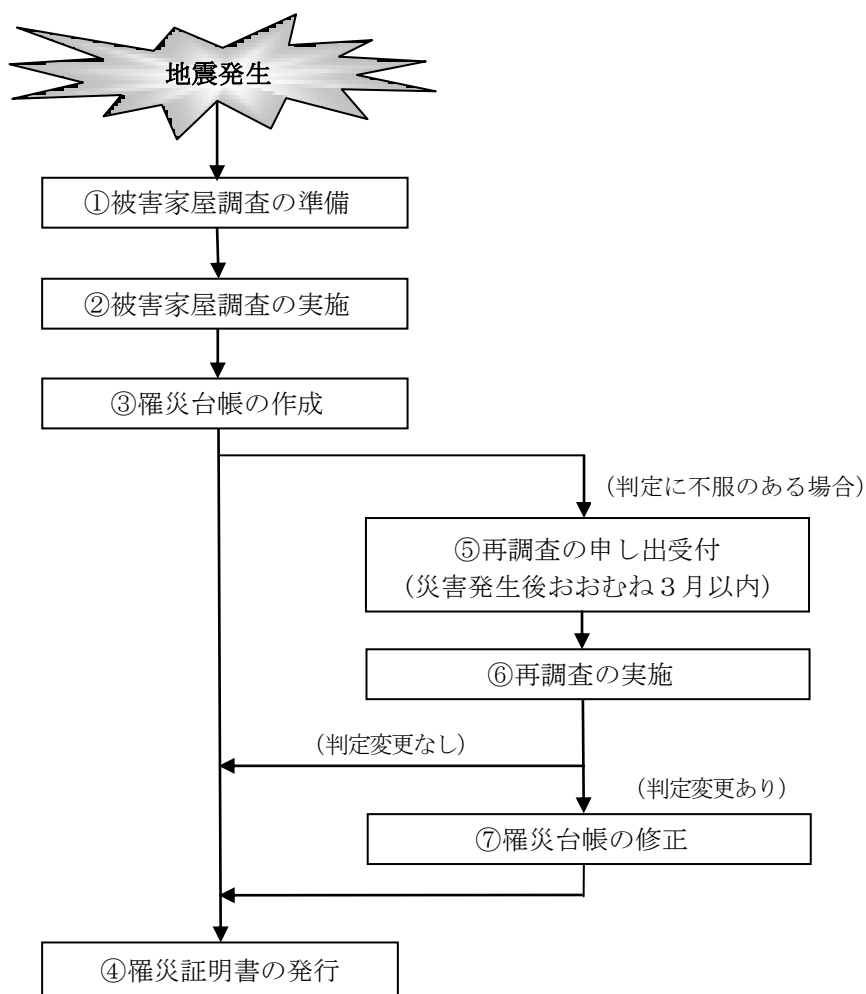
(6) 広報及び相談窓口の設置

市は、防災行政無線や広報車等を通じて、罹災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行う。

また、罹災証明に関する窓口を庁舎内の適当な場所に設置し、罹災証明の発行や再調査の受付、相談を実施する。

(7) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

罹災証明証発行の流れ



第3 被災者台帳の作成（総務班（総））

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害状況、その他市長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号、その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・罹災証明書の交付状況
- ・本人同意による提供可能先

第4 住宅復旧計画（建築住宅班）

市は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図る。

1 沖縄振興開発金融公庫資金のあっせん

（1）災害復興住宅資金

市は、県と協力して被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図る。この場合、資金融資が早急に行われるよう、市は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

ア 建設資金

対象者	住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた人
資金使途	災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地（借地権を含む）の取得
建設する住宅の規模	住宅部分の床面積が原則13㎡以上175㎡以下
貸付金額	・建設資金……1,650万円以内 ・整地資金……440万円以内 ・土地取得費……970万円以内 ・特例加算額……510万円以内
貸付条件	利率…年2.20% 償還期間 ・耐火、準耐火、木造（耐久性）の住宅…原則35年以内 ・木造（一般）の住宅…原則25年以内 （完済時年齢80歳制限有り）

イ 購入資金

対象者	（建設資金と同じ）
資金使途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
購入する住宅の規模	住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合30㎡）以上175㎡以下
貸付金額	＜新築購入＞ ・購入資金……2,620万円以内 ・特例加算額……510万円以内 ＜リ・ユース（中古住宅）購入＞ ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅……2,320万円以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅……2,620万円以内 ・特例加算額……各510万円以内
貸付条件	利率…年1.58%（特例加算年2.48%） 償還期間 ＜新築購入＞ ・耐火、準耐火、木造（耐久性）の住宅……35年以内 ・木造（一般）の住宅……25年以内 ＜リ・ユース（中古住宅）購入＞ ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅…35年以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅……25年以内 （完済時年齢80歳制限有り）

ウ 補修資金

対象者	住宅に10万円以上の被害を受けて、「罹災証明書」の発行を受けた人
資金使途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
購入する住宅の規模	制限なし
貸付金額	・補修資金……730万円以内 ・整地資金……440万円以内 ・引方移転資金……440万円以内 ・特例加算額……230万円以内
貸付条件	利率……年1.58% 償還期間……原則20年以内（完済時年齢80歳制限有り）

(2) 地すべり関連住宅融資

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資のあっせんについて、市は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

貸付対象	<地すべり関連住宅> 地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋、又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。 <土砂災害関連住宅> 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋、又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。 <密集市街地関連住宅> 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいう。
資金使途	移転、建設、購入
住宅の規模	建設 ……住宅部分の床面積が原則として13㎡以上 新築、リ・ユース購入 ……住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合40㎡）以上 新築敷地面積 ……一戸建てについては、100㎡以上 リ・ユース（プラス）敷地面積 ……マンション以外の場合は1建築物について100㎡以上
貸付金額	<移転建設資金> ・移転、建設資金 ……1,650万円以内 ・土地取得資金 ……970万円以内 ・特例加算額 ……510万円以内 <購入資金> ・新築 ……2,620万円以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 ……2,320万円以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 ……2,620万円以内 ・特例加算額 ……各510万円以内
貸付条件	返済期間 ・耐火、準耐火、木造（耐久性）の住宅 ……原則35年以内 ・木造（一般）の住宅 ……原則25年以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 ……35年以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 ……25年以内 （完済時年齢80歳制限有り）

(3) 宅地防災工事資金融資

宅地を土砂の流出等による災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた人に必要な資金を融資するもの。

貸付対象	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告及び改善命令を受けた人
資金使途	勧告又は改善命令を受けた場合に、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置工事を行うための資金
貸付金額	1,170万円以内か工事費の90%のいずれか低い額
貸付条件	利率…年1.82% 償還期間…15年以内(申込時に66歳以上だと完済時年齢80歳制限あり)

2 その他の制度

(1) 母子・寡婦福祉資金（住宅資金）

根拠法令	母子及び寡婦福祉法
貸付機関	市
対象者	住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯
資金使途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸付金額	200万円以内
貸付条件	利率…年1.5%（保証人有・無利子） 償還期間…7年以内

(2) 住宅の応急修理（災害救助法）

根拠法令	災害救助法
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす人 ①災害により住宅が半壊又は半焼した人 ②応急仮設住宅等に入居していない人 ③自ら修理する資力のない世帯 (※大規模半壊以上の世帯について、資力は問わない)。
制度の内容	・災害救助法に基づく住宅の応急修理は、災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 ・応急修理は、市町村が業者に委託して実施する。 ・修理限度額は1世帯当たり52万円（平成21年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなす。

3 制度の周知

市長は、地震による住宅の被害が発生した場合において、罹災者に対し、沖縄振興開発金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の周知を図る。

なお、市は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付する。

4 災害公営住宅の建設

市は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅の建設を図る。

第5 個人被災者への資金援助等（社会福祉班、社会福祉協議会）

1 生業資金の貸付

市は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金、その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

災害により世帯主の負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を次の区分による貸付限度額を上限として貸し付ける。

対象災害	県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害															
対象者	次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ②家財の3分の1以上の損害 ③住居の半壊又は全壊															
貸付限度額	① 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 家財についての被害全額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合：150万円 イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合：250万円 ウ 住居が半壊した場合：270万円 ※住居を建て直す場合：350万円 エ 住居が全壊した場合：350万円 ②世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合：150万円 イ 住居が半壊した場合：170万円 ※住居を建て直す場合：250万円 ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）：250万円 ※住居を建て直す場合：350万円 エ 住居の全体が滅失又は流失した場合：350万円															
所得制限	<table><tr><th>世帯人員</th><th>市民税における前年の総所得金額</th></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr><tr><td colspan="2">ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする</td></tr></table>		世帯人員	市民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする	
世帯人員	市民税における前年の総所得金額															
1人	220万円															
2人	430万円															
3人	620万円															
4人	730万円															
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額															
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする																
貸付利率	年3％（据置期間中は無利子）															
据置期間	3年（特別の場合5年）															
償還期間	10年（据置期間を含む）															
償還方法	年賦又は半年賦															
申請先	市で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請															
貸付原資負担	国（2／3）、県（1／3）															

(2) 沖縄県災害援護資金（沖縄県災害援護資金貸付規程）

対象災害	県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
被害の種類及び程度 ・ 限度額	被害の種類及び程度	限度額
	① 世帯主の1箇月以上の負傷	150万円
	② 家財等の損害	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	250万円
	エ 住居全体の滅失又は流失	350万円
	③ ①と②が重複した場合	
	ア ①と②のアが重複した場合	250万円
	イ ①と②のイが重複した場合	270万円
	ウ ①と②のウが重複した場合	350万円
	④ 次のいずれかの事由の一つに該当する場合であつて、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合	
	ア ②のイの場合	250万円
	イ ②のウの場合	350万円
	ウ ③のイの場合	350万円
費用負担割合	国（2/3）、県（1/3）	

(3) 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものである。

生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付がある。それぞれの貸付限度額等は次のとおりである。

緊急小口資金

対象者	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
貸付限度額	10万円以内
措置期間	貸付の日から2か月以内
償還期限	据置期間経過後12か月以内
貸付利子	無利子

福祉費（災害援護資金）

対象者	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
貸付限度額	150万円以内
措置期間	貸付けの日から6か月以内
償還期限	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付利子	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%

- ※1) 大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や据置期間や償還期間の拡大等の特例措置を実施することがある。
- ※2) 生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。
- ※3) 災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(4) 母子寡婦福祉資金貸付金

制度の内容	・母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ・災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予等の特別措置を講ずる。
対象者	○母子福祉資金（以下のいずれかに該当する人が対象） ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している人） ②母子・父子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳未満） ○父子福祉資金（以下のいずれかに該当する人が対象） ①父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している人） ②母子・父子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳未満） ○寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する人が対象） ①寡婦（かつて母子家庭の母であった人） ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の人

(5) 株式会社日本政策金融公庫資金

ア 更生資金

低所得世帯又は障がい者世帯に対し、生業を営むために必要な経費を貸し付けるもの

イ 恩給担保貸付金

恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの

ウ 遺族国債担保貸付金

戦没者の遺族等に対し、交付された国債を担保に生業資金等を融資するもの

エ 引上者国庫債券担保貸付金

引揚者の遺族等に対し、交付された国債を担保に生業資金等を融資するもの

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金

(1) 災害弔意金の支給（災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第3～7条）

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金

対象災害	・市において住居が5世帯以上滅失した災害 ・県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上存在する災害 ・県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	・生計維持者が死亡した場合 500万円 ・その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
申請先	市で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

(2) 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第8・9条）

市は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

災害障害見舞金

対象災害	災害弔慰金の支給における支給対象災害と同じ
障害の程度	災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ・両眼が失明したもの ・そしゃく及び言語の機能を廃したもの ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両上肢の用を全廃したもの ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両下肢の用を全廃したもの ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	・生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ・その他の者が障害を受けた場合 125万円
申請先	市で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

3 災害義援物資、義援金の募集及び配分

(1) 義援物資

ア 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

イ 義援物資の保管・仕分け・輸送

市は、義援物資の保管・仕分けを行い、輸送についてはボランティア等の協力を得て行う。

ウ 義援物資の配布

義援物資の配布は、市本部が協議のうえ決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食糧品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

(2) 義援金

ア 義援金募集の検討

市は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

イ 沖縄県義援金配分委員会の設置

義援金を迅速かつ確実、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という。）を設置する。

沖縄県義援金配分委員会の構成機関

県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者

ウ 義援金の受付

義援金品の受付場所は、原則として市役所とし、災害の状況等必要に応じて他の公共施設等に臨時受付場所を設置する。

また、銀行等に市長（本部長）名義の普通預金口座等を開設し、振込による義援金を受け付ける。

エ 領収証の発行

市は、受領した義援金については、寄託者に領収証を発行する。ただし、前述ウの口座への振込による場合は、振込用紙をもって領収書の発行に代えることができるものとする。

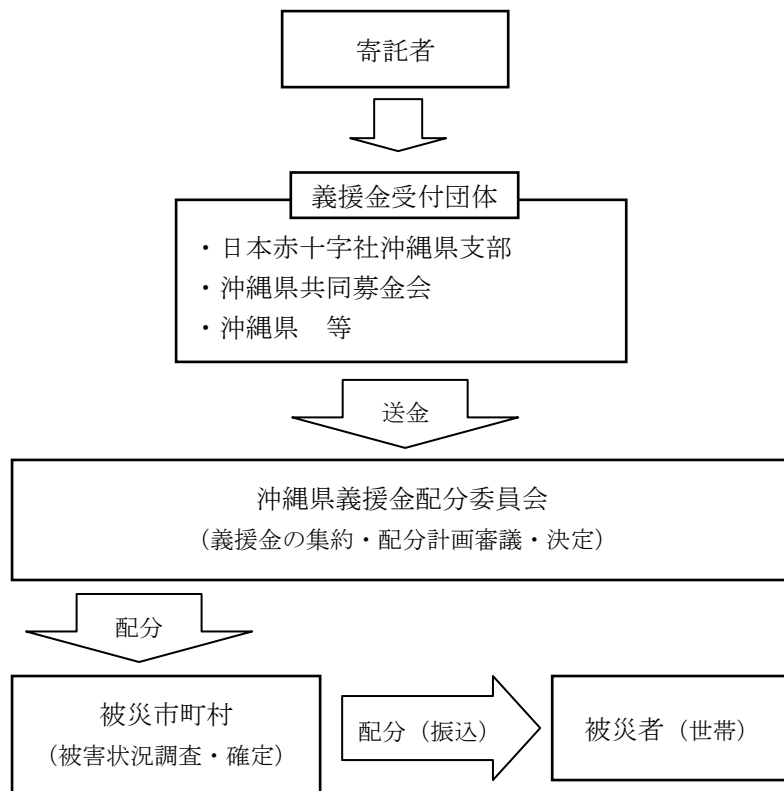
オ 委員会への報告

市は、義援金品の受付状況について委員会に報告するとともに、受け付けた義援金は、委員会に送金する。

カ 義援金の配分

市は、委員会より受領した義援金について、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

義援金配分の流れ



第6 租税の徴収猶予及び減免（税務班、国民健康保険班、介護長寿班）

1 市税期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、納税者又は特別徴収義務者が地方税法又は名護市税条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は市税を納付、若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。（名護市税条例第18条の2）

2 市税の徴収猶予

市長は、地方税法第15条の規定に基づき、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害等を受けた場合において、その事実に基づき市税を一時納付し、若しくは納入することができないと認められるときは、その者の申請により1年以内において徴収を猶予することができる。

3 市税、保険税等の減免

被災した納税（納付）義務者に対し、必要があると認められるものについて、次により市税、保険税を減免する。

- （1）市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免
- （2）固定資産税：災害により著しく価値が減じた固定資産について実施
- （3）軽自動車税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を実施

- (4) 特別土地保有税：災害により著しく価値が減じた固定資産について実施
- (5) 国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を実施
- (6) 介護保険料：被災した介護保険料受給者への対応

4 国税、県税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例に基づき申告、申請、請求、その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く）又は納付、若しくは納入に関する期限の延長や徴収猶予及び滞納処分の執行の停止、並びに減免等の措置を災害の状況により実施する。

第7 職業のあっせん（商工観光班）

1 被災者に対する職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市と連携して次の措置を講ずる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

2 職業相談

- (1) 公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し、職業相談を行う。
- (2) ただし、被災者が遠隔地に居住する等、その他の事由により公共職業安定所に出頭することのできない被災者については、市長は公共職業安定所長の指示により、被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐ。
- (3) 公共職業安定所長は、市長の求職取次ぎに基づき、状況により被災地に出向いて職業相談を実施させる。

3 求人開拓及び職業紹介

公共職業安定所長は、職業相談の結果、希望職種、その他の希望条件等を的確に把握し、被災者の個人的な事情、身体状況、能力等を考慮し、適職求人の開拓を行い通勤地域、広域紹介又は日雇労働者としてあっせんする。

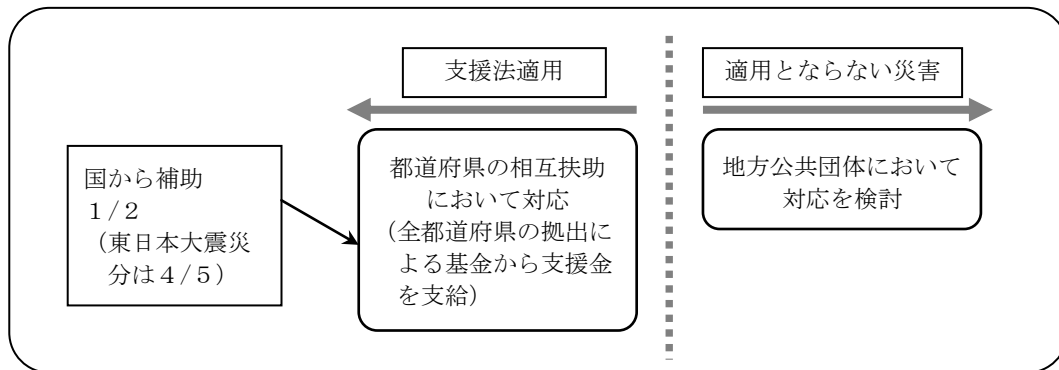
第8 被災者生活再建支援（生活支援班）

1 被災者生活再建支援制度の概要

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的と

する。

被災者生活再建支援制度の概要図



2 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な住民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金を支給する。

支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）又は法人から委託を受けた市が実施する。

（1）法適用の要件

適用の要件は次のとおりである。

支援法の適用基準及び対象世帯

区分	基準内容
（1） 対象となる 自然災害 （暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による生じる災害）	① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
（2） 支給対象世帯	自然災害により、 ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(2) 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知）により市が行い、県はその取りまとめを行う。

(3) 支援金の支給及び支給限度額

支援金の支給額は、次の「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 ①に該当)	解体 (支給対象世帯 ②に該当)	長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

ウ 支援金の支給申請

(申請窓口)	市
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：被災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

3 市の事務体制

被災者生活再建支援法による支援金の支給事務については、県から支援法人へ全部委託され、その一部が支援法人から各市町村へ委託され実施される。その事務内容は、次のとおりである。

(1) 市が行う事務

- ア 広報等による制度の周知
- イ 住宅の被害認定及び被害報告
- ウ 罹災証明書等必要書類の発行
- エ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- オ 支給申請書の受付・確認等
- カ 支給申請書等のとりまとめ
- キ 使途実績報告書の受付・確認等
- ク その他各事務に係る附帯事務

(2) 市が委託を受けて行う事務

- ア 支援金の支給（被災者の口座振込みによる場合を除く）
- イ 支援金の返還に係る請求書の交付
- ウ 加算金の納付に係る請求書の交付
- エ 延滞金の納付に係る請求書の交付
- オ 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金
- カ その他各事務に係る附帯事務

4 その他

収入額の算定、支援金支給申請の手續、その他については、県の指導に基づき被災者生活再建支援法、同施行令、同施行規則、事務次官通達等により円滑に行う。

第9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 農林漁業及び中小企業等への支援計画

本節では、災害時の被災農林漁業者及び中小企業者に対する融資対策について定める。

施策の体系	担当
第1 農林漁業制度金融の確保	農林水産班、農林政策班
第2 中小企業融資の確保	商工観光班

第1 農林漁業制度金融の確保（農林水産班、農林政策班）

市及び県は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導・あっせんを行う。

1 農業関係

地震により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

沖縄振興開発金融公庫の農業関係資金のうち災害復旧事業を対象とするものに農業基盤整備資金、農林漁業施設資金（共同利用施設資金及び主務大臣指定資金）、自作農維持資金がある。

その他に「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付規程」に基づく災害資金があり、これらの災害金融制度の活用を促進して農業の経営改善及び復興を図る。

なお、天災融資法を適用されない災害に対しては、県の「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付規程」を適用した低利の資金融通を促進する。

2 林業関係

被災林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を促進するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を促進し、早期復旧を図る。

3 水産関係

被災漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を促進し、被害の安定を図るよう努める。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備及び業船資金等の活用を推進するとともに、漁業協同組合（同連合会）の系統金融の活用を推進する。

天災融資制度

対象者	被害農林漁業者等
制度の内容	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、天災によって損失を受けた被害農林漁業者等に対して、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を行い、その経営の安定化を図る。 ・暴風雨、豪雨、地震、降雪、降霜、低温、降ひょう等の天災による農林水産物等の被害が著しく、かつ、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、災害の都度、天災の指定及び融資に必要な事項を定めた政令を制定することによって発動される。

沖縄振興開発金融公庫による資金貸付

対象者	農林漁業者
制度の内容	沖縄振興開発金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っている。 ・農林漁業セーフティネット資金 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資 ・農林漁業施設資金 災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資 ・農業基盤整備資金 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資 ・林業基盤整備資金 森林、林道等の復旧のための資金を融資 ・漁業基盤整備資金・漁船資金 漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資

第2 中小企業融資の確保（商工観光班）

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、次のとおりである。

1 緊急連絡会の開催

市は、県と連携協力し、必要に応じて関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図る。

2 金融相談の実施

市は、県と連携協力し、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求め、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを図る。

3 被災中小企業者に対する融資

市は、県と連携協力し、中小企業向け融資制度の活用を促進するとともに、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫等政府系統金融機関の資金の活用を図るよう指導する。

災害復旧貸付

対象者	中小企業・小規模事業者等
制度の内容	○災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資。 ○災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。 ○株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおり ＜国民生活事業＞ 貸付限度額：貸付制度ごとの貸付限度額に1災害当たり3千万円を加えた額 償還期間：10年以内（うち2年以内の据置可能） ＜中小企業事業＞ 貸付限度額：別枠で1億5千万円以内 償還期間：15年以内（うち2年以内の据置可能） ○株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおり 貸付限度額：別枠で1億5千万円以内 償還期間：15年以内（うち2年以内の据置可能） ○株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる。

高度化事業（災害復旧貸付）

対象者	事業協同組合等であって、共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う場合が対象
制度の内容	・大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行う。 ・支援の内容は次のとおり 貸付割合：90%以内 償還期間：20年以内（うち3年以内の据置可能） 貸付利率：無利子

セーフティネット保証

対象者	売上高の減少等、業況が悪化している業種の中小企業者
制度の内容	・災害被害に限らず、経済環境の急激な変化により業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度 ・融資額の全額を保証（100%）し、保証料率はおおむね0.7%～1.0%。 ・無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できる。

災害関係保証

対象者	災害により営業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた人
制度の内容	・金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度 ・融資額の全額を保証（100%）し、保証料率はおおむね0.7%～1.0%。 ・無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できる。

第4節 復興の基本方針

本節では、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基本的事項について定める。

施策の体系	担当
第1 復興計画の作成	関係各班
第2 がれき処理	環境対策班
第3 防災まちづくり	関係各班
第4 特定大規模災害時の復興方針等	関係各班

第1 復興計画の作成（関係各班）

市は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2 がれき処理（環境対策班）

市は、必要に応じて広域処理を含め、がれきの処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第3 防災まちづくり（関係各班）

市は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震、不燃化、耐震性貯水槽の設備等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能

の更新を図る。

第4 特定大規模災害時の復興方針等（関係各班）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、市は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定する。

また、市は、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（次の16市町村）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編の関連する各章によるものとする。

県内の南海トラフ地震防災対策推進地域の指定市町村

名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、東村、与那原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、八重瀬町、多良間村

地震防災対策推進地域の指定基準の概要

- ・震度に関する基準：震度6弱以上が想定される地域
- ・津波に関する基準：津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ・防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第2 南海トラフ地震の概要

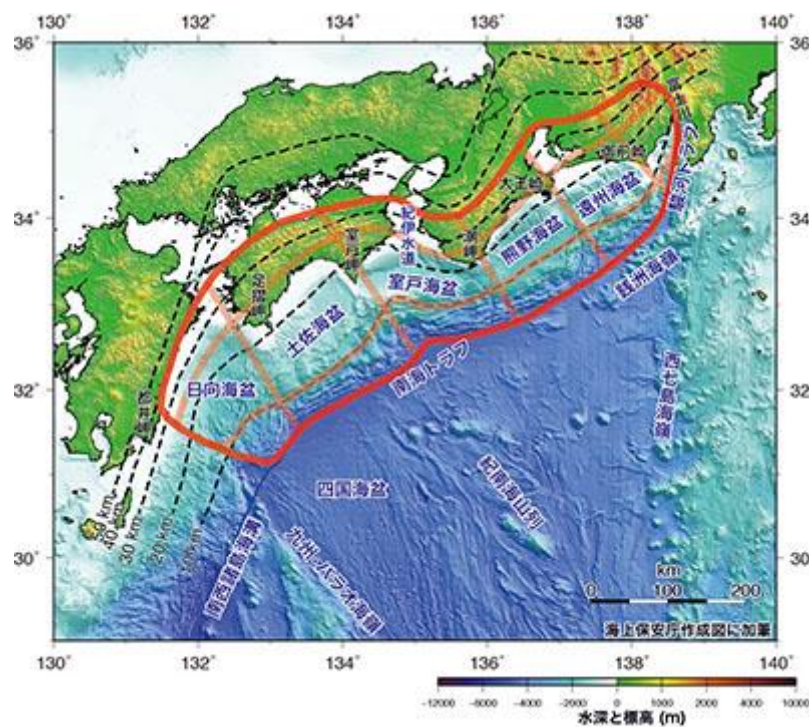
1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。

この地震による被害が想定される地域には、わが国の人口・産業が集中しており、また、想定震源域が陸地に近いことから、陸域での地震動が大きく、地震発生からわずか数分で津波が到達する地域があるなど、建物の耐震化や津波からの早期避難等の最大限の防災対策を見込んだとしても、大規模地震が発生した場合の被害は極めて甚大であると想定されている。

南海トラフの評価対象領域とその区分け



※赤線は最大クラスの地震の震源域を示す。
※薄い赤線は震源域を類型化するために用いた領域分けの境界線を示す。
※破線はフィリピン海プレート上面の等深線を示す。

資料：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）（平成 25 年 5 月、地震調査研究推進本部）

南海トラフ巨大地震の特徴等

項 目	南海トラフ巨大地震（広範囲・大規模地震・津波）
特徴	・津波による広範囲な被害が発生（24 都府県） ・混合廃棄物、塩分を含む廃棄物の発生 ・災害廃棄物等の輸送路・仮置き場・処分場等の確保が困難
マグニチュード	9.1M
30 年以内の発生確率	東南海地震 70～80% 南海地震 60%
最大震度	7
主な被災地域	東海・近畿・中国四国・九州地方
推定避難者数	最大 約 950 万人
推定災害廃棄物量 （東日本大震災比較）	最大 約 2.5 億トン （約 13 倍）
推定津波堆積物量	最大 約 5,900 万トン

資料：「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）」（平成 25 年 3 月、内閣府中央防災会議）

2 想定される津波高・浸水域等

(1) 地震の揺れ

南海トラフ地震の被害想定（内閣府）によると、南海トラフ巨大地震（M9クラス）が発生した場合、震源から離れた沖縄県でも、地震による揺れが発生する可能性があるとしている。（政府の被害想定では、トカラ列島以南の震度想定を算出していない。）

(2) 津波の発生

本県では、地震発生後、広範囲にわたる沿岸域で津波が襲来すると予測されている。

内閣府が行った南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等の想定では、次のように、名護市では最短で74分後に津波が到達し（津波高1.0m）、最大津波高は5.0m（満潮位）になることが想定されている。

○名護市における南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等

- ・最大津波高（満潮位・地殻変動考慮）：5m
- ・平均津波高（満潮位・地殻変動考慮）：3m
- ・浸水面積：1cm以上：140ha、30cm以上：120ha、1m以上：70ha、2m以上：10ha
- ・最短津波到達時間：74分（津波高1mの場合）

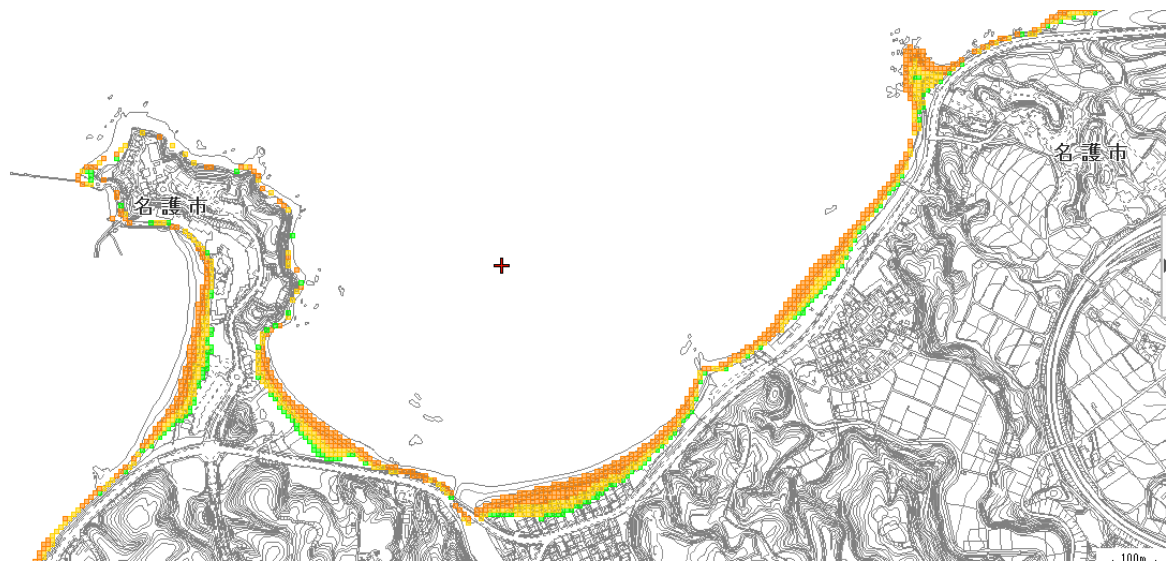
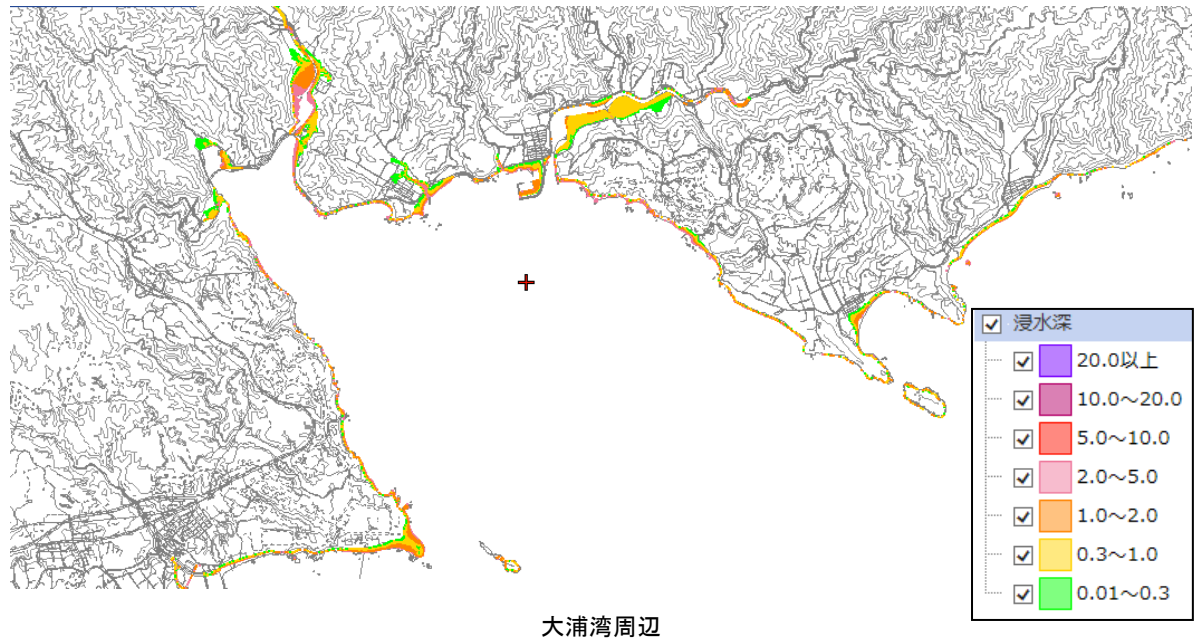
資料：南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）（平成24年8月、内閣府、南海トラフの巨大地震モデル検討会）

また、沖縄県地図情報システムの「南海トラフ地震による津波浸水想定図」における、本市の主要な沿岸部の浸水想定区域は、次に示すとおりである。

南海トラフ地震による津波浸水想定図（名護市）



名護湾周辺



資料：沖縄県地図情報システム「南海トラフ地震による津波浸水想定図」

3 「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」による報告

中央防災会議の「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」は、平成29年8月に、40年間もの間「予知」が可能と考えられていた南海トラフ地震について、「直前予知は現時点で困難」と結論づけた。

この方針転換により、地震の「直前予知」を前提とした「大規模地震対策特別措置法」（大震法）の仕組みが約40年ぶりに見直されることになった。その内容は、対象を東海地震に限定せず、東南海、南海を合わせた南海トラフ巨大地震の想定範囲に拡大し、その上で地震予知を前提とせず、現実的な防災に力を入れる方向へと転換する。

国は、今後、各種団体や企業等が取る具体的な対応について、地震被害が想定される地域でモデル地区を選定し、検討していくとしている。

第3 「南海トラフ地震に関する情報」の発表

気象庁では、中央防災会議防災対策実行会議における「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。

この情報は、平成29年11月1日から運用が開始される。

1 情報の種類と発表条件

南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件は、次のとおりである。

情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象※¹が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」※ ² の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

※2：南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するに当たって、有識者から助言いただくために開催

注）本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

注）本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

資料：気象庁

2 気象庁が調査を開始する対象となる現象

前述の南海トラフ沿いでの異常な現象の具体的事象は、次のとおりである。

- 想定震源域^{※1}内でマグニチュード7.0以上の地震が発生
- 想定震源域^{※1}内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計^{※2}で当該地震に対応するステップ状の変化^{※3}以外の特異な変化を観測
- 1か所以上のひずみ計^{※2}で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計^{※2}で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
- その他、想定震源域^{※1}内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

※1：想定震源域；南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）。

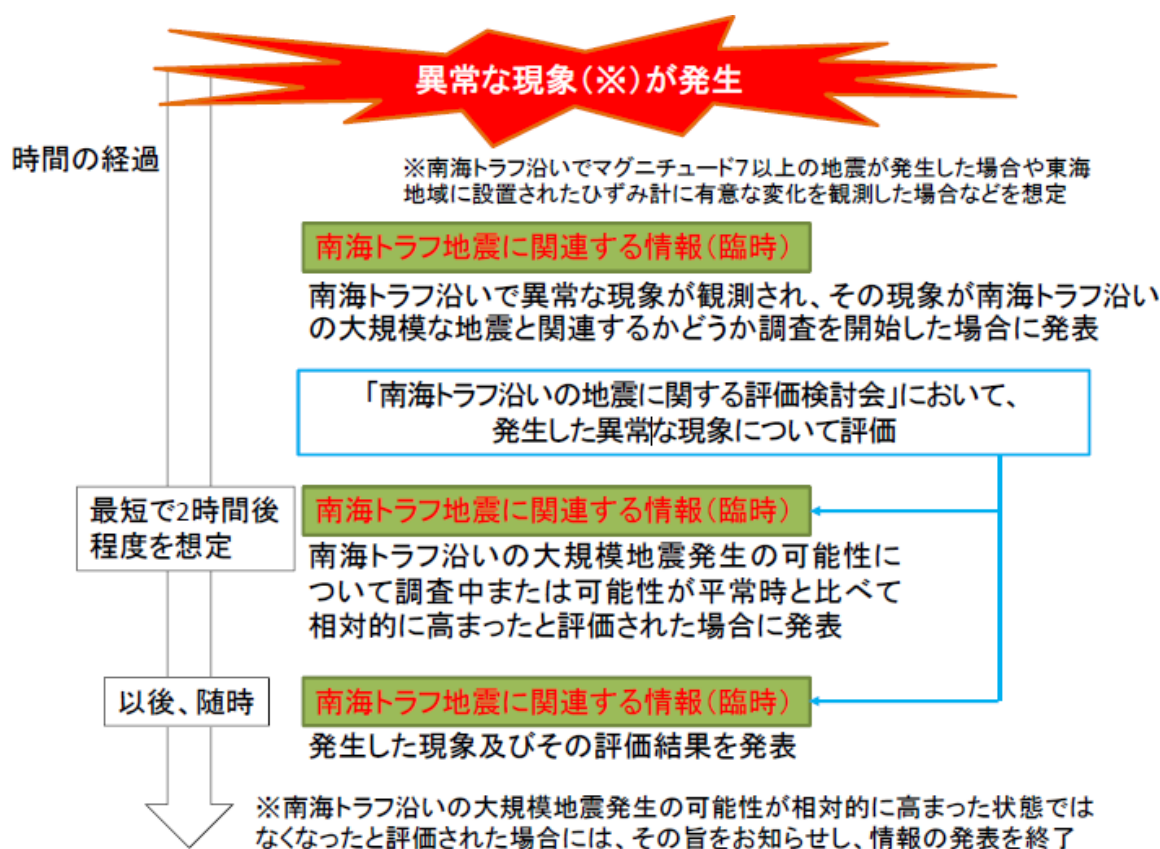
※2：ひずみ計；当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用。

※3：ステップ状の変化；地震発生時に通常観測される段差的な変化

なお、上記は、今後の検討により見直されることがある。

資料：気象庁

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」に関する基本的な流れ



資料：気象庁

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

施策の体系	担当
第1 建築物、公共施設等の被害軽減	建築住宅班
第2 防災施設等の整備	関係各班

第1 建築物、公共施設等の被害軽減（建築住宅班）

市は、南海トラフ地震発生時の被害を軽減するため、建築関係団体等と連携し、耐震性が不十分な建築物については、耐震診断及び耐震改修等を促進し、市内建築物の耐震化率向上を図る。

1 建築物、構造物等の耐震化促進

（1）住宅

市は、住宅の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、「名護市建築物耐震改修促進計画（平成28年8月改訂）」に基づき、耐震化の促進を図る。

また、市は、住民等に対し、住宅の耐震化に関する意識啓発を推進する。

（2）公共建築物

市は、災害時に重要な機能を果たす公共建築物や不特定多数のものが利用する建築物について、耐震診断・改修を図る。

（3）建築物の安全対策

施設管理者は、建築物における天井材等非構造部材の脱落防止等の落下物対策やブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等に努める。

2 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設の管理者は、各ライフライン施設の耐震化・老朽化対策を計画的かつ速やかに実施するよう努める。

また、市は、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備推進やバックアップ体制の構築を図る。

3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路

（1）市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化を図るため、施設の耐震性、耐火性の確保や天井等の非構造部材の耐震対策を推進する。

（2）市は、災害時における要配慮者の円滑な避難生活のため、スロープや障がい者用トイレの設置等避難施設のバリアフリー化に努める。

（3）市は、緊急輸送道路等の避難路沿道の建築物の耐震化を推進する。

第2 防災施設等の整備（関係各班）

市は、南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

1 消防施設、消防水利

（1）平成 29 年 7 月に高台に移転した市消防本部の新庁舎には体験型の防災研修センターや屋上ヘリポート、給油設備等が整備され、防災拠点としての機能が強化されており、今後も機能の維持と高度化に努める。

（2）市及び消防本部は、消防水利、貯水槽等の計画的な整備を推進する。

2 病院、社会福祉施設

（1）市は、関係機関と連携し、災害時に避難所等となる学校や社会福祉施設及び応急活動拠点となる病院等の耐震対策の強化を推進する。

（2）市は、施設管理者と連携し、高齢者等が利用する社会福祉施設等の高台移転や高層化等の津波対策について検討を図る。

3 緊急輸送路、漁港

（1）市は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速かつ円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

（2）市は、緊急物資等の受入に資する海上輸送路の確保のため、漁港の耐震強化岸壁の整備を図る。

4 非常通信施設・設備

市は、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、W i - F i 環境、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の情報伝達手段の多重化、多様化に努める。

また、インターネットやワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等の新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

施策の体系	担当
第1 津波防護施設の整備等	建設土木班、維持班、農林水産班、県
第2 南海トラフ地震防災対策計画の促進	総務班（総）
第3 津波避難計画等の整備	総務班（総）
第4 救助	総務班（総）、警防班

第1 津波防護施設の整備等（建設土木班、維持班、農林水産班、県）

河川、海岸、漁港の管理者は、南海トラフ地震と推測される地震が発生した場合は、直ちに水門を閉鎖し、また、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、各施設の管理者等は、次の点に留意し、第1編「第2節 地震・津波に強いまちづくり」を推進する。

1 津波防護施設の早期点検・計画的な整備（維持班、農林水産班）

海岸、河川、漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を推進する。

また、既存の津波防護施設について、早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を推進する。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等（県）

海岸、河川、漁港等の施設管理者は、地震発生時に水門の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努める。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずる。

3 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

市は、地震発生時における地域の孤立化を防止するため、津波来襲時にも幹線道路としての機能を担う道路網や緊急活動に重要な役割を果たすヘリコプター臨時発着場、漁港等の基盤施設の整備を推進する。

第2 南海トラフ地震防災対策計画の促進（総務班（総））

南海トラフ特措法に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」内でかつ津波により30 cm以上の浸水が予想される地域に立地する一定の事業者は、津波から利用客や従業員等を守るため、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」（以下「対策計画」という。）又は「南海トラフ地震防災規程」（以下「防災規程」という。）を作成し、届け出ることが義務付けられている。

市は、策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広

報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未提出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

南海トラフ地震防災対策計画の概要

○対策計画策定の対象

南海トラフ地震防災対策推進地域内において、津波で30 cm以上の浸水区域内で、百貨店、学校、福祉施設等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営している者。

○対策計画に定めるべき事項

- ・南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- ・南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ・地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第3 津波避難計画等の整備（総務班（総））

市は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮するとともに、「沖縄県津波避難計画策定指針（平成25年3月）」に基づき、「南海トラフ地震津波避難計画」の策定に努める。

避難計画においては、避難の対象地域、安全な緊急避難場所及び避難経路の確保、避難勧告等の発令や伝達、要配慮者の避難支援等について定めるとともに、住民や事業者等に計画の周知を図る。

第4 救助（総務班（総）、警防班）

市及び市消防本部は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮した救助活動体制、活動拠点、応援の要請先等を検討し、南海トラフ地震救助計画の策定を推進する。

また、本計画に基づく救助訓練の実施に努めるとともに、救助資機材等の協力協定の締結等に努める。

第4節 防災訓練

施策の体系	担当
第1 防災訓練の実施	総務班（総）

第1 防災訓練の実施（総務班（総））

市は、県や防災関係機関と連携し、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努める。

また、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

なお、防災訓練の実施に当たっては以下の事項に留意する。

訓練に当たっての留意事項

- 市、県及び防災関係機関が連携して、多数の市民や事業者等が参加するよう努める。
- 冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行うなど、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
- 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- 防災訓練の成果を点検・評価し、防災体制の改善に反映させるよう努める。

その他、訓練の実施内容、方法等の詳細については、第1編 第3節 津波・地震に強い人づくり「第1 防災訓練計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

第5節 関係者との連携協力の確保

施策の体系	担当
第1 相互応援協力関係	総務班（総）
第2 自衛隊災害派遣要請	総務班（総）
第3 救援物資の調達・供給活動計画	社会福祉班
第4 帰宅困難者対策計画	商工観光班

第1 相互応援協力関係（総務班（総））

南海トラフ地震が発生し、被害が甚大かつ広範囲に及び、市のみでは十分な応急措置ができない場合、外部からの応援を求める必要がある。

市は、次の対策を講ずることにより応援体制の強化を図る。

1 知事等に対する応援要請

市長は、本市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

2 他の市町村に対する応援要請

市長は、本市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町村長に応援を求める。

なお、市は、日頃から他市町村と相互応援協力協定の締結に努める。

3 市内関係業界や民間団体との連携体制の充実

市は、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から災害時の協力・連携が円滑に行えるよう、市内関係業界や民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化しておく。

4 応援・受援の備え

市は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、次の点を明確にした応援計画若しくは受援計画を策定し、事前の準備に努める。

応援計画及び受援計画の内容

- 応援先・受援先の指定
- 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

第2 自衛隊災害派遣要請（総務班（総））

市長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事に要請する。

第3 救援物資の調達・供給活動計画（社会福祉班）

市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

第4 帰宅困難者対策計画（商工観光班）

南海トラフ地震の発生により、道路交通機関が麻痺し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備え、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努める。

第6節 防災教育及び広報

施策の体系	担当
第1 教育	総務班（総）
第2 広報	総務班（総）

市は、第1編 災害予防計画 第2節 地震・津波に強いまちづくり「第2 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画」に定めるところにより、南海トラフ地震発生時における住民の適正な行動をはじめ、住民の自発的な防災組織づくりや事業者等の防災対策を推進するため、住民、自主防災組織、企業等と協力して、防災に関する各種の教育及び広報を推進する。

第1 教育（総務班（総））

市は、住民及び市職員に対し、南海トラフ地震に関する知識をはじめ、緊急地震速報に関する知識、地震及び津波に関する一般的知識、地震発生時においてとるべき行動等、必要な防災教育等を実施する。

第2 広報（総務班（総））

市は、南海トラフ地震発生時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、南海トラフ地震被害想定の結果や地震についての正しい知識、津波からの早期避難や耐震化等の防災・減災対策等、必要な広報活動を実施する。

広報に当たっては、障がいのある方や要配慮者、地理に不案内な観光旅行者等に対しても十分な情報提供が行われるよう留意する。

第3部 風水害編

風水害編では、風水害、土砂災害対策等に係る予防計画、応急対策計画及び災害復旧・復興計画に関する事項を定める。

第1部 基本編

第2部 地震・津波編

第3部 風水害編

第4部 その他の災害対策編

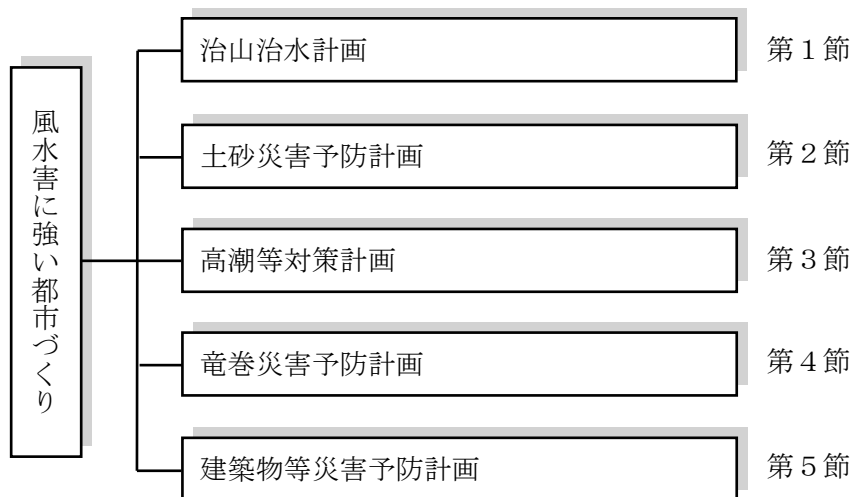
資料編

第1編 災害予防計画

本計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、土砂災害等に対処するため、これら災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産並びに市土を風水害や土砂災害等の災害から保護することを目的とする。

第1章 風水害に強い都市づくり

土砂災害や高潮、竜巻等による被害を防止し、かつ円滑な応急対策を実施するため、治山治水事業や高潮防災施設の整備をはじめとした風水害予防対策を講ずるとともに、建築物等の耐風・耐水対策等風水害に強い都市づくりを推進する。



第1節 治山治水計画

本節では、集中豪雨等による山地災害や水害の防止を図るための予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 治山対策	県、農林水産課
第2 治水対策	県、建設土木課、維持課、総務課（総）

第1 治山対策（県、農林水産課）

本市の林野面積は13,774haで、このうち現況森林面積は13,759haを占め、市域面積に対する割合（森林率）は65.4%と市域の6割強が森林で占められている。

また、本市の地形は、起伏が急峻で山の傾斜が急な上に地質がもろいという特徴のため、地すべり等の土砂災害が発生しやすい条件にある。

このため、適切な森林施業や治山事業を実施し、山地災害の未然防止を図る必要があり、市は、国や県と連携して、防災林造成事業や予防治山事業、山地災害総合減災対策治山等を推進する。

林野面積及び現況森林面積

(ha)

区 分	合計	林野面積							現況 森林 面積
		国有林			民有林				
		合計	林野庁	その他 官庁	合計	独立行政 法人等	公有林	私有林	
名護市	13,774	49	32	17	13,725	—	7,603	6,122	13,759

※林野面積：現況森林面積に森林以外の草生地（野草地）の面積を加えた面積

※現況森林面積：調査期日現在の森林面積

資料：2015年農林業センサス（農林水産省）

主な治山事業

事業名	内 容	主な工種
復旧治山	崩壊地等の荒廃山地の復旧	山腹工
防災林造成	飛砂害、潮害等を防止するための森林の造成や被災した保安林等の復旧整備	植栽工、防風工
水源地域整備	水源涵養機能や土砂流出防止機能を高めるための荒廃森林等の整備	本数調整伐
保安林整備	機能が低位な保安林の保育等	本数調整伐、下刈、補植
予防治山	荒廃危険山地などの崩壊等の未然防止	山腹工
山地災害総合減災対策治山	住民等と協働で減災計画を策定する総合的な治山対策	法枠工、土留工

資料：平成28年度沖縄農林水産業の情勢報告（平成29年8月、沖縄総合事務局農林水産部）

第2 治水対策（県、建設土木課、維持課、総務課（総））

1 河川事業

（1）危険区域

本市において、河川の氾濫等の危険が予想される区域は次のとおりである。

重要水防区域で危険と予想される区域（河川）

（平成29年4月1日現在）

河川名	重要水防区域※		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
	延長 (km)	区域	延長 (km)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
1 羽地大川	1.8	川上～河口	1.7	川上	溢水	372	42.7	1,430	63.7
2 源河川	1.9	源河～河口	1.1	源河	溢水	264	28.5	1,010	48.1
3 真謝川	1.8	喜瀬～河口	0.9	喜瀬	溢水	132	25.2	500	34.6
4 轟川	1.0	数久田～河口	0.3	数久田	溢水	96	0.6	370	10.6
5 幸地川	1.4	名護～河口	0.8	名護	溢水	360	2.1	1,380	24.0
6 屋部川	5.0	宮里～河口	1.0	宮里	溢水	613	160.1	2,350	203.3
7 西屋部川	2.0	屋部～ 屋部川合流点	0.7	屋部	溢水	589	38.7	2,250	74.7
8 東屋部川	1.2	名護～ 屋部川合流点	1.2	名護	溢水	50	8.0	150	10.5
9 汀間川	3.5	汀間川砂防ダム ～河川	1.7	三原	溢水	74	38.6	285	56.2
10 我部祖河川	3.6	伊差川～河口	2.5	我部祖河～ 山田	溢水	348	133.9	1,330	164.4
11 世富慶川	1.24	河口上流より 1.24km～河口	0.4	世富慶	溢水	26	0.5	101	2.1

※水防管理団体は、名護市。11 世富慶川は、重要水防区域外

資料：平成29年沖縄県水防計画・別表

（2）対策

ア 市は、国や県と連携して、洪水被害を防止するため、河川護岸施設の整備や堆積土砂の浚渫工事等の河川改修事業等を促進する。

イ 市は、慢性的浸水低地帯については、建築物の新築、改築等に際し、地盤面の嵩上げを促進する。

2 避難準備措置の確立

（1）避難準備措置

市長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある住民等に対し、速やかに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令するなど、住民の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は市長が行う避難勧告又は避難指示（緊急）若しくは「屋内安全確保」の指示の判断を支援するため、市長にその通知に係る情報提供を行う。

(2) 市防災計画において定める事項

市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域若しくは高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第3節第3を参照。以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ 指定緊急避難場所等に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時、又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者、管理者並びに自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

（ア）要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

エ 市は、市防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

(3) 施設管理者の役割

本計画に名称、所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者、管理者は、防災時の避難確保に関する計画（「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。

また、作成した避難確保・浸水防止計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。

(4) 洪水ハザードマップ等の作成・周知

市は、浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、洪水ハザードマップ等を作成し、周知に努める。作成に当たっては、過去の水害の教訓の伝承や雨量・水位等のリアルタイム情報の活用による警戒避難等の充実を図る。

また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

第2節 土砂災害予防計画

本節では、台風、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり等の土砂災害を防止するための予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 砂防対策	県、総務課（総）
第2 土砂災害防止対策	県、総務課（総）
第3 宅地災害予防	県

第1 砂防対策（県、総務課（総））

市は、国や県と連携し、集中豪雨等による土砂災害から人命・財産を守るため、次により砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

1 砂防事業

市は、県の協力を得て、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減を図るため、砂防法に基づく砂防指定地について、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を推進する。

2 地すべり対策事業

市は、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定箇所及び地すべりのあった箇所並びに地すべりの発生が予想される地区について、大雨注意報の発表時や台風接近時に警戒パトロールを実施し、状況を把握する。

また、地すべりの滑動状況及びその原因を調査し、適切な地すべり対策工事を実施するよう、県に要請する。

3 急傾斜地崩壊対策事業

市は、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づく急傾斜崩壊危険区域について、必要な箇所の急傾斜地崩壊防止対策事業等を推進し、急傾斜地における災害未然防止を図る。

第2 土砂災害防止対策（県、総務課（総））

市は、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項の規定に基づき指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定される地区について、情報伝達並びに警戒避難体制の整備を促進する。

また、市は、県が指定した危険区等の危険箇所について、それぞれの箇所名、所在地等を本計画の資料編に明示し、危険箇所の周辺住民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

1 土砂災害警戒区域等の指定

本市において、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、現在 298 箇所（平成 29 年 3 月現在）が指定されており、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、指定基準を満たした区域が設定されているものの、指定はまだ行われていない。

2 土砂災害警戒区域

（1）警戒避難体制の整備

ア 市は、土砂災害防止法の規定に基づき、県より警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。

土砂災害警戒区域ごとに定める事項

- ・土砂災害に関する情報の収集、伝達、予報及び警報の発表並びに伝達に関する事項
- ・避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地
- ・救助に関する事項
- ・前各号に掲げるもののほか、警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

イ 市は、国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、避難勧告の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

（2）避難誘導計画及び避難情報伝達マニュアルの作成

市は、土砂災害に関する警戒避難体制を確立するため、避難誘導計画及び避難情報伝達マニュアルを作成し、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める。

（3）住民への周知

市は、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう、平常時から住民の防災意識の向上を促すため次に掲げる事項について、市ホームページや住民説明会、広報紙及び土砂災害ハザードマップの作成・活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知する。

ア 土砂災害に関する情報

土砂災害警戒区域ごとに想定される土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害を発生させるおそれのある土石流等の危険箇所、土砂災害警戒区域の範囲等

イ 過去の土砂災害に関する情報

当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況並びに被災状況等

ウ 土砂災害の発生のおそれを判断する雨量等に関する情報

土砂災害に関する危険性を推定し、警戒、避難を行う際の見安となる土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害危険度判定）※や土砂災害警戒情報に関する情報の意味とその入手方法及びそれを入手した際にとるべき基本的な行動

※土砂災害警戒判定メッシュ情報：

土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報で、5km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示している。土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、市内で土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができる。

エ 土砂災害の発生するおそれがある場合の避難に関する事項

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令対象区域は土砂災害警戒区域を基本とすること、設定された指定緊急避難場所等の所在、サイレン等の設置位置、電話連絡網等の土石流等のおそれがある場合の住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアル等

土砂災害時の避難行動のポイント

- ・土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、避難準備・高齢者等避難開始の段階から要配慮者に立退き避難開始を求めることに加え、その他の居住者等に対しても自発的に避難を開始することを推奨する。
- ・風雨が強まってからの移動は負担も大きく命の危険を伴う場合があるため、可能な限り、天気が荒れる前に避難を開始することが望ましい。
- ・土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等については、避難勧告が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。
- ・具体的には、「近隣の安全な場所」（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や「屋内安全確保」（屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
- ・小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難するとともに、市にすぐに連絡する。

資料：避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）（平成29年1月、内閣府）

（4）要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

市は、土砂災害防止法第8条第2項の規定に基づき、要配慮者の利用する施設が警戒区域内にある場合には、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

3 土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害特別警戒区域における対策

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

本市では、未指定であるが、次のような措置を実施するに当たり、市は県に対して必要な情報提供を行う。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保等

4 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害発生のおそれがある区域を地図で示し、土砂災害への備えや避難時の心得等についてまとめた土砂災害ハザードマップを分かりやすく作成し、住民等に配布し、啓発に努める。

5 危険区域のパトロール及び点検の実施

市は、危険区域内における災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、毎年梅雨期、台風期の前並びに豪雨が予想されるときに防災関係機関等の協力を得て、警戒パトロールを実施し、危険区域の点検を行う。

6 情報の収集及び伝達体制の整備

市は、日頃から過去の経験を基に、どの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報、雨量情報及び土砂災害警戒情報等の収集伝達体制を整備する。

第3 宅地災害予防（県）

1 安全な宅地の確保

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止するため、県は、都市計画法に基づく開発許可制度や法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する事業であり、市は、危険住宅の移転の促進に努める。

3 宅地造成地等の規制

県は、宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規制

宅地造成により、がけ崩れ又は土砂の流失による災害の発生のおそれのある区域に対して宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制を行い、がけ崩れ又は土砂の流失の防止を図る。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成工事規制指定区域内における宅地造成に関する許可に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。また、必要に応じて、指定区域内のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

第3節 高潮等対策計画

本節では、高潮害を防止又は軽減するための予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 高潮危険区域	総務課（総）
第2 被害予防対策の推進	県、総務課（総）
第3 警戒避難体制の整備	総務課（総）
第4 浸水想定区域の指定時の対応	総務課（総）

第1 高潮危険区域（総務課（総））

1 高潮危険区域の状況

県は、平成18年度及び平成19年度において、本島に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路並びに中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定し、「沖縄県高潮被害想定調査」を実施した。

調査の結果、本市では、名護湾、羽地内海、東海岸、大浦湾等ほぼ市域沿岸部において高潮による浸水が予測されている。

また、特に高潮の危険が予想される区域として、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）」及び「重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）」に指定されている次の区域を位置付ける。

高潮危険区域

■重要水防区域内

海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
	延長(m)	区 域	延長(m)	区 域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
名護海岸	10,735	宇茂佐、屋部、山入端、済井出、嘉陽、東江、稲嶺、源河、喜瀬地区	9,050	宇茂佐、屋部、山入端、済井出、嘉陽、東江、稲嶺、源河、喜瀬地区	越波	1,258	45.9	15.8

■重要水防区域外

海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
	延長(m)	区 域	延長(m)	区 域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
運天港海岸	630	饒平名、屋我地区	102	屋我地区	越波	17	0	4.5
久志海岸	876	久志地区	876	久志地区	〃	45	0.3	2.2

※平成29年4月1日現在

資料：平成29年沖縄県水防計画・別表

2 対策

市は、県と連携・協力して、次の対策に取り組む。

- (1) 海岸を防護するため、管理又は海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。
- (2) 施設の改築や補強により、既存保全施設の機能の強化を図る。
- (3) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設、漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- (4) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- (5) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。
- (6) コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

第2 被害予防対策の推進（県、総務課（総））

1 高潮防災施設の整備

県は、高潮対策として海岸整備事業を実施しており、沿岸部の住宅地等では海岸護岸が既成しているものの、中には老朽化や防護機能が不十分な施設もみられる。

このため、市は、堤防、護岸の防災機能が不十分な場合は、県に護岸整備や海岸保全事業等の実施を要請する。

2 高潮防災知識の普及

市は、市域における高潮の危険性や避難方法、高潮警報等に関する知識の普及に努める。

高潮時に危険なところ

危険なところ		説 明
海岸付近の低地		ゼロメートル地帯など海岸付近の低地では、高潮による浸水被害の危険性が高くなる。
湾奥部		海水が湾奥に集まるため、湾内の水位が上がる。
自然地形	V字谷など	波の集中が起こりやすく、局所的に水位が上がる。
	急深な海底地形	波が海岸部で急激に高くなる。
	河口部	高潮と洪水の両方の危険が重なる。

資料：高潮災害とその対応～ 高潮による災害を未然に防ぐために～ パンフレット
（内閣府・消防庁・農林水産省・水産庁・国土交通省・気象庁）

高潮に関する気象情報と住民の行動

気象警報等	説 明	避難行動のポイント
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表	・暴風時の屋外移動は危険を伴うこと、海岸堤防等の倒壊等が発生したとしても屋外への避難行動が必要とは限らないことから、高潮からの避難では、暴風が吹き始めるまでに予想最高潮位に応じた浸水想定範囲外への避難行動をとる必要がある。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表	・高潮浸水想定区域の居住者等については、避難勧告等が発令された後、逃げ遅れるなどして、指定緊急避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」（海岸から離れた小高い場所等）へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）をとる等、状況に応じて対応する。
高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表	・台風等の接近が予想される時には、海沿いには近づかない。

資料：気象庁、避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）（平成29年1月、内閣府）

3 情報伝達体制の整備

市は、気象庁が発表する高潮情報を迅速に伝達するため、情報伝達体制の整備及び通信施設・設備の充実を図る。

4 指定緊急避難場所等の整備

市は、高潮による危険が予想される地域について、指定緊急避難場所等の整備を推進する。

また、平常時から住民に指定緊急避難場所等の周知を図るとともに、避難場所明示看板等を整備し、地理的に不慣れな観光客等が災害に遭遇した場合を想定した安全対策を講ずる。

第3 警戒避難体制の整備（総務課（総））

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して高潮避難計画の策定と高潮ハザードマップの更新・普及を推進する。

第4 浸水想定区域の指定時の対応（総務課（総））

市は、高潮浸水想定区域の指定のあったときは、市防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、高潮警報等の伝達方法、指定緊急避難場所等に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

第4節 竜巻災害予防計画

本節では、過去に辺野古地域で発生した竜巻により家屋被害を受けた状況を踏まえ、竜巻災害の予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 竜巻の概要	—
第2 竜巻に関する知識の普及・啓発	総務課（総）、消防本部、学校教育課
第3 市が行う対策	総務課（総）、消防本部、学校教育課

第1 竜巻の概要

1 竜巻の特徴

竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい大気中の渦巻きが地上に達しているものである。ろうと状又は柱状の雲を伴うことがある。多くの場合、竜巻の直径は数十～数百mで、数kmに渡ってほぼ直線的に移動する。移動速度は時速数十km程度のものが多いが、中にはほとんど動かないものや時速90kmと非常に速い場合もある。被害地域は帯状になる特徴がある。

竜巻の特徴



- 竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻きである。
- ろうと状や柱状の雲を伴っている。
- 台風、寒冷前線、低気圧等に伴って発生する。
- 短時間で狭い範囲に集中して、甚大な被害をもたらす。
 - ・被害は、長さ数km、幅数十～数百mの狭い範囲に集中する。
- 移動スピードが非常に速い場合がある。
 - ・過去に発生した竜巻の中には、時速約90km（秒速25m）で移動したものもある。

資料：気象庁【リーフレット】「竜巻から身を守る～竜巻注意情報」

2 竜巻に関する気象情報

竜巻に関する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。最も切迫したタイミングで発表されるのが「竜巻注意情報」であり、これを補完する最も詳細な情報が「竜巻発生確度ナウキャスト」である。

竜巻に関する気象情報は、台風等と比べると非常に規模が小さくまれにしか発生しないという竜巻の特性のため、予測が難しくその精度も低い。そのため、気象情報と合わせて、空の模様を眺めるなど、竜巻発生の前兆現象を実際に確認することなどが必要となる。

竜巻注意情報の概要

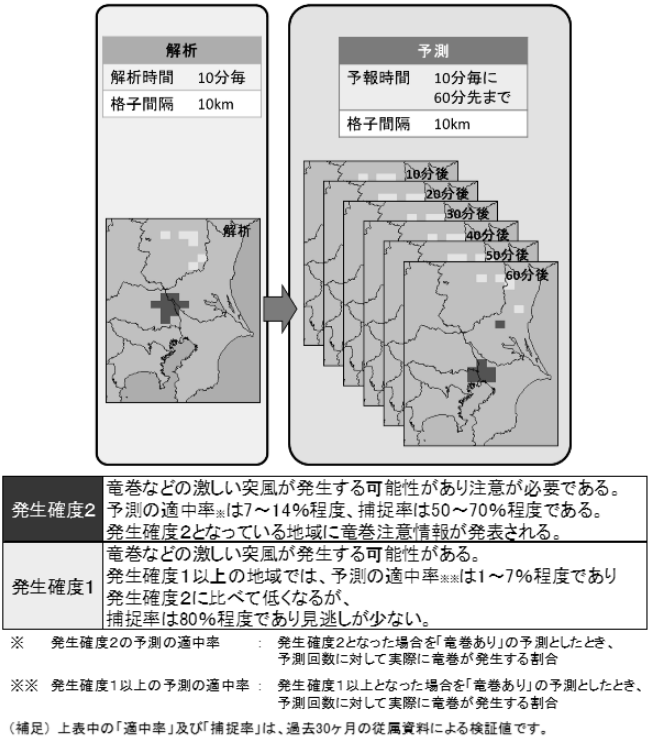
- ・ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の气象台等が担当地域を対象に発表する。
- ・ 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表している。
- ・ 情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

資料：気象庁

竜巻発生確度ナウキャスト

- 竜巻発生確度ナウキャストは、10 km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を提供する情報である。
- 「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で10 分毎に60 分先までの予測を行う。
 - ・ 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
(適中率7～14%程度、捕捉率50～70%程度)
 - ・ 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
(適中率1～7%程度、捕捉率80%程度)
- 発生確度2は、発生確度1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

竜巻発生確度ナウキャストの発表例



資料：気象庁

第2 竜巻に関する知識の普及・啓発（総務課（総）、消防本部、学校教育課）

1 住民への普及・啓発（総務課（総）、消防本部）

市及び消防機関は、竜巻災害のメカニズムや対処方法について、住民への普及・啓発を図る。また、住民は、竜巻から身を守る方法について一人ひとりが十分に理解し、発生に備えておく。

2 児童生徒への防災教育（学校教育課）

学校は、児童生徒に対して竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴、竜巻から身を守る適切な避難行動等を理解させるなどの防災教育を推進する。

住民が行う竜巻災害対策

- 竜巻等に関する気象情報に留意する。
- 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。
- 竜巻注意情報が発表された場合や積乱雲とその兆しを感じたら、次のように身の安全を確保する。竜巻の移動スピードは非常に速いため、竜巻を見ても写真や動画を撮影したりせず、ただちに身を守る行動を取る。
- ◆屋外では
 - ・近くの高大な建物に避難するか頑丈な構造物の物陰に入って、身を小さくする。
 - ・物置や車庫、プレハブ（仮設建築物）の中は危険なため、避難場所にはしない。
 - ・電柱や太い樹木も倒壊することがあるため、近寄らない。
 - ・周辺に身を守る建物がない場合には、水路などくぼんだところに身を伏せて両腕で頭や首を守る。
- ◆屋内では
 - ・一般の住宅では雨戸、窓やカーテンを閉め、家の1階の窓のない部屋に移動する。
 - ・丈夫な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭を守る。
 - ・大きなガラス窓の下や周囲は大変危険なため、窓ガラスから離れる。
- ◆普段から心がけておくことは
 - ・竜巻注意情報等の情報の入手手段を調べておく。
 - ・屋内外の避難場所・避難方法を考えておく。
 - ・ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを貼ること等）も有効である。
 - ・加入している保険が竜巻による被害を対象としているか、確認してみる。

資料：首相官邸、防災の手引き

第3 市が行う対策（総務課（総）、消防本部、学校教育課）

1 竜巻に関する情報の入手

市は、沖縄気象台が発表する竜巻注意情報等を入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

主な情報の入手方法は次のとおりである。

- ・気象庁ホームページ
- ・テレビ、ラジオ（ニュース、天気予報での解説、テロップ）
- ・携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供 等

2 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民は竜巻とは認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、市は、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

3 落下物・飛来物防止対策

市は、竜巻等突風発生時における建築物からの落下物防止のため、建物管理者等に対し、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう啓発を図る。

第5節 建築物等災害予防計画

本節では、風水害等による建造物の災害を防御するための予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 市街地再開発対策	都市計画課
第2 公共建築物の災害予防	関係各課
第3 一般建築物の災害予防	建築住宅課

第1 市街地再開発対策（都市計画課）

防火地域及び準防火地域の検討により、市の不燃化対策を進める。

第2 公共建築物の災害予防（関係各課）

1 公共建築物の耐風、耐火対策

- (1) 市は、県の窓口となり、建築物の不燃、耐風化に関する住民からの相談に応じる。
- (2) 市は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって耐風、耐水、耐浪若しくは耐火対策を進める。
特に、災害時の指定避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策等を優先的に行う。

2 公共建築物の定期点検及び定期検査

市は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

3 公共建築物の設計不燃堅ろう化

市は、今後建築する公共建築物については、設計段階で不燃堅ろうな施設とするよう努める。

第3 一般建築物の災害予防（建築住宅課）

1 一般建築物に対する防災指導

市は、県と連携し、次のように一般建築物の安全化等を推進する。

- (1) 建築確認審査による指導・誘導
市は、県と連携し、建築基準法等に基づく建築確認を通じて、建築物や敷地等が安全となるよう指導を行う。
- (2) 危険予想地域内建築物の安全措置の指導
市は、県と連携し、がけ崩れや浸水、その他災害が予想される地域の建築物や敷地等について、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。
- (3) 老朽化した既存建築物に対する改修指導

市は、県と連携し、既存建築物の安全性向上のため、老朽化した建築物の改修等についての指導を実施する。

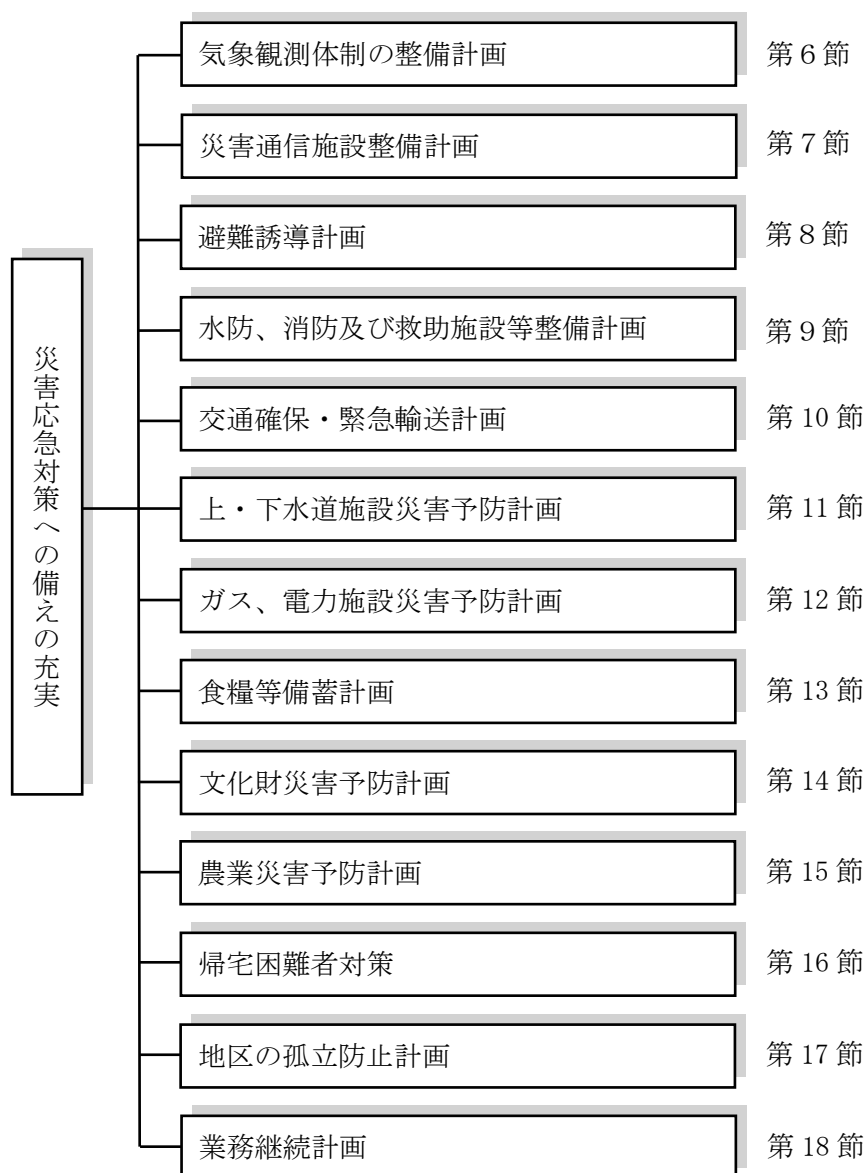
2 住民等への意識啓発

市は、県と連携し、建築物の不燃化等の必要性の啓発や老朽化した建築物の改修等についての普及・啓発を図る。

第2章 災害応急対策への備えの充実

大規模な風水害や土砂災害等に際して、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためには、事前対策を十分に講じておく必要がある。

このため、平常時より、通信施設の整備や避難誘導、医療救護、交通確保、食糧等備蓄、孤立防止等の各対策を講じておくものとする。



第6節 気象観測体制の整備計画

本節では、風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備や観測体制について定める。

施策の体系	担当
第1 市における気象観測体制の整備	総務課（総）

第1 市における気象観測体制の整備（総務課（総））

本市における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行う。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を住民等に提供する体制やシステムの整備充実を図る。

さらに、高潮警戒区域や土砂災害警戒区域等において、リアルタイムで観測可能な防災監視カメラの設置を推進する。

市内の観測地点等は次のとおりである。

市内の主な観測地点等

観測施設	設置場所	管理機関
名護特別地域気象観測所	宮里	沖縄気象台
稲搗橋観測所	字川上地先	国土交通省
幸地川水位観測所	大東	沖縄県
屋部川水位観測所	字茂佐	沖縄県
西屋部川水位観測所	字屋部前川	沖縄県
我部祖河川水位観測所	我部祖河	沖縄県
源河川水位観測所	源河田原	沖縄県
震度観測地点	宮里	沖縄気象台
震度観測地点	豊原	沖縄気象台
強震観測施設	港	国立研究開発法人 防災科学技術研究所

資料：沖縄気象台、国土交通省 川の防災情報、国立研究開発法人 防災科学技術研究所

第7節 災害通信施設整備計画

本節では、災害時においても通信網が確保できるよう、情報通信設備の安全性確保や多ルート化の整備等、必要な措置について定める。

施策の体系	担当
第1 通信施設災害予防計画	総務課（総）
第2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保計画	消防本部
第3 通信設備の優先利用等	総務課（総）

第1 通信施設災害予防計画（総務課（総））

市は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期する。

1 災害通信施設の整備

市は、第2部 地震・津波編 第1編「第2節 地震・津波に強いまちづくり 11 通信施設災害予防計画」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した市防災情報伝達システム等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生じる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

3 停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性を考慮し、長時間の停電に備え自家発電設備の整備を図る。

また、防災関係機関との連携により、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置を推進する。

第2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保計画（消防本部）

1 通信手段の確保

市及び医療機関は、発災時における救助・救急、医療並びに消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に配慮し、通信手段の確保を図る。

2 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備を図る。

第3 通信設備の優先利用等（総務課（総））

市は、第2部地震・津波編 第1編「第2節 地震・津波に強いまちづくり」12 通信・放送設備の優先利用に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続等を整備しておく。

第8節 避難誘導計画

本節では、発災時に危険な地域及び建物から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難に関する計画について定める。

施策の体系	担当
第1 避難体制の整備	総務課（総）、介護長寿課、学校教育課
第2 指定緊急避難場所等の整備	総務課（総）
第3 安全な避難の確保	総務課（総）、介護長寿課、学校教育課

第1 避難体制の整備（総務課（総）、介護長寿課、学校教育課）

1 市が実施すべき対策

市は、災害時において住民等が安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難体制を整備しておく。

- （1）指定避難所及び指定緊急避難場所の選定
- （2）指定避難所の開設及び運営方法
- （3）指定避難所及び指定緊急避難場所の安全確保
- （4）住民への周知
- （5）警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備
- （6）避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法の整備
- （7）高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- （8）指定緊急避難場所等の点検及びマップの作成
- （9）避難心得の周知（携帯品、その他心得）

2 社会福祉施設等の管理者が実施すべき対策

社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者は、市と連携して次の対策を実施する。

（1）避難計画の作成

ア 緊急連絡体制の整備

職員招集の連絡体制の整備	施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網を確立し、職員の早期確保を図る。
家族への安否情報の連絡体制の整備	施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、あらかじめ緊急連絡体制を確立しておく。

イ 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため非常口等避難路を確保するなど、入所者を所定の指定避難所へ速やかに誘導・移送するための体制を整備しておく。

ウ 施設間の相互支援体制の確立

施設管理者は、災害により施設の建物が損壊した場合に備え、入所者を他の施設に一時的に避難させるなど、施設が相互に支援できる体制の確立を図る。

また、これに伴い、他の施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

(2) 避難誘導体制の整備

市及び施設管理者は、あらかじめ協力体制について検討協議を進めるとともに、市内の福祉関係機関やこれに従事する者等の協力を得て、避難支援活動を実施する。

また、名護市要配慮者支援プランとの整合に留意した避難支援対策を推進する。

第2 指定緊急避難場所等の整備（総務課（総））

1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

(1) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設若しくは場所を指定緊急避難場所として指定し、住民への周知徹底を図る。

(2) 市は、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所を指定し、住民に周知徹底を図る。指定の際には、要配慮者のプライバシー等への配慮や女性への配慮、ペット動物等の保護可能性等の検討を行う。

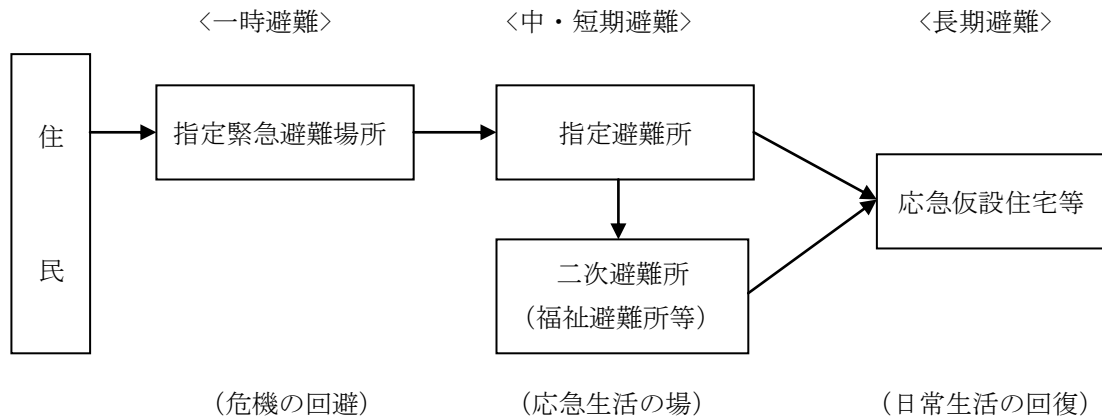
(3) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

(4) 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。（災害対策基本法第49条の8）

指定緊急避難場所と指定避難所の相違

用途（目的）	区 分	市が指定したもの
津波、洪水等災害の危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とする。	避難場所	指定緊急避難場所
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設である。	避難所	指定避難所

指定避難所体系



2 指定避難所の整備

(1) 市は、指定避難所について、次の点に留意し施設整備に努める。

ア 事前調整

- ・指定避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者、管理者の了解を受けておく。
- ・学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や住民等の関係者と調整を図る。
- ・指定管理施設が指定避難所となっている場合、市は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

イ 備蓄物資、資機材等の整備充実

- ・指定避難所には長時間滞在することも予想されるため、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- ・指定避難所において、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等の整備充実を図る。
- ・被災者が災害情報を入手できるよう、テレビ、ラジオ等の設置に努める。
- ・指定避難所においてWi-Fi環境の整備に努める。

ウ 要配慮者への配慮

- ・指定避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに、定期的にその現況を調査する。
- ・空調、洋式トイレ等のほか、介護等に必要な備品等要配慮者にも配慮した設備の整備や備蓄に努める。
- ・市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

エ その他

- ・ペット動物の飼育場所等について検討する。

- ・指定避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努める。

（２）市は、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に配慮する。

（３）市は、指定避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておく。

（４）市は、市内に適当な場所がない場合は、県、隣接市町村と協議して指定避難所の予定施設又は場所を定める。

3 指定緊急避難場所の指定

市は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な指定緊急避難場所として公園等のスペースを指定しておく。指定緊急避難場所の指定は、次の基準による。

指定緊急避難場所の指定基準

- 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、指定緊急避難場所内部に存在しないこと。
- 指定緊急避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。
- 指定緊急避難場所ごとの地区割計画の作成においては、行政区を考慮すること。

第3 安全な避難の確保（総務課（総）、介護長寿課、学校教育課）

1 避難勧告等の種類

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準（具体的な考え方）を定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図る。

また、気象等の特別警報、警報、土砂災害警戒情報及び避難勧告等を住民に周知し、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

避難勧告等一覧

種類	発令時の状況	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所（指定避難所）へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所（指定避難所）へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所（指定避難所）への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。
避難指示 （緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所（指定避難所）へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所（指定避難所）への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所（指定避難所）ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注）突発的な災害の場合、市長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

資料：「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月、内閣府）

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

（1）市は、避難勧告等の迅速かつ的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月改訂）に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、勧告又は指示を行う客観的基準に基づき、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。

（2）市は、マニュアルの整備後は、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直す。また、避難を要する住民等に対し、確実な避難情報伝達手段を確保する。

- (3) 市は、避難勧告又は指示を行う際に、国若しくは県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 避難誘導体制の整備

(1) 避難者の誘導体制の整備

市は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 市は、避難誘導を必要とする場合は、自主防災組織、行政区、消防団等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 市は、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等の方法を講じておく。

(2) 自主避難体制の整備

ア 市は、土砂災害等の前兆現象が出現した場合等の住民の自主避難について、住民に対し、広報紙のほか、あらゆる機会を通じてその指導に努める。

イ 住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう心掛ける。

ウ 避難に当たっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合など、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(3) 避難勧告等の伝達体制の整備

市は、関係事業者と連携して、避難勧告等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

4 避難場所明示看板の整備

- (1) 市は、避難場所明示看板の設置に努める。設置に当たっては、観光客等土地に不慣れな方にも分かりやすい視認性の良い看板や、夜間時でも避難者の目印になるような光る看板等の設置に努める。

- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であることを明示するよう努める。また、指定緊急避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9節 水防、消防及び救助施設等整備計画

本編では、災害時の水防活動及び消防活動に必要な水防施設や消防施設等の整備方策について定める。

施策の体系	担当
第1 水防施設等	消防本部
第2 消防施設等	消防本部

第1 水防施設等（消防本部）

市は、水防法の規定により、市内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫並びに水防機材等の水防施設を整備する。

第2 消防施設等（消防本部）

1 消防施設等の整備

（1）国庫補助等による整備

市は、消防施設等について、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）並びに関係法令等に基づき整備拡充する。

また、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）、沖縄振興特別措置法（昭和14年法律第14号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、国庫補助、自己財源並びに起債等を有効に活用し、整備の推進を図る。

（2）県費補助による整備

国庫等による補助対象施設以外の施設については、予算の範囲内で県費補助を申請し、逐次整備する。

（3）救助用資機材及び救助隊の整備

大規模災害における救助等にあつては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、市は、地区ごとに救助用資機材を備蓄する。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

（4）必要な資機材の現況

名護市消防本部の災害応急対策に必要な資機材は、資料編4－5のとおり。

2 流出危険物防除資機材

市は、県、船舶関係者及び危険物製造所等の危険物取扱者と連携し、石油類等の大量流出事故が発生した場合に迅速に処理対応できるよう、大量に流失した危険物による災害の

拡大防止に必要な次の資機材等の整備を図る。

流出危険物防除資機材

- ・ 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- ・ 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤、吸引ポンプ、バージ等
- ・ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤、消火器具等
- ・ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機、通信機器等

第10節 交通確保・緊急輸送計画

本節では、発災時に災害対策要員や負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じるおそれがあることから、輸送手段等の確保や輸送を円滑に行うための事前措置について定める。

施策の体系	担当
第1 重要道路啓開のための体制	国、県、維持課、建設土木課
第2 緊急輸送基地の選定及び整備	総務課（総）
第3 臨時ヘリポート等の確保	総務課（総）、消防本部
第4 緊急通行車両の事前届出	総務課（総）
第5 輸送手段の確保	総務課（総）

第1 重要道路啓開のための体制（国、県、維持課、建設土木課）

市及び道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合は、直ちに啓開（障害物を除いて、通行できるようにすること。）できる体制及び施設を沖縄総合事務局開発建設部並びに建設業協会等関係団体の協力も得ながら整える。

第2 緊急輸送基地の選定及び整備（総務課（総））

輸送を効率的に行うためには、個々がばらばらに被災地に入るよりも被災地外に緊急輸送基地を置き、総合的な輸送体制を整える必要がある。このため、市は、陸、海、空からの物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地の整備を推進する。

第3 臨時ヘリポート等の確保（総務課（総）、消防本部）

市は、県と協力し、孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、風水害の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等の確保を図る。

第4 緊急通行車両の事前届出（総務課（総））

災害時の緊急輸送確保のため交通規制が実施された場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認が行われる。この場合、事前に届け出を行い届出済証の交付を受けることで手続が簡略化され、迅速に確認が可能となる。

そこで、市は、第2編 災害応急対策計画に基づき、使用する可能性の高い確実な車両をリストアップし、事前届け出の徹底を図る。

第5 輸送手段の確保（総務課（総））

市は、災害時において、輸送手段や輸送人員などの確保が円滑に行えるように、県内関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する。

第11節 上・下水道施設災害予防計画

本節では、災害時における上・下水道被害を防止するための対策について定める。

施策の体系	担当
第1 上水道施設災害予防対策	水道施設課
第2 下水道施設災害予防対策	下水道課

第1 上水道施設災害予防対策（水道施設課）

上水道施設については、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防災対策、耐浪化・耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

1 施設の防災性の強化

- (1) 市は、水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」（2000、日本水道協会編）及び「水道施設耐震工法指針・解説」（2009、日本水道協会編）等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散並びに代替施設の確保等を図る。
- (2) 市は、施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（昭和55年1月）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（平成7年8月）等により適切な保守点検による安全性の確保を図る。
- (3) 市は、給水機能が麻痺したときの社会的影響の大きさに鑑み、給水システム自体の耐震性の強化を推進する。

2 広域応援体制の整備

市は、応急給水を実施する際に、必要な人員、資機材が不足する場合には、「沖縄県水道災害相互応援協定」により、広域的な応援の要請を行う。

第2 下水道施設災害予防対策（下水道課）

1 施設の強化及びバックアップ施設の整備

市は、下水道施設の施工に当たっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

2 広域応援体制の整備

市は、「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、県が整備する受入れ体制等を確認する。

3 民間事業者等との協定締結等

市は、民間事業者等との協定締結等により、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

第12節 ガス、電力施設災害予防計画

本節では、風水害等によるガス施設や電力施設の被害を最小限にとどめるとともに、二次災害等を防止するための予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 ガス施設災害予防対策	関係機関
第2 電力施設災害予防対策	関係機関

第1 ガス施設災害予防対策（関係機関）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、市は国、県、公安委員会並びに（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化とともに、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る

高圧ガス災害予防対策

対策別	実施内容
高圧ガス貯蔵所、販売所等の保安対策	高圧ガス取扱施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法令に規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。
高圧ガス消費先の保安対策	消費者への保安啓発指導を（一社）沖縄県高圧ガス保安協会に委託実施させ、消費者の保安意識の向上を図る。 また、消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。
路上における指導取締の実施	高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。
高圧ガス防災月間運動、高圧ガス危害予防週間の実施	高圧ガス取扱施設の所有者、管理者等は、高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害防止週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第2 電力施設災害予防対策（関係機関）

1 電力施設災害予防対策

- （1）沖縄電力㈱は、災害に伴う電力施設被害の防止について、恒久的設備対策計画を推進するとともに、次の電力施設の被害軽減のための施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を構ずる。

- (2) 洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。
- (3) 沖縄電力㈱は、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

電力災害予防対策

対策別	実施内容
防災訓練の実施	災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施するとともに、市及び国・県が実施する防災訓練には積極的に参加する。
火力発電設備	機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
送電設備	(ア) 架空電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 (イ) 地中電線路 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。 洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。 また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
変電設備	機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
配電設備	(ア) 架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 (イ) 地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
通信設備	屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

※地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

第13節 食糧等備蓄計画

本節では、発災直後から被災者に対して円滑に食糧・飲料水、生活必需品の供給が行われるよう、物資の備蓄・調達体制等について定める。

施策の体系	担当
第1 食糧・飲料水の備蓄	総務課（総）
第2 生活必需品の備蓄	総務課（総）
第3 備蓄方法及び集積拠点の整備	総務課（総）、地域力推進課、文化スポーツ課、各支所、教育施設課、総務課（教）
第4 個人（一般世帯や事業所）による備蓄の推進	住民

第1 食糧・飲料水の備蓄（総務課（総））

1 食糧

（1）災害対策用食糧の備蓄

市は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食料を備蓄する。
備蓄の目安としては、人口5%の3日分程度の数量を目標に備蓄する。

（2）要配慮者に配慮した食糧の備蓄

市は、要配慮者向けの柔らかい食品や乳児用の粉ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、アレルギー対応の食料等の保有備蓄を推進する。

（3）市は、生鮮食料品等、備蓄できないものについても、必要に応じ供給できるよう、応急入手経路を定めるなど、入手方法を確立する。

2 飲料水

（1）飲料水備蓄計画

ア 災害時には、管路の破損等による一時的な断水が想定されることから、市は、耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を進める。

イ 市は、市が管理する配水池を緊急遮断弁で流出を防ぎ、災害対策用として確保するとともに、市内にある水源地、井戸等を住民の協力を得て、災害対策用として確保する。

ウ 市は、民間事業者等と相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。（1人1日3リットル）

（2）給水用資機材の整備

市は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を進める。

第2 生活必需品の備蓄（総務課（総））

1 備蓄物資の整備計画

市は、必要とされる備蓄物資の種類・数量等、具体的な備蓄物資の整備計画を作成する

とともに、計画に基づき、衣料品、寝具類等の生活必需品を備蓄する。

2 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、おおむね次のとおりとする。

生活必需品の範囲

- 寝 具：毛布、布団等
- 日用雑貨：石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
- 衣 料 品：作業着、下着、靴下、運動靴等
- 炊事用具：鍋、やかん、缶切等
- 食 器 類：箸、スプーン、皿、紙コップ、哺乳瓶等
- 光熱材料：ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ、卓上ガスコンロ用ガスカートリッジ等
- そ の 他：ビニールシート、仮設トイレ等

3 備蓄物資の点検・更新及び補充

市は、備蓄物資について、定期的点検及び更新を行うなど、備蓄物資の計画的な管理に努める。

また、災害により備蓄物資を供出した後には、速やかに物資の補充を図る。

第3 備蓄方法及び集積拠点の整備（総務課（総）、地域力推進課、文化スポーツ課、各支所、教育施設課、総務課（教））

1 備蓄方法等

（1）備蓄倉庫の整備

市は、物資の性格や災害の危険性及び指定避難所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

また、そのための備蓄倉庫の整備充実を図る。

（2）流通備蓄

市は、県内の大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）や市内及び近隣市町村の小売業者等との間で流通備蓄の協定締結を促進し、流通備蓄の整備を図る。

2 集積拠点の整備

市は、被災者に食糧や生活必需品等を迅速に供給できるよう、指定避難所の位置及び近隣市町村等からの物資受け入れ輸送経路等を考慮し、支援物資の集積拠点の整備充実を図る。

第4 個人（一般世帯や事業所）による備蓄の推進（住民）

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食糧、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。

このため、市は、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食糧、水、生活必需品を各々において備蓄を図るよう推進を行う。

家庭における備蓄品（例）

- ・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水
- ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等
- ・救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等

資料：防災基本計画（H29.4、中央防災会議）

第14節 文化財災害予防計画

本節では、文化財を災害から保護するために必要な対策について定める。

施策の体系	担当
第1 文化財災害予防	文化課、消防本部

第1 文化財災害予防（文化課、消防本部）

1 防災計画の策定

市教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にしながら災害予防の確立を図る。

2 防災思想の普及・啓発

市教育委員会は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、防災思想を普及・啓発し、環境の整備を図るよう勧奨する。

3 火気使用の制限

市教育委員会及び消防本部は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

4 防災施設の設置

市教育委員会は、防災施設の必要な文化財について、年次計画をもって各種補助事業により、防災施設の設置を促進する。

第15節 農業災害予防計画

本節では、農業災害予防のため、農地並びに農業用施設の保全及び防災営農について定める。

施策の体系	担当
第1 ため池等整備事業	県、農林水産課
第2 農地保全整備事業	県、農林水産課
第3 地すべり対策事業	県、農林水産課
第4 防災営農の確立	県、農業政策課

第1 ため池等整備事業（県、農林水産課）

1 土砂崩壊防止工事

県及び市は、農地、農業用施設及びその他被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

2 老朽ため池等整備工事

県及び市は、かんがい用水ため池のうち、老朽化により提体及び取水施設等がそのまま放置すれば大雨時に破堤し、下流地域に多大な被害のおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を推進する。

第2 農地保全整備事業（県、農林水産課）

県及び市は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

第3 地すべり対策事業（県、農林水産課）

県及び市は、地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地若しくは農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

第4 防災営農の確立（県、農業政策課）

農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、県及び市は、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を促進する。

また、市は、農業に関する防災対策の普及・啓発を図る。

第16節 帰宅困難者対策

本節では、帰宅困難になった場合の対処方法等についての啓発や支援体制の整備等について定める。

施策の体系	担当
第1 広報及び啓発	総務課（総）、企画情報課
第2 帰宅困難者への情報提供	総務課（総）、企画情報課
第3 帰宅困難者支援体制の整備	総務課（総）、企画情報課、学校教育課

第1 広報及び啓発（総務課（総）、企画情報課）

1 住民への広報及び啓発

市は、むやみに移動を開始しないことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、日頃から広報に努める。

2 学校及び事業所等への啓発

市は、公共交通機関を使用している学生の在籍している学校や事業所等に対し、帰宅困難者の施設内待機とそのための食糧等の備蓄の啓発を行う。

第2 帰宅困難者への情報提供（総務課（総）、企画情報課）

市は、帰宅困難者に対し、開設した指定避難所等に関する情報やバス・旅客船等の交通機関の運行状況及び復旧予定に関する情報等について、バスターミナルや交番における張り紙や放送機関からの放送等により、迅速に情報提供できる体制の整備を図る。

第3 帰宅困難者支援体制の整備（総務課（総）、企画情報課、学校教育課）

1 帰宅困難者の安全確保

（1）指定避難所の確保、誘導等

市は、交通手段の途絶等で帰宅が困難になった通勤・通学者や観光客、来訪者等を近隣の指定避難所に収容できるよう、受入態勢の整備を図る。

なお、通信や交通機関が復旧し、帰宅が可能になった場合は、市は、速やかに帰宅を促す。

（2）道路走行中の運転者等における対策

市は、道路走行中の運転手等の一時的な避難のために、必要に応じて、沿道の大型駐車場を有する公共的な施設への避難誘導を行うものとし、その受入れ体制の整備を図る。

また、大型商業施設や観光施設等、広い駐車スペースを有する事業者に対しても、災害時の緊急避難に関する協力を求める。

（3）外国人観光客等への対応

外国人観光客等に対しては、ボランティア等と連携し、可能な限り多言語化した情報提供に努めるとともに、言葉によるコミュニケーションギャップが大きく、孤立による

ストレスが大きくなることが考えられるため、対応策について検討を図る。

2 学校等の対策

各学校の管理者は、災害時における児童生徒等の安全を確保するため、あらかじめ学校防災マニュアルを学校ごとに策定し、保護者への引渡し対応や帰宅困難となった場合の対応等について定めておく。

3 事業所等の対策

事業所等の責任者は、交通情報の収集や被害状況を把握し、状況によっては、従業員等を徒歩により帰宅させることや事業所に滞留させるなどして帰宅困難者の発生を抑制するよう努める。

また、事業所等に宿泊する従業員に対して、仮泊場所、食糧・水、毛布等の確保に努める。

第17節 地区の孤立防止計画

本節では、風水害や土砂災害等による孤立集落発生回避のための対策について定める。

施策の体系	担当
第1 基本方針	—
第2 孤立予想地区の把握	総務課（総）
第3 避難対策の強化	総務課（総）
第4 孤立に強い地区づくり	総務課（総）、消防本部

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における情報の伝達を遅くして人命救助活動を困難にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立住民の生活に大きな影響を与える。

このため、孤立防止対策として、孤立が予想される地区の実態を詳細に把握しておくとともに、通信手段の確保や救援対策

第2 孤立予想地区の把握（総務課（総））

市は、道路状況や通信手段の整備状況、地形条件等から、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある地区について事前の把握に努める。

特に本市では、東海岸地区に事前通行規制区間があり、災害により規制実施がなされた場合、孤立集落が発生することになる。

第3 避難対策の強化（総務課（総））

1 水害時における避難

水害時における避難については、浸水前の早い段階で浸水想定区域外の指定緊急避難場所等に避難すること（立ち退き避難）が最も安全であり、市は、事態の推移を見守りながら早めの避難を呼びかける。

ただし、浸水や暴風雨等で外に出るのが危険な場合や避難できなくなったときは、自宅や近隣建物の比較的安全な場所（2階部分等）へ退避すること（屋内安全確保）を促す。

2 孤立地区に対する集団避難の勧告・指示の検討

市は、孤立が予測される地区を対象に、集団避難の勧告等の発令の判断基準を定め、避難勧告等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、自主防災組織や消防団と連携し、住民が取り残される事態等の防止に努める。

第4 孤立に強い地区づくり（総務課（総）、消防本部）

市は、地区の孤立を防止するため、防災関係機関等と連携し、次のような対策に取り組む。また、孤立対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

1 多様な通信手段の確保

- (1) 市は、通信施設の被災や輻そう等による障害に備え、災害時優先電話や衛星固定電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、アマチュア無線等の多様な通信手段の確保に努める。
- (2) 地区内に学校や交番（駐在所）等の公共的機関等やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合、市は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

2 情報伝達体制の整備

市は、孤立のおそれのある地区に対して、地区の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員」として任命し、災害発生時における情報伝達体制を確立する。

3 物資の備蓄

- (1) 孤立のおそれのある地区においては、食糧、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の備蓄の充実により、地区単位で一週間程度は自活できるような体制整備を図る。
- (2) 市は、物資の備蓄に当たっては、要配慮者への配慮に努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や各家庭での備蓄に努める。
- (3) 孤立地区において、病人やけが人が発生した場合には、救急部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性もあることから、市は、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

4 緊急ヘリポート用地の確保

市は、孤立のおそれのある地区において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を確保するものとし、対象地域の盛土、地盤高等を考慮し、あらかじめ候補地を選定しておく。

また、緊急輸送拠点としての漁港の整備に努める。

5 対策工事の実施

- (1) 市は、県や関係機関と連携し、孤立のおそれのある地区内の危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事等に計画的に取り組む。
- (2) 市は、国及び県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行い、安全な道路交通環境の確保に努める。

6 自主防災組織の育成

消防機関等の到着までの間に適切な応急措置が行えるよう、市は、自主防災組織を育成・強化し、区域内の防災力の向上に努める。

第18節 業務継続計画

本節では、大規模な風水害発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、市及び事業者等の業務継続計画の策定について定める。

施策の体系	担当
第1 基本方針	総務課（総）
第2 市業務継続計画	総務課（総）
第3 事業者等の事業継続計画	総務課（総）
第4 事業者等の防災活動の推進	総務課（総）

第1 基本方針（総務課（総））

1 市

市は、災害時にあっても必要な業務を継続して行うため、業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）を策定するよう努める。

また、市は、事業者等の事業継続計画の策定支援を図る。

2 事業者等

事業者等は、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画を策定するように努めるとともに、災害時の事業者等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。

第2 市業務継続計画（総務課（総））

市は、国が示すガイドラインに基づき、災害においても通常業務に支障をきたすことのないよう、市業務継続計画の策定に努める。

業務継続計画では、非常時優先業務に位置付けるべき業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続が迅速に、より高い水準でなされるようにするため、短期的及び中期的取組について定め、住民生活に直結する行政サービスの確保に努める。

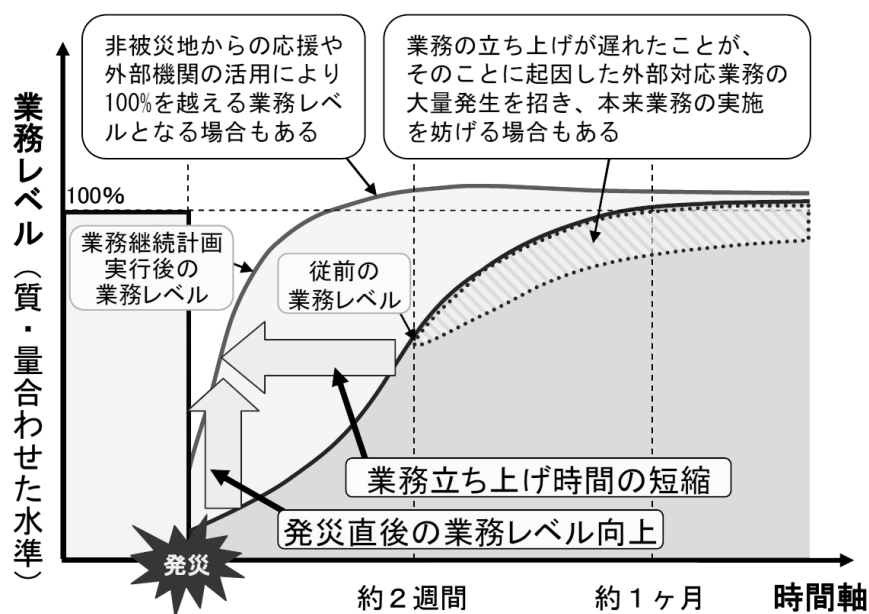
なお、業務継続計画の策定に当たっては、次の事項に考慮する。

業務継続の重要6要素

- ・ 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ・ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ・ 電気、水、食料等の確保
- ・ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ・ 重要な行政データのバックアップ
- ・ 非常時優先業務の整理

資料：市町村のための業務継続計画作成ガイド ～業務継続に必須な6要素を核とした計画～
（平成27年5月、内閣府（防災担当））

業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ



出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」（H22.4、内閣府）

第3 事業者等の事業継続計画（総務課（総））

災害等による事業者等の事業中断は、事業者等の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、事業者等の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

このため、各事業者は事業継続計画の策定に努めるとともに、市及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、計画策定の支援を図る。

第4 事業者等の防災活動の推進（総務課（総））

各事業者は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

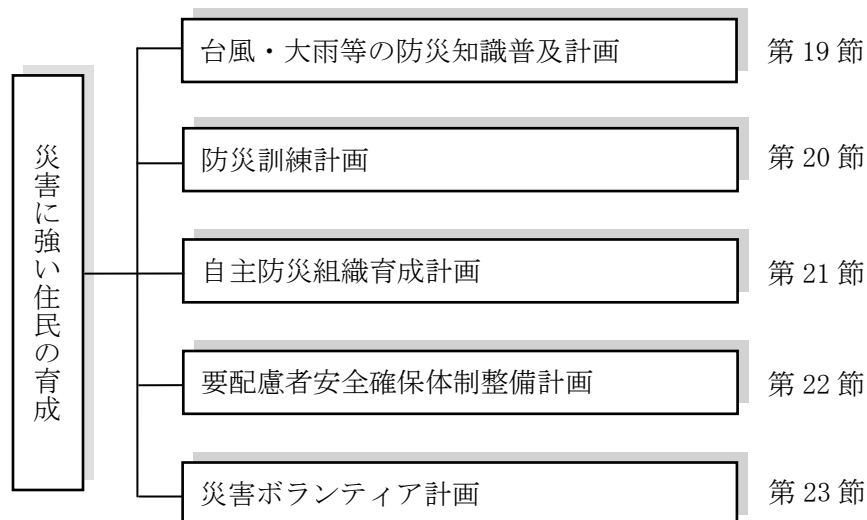
特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第3章 災害に強い住民の育成

災害発生時に、地域及び家族の安全を守るためには、住民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動が取れるようにすることが大切である。

このため、市は自助、共助の担い手となる住民や地域等に対し、防災知識の普及・啓発や防災訓練の実施、自主防災組織の育成及び活動の活性化等を推進し、住民や地域の防災対応力の向上を図る。

また、災害時に配慮を必要とする要配慮者や避難行動要支援者について、平常時から支援体制や必要な安全対策を実施するほか、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティア活動環境の整備充実を図る。



第19節 台風・大雨等の防災知識普及計画

本節では、防災意識の高い住民等の育成を図るため、防災知識の普及・啓発に係る事項について定める。

施策の体系	担当
第1 基本方針	総務課（総）
第2 台風教育の推進	総務課（総）、消防本部、学校教育課
第3 防災教育の充実	総務課（総）、消防本部、学校教育課、こども家庭課、地域力推進課、各支所

第1 基本方針（総務課（総））

第2部 地震・津波編 第1編 第3節「地震・津波に強い人づくり」に定める対策のほか、市は台風や大雨等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への住民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

なお、防災知識の普及を図る際には、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。

第2 台風教育（総務課（総）、消防本部、学校教育課）

1 防災教育

市は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

台風の大きさの階級分け



階級	風速 15m/s 以上の半径
大型（大きい）	500km 以上～800km 未満
超大型（非常に大きい）	800km 以上

資料：気象庁

風の強さと予想される被害の関係

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	人への影響	屋外・樹木の様子	建造物
やや強い風	10～15	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	といが揺れ始める。
強い風	15～20	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。
非常に強い風	20～25	何かにつかまっていけないと立っていられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れ、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルムが広範囲に破れる。
	25～30			固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。
猛烈な風	30～35	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。
	35～40			住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。
	40以上			

※予報用語とは、警報・注意報・気象情報等に使用する用語のこと。

資料：気象庁

※平均風速は10分間の平均風速。

台風への備え

- ◆家の外の備え（大雨が降る前、風が強くなる前に済ませる）
 - ・窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
 - ・側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
 - ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定し、家の中へ格納する。
- ◆家の中の備え
 - ・非常用品の確認
 - ・室内の安全対策（飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼り、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。）
 - ・水の確保（断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。）
- ◆指定緊急避難場所の確認
 - ・学校や所管する施設など、指定緊急避難場所として指定されている場所への避難経路を確認しておく。
 - ・普段から家族で指定緊急避難場所や連絡方法などを話し合っておく。
 - ・避難するときは、持ち物を最小限にして、両手が使えるようにしておく。
- ◆気象台が発表する「台風情報」、「警報・注意報」など情報の入手を行う。
- ◆台風接近中は不要な外出は控え、危険な場所へは近づかない。

資料：気象庁

2 災害教訓の伝承

(1) 台風災害の蓄積と公開

市は、市内の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、災害記録や教訓等の住民への周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

(2) 台風災害の経験・教訓等の伝承

市は、災害等の教訓を後世に伝える。

第3 防災教育の充実（総務課（総）、消防本部、学校教育課、こども家庭課、地域力推進課、各支所）

1 住民に対する防災知識の普及

市は、住民等を対象に、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布、広報資料の配布、防災教育用設備・資機材の貸し出し、講演会・研修会の開催及びマスメディアの活用等により、防災に関する知識の普及並びに防災意識の高揚を図る。

(1) 防災週間等における防災知識の普及

市は、「防災週間」や「防災とボランティア週間」等を活用し、関係機関と連携・協力しながら、住民等に対し防災知識の普及を図る。

(2) 市広報「市民のひろば」や広報資料による普及

市は、市広報「市民のひろば」において防災関連記事を随時掲載するほか、広報資料（パンフレット、リーフレット、ポスターの掲示等）により、広く住民等に防災知識の普及を図る。

(3) 防災マップの作成による普及

市は、防災マップを作成・配布し、住民等の防災知識の普及を図る。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

(4) 巡回による防災知識の普及

市は、市内各種団体への巡回による防災相談や防災教育資機材の貸出し等の防災活動を通して、防災知識の普及を推進する。

(5) 講演会、研修会の開催

市は、防災に係る学識経験者や防災関係機関の担当者、被災者等を講師として招き、講演会や研修会を開催することにより、住民等の防災知識の普及を図る。

(6) 名護市防災研修センターの活用による防災知識の普及

市は、名護市防災研修センターの疑似体験施設の活用等、訴求効果の高いものを活用し、住民等の防災知識の普及を図る。

(7) その他

市は、消防団をはじめ、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等の結成並びに防災活動を通じて、防災知識の普及を図る。

2 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

(1) 学校教育

ア 保育所（保育園）、幼稚園及び学校の管理者は、保育活動、学校の教育活動全体を通して、必要な防災教育を実施し、児童生徒の防災知識の普及を図る。

イ 学校施設においては、各学校で「学校防災マニュアル」を策定するとともに、マニュアルに基づき、学校全体で防災教育を含めた安全教育を推進する。

ウ 特に、災害が発生した場合の対処の方法や避難の際の留意事項、安全な避難行動等については、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

(2) 社会教育

所管する施設における各種の活動機会を通じて、住民等の防災知識の普及を図る。

ア 所管する施設において、防災教室等の住民学習会の開催を推進する。

イ 社会教育団体の研修等において、防災に関する意識啓発を推進する。

3 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修等で防災教育を盛り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

第20節 防災訓練計画

本節では、市の災害対応力の向上や住民、防災関係機関、市職員等の防災行動力の向上を図るための防災訓練の実施について定める。

施策の体系	担当
第1 防災訓練の実施	関係各課
第2 訓練後の評価	関係各課

第1 防災訓練の実施（関係各課）

風水害、土砂災害への防災活動体制を確立し、防災思想の普及を図るため、市、県、防災機関及び住民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

1 各種防災訓練

市は、次の訓練について、関係機関と連携・協力して具体的な訓練計画を立て、実践的な訓練の実施に努める。

（1）総合訓練

市は、危険地域等を対象に、住民の参加・協力を得て、自主防災組織、消防団等の防災機関と一体となって総合訓練を実施する。

（2）消防訓練

市消防本部及び消防団は、市街地や建物密集地等を対象に、消防資機材を利用したの消火訓練を実施する。

（3）避難訓練

ア 市は、児童・生徒に対する防災教育の観点から、保育所（保育園）、幼稚園、小中学校等の参加を得て避難訓練を実施する。

イ 市は、医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導等、要配慮者を対象とした訓練を地域の町内会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

（4）情報伝達訓練

市は、災害時における情報の収集・伝達、応急対策の指示等が円滑かつ迅速に運用されるよう、防災関係機関と相互協力し情報伝達訓練を実施する。

（5）職員参集訓練

市は、災害対策本部を中心とする初動体制を確立し、本計画に定められた防災対応を習熟、検証するため、あらかじめ定められた配備体制基準に基づき、交通手段の制限、勤務時間内外の条件等を設定して、定期的に職員参集訓練を実施する。

2 訓練実施要領

市は、訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成し、関係機関に周知する。

また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、本市の災害特性や過去の災害履歴等を考慮し、地域の実情を踏まえた避難訓練を行う。

3 訓練参加機関

訓練参加機関は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び一般住民とする。

4 訓練のための交通規制

市は、防災訓練の効果的な実施を図るため、県公安委員会に依頼し、特に必要があるとき認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者若しくは車両の道路における通行を禁止又は制限することができる。

第2 訓練後の評価（関係各課）

市は、訓練終了後に、訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行う。

第21節 自主防災組織育成計画

本節では、自主防災組織の整備及び運営方法並びに活動体制等について定める。

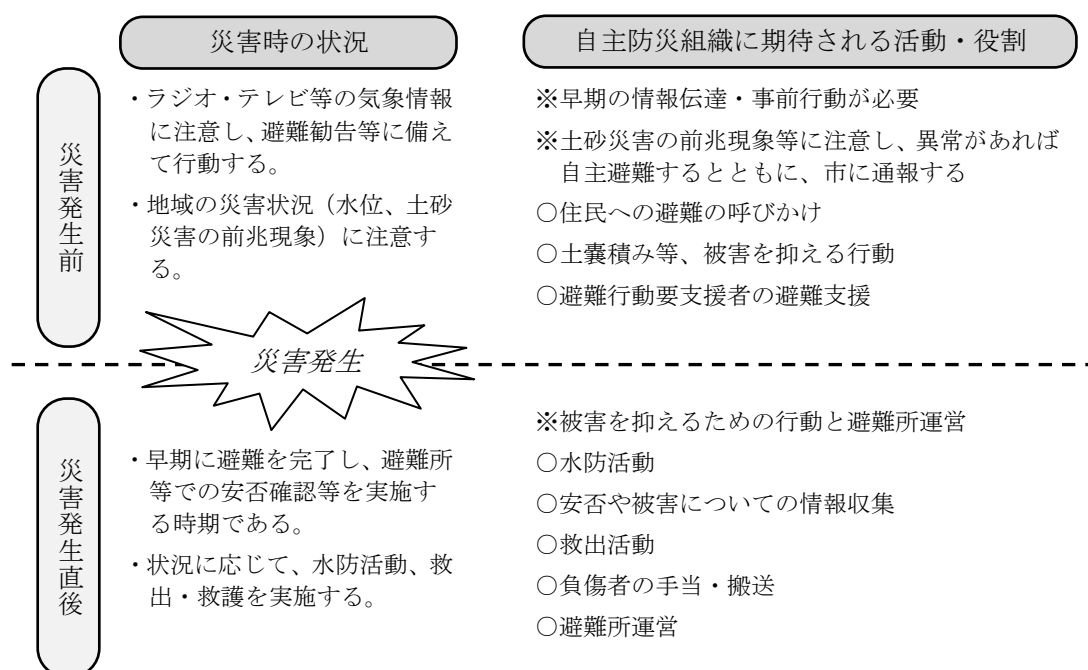
施策の体系	担当
自主防災組織育成計画	総務課（総）、警防課

市は、第2部 地震・津波編 第1編 「第3節 第3 自主防災組織育成計画」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように、自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、市内の自主防災組織の組織化や消防団員の確保に努める。

風水害時における自主防災組織の主な活動



資料：自主防災組織の手引き（平成23年3月、消防庁）

第22節 要配慮者安全確保体制整備計画

本節では、災害時における要配慮者の安全確保方策について定める。

施策の体系	担当
要配慮者安全確保体制整備計画	関係各課

第2部 地震・津波編 第1編 「第4節 第5 要配慮者の安全確保計画」に定める対策のほか、市は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障がい者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第23節 災害ボランティア計画

本節では、災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティア活動環境の整備について定める。

施策の体系	担当
災害ボランティア計画	社会福祉課、社会福祉協議会

第2部 地震・津波編 第1編 「第4節 第4 災害ボランティアの活動環境の整備」に定める地震・津波対策のほか、市は、大規模な風水害等が発生した場合に市内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

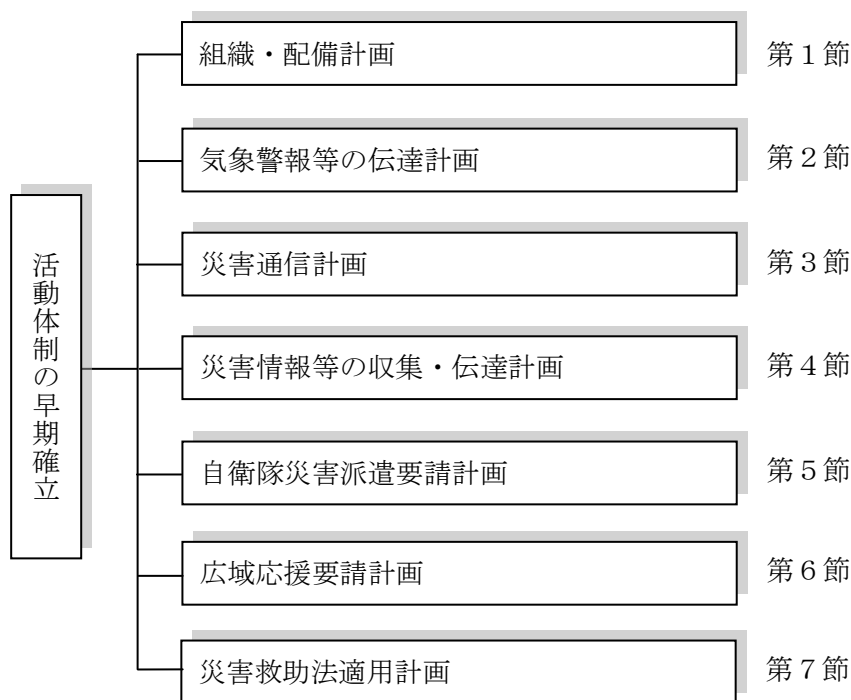
第2編 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、大雨や台風等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象情報、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1章 活動体制の早期確立

発災直後においては、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、災害応急活動体制を速やかに整える必要がある。

このため、災害対策本部の設置基準や職員の配備計画、気象警報等の伝達、災害情報等の収集・伝達、応援要請等に係る計画をあらかじめ定めておき、発災時には早期に初動体制を確立し、災害の拡大防止と被害の軽減を図る。



第1節 組織・配備計画

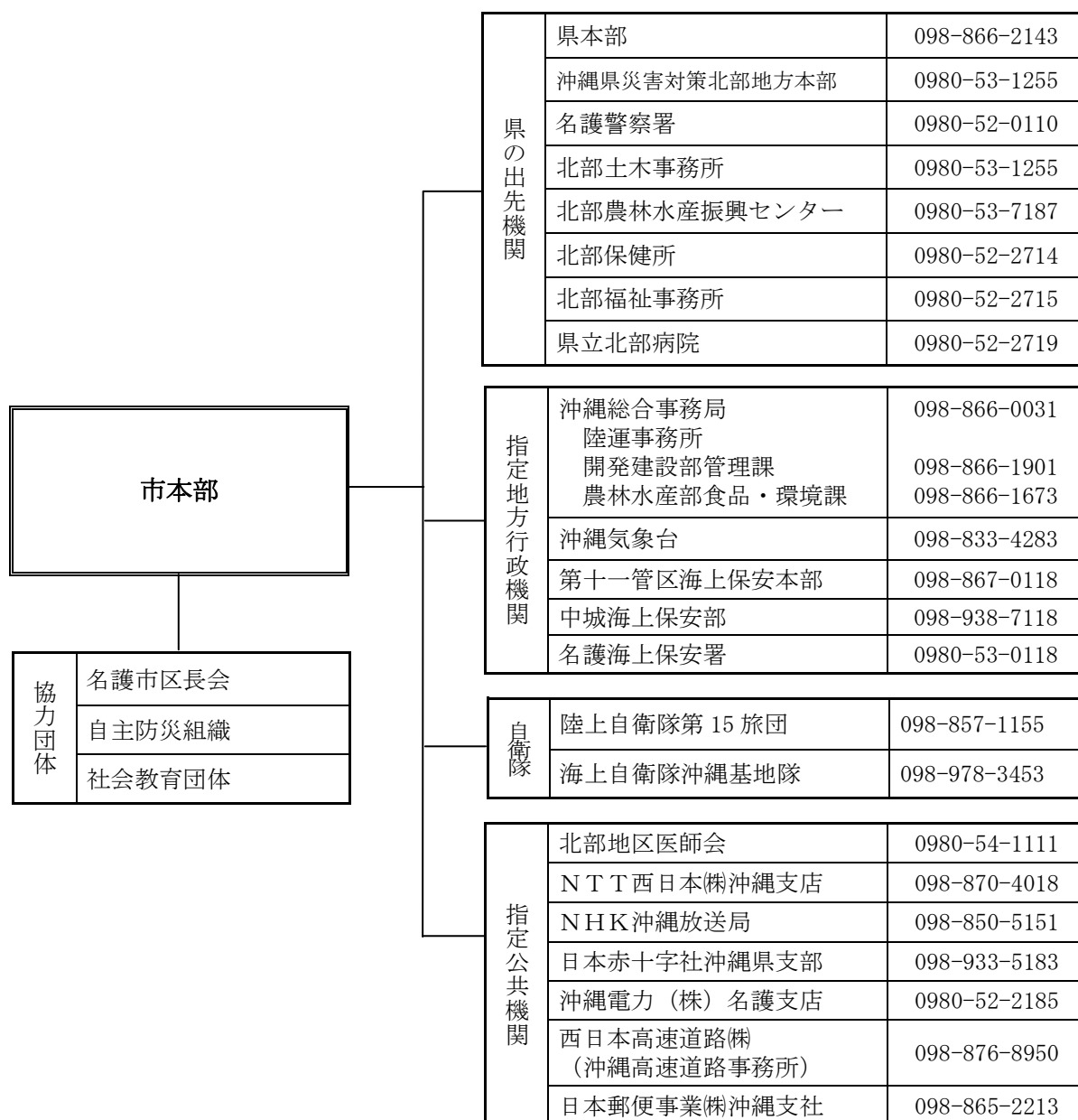
本節では、市本部の設置、組織、編成及び災害対策要員や台風時の配備体制等について定め、迅速かつ的確に応急対策を図る。

施策の体系	担当
第1 市本部の設置	総務班（総）
第2 配備の指定及び要員等	—
第3 台風時の配備体制	—
第4 市本部設置に至らない場合の措置	—

第1 市本部の設置（総務班（総））

1 市本部と防災機関との協力系統（総務班（総））

市本部と防災機関との協力系統は、次のとおりである。



2 市本部の組織（総務班（総））

市本部の組織は、別表1「市本部組織図」のとおりとする。ただし、必要に応じ、これと異なった組織体制をとることができる。

- (1) 市本部の設置及び指揮は、市長が行う。
- (2) 市長が不在又は連絡困難な場合は、次の順位により、市長に代わり意思決定を速やかに行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得る。

意思決定権者の代理順位

第1位順位：市長 ➡ 第2位順位：副市長 ➡ 第3位順位：総務部長

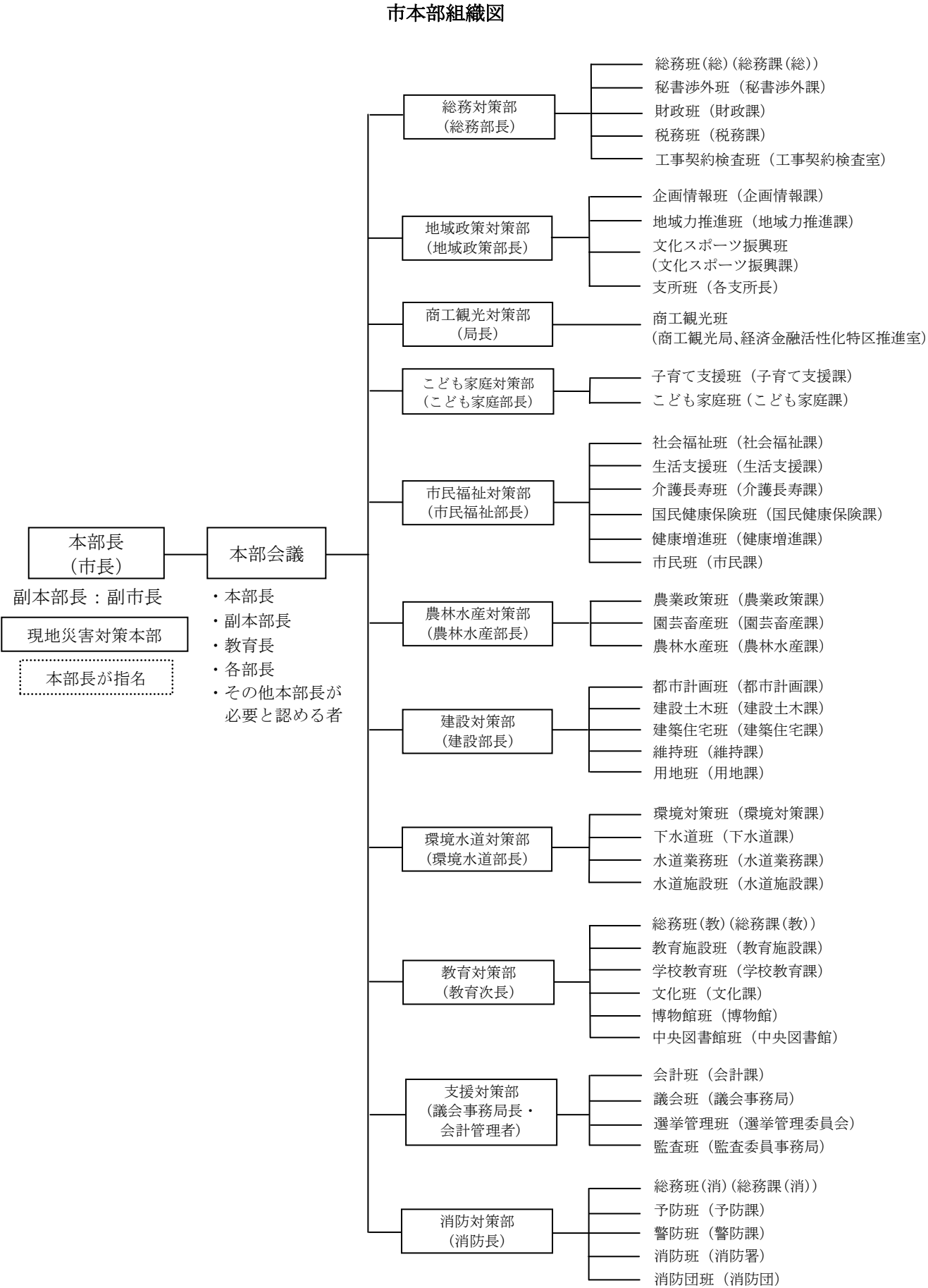
- (3) 市本部に部及び班を設置し、部に部長、班に班長及び班員を置く。
- 部長及び班長は、次表に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課（室・所）等の職員をもって充てる。
- それぞれの主な任務は、次のとおりである。

本部長、副本部長、本部長、班長・班員の主な任務

職 名	主 な 任 務
本 部 長 (市 長)	・ 防災会議、本部会議の長となること。 ・ 避難の勧告、指示、警戒区域の指定を行うこと。 ・ 国、自衛隊、県、防災関係機関、地方自治体、住民、事業所、団体への支援協力要請を行うこと。 ・ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について、その基本方針を決定すること。 ・ 市本部の事務を統括し、市本部の職員を指揮監督すること。
副 本 部 長 (副市長)	・ 本部長が不在又は事故にあったとき本部長の職務を代理すること。代理する順序は上記(2)のとおりとする ・ 本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう、本部長の交替要員となること。 ・ 部間の調整に関すること。
本 部 員 (部長等)	・ 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌握し、所属の職員を指揮監督すること。 ・ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。 ・ 本部長、副本部長が不在又は事故にあったときは、総務部長が、職務を代理すること。 ・ 各部及び各班の事務分掌は別表2「市本部事務分掌及び配備要員数」のとおりとする。
班長・班員 (職員等)	・ 各班長は、班の事務を掌握し所属の職員を指揮する。

- (4) 市本部設置時の事務分掌
別表2により実施する。

別表 1



別表2

市本部事務分掌及び配備要員数

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
総務対策部	総務部長	班長 総務課長 総務班（総）	1 市本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 市本部会議に関する事。 3 災害非常時配備体制の指示、伝達に関する事。 4 防災会議及び防災関係機関等との連絡及び協力要請に関する事。 5 災害情報の収集に関する事。 6 県、その他関係機関に対する被害報告に関する事。 7 市庁舎の防災及び保全に関する事。 8 各部及び部内の連絡調整に関する事。 9 職員の動員及び服務に関する事。 10 災害対策要員の雇用に関する事。 11 無線通信等による緊急放送に関する事。 12 気象情報等の収集に関する事。 13 職員の公務災害及び保健衛生に関する事。 14 被災者台帳に関する事。 15 罹災証明に関する事。	係長級	2/3	全員
		秘書渉外班 班長 秘書渉外課長	1 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事。 2 災害に関する公聴、広報及び報道機関との連絡に関する事。 3 基地の情報収集及び報告に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			
		財政班 班長 財政課長	1 所管の被害調査及び収集に関する事。 2 災害対策に必要な経費の予算措置に関する事。 3 市有財産の被害状況の調査に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			
		税務班 班長 税務課長	1 被害状況の収集及び報告に関する事。 2 被災者に対する市税の徴収猶予及び減免措置に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。			
		工事契約検査班 班長 工事契約 検査課長	1 災害対策に必要な契約に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
地域政策対策部	地域政策部長	企画情報班 班長 企画情報課長	1 災害統計に関すること。 2 災害広報支援に関すること。 3 災害の取材及び記録に関すること。 4 災害時のシステム稼働に関すること。 5 市ホームページの更新に関すること。 6 部内各班の応援に関すること。	係長級	2/3	全員
		地域力推進班 班長 地域力推進課長	1 所管する施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管する施設が避難所となった場合の設営、管理及び連絡に関すること。 3 災害救助活動に協力する社会教育団体との連絡調整に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。			
		文化スポーツ振興班 班長 文化スポーツ振興課長	1 所管する施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管する施設が避難所となった場合の設営、管理及び連絡に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。			
		支所班 班長 各支所長	1 所管の被害調査及び応急対策に関すること。 2 課で所管する施設が避難場所となった場合の協力に関すること。 3 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。			
商工観光対策部	商工観光局長	商工観光班 班長 商工観光局長 副班長 経済金融活性化特区推進室長	1 商工関係の被害調査及びその対策に関すること。 2 市内在観光客等の被害調査及びその対策に関すること。 3 他部の強力に関すること。	係長級	2/3	全員
こども家庭対策部	こども家庭部長	子育て支援班 班長 子育て支援課長	1 所管の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。			
		こども家庭班 班長 こども家庭課長	1 保育所等の乳幼児の被災状況調査に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
市民福祉対策部	市民福祉部長	社会福祉班 班長 社会福祉課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 応急仮設住宅等への入居及び管理に関する事 3 応急主要食糧、その他生活必需品の調達及び配 4 赤十字社等その他災害協力機関等との連絡調整 5 ボランティア関係団体との連絡調整に関する事 6 災害見舞金に関する事 7 部内各班の応援に関する事	係長 級	2/3	全員
		生活支援班 班長 生活支援課長	1 援助金品の受け入れ及び分配に関する事 2 災害救助法の適用手続に関する事 3 部内各班の応援に関する事			
		介護長寿班 班長 介護長寿課長	1 高齢者等の要配慮者の安全確保、安否確認及び支援に関する事 2 福祉避難所との調整・運営管理に関する事 3 部内各班の応援に関する事			
		国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 被災者に対する国民健康保険税の減免措置に関する事 2 部内各班の応援に関する事			
		健康増進班 班長 健康増進課長	1 医療に関する事 2 感染症の予防に関する事 3 感染症患者の処置に関する事 4 助産及び乳幼児に関する事 5 災害地域及び避難所の防疫に関する事 6 部内各班の応援に関する事			
		市民班 班長 市民課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 埋火葬許可証の発行に関する事 3 応急仮設住宅等への入居及び管理に関する事 4 部内各班の応援に関する事			
農林水産対策部	農林水産部長	農業政策班 班長 農業政策課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 農地、農業施設の災害対策及び復旧に関する事 3 部内各別の応援に関する事			
		園芸畜産班 班長 園芸畜産課長	1 農作物、畜産等の被害調査及びその対策に関する事 2 農産施設の災害対策及び復旧に関する事 3 部内各班の応援に関する事			
		農林水産班 班長 農林水産課長	1 林産物、林業施設の被害調査及びその対策に関する事 2 水産物、水産施設等の被害調査及びその対策に関する事 3 漁港施設の警戒及び応急対策に関する事 4 部内各班の応援に関する事			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
建設対策部	建設部長	都市計画班 班長 都市計画課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 土地区画整理事業による施設に対する災害対策及び被害調査に関する事 3 部内各班の応援に関する事	係長 級	2/3	全員
		建設土木班 班長 建設土木課長	1 土木施設の災害復旧工事に関する事 2 地すべり、急傾斜危険区域の情報収集に関する事 3 部内各班の応援に関する事			
		建築住宅班 班長 建築住宅課長	1 仮設住宅等一時収容所施設の設置及び管理に関する事 2 市営住宅等への避難者の収容に関する事 3 建築物等の被害調査に関する事 4 部内各班の応援に関する事			
		維持班 班長 維持課長	1 道路、河川及び橋梁関係の被害調査並びに障害物の除去（一時保管を含む）に関する事 2 公園、墓園及び街路樹等の災害対策並びに被害調査に関する事 3 部内各班の応援に関する事			
		用地班 班長 用地課長	1 部内各班の応援に関する事			
環境水道対策部	環境水道部長	環境対策班 班長 環境対策課長	1 地域組織（行政区等）における自主防疫の応急助成に関する事 2 防疫に関する関係機関との連絡調整に関する事 3 災害地域及び避難所の清掃、衛生に関する事 4 し尿処理に関する事 5 死体の埋火葬に関する事 6 部内各班の応援に関する事	係長 級	2/3	全員
		下水道班 班長 下水道課長	1 下水道施設に関する被害調査及びその応急対策に関する事 2 下水処理に協力する団体等との連絡調整に関する事 3 災害対応に必要な経理に関する事 4 器材及び物品の調達に関する事 5 下水処理、その他必要な事項の広報に関する事 6 部内各班の応援に関する事			
		水道業務班 班長 水道業務課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 給水活動に協力する団体等との連絡調整に関する事 3 災害対応に必要な経理に関する事 4 器材及び物品の調達に関する事 5 給水、その他必要事項の広報に関する事 6 部内各班の応援に関する事			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
環境水道対策部	環境水道部長	水道施設班 班長 水道施設課長	1 給水地域の被害調査及び応急給水に関する事 2 災害復旧資器材及び物品の確保、調達に関する事 3 被害水道施設の応急措置及び復旧整備に関する事 4 浄水施設の被害調査及び応急対策に関する事 5 応急給水に関する事 6 水質保全に関する事 7 部内各班の応援に関する事	係長級	2/3	全員
		総務班（教） 班長 総務課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 物品調達手続及び経理に関する事 3 学校等避難所設営に関する事 4 学校給食に関する事 5 部内職員の動員、配置に関する事 6 部内各班の応援に関する事			
教育対策部	教育次長	教育施設班 班長 教育施設課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 学校施設等の被害調査及び応急対策に関する事 3 部内各班の応援に関する事			
		学校教育班 班長 学校教育課長	1 児童生徒の安全確保及び安否確認に関する事 2 児童生徒の被災状況調査に関する事 3 被災児童の救護に関する事 4 応急教育計画及び教育指導に関する事 5 応急学校教材及び学用品の供給整備に関する事 6 部内各班の応援に関する事			
		文化班 班長 文化課長	1 文化財の被害調査及び応急対策に関する事 2 部内各班の応援に関する事			
		博物館班 班長 博物館長	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 部内各班の応援に関する事			
		中央図書館班 班長 中央図書館長	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 部内各班の応援に関する事			
支援対策部	(正) 議会事務局次長 (副) 会計管理者	会計班 班長 会計課長	1 災害対策に必要な現金等の出納及び他部の協力に関する事			
		議会班 班長 議会事務局次長	1 所管に関する応急対策及び他部の協力に関する事			
		選挙管理班 班長 選挙管理委員会事務局次長	1 所管に関する応急対策及び他部の協力に関する事			
		監査班 班長 監査委員事務局次長	1 所管に関する応急対策及び他部の協力に関する事			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一 配備	第二 配備	第三 配備
消防対策部	消防長	総務班（消） 班長 総務課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 職員の動員等に関する事。 3 消防活動の予算措置に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。	係長級	2/3	全員
		予防班 班長 予防課長	1 災害、その他災害の情報収集及び予防広報に関する事。 2 災害の原因及び損害調査に関する事。 3 防火対象物等の点検、指導に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			
		警防班 班長 警防課長	1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 警備に関する各種会議の開催に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。			
		消防班 班長 消防署長	1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害の記録に関する事。 3 災害危険区域の警戒防御及び救護に関する事。 4 避難者の誘導及び収容に関する事。 5 無線通信等による緊急放送に関する事。 6 災害防除活動及び救助活動に関する事。 7 救急医療活動に関する事。 8 行方不明者の捜索に関する事。 9 気象情報等の収集に関する事。 10 消防機械器具の整備及び調達に関する事。 11 部内各班の応援に関する事。	随時	随時	全員
		(消防団) 班長 消防団長	1 災害時の警戒、鎮圧、救助に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。			

3 市本部の設置（総務班（総））

（1）市本部の設置基準

市長は、暴風、豪雨、洪水、高潮等の自然災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。

ア 自動的に市本部を設置する場合。

○市全域にわたる被害の発生や甚大な局地的被害が発生した場合。

イ 市長の命令で設置する場合。

○市の全域又は一部地域に、重大な災害の発生が予想されるとき。

○重大な被害又は災害救助法が適用されるような災害が発生したとき。

○市長が市本部を設置し、総合的応急対策を行う必要があると認めたとき。

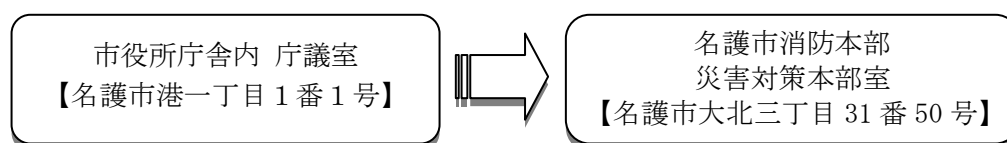
(2) 災害応急対策上必要な意思決定又は指示

本部長（市長）は、夜間や休日等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、適切な連絡手段により市本部の設置並びに自衛隊の災害派遣要請及び県への応援要請等、災害応急対策上必要な意思決定又は指示を行う。

(3) 市本部の設置場所

市本部は、市役所庁舎内庁議室に設置する。ただし、災害により市役所庁舎が使用できない場合は災害対策本部長の判断により、次の場所に設置する。

災害対策本部の設置場所



(4) 現地災害対策本部

市長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進するうえで必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の概要

- 現地災害対策本部長は、本部長が、副本部長及び本部員の中から指名する。
- 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。
- 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。
 - ・被害状況等の情報収集、調査及び本部への報告に関すること。
 - ・応急対策の実施に関すること。
 - ・現地における関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 市本部の解散

本部長（市長）は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれがなくなり、市本部による対策実施の必要がなくなつたと認められるときは、市本部を解散する。

(6) 市本部の解散後の事務分掌

名護市部設置条例（平成15年条例第19号）により、実施する。

(7) 市本部の設置又は解散の報告

本部長（市長）は、市本部を設置又は解散したときは、直ちに県に報告するとともに、関係機関及び住民に対し、次により通知公表する。

災害対策本部の設置・閉鎖時の通知及び公表

担当部・班	通知又は公表先	通知又は公表の方法
事務局部	市各部長	口頭、庁内放送、メール、電話、FAX、その他迅速な方法
	県	県総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な方法
	関係機関	電話、FAX、その他迅速な方法
秘書渉外班	報道機関	電話、FAX、その他迅速な方法

4 市本部の運営

(1) 本部会議

本部長は、災害に対する応急対策について方針を決定しその実施を推進するため、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

本部会議の概要

本部会議の開催時期	・市本部設置後 ・その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	・本部長 ・副本部長 ・教育長 ・各担当部長 ・議会事務局長 ・その他本部長が必要と認める者
事務局	・総務班（総）
協議事項	・応急対策に関すること。 ・動員配備体制に関すること。 ・各部間の調整事項に関すること。 ・自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること。 ・避難の勧告等の指示、警戒区域の指定に関すること。 ・災害救助法適用申請に関すること。 ・激甚災害の指定の申請に関すること。 ・応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ・国、県等への要望及び陳情等に関すること。 ・その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

第2 配備の指定及び要員等

1 配備の決定及び区分

- (1) 本部長（市長）は、市本部を設置したときは、直ちに配備の規模を決定し、動員を指示する。ただし、本部長の決定がない場合でもその状況に応じて、各部長においてその配備を決定することができる。この場合、各部長は、直ちに本部長に報告しなければならない。
- (2) 風水害時の配備基準は「第一配備」、「第二配備」、「第三配備」に区分する。

2 配備要員

(1) 配備要員数

各部の第一配備、第二配備及び第三配備の配備要員数は、第2部 地震・津波編 第2編「第1節 組織・配備計画」に示す「別表2 市本部事務分掌及び配備要員数」のとおりとする。ただし、本部長は災害の実情により所属の部長と協議し、配備要員を増減することができる。

(2) 各配備要員の構成

別表2の各配備要員は、各班長（課長等）が所属する課、室、支所等の職員とし、配備要員数は班長を除く要員数とする。

(3) 配備要員の指名

ア 各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておく。

イ 各部長は毎年5月1日現在で、配備要員名簿を作成し、総務班（総）で整理し管理する。

なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正の上、総務班（総）に通知する。

市本部の設置に係る配備体制及びその基準

本部設置	配備体制	配備基準	配備要員
災害警戒本部	第一配備 ＜警戒体制＞	1 市の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処を要する場合 2 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に、災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる
災害対策本部	第二配備 ＜救助体制＞	1 市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報又は特別警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合 2 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 3 市の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用する災害が発生した場合	1 災害救助の実施に必要な市本部要員は配置につく
災害対策本部 (自動設置)	第三配備 ＜非常体制＞	1 災害により市全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合	1 全職員が配置につく

3 配備の方法

本部長は、異常現象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、市本部を設置し、各職員に対し電話、庁内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

(1) 勤務時間中

ア 本部会議の招集

本部長は、気象予報、警報及び災害発生のおそれのある異常気象の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し災害対策要員の配備指定、その他応急対策に必要な事項を決定する。

本部会議の招集に関する事務は、総務対策部総務班（総）班長が行う。

イ 各部長、消防団長への通知

総務対策部長は市本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長及び消防団長に通知する。

ウ 各班長への通知

通知を受けた各部長は、各班長へその旨を通知する。なお、各部長が災害の状況に応じてその配備を決定した場合は、総務対策部長に報告する。

エ 配備要員への通知

通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。

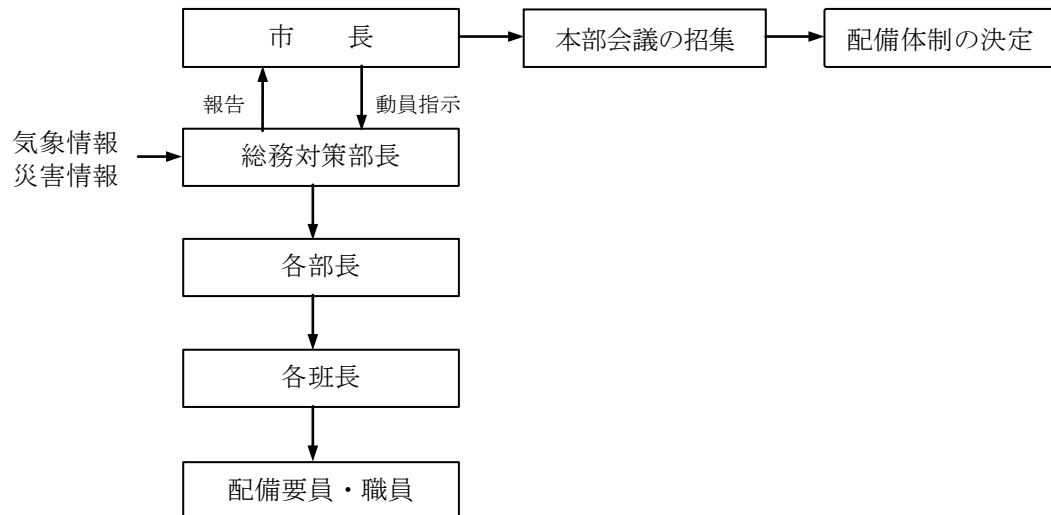
オ 所定の配備

通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につく。

カ 非常招集系統の確立

各部長はあらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し総務対策部長に提出しておく。

勤務時間中の動員配備の指示系統



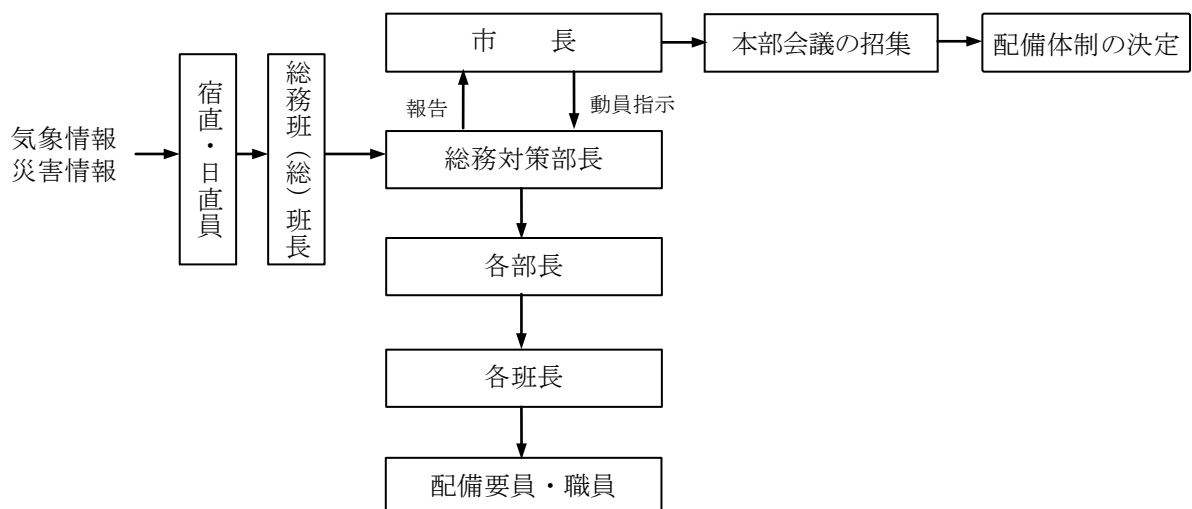
※伝達手段は、口頭、電話、メール、庁内放送等を利用する。

(2) 勤務時間外（夜間・休日等）

ア 配備体制

夜間、休日、退庁後において発生した災害や警報等の発表、その他異常現象の通知に対しては、夜間は宿直（警備員）、休日等については日直が通知の受理等の対応を行う。その後早急に総務対策部総務班（総）班長へ連絡を行う。

勤務時間外の動員配備の指示系統



※伝達手段は、電話、メール等を利用する。

イ 職員の参集

職員の参集基準

第一・第二配備	配備要員に当たった職員は、勤務時間外において、テレビ、ラジオ、広報車等により災害発生等を覚知した場合は、今後の状況の推移に注意しつつ、所属部・班と緊密に連絡をとりながら、又は自らの判断で直ちに勤務場所に参集する。
第三配備	全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合、配備指定の命令を待つことなく、各自最も適した交通手段で直ちに勤務場所に参集する。

4 参集場所

職員は、勤務時間中・外ともに、原則として、各自の所属先に参集する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により、所属先への集合が困難な場合は、指定避難所等最寄りの公共施設等に一旦参集し、所属先にその旨を報告し、指示に従う。

5 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

服装は、参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また参集時には、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等の必要な用具をできる限り携行する。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するが、参集途上において火災や人身事故等の緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

6 緊急対応班の設置

本市において、大規模災害が発生した場合、市本部を迅速に設置することができない場合に備え、事前に初動体制を確保するための要員として、防災監（総務部長）の下に「緊急対応班」を置く。

(1) 組織

緊急対応班には、防災監及び班員を置き、防災監には総務部長がなり、班員には職員をもって充てる。

(2) 班員

班員については、居住地、現在の職務等を勘案し、次の基準で選考し、あらかじめ指名して置くものとし、毎年見直す。

ア 現在防災担当にある職員

- イ 本部設置場所である本庁から、直線距離で概ね2.0km以内に居住している職員
- ウ 防災監が特に必要と認めた職員

(3) 任務

- ア 防災監は、班員の招集及び諸協議事項の決定をする。
- イ 班員は、災害の発生を知った時には、防災監の指示を待たず、直ちに本部設置準備のため、市役所本庁総務課（総）に集結し、本部設置のため次の活動を行う。

班員の活動内容

- ・被害状況の概要把握等情報収集に関すること。
- ・国、県、警察及びマスコミ等関係機関との連絡調整に関すること。
- ・本部長、副本部長、防災監からの指示命令の受理伝達に関すること。
- ・各行政区、避難所、ボランティア、学校及び交通手段に関すること。

(4) 定員

班の定員は概ね10名程度とする。

(5) 訓練

必要に応じて班員対象として、動員訓練、連絡対応訓練等を実施する。

(6) その他

- ア 班員の責務として事前に任務を明確にしておくものであって、常時その行動を拘束するものではなく、大規模災害発生時の各自の状況によりできるかぎりの努力を求めるものである。
- イ 市本部の体制が整い、体制が確立した場合は、班員は可能な限り本来の任務に戻る。

第3 台風時の配備体制

1 台風発生時における配備体制及びその基準

市は、台風時においては、次の配備体制をとり、応急対策に万全を期す。

市本部の設置に係る配備体制及びその基準

配備体制		配備基準	配備要員
警戒準備体制	—	1 台風が発生し、本市に影響が予想されるとき。	・総務課（総）総務係（警戒要員）
警戒体制	災害対策本部の設置	1 本島地方に暴風警報が発表されたとき。 2 台風の進路予想により、沖縄本島に暴風警報が発表されると見込まれるとき。	・総務課（総） ・全課長等 ・その他職員は自宅待機
救助体制		1 災害が発生し、さらに大きな災害の発生が予想されるとき。 2 警戒体制をさらに強化し、総合的な災害対策体制を要するとき。	・災害救助の実施に必要な市本部職員は配置につく ・その他の職員は配置につく心構えをもって自宅待機
非常体制		1 市全域にわたって大災害が発生するおそれがあると予想されるとき。	・災害救助の実施に必要な市本部職員は配置につく ・自宅待機職員は、非常体制の緊急配備に備えておく

2 各体制の対応

各体制時における対応は、次のとおりとする。

(1) 警戒準備体制

総務班（総）	・台風情報を収集し、台風進路に注意する。 ・警戒要員は総務班（総）が担う。また、各課と連携し庁舎等の保全対策をする。 ・防災行政無線等により、住民への広報を実施する。（警戒注意）
その他の部・課等	・所掌事務に係る施設及び危険箇所等の点検、巡視等をする。 ・台風の状況に応じ、特に必要とする業務に関することは、総務班（総）と情報を共有しておく。
消防	・住民への広報を実施する。 ・市内を巡視、被害が予想される物件、看板、シャッター等及び常時浸水地区の巡視をする。

(2) 警戒体制

ア 災害対策本部においては、本部長（市長）の指示を受けて総務部長が指揮をとる。

イ 全課長等は配備要員とし、状況により所属部長等において配備要員の増減を判断し指示する。

ウ 課長等以外の配備要員は、台風の状況により部課長等が配備要員の増減を判断し指示する。

(3) 救助体制

ア 対策本部においては、本部長（市長）の指示を受けて副本部長（副市長）が指揮をとる。

イ 各対策部長、班長（課長等）は、災害応急対策等の緊急事態に備え、情報担当及び連絡担当要員を配置し、所属職員との連絡体制を確認しておく。

（４）非常体制

対策本部においては、本部長（市長）が指揮をとる。

（５）共通事項

ア 台風は、突発的に来襲するものではないため、退庁後及び祝祭日・休日における対策要員人数等については、警戒体制、救助体制とも総務部長より、各部長等へ指示し、また各部長等から職員へ指示する。

イ 台風対応の各体制は、暴風域内にあるとき、行動することは危険を伴うことから、台風情報に基づき事前に配備体制をとることを基本とする。ただし、暴風域内であっても、体制強化するときは、参集可能な職員は必要に応じて随時参集する。

ウ 職員は、災害救助に関する情報の入手及び緊急連絡があった場合は、消防本部と総務班（総）に速やかに報告する。

エ 各部課で行われる行事、イベント等の対応は、基本的に担当部課等が判断し対応する。

第４ 市本部設置に至らない場合の措置

１ 災害対策準備体制の設置

災害の程度が市本部を設置するに至らないときは、各部・課職員は次の体制をとる。

災害対策準備体制の設置に係る配備基準

本部設置	配備体制	配備基準	配備要員
設置前	<災害対策準備体制>	1 市内に次の注意報が発表されたとき ・強風注意報 ・高潮注意報 ・大雨注意報 ・洪水注意報 2 1のほか、市長がこの体制を命じたとき	1 各部・課の情報担当及び連絡担当要員は配置につく（少数） 2 その他の職員は待機の体制をとる

第2節 気象警報等の伝達計画

本節では、災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等について定める。

施策の体系	担当
第1 気象注意報・警報等の種類及び発表基準	沖縄気象台
第2 気象警報等の伝達	総務班（総）
第3 異常現象発見時の措置	総務班（総）

第1 気象注意報・警報等の種類及び発表基準（沖縄気象台）

1 気象業務法に定める警報・注意報等

（1）特別警報・警報・注意報

沖縄気象台は、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、また、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町村ごとに発表する。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

資料：気象庁

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合に発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気乾燥により火災・延焼の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。

資料：気象庁

(2) 警報、注意報の細分区域

天気予報は、基本的には都府県を単位として発表するが、この区域を「府県予報区」と呼ぶ。本県の場合は、例外的に4つの府県予報区（沖縄本島地方、大東島地方、宮古島地方、八重山地方）に分割している。

また、府県予報区を複数の区域（一次細分区域）に分割して天気予報を発表しているが、警報及び注意報については、可能な限り、一次細分区をさらに細かく分割した区域（二次細分区域）に対して発表している。

沖縄本島地方の気象警報・注意報・天気予報の発表区域

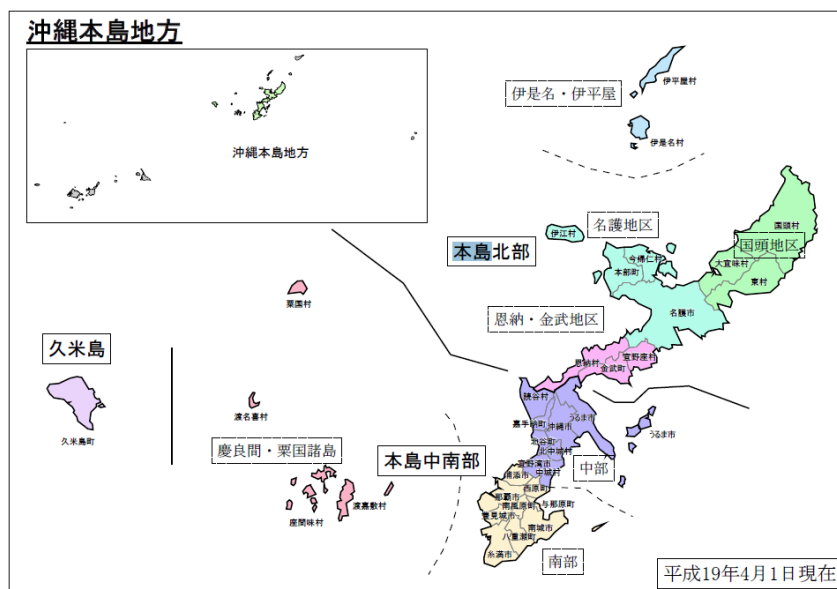
府県予報区	一次細分区域※1	市町村等をまとめた地域※2	二次細分区域の名称※3
沖縄本島地方	本島北部	伊是名・伊平屋	伊平屋村、伊是名村
		国頭地区	国頭村、大宜味村、東村
		名護地区	名護市、今帰仁村、本部町、伊江村
		恩納・金武地区	恩納村、宜野座村、金武町
	本島中南部	中部	宜野湾市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
		南部	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
		慶良間・栗国諸島	渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村
	久米島	(久米島)	久米島町

※1 一次細分区域：府県天気予報を定期的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※2 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

※3 二次細分区域：警報・注意報の発表に用いる区域。

気象警報・注意報や天気予報の発表区域図



資料：気象庁

(3) 名護市における気象警報発表基準

警報・注意報発表基準

平成29年7月7日現在

名護市	府県予報区		沖縄本島地方		
	一次細分区域		本島北部		
	市町村等をまとめた地域		名護地区		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準※1	18	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準※2	158	
	洪水	流域雨量指数基準※3		源河川流域=9.1、羽地大川流域=8.8、我部祖河川流域=6.2、屋部川流域=6.6、西屋部川流域=6.5、大浦川流域=8.6、汀間川流域=9.2	
		複合基準※4		我部祖河川流域=（8，5.5）、汀間川流域=（8，8.2）	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s	
			東シナ海側	25m/s	
			太平洋側	25m/s	
	波浪	有義波高	東シナ海側	6.0m	
			太平洋側	6.0m	
	高潮	潮位	2.0m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準※1		10	
		土壌雨量指数基準※2		110	
	洪水	流域雨量指数基準※3		源河川流域=7.3、羽地大川流域=7、我部祖河川流域=4.9、屋部川流域=5.2、西屋部川流域=5.2、大浦川流域=6.9、汀間川流域=7.3	
		複合基準※4		源河川流域=（5，7.3）、羽地大川流域=（5，7）、我部祖河川流域=（5，4.9）、屋部川流域=（5，5.2）、西屋部川流域=（5，5.2）、汀間川流域=（8，5.8）	
	強風	平均風速	陸上	15m/s	
			東シナ海側	15m/s	
			太平洋側	15m/s	
	波浪	有義波高	東シナ海側	2.5m	
			太平洋側	2.5m	
	高潮	潮位	1.3m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			東シナ海側	500m	
			太平洋側	500m	
乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%				
低温	最低気温 5℃以下				
霜	最低気温 5℃以下				
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm		

資料：沖縄気象台

注) 大雨、洪水、波浪、高潮の各注意報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。

注) 洪水の欄中、「〇〇川流域=9.1」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 9.1 以上」を意味する。

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。

※2 土壌雨量指数：土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報を基に、5 km 四方の領域ごとに算出する。降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標として土砂災害警戒情報などの発表基準に使用する。

※3 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する地域の雨水の量

を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

※4 複合基準：洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

2 気象情報等

気象情報とは、台風や大雨など災害のおそれのある気象状態が予想されるか、起こっている場合に発表される気象警報や気象注意報等の内容を補完するため、随時発表される情報のことである。

台風発生時には「台風に関する情報」、1 時間に 100 mm ほどの大雨で災害が起こるおそれがあるときには記録的短時間大雨情報、土砂災害のおそれがあるときには土砂災害警戒情報を発表し、避難や警戒を呼びかける。

(1) 台風情報

台風その他異常気象についてその状況を具体的に説明するもので、注意報・警報の情報価値を高め、適切な防災対策がより効果的に行われるために随時発表する。

なお、台風情報で使用される台風の大きさなどは、次のとおりである。

台風情報で使用される台風の大きさ等

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)		台風の強さ (最大風速)	
大 型	500km 以上 800km 未満	強	い
超大型	800km 以上	非常に強い	猛 烈 な
		33m/s 以上 44m/s 未満	44m/s 以上 54m/s 未満
		54m/s 以上	

(注) 上表の基準以外の台風は、単に「台風」と表現する。

(2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、都道府県気象情報の一種として発表する。

(3) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度が高まったときは、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

なお、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」（平成 18 年 4 月 28 日）及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき運用するものとする。その主な内容は次のとおりである。

ア 作成・発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により沖縄県と気象台が共同で作成・発表する。

イ 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民などへの避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように、また、住民が自主避難の判断などに役立てることを目的とする。

ウ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とする。

エ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準	警戒発表は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したとき発表される。
解除基準	警戒解除は、所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないときとする。

オ 土砂災害警戒情報の発表形式

市の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせ発表される。

カ 土砂災害情報の利用における留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地などが崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用においては、個別の災害発生箇所・時間・規模などを詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなどの表層崩壊などによる土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべりなどは対象としないことに留意すること。

キ 市の対応

市長は、土砂災害情報を参考にし、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、県単位で発表する。

(5) 異常潮位に関する情報

異常潮位とは、台風等による高潮又は地震による津波以外の潮位の異常な現象をいい、それによる被害が発生又は発生するおそれがあるときに沖縄気象台が発表する。

3 地方海上警報

定められた海域に対して、異常気象等（風浪、うねり等）によって重大な災害が起こるおそれがあるとき、細分された3海域（沖縄東方海上、東シナ海南部、沖縄南方海上）において24時間以内に予想される最大の風の強さによって沖縄気象台が発表する。

(1) 地方海上予報区の範囲と細分名称

ア 沖縄気象台担当地方海上予報区

沖縄海域 (SEA AROUND OKINAWA)

イ 細分名称

(ア) 沖縄東方海上 (SEA EAST OF OKINAWA)

(イ) 東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)

(ウ) 沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

(2) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カシ ^ン ヨウケイホナシ 海上警報なし (英文 NOWARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カシ ^ン ヨウノウムケイホ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m未満 (0.3 カリ未満)
カシ ^ン ヨウカセケイホ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.2m/s (28 以上～34 ノット未満)
カシ ^ン ヨウキョウフウケイホ 海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 17.2～24.5m/s (34 以上～48 ノット未満)
カシ ^ン ヨウホ ^ン ウフウケイホ 海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5～32.7m/s (48 以上～64 ノット未満)
カシ ^ン ヨウタイフウケイホ 海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

4 水防警報等

(1) 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は、次に定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

水防警報とは、洪水波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

5 市長が行う警報等

市長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき又は自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき又は自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画に定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達する。

この場合において必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

市長が行う警報等

- 災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた場合
- 自ら災害に関する予報若しくは警報を知った場合
- 自ら災害に関する警報をした場合

6 警報等の発表及び解除の発表機関

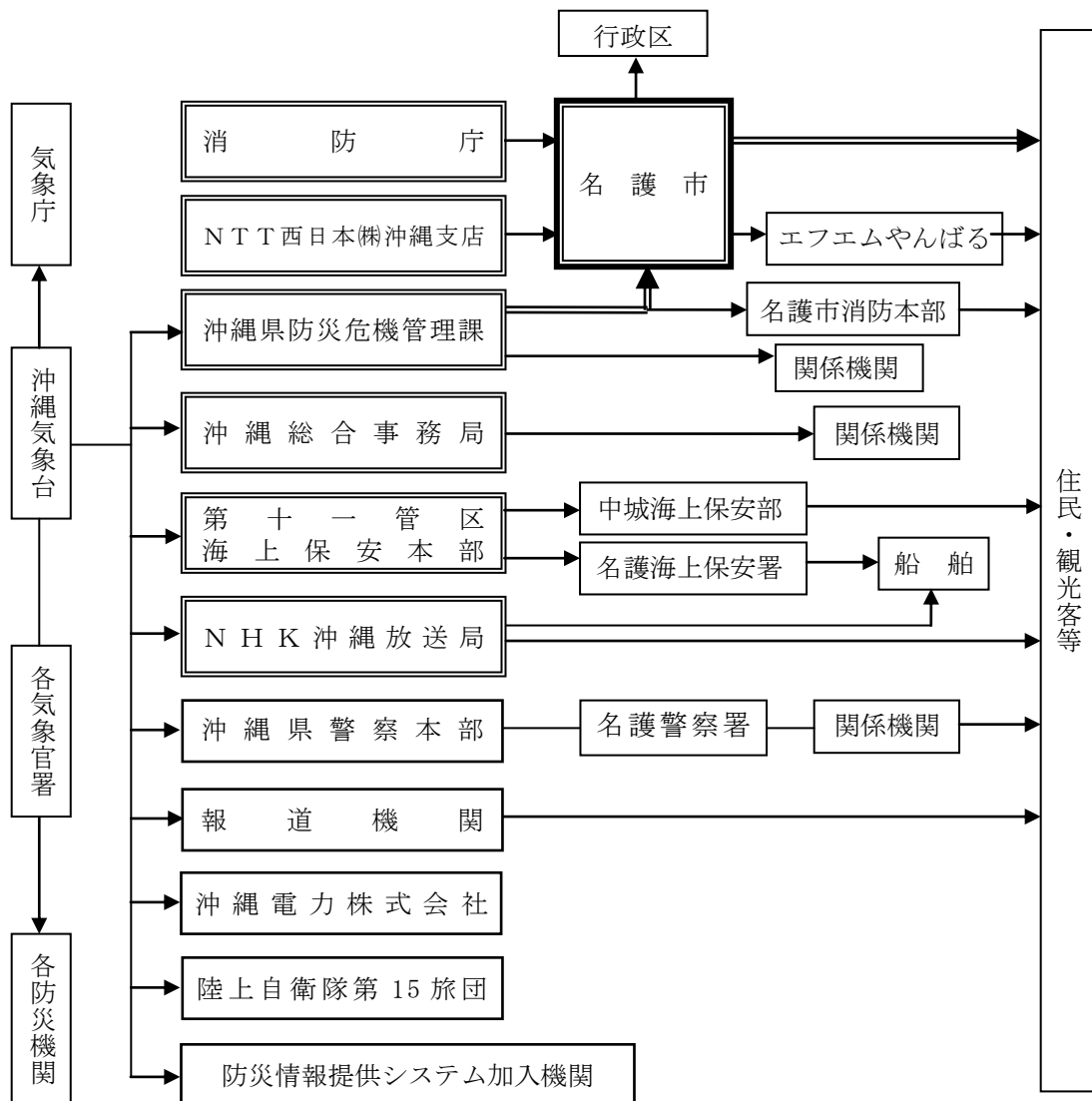
警報等の発表及び解除は次の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水注意報 強風注意報 波浪注意報 高潮注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 霜注意報 低温注意報 大雨（土砂災害、浸水害）警報 洪水警報 暴風警報 波浪警報 高潮警報 大雨特別警報 暴風特別警報 波浪特別警報 高潮特別警報 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	沖縄気象台	名護市
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	名護市内

第2 気象警報等の伝達（総務班（総））

1 気象警報等の伝達

（1）気象警報の伝達系統図



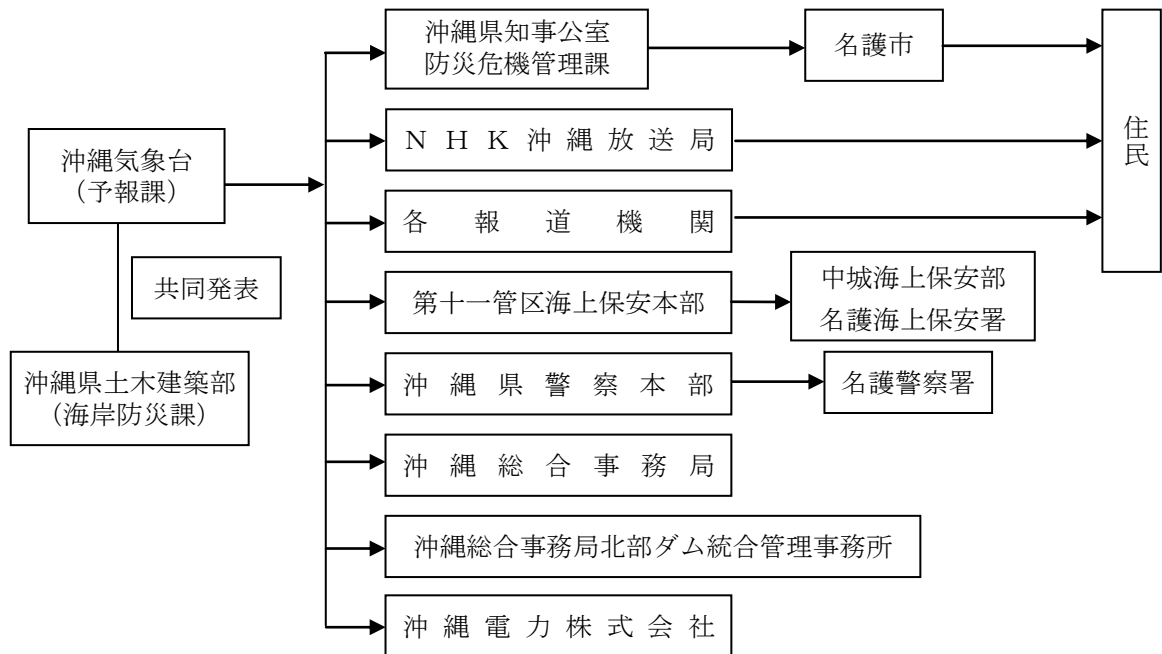
※ 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

※ 二重枠内の機関は、気象業務法施行令第8等による伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関

（2）地方海上警報等の伝達系統図



(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統図



2 警報等の受領責任及び伝達方法

(1) 情報の受領と収集

関係機関から通報される警報等は市及び消防本部において受領し、迅速、確実な収集を行う。また、関係する部・課等は、気象警報等について、積極的に収集する。

(2) 市長への報告

大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長に報告する。

第3 異常現象発見時の措置（総務班（総））

気象、水象、若しくは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防止するため、その発見場所、状況及び経過等の具体的な情報を、次により速やかに通報する。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

通報を要する異常現象

事 項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		著しく異常な潮位、波浪

(2) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市又は名護警察署若しくは中城海上保安部・名護海上保安署に通報する。

(3) 警察署、海上保安本部の通報

通報を受けた警察署又は中城海上保安部・名護海上保安署は、直ちに市長及び上部機関に通報する。

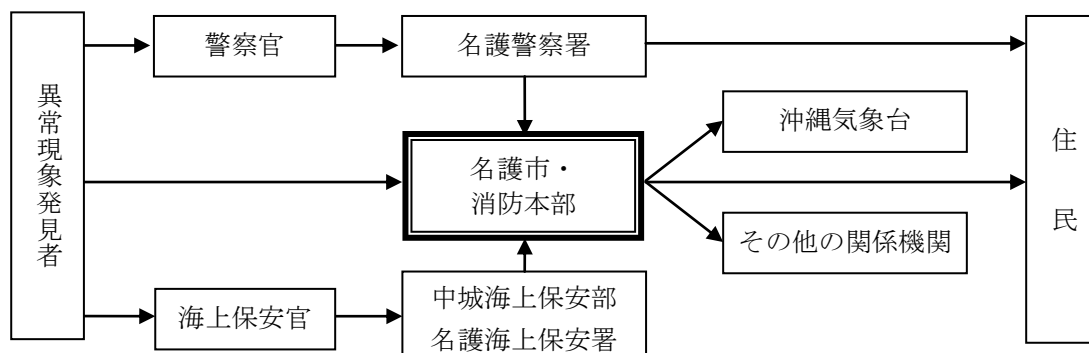
(4) 市長の通報

(2)、(3)により通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図により、その旨を沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。また、住民に対して周知を図る。

(5) 通報を要する異常気象

- ア 気象関係 強い突風、竜巻、激しい雷雨等著しく異常な気象
- イ 水象関係 著しく異常な潮位、波浪
- ウ 地象関係 頻発地震、火山関係の現象（噴火現象、火山性異常現象）
- エ 津波関係 津波関係の現象＜第2部地震・津波編に記載＞

(6) 異常現象発見者の通報系統図



第3節 災害通信計画

施策の体系	担当
第1 通信手段の確保	総務班（総）、企画情報班
第2 電気通信設備が利用できない場合の対策	総務班（総）
第3 住民への措置	総務班（総）

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、第2部 地震・津波編 第2編「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

施策の体系	担当
第1 災害状況の収集	関係各部
第2 災害状況の伝達・報告	総務班（総）
第3 安否情報の提供	総務班（総）

災害状況等の収集・報告は、第2部 地震・津波編 第2編「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、市（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- （1）火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告する。
- （2）消防本部は、火災が同時多発又は多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- （3）行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- （4）行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

施策の体系	担当
第1 災害派遣を要請する場合の基準	—
第2 災害派遣要請等	総務班（総）
第3 災害派遣部隊の活動等	自衛隊、総務班（総）

災害時における自衛隊の派遣要請は、第2部 地震・津波編 第2編「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第6節 広域応援要請計画

施策の体系	担当
第1 県、他市町村等への応援要請	総務班（総）
第2 消防に関する応援要請	警防班

大規模災害発生時において、市単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、第2部 地震・津波編 第2編「第6節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第7節 災害救助法適用計画

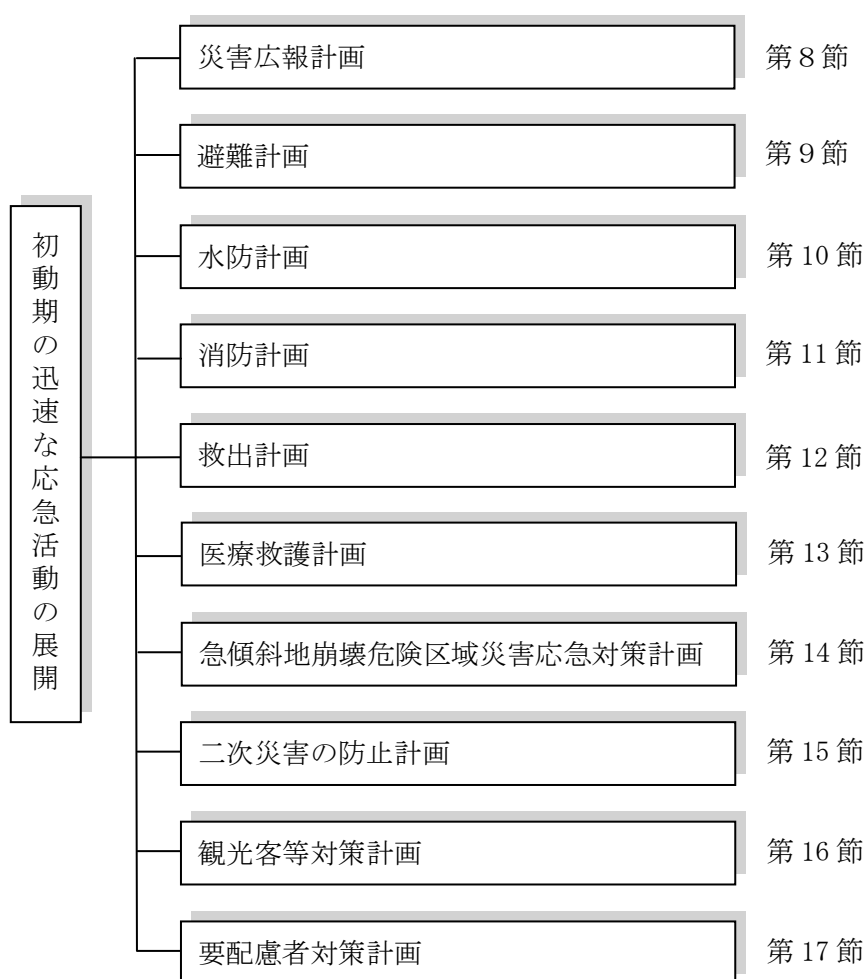
施策の体系	担当
第1 災害救助法の概要	—
第2 災害救助法の適用	—
第3 災害救助法の適用要請	生活支援班、総務班（総）
第4 救助の実施	県、関係各班

災害救助法に基づく被災者の救助は、第2部 地震・津波編 第2編「第7節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2章 初動期の迅速な応急活動の展開

迅速な初動体制の確立後は、市及び関係機関が一体となって、本格的に応急活動を開始し、人命救助や災害の拡大防止に努める必要がある。

このため、避難、消防、救出、医療救護、二次災害防止等の初動期の応急活動を迅速・効果的に展開する。



第8節 災害広報計画

施策の体系	担当
第1 市による災害広報の実施	総務班（総）、秘書渉外班、企画情報班
第2 報道機関に対する情報等の発表	秘書渉外班
第3 住民からの問い合わせ等への広報	支援対策部各班

災害時における情報及び被害状況等の広報は、第2部 地震・津波編 第2編「第8節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

具体的には、段階に応じて次のような広報を行う。

（1）警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予測される時期）

- ア 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- イ 台風・気象情報
- ウ 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- エ 警報
- オ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- カ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- キ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- ク 公共交通機関の運行状況
- ケ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- コ 避難情報（準備準備・高齢者等避難開始）

（2）初動段階（暴風、浸水、土砂災害等が予測される時期）

- ア 避難情報（避難勧告、避難指示（緊急）とその理由、避難所等）

（3）応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- ア ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- イ 医療機関の状況
- ウ 感染症対策活動の実施状況
- エ 食糧、生活必需品の供給予定
- オ 災害相談窓口の設置状況
- カ その他住民や事業所のとるべき措置

第9節 避難計画

本節では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民等に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、人命の安全を確保するために必要な基本的事項について定める。

施策の体系	担当
第1 避難勧告等の発令	総務班（総）
第2 警戒区域の設定	総務班（総）
第3 避難誘導	消防団、自主防災
第4 広域一時滞在	総務班（総）

第1 避難勧告等の発令（総務班（総））

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備・高齢者等避難開始の提供、立ち退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施責任者については、第2部 地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」第1 避難勧告等の発令の1に定める実施責任者のとおりとする。

2 避難勧告等の発令区分

避難勧告等避難情報は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3区分に分けて発令し、各情報は発令時の状況を踏まえ、空振りをおそれずに早めに発令する。

避難勧告等の区分

区 分	発令時の状況	住民等がとるべき行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況。 ・また、要配慮者が避難行動を開始する必要がある状況	○要配慮者・避難行動要支援者とその支援者は、立ち退き避難を開始する。 ○その他の方は、立ち退き避難の準備を整え、気象情報等に注意を払い、少しでも危険だと感じたら自発的に立ち退き避難を開始する。
避難勧告	・災害により人的被害が発生する可能性が高まり、避難行動を開始する必要がある状況	○予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ、速やかに立ち退き避難する。 ○指定避難所へ移動することがかえって危険であると自ら判断した場合には、「近隣の安全な場所」へ移動する。 ○さらに、「近隣の安全な場所」への避難すら危険と自ら判断した場合は、その時点で居る建物内において「屋内安全確保措置」をとる。

区 分	発令時の状況	住民等がとるべき行動
避難指示 (緊急)	・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか、若しくは人的被害が発生し、立ち退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況	○極めて危険な状況であり、立ち退き避難を躊躇していた場合は、緊急に立ち退き避難する。 ○逃げ遅れなどで、立ち退き避難がかえって命に危険と自ら判断した場合は、その時点に居る建物内において「屋内安全確保措置」をとる。 ○津波災害時は、必ず立ち退き避難する。地震による強い揺れ又は長時間ゆったりした揺れを感じた場合は、津波警報の発表や避難指示（緊急）を待つことなく、自発的に避難行動を開始する。

避難行動の呼称

避難行動の呼称	定 義
避難行動 (安全確保行動)	起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」をいう。 ※下記①から④の全てが避難行動である。
立ち退き避難	①指定緊急避難場所（同施設）への移動 ②安全な場所への移動（公園や親戚・友人宅等へ） ③近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
屋内安全確保	④その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

3 避難勧告等の発令基準

風水害や土砂災害による被害から住民等の生命、身体を安全を確保するため、次の基準により迅速かつ的確に避難勧告等を発令する。

（１）水害

水害の避難勧告等に係る発令の判断基準は、次のとおりである。

種 別	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれかに該当するとき発令する。 ・暴風により、短時間後に危険が予想される場合 （沖縄本島北部で最大風速 25mが予想され、さらに強まってくると予想される場合） ・相当な大雨で、短時間後に危険が予想される場合（総雨量 200 mm、時間雨量 60 mmが予想された場合） ・河川及び海岸の水位が高くなり、洪水及び高潮の起こるおそれが予想される場合 ・警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合
避難勧告	次のいずれかに該当するとき発令する。 ・引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危機がさし迫ってきた場合（沖縄本島北部で最大風速 25m以上が観測され、さらに強まってくることが予想される場合）

種 別	発令基準
	・大雨が続き、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険がさし迫ってきた場合 ・さらに増水が予想され、洪水及び高潮の災害が相当さし迫った場合、又は洪水及び高潮の起こるおそれが予想される段階に至った場合 ・警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険がさし迫って来た場合
避難指示（緊急）	次のいずれかに該当するとき発令する。 ・暴風、大雨、洪水、高潮、その他の災害発生事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ、確実視されるに至った場合、又は突然災害発生の際現象が現れた場合

（２）土砂災害

土砂災害の避難勧告等に係る発令の判断基準は、次のとおりである。

種 別	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれかに該当するとき発令する。 ・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 ・大雨警報（土砂災害対象）が発表され、避難すべき区域で土砂災害が発生するおそれがある場合
避難勧告	次のいずれかに該当するとき発令する。 ・土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ・地すべりにより危険が予想される又は予兆現象を発見したとき ・土砂災害警戒情報が発表され、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まった場合
避難指示（緊急）	次のいずれかに該当するとき発令する。 ・土砂災害が発生 ・土砂現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が発見された場合 ・降雨指標値が土砂災害発生の目安となる線に達し、引き続き降雨が見込まれる場合

４ 避難勧告等の伝達

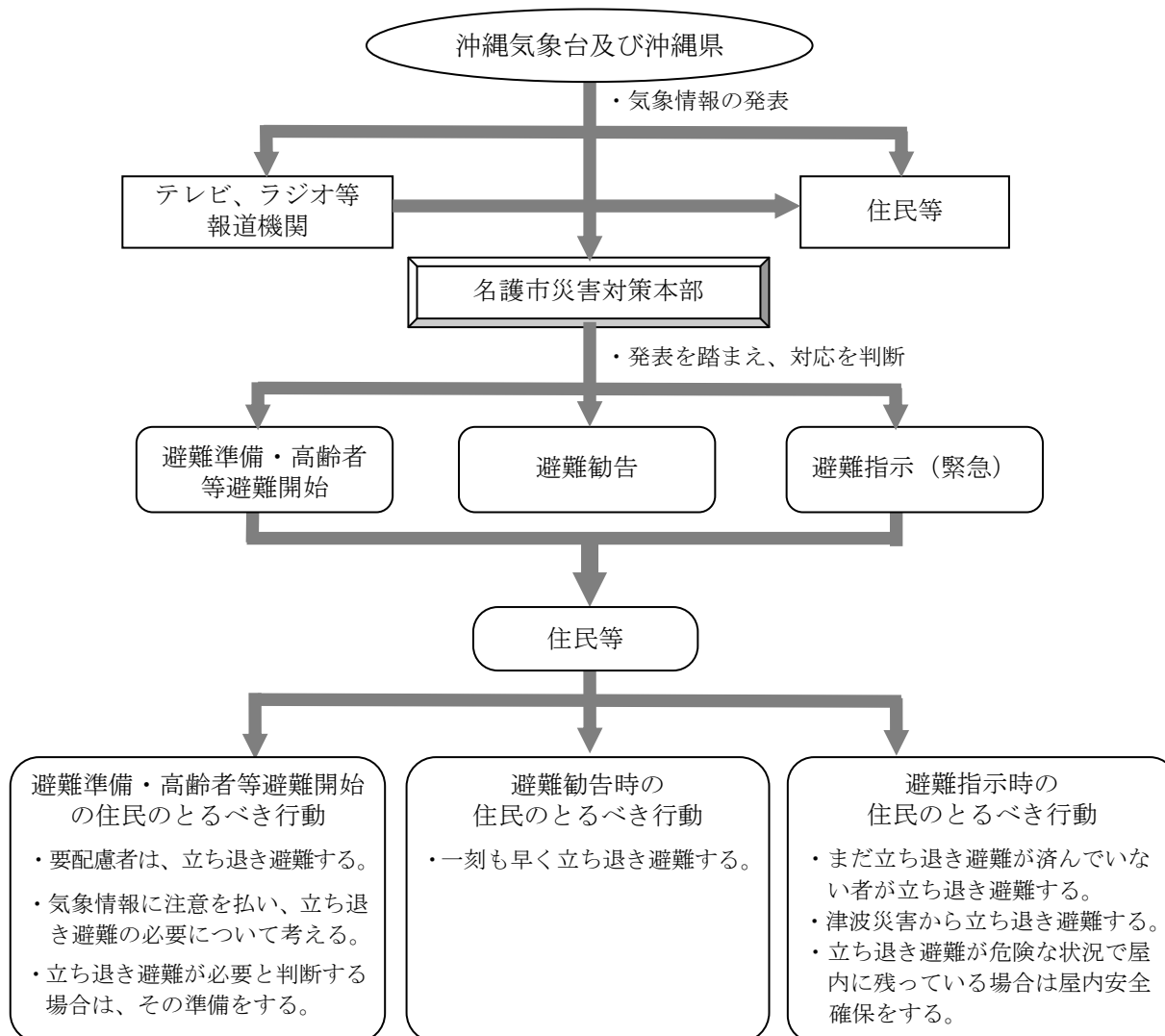
（１）避難勧告等の伝達手段

警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等伝達手段の多様化・多重化に努める。

避難勧告等を住民に伝達する主な方法は、次のとおりである。

区 分	内 容
市本部からの情報発信	・市防災行政無線 ・エリアメール、緊急速報メール ・インターネット（ツイッター、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含む） ・エフエムやんばる 等
広報車による情報伝達	・広報車両、消防車両、警察車両による避難勧告等の周知（警鐘、サイレンを含む）
自主防災組織、行政区からの情報伝達	・自主防災組織、行政区を通じた地区住民への情報伝達
戸別訪問による情報伝達	・避難支援等関係者による戸別訪問による情報伝達と避難誘導
報道機関の協力による情報伝達	・テレビ、ラジオ

避難勧告等の伝達図



(2) 要配慮者、避難支援等関係者への伝達

ア 市は、防災行政無線や広報車、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を組み合わせるとともに、障がいの区分等に配慮し、多様な手段を用いて、要配慮者に対し確実に情報伝達を行う。

イ 市は、要配慮者利用施設等に対しても、避難勧告等が発令されていることを伝達する。

ウ 避難支援等関係者（自主防災組織、行政区、民生委員、社会福祉協議会等）は、市より避難のための立ち退きの準備等の通知又は警告を受けた場合は、避難行動要支援者名簿情報に基づいて、避難行動要支援者の避難支援を行う。

要配慮者に応じた伝達手段（例）

○視覚障がい者

- ・携帯ラジオ、点字、音声出入力装置、音声変換が可能な電子/携帯メール、文字の拡大装置等。
- ・文字や絵を組み合わせ確認しながら情報を伝える。

○聴覚障がい者

- ・掲示板、手話、要約筆記、ファックス、インターネット、電子/携帯メール、文字放送テレビ等。

(3) 関係機関への通知

避難勧告等が発令した場合は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

関係機関への通知に関する必要措置

避難措置の実施者	関係機関通知先	備 考
市長	県知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	県内放送事業者	
知事の措置	市長	災害対策基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	名護警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官	警察官→名護警察署長→市長→県知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
警察官	警察官→名護警察署長→沖縄県警察本部長→県知事（防災危機管理課）→市長	警察官職務執行法（職権）に基づく措置
海上保安官	海上保安官→中城海上保安部長・名護海上保安署長→市長→県知事（防災危機管理課）	
自衛官の措置	自衛官→市長→県知事（防災危機管理課）	自衛隊法に基づく措置
消防職員・消防団員の措置	市長	

避難措置の実施者	関係機関通知先	備 考
水防管理者の措置	水防管理者→所轄警察署長	
海上保安官	海上保安官→中城海上保安部長・名護海上保安署長→市長→県知事（防災危機管理課）	

（４）避難勧告等の伝達内容

避難勧告等に係る伝達内容については、単に避難勧告等を発令したことだけを伝達するのではなく、どのように危険な状況にあるのか、すぐにとるべき避難行動は何かを分かりやすく確実に伝達することが重要である。

必要となる伝達内容の例は、次のとおりである。

- ・発令者
- ・避難の勧告又は指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- ・避難対象地域
- ・避難先
- ・避難経路
- ・避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- ・出火防止の措置
- ・電気（配電盤）の遮断措置
- ・その他必要な事項

第２ 警戒区域の設定（総務班（総））

１ 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、住民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

警戒区域の実施責任者及びその内容

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
市長	災害全般	基本法第 63 条	
知事	災害全般	基本法第 73 条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第 63 条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	基本法第 63 条	市長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
消防団長、消防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、 高潮	水防法第 21 条	
警察官	洪水、津波、 高潮	水防法第 21 条	消防団長、消防団員若しくは消防機関 に属する者がいないとき、又はこれら の者の要求があったとき

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、住民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の周知等

（１）警戒区域の設定を行った者は、避難勧告等の発令と同様に、住民等への周知及び関係機関への連絡を行う。

（２）市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

第3 避難誘導（消防団、自主防災）

1 避難誘導の実施方法

避難誘導の実施方法は、第2部 地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

2 洪水、土砂災害等に対する避難体制の確立

（１）災害発生直前の対策

ア 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。

イ 市は、特に台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

（２）避難準備措置

ア 市は、豪雨等に伴って河川の水位が上昇し、溢水又は破堤により直接被害を受けるおそれのある住民に対し、速やかに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令するなど、避難準備措置を講ずる。

イ 市長は、土砂災害警報情報が発表された場合、又は土砂災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合等において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止する必要があると認めるときは、速やかに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。

ウ 市は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(3) 自主避難

土砂災害の危険箇所の周辺地域や海岸及び河川沿いの地域では、住民自身や自主防災組織、消防団等が協力し、前兆現象の把握につとめ、災害の危険が高まった状態と判断される場合には、市の避難勧告等がない場合でも自主避難することを検討する。

このため、自主防災組織や消防団は、平常時から住民同士で避難方法等の話し合いを行い、地域での避難誘導體制を定めておく。

(4) 避難勧告等の時期

市は、立ち退き避難が困難となる夜間において、孤立や避難が困難になると見込まれる地域等に対して、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。

(5) 屋内安全確保

住民等の避難に当たっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合など、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(6) 指定緊急避難場所の開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

3 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」第3 避難誘導のとおりとする。

なお、市は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

第4 広域一時滞在（総務班（総））

災害時の広域一時滞在は、第2部 地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」第5 広域一時滞在に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第10節 水防計画

本節では、洪水又は高潮による水害を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図るための水防活動について定める。

施策の体系	担当
第1 水防の責任	総務班（総）
第2 水防組織	総務班（総）
第3 水防活動	消防対策部、消防団

第1 水防の責任（総務班（総））

1 市（水防管理団体）の責任

市（水防管理団体）は、この水防計画に基づき、市域における水防を十分に果たす責任を有する。（水防法第3条）

2 ため池管理者の責任

ため池管理者は、市（水防管理者）が水害を予想するときは、市（水防管理者）の指示に従う。

3 一般住民の水防義務

一般住民は、常に気象状況及び水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防活動に協力する。また、水防管理者、水防関係団体の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を、水防に従事させることができる。（水防法第24条）

第2 水防組織（総務班（総））

1 水防対策本部の設置

水防管理者（市長）は、沖縄気象台から洪水、大雨、高潮の発生のおそれのある気象予報・警報を受けたとき、又は市長が必要と認めたときから、その危険が解消するまで水防対策本部を設置する。

なお、水防対策本部だけでは、その対応が困難と認めたときは、災害対策基本法第23条に基づく市本部を設置する。この場合において、水防対策本部は市本部に編入される。

2 水防対策本部の組織編成

水防対策本部の組織構成は、次のとおりとする。

水防対策本部の組織構成

- 本部長……………市長
- 副本部長……………副市長
- 本部長……………各部長等

3 設置基準

沖縄気象台から、市域に次の警報・特別警報が発せられ、重大な災害の発生が予測されるときは、水防対策本部を設置する。

水防対策本部の設置基準

- 警報……………大雨警報、洪水警報、高潮警報
- 特別警報……………大雨特別警報、高潮特別警報

4 水防対策本部連絡会議

(1) 水防対策本部連絡会議の招集

水防対策本部に連絡会議を置き、本部役員、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

(2) 協議の事項

連絡会議は、水防対策上重要な事項について協議する。

5 水防対策本部の事務分掌

水防対策本部の事務分掌は、市本部の所掌事務に準ずる。

ただし、建設対策部及び消防対策部の事務分掌は、次のとおりとする。

建設対策部の事務分掌

- 水防対策本部の会議に関すること。
- 水害に関する気象予報・警報等の受理・伝達に関すること。
- 災害情報の受理・伝達に関すること。
- 河川、土木等に関する水害調査及び報告に関すること。
- 水防に係る応急仮設対策に関すること。
- その他関係機関との連絡調整に関すること。

消防対策部の事務分掌

- 水防に関する情報の収集、動員配備等消防対策部の事務分掌は、消防業務の性質上、消防長に委ねる。

第3 水防活動（消防対策部、消防団）

1 水害対策巡視

建設対策部及び消防対策部は、県からの通報又はその他の方法により、気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視する。

(1) 水位の通報

巡視員は、河川及びため池等の水位を逐次、建設対策部及び消防対策部に報告し、それぞれの管理者と情報交換に努める。

(2) 潮位の通報

巡視員は、海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より2 m以上）に達したときは、直ちに関係対策部、関係機関、団体等に通報する。

2 避難のための立ち退き

(1) 洪水、又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。

この場合、名護警察署長に、この旨を通知する。

(2) 避難立退きの指示は、市防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、口頭、携帯電話メール、その他の方法をもって伝達する。

(3) 緊急指定避難場所及び指定避難所は資料編に示すとおりとし、指定避難所には市職員を配置するなどして、受入れ体制をとる。

(4) 避難者の誘導に当たっては、消防吏員、消防団員が警察官と協議して行うなど、安全な方法で迅速に行う。

(5) 市は、水害時における避難を速やかに行うために、平時から危険箇所を広く住民に周知するとともに、啓発に努める。

第11節 消防計画

施策の体系	担当
第1 消防組織及び施設の整備拡充	総務班（消）
第2 火災予防査察	予防班、消防班
第3 防火対象物の火災予防対策	予防班
第4 危険物貯蔵所等の火災予防対策	予防班
第5 火災警報	警防班、予防班
第6 火災の警戒	消防班
第7 火災の出動	消防班
第8 火災原因及び被害調査	予防班、消防班
第9 名護市消防計画	総務班（消）
第10 応援要請	警防班

災害時における消防計画は、第2部 地震・津波編 第2編「第10節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第12節 救出計画

施策の体系	担当
第1 救出体制の整備	総務班（総）、警防班
第2 惨事ストレス対策	総務班（消）

災害時における救出活動は、第2部 地震・津波編 第2編「第11節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第13節 医療救護計画

施策の体系	担当
第1 医療及び助産の対象者、範囲、期間	健康増進班、関係機関
第2 医療救護及び助産の実施	健康増進班、関係機関
第3 医薬品及び衛生材料等の確保	健康増進班、関係機関
第4 被災者の健康管理とこころのケア	健康増進班、関係機関
第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	健康増進班、関係機関

災害時における医療救護は、第2部 地震・津波編 第2編「第12節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第14節 急傾斜地崩壊危険区域災害応急対策計画

本節では、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域（以下「危険区域」という。）の警戒避難体制について定める。

施策の体系	担当
第1 急傾斜地崩壊危険区域の指定	県
第2 警戒体制の確立	総務班（総）、消防対策部
第3 避難及び救助	警察、消防団

第1 急傾斜地崩壊危険区域の指定（県）

1 急傾斜地崩壊危険区域の概要

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づいて県知事が指定するもので、急傾斜地の崩壊による災害から住民等の生命を保護することを目的に、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者等の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発するおそれがないようにするため、一定の行為の禁止若しくは制限を行う区域のことをいう。その指定基準は、次のとおりである。

急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

- ② 傾斜地の高さが5 m以上のもの
- ② 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの
又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に被害が生じるおそれのあるもの

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

名護市では、現在、次の区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

（平成21年4月1日現在）

指定区域 （位置）	面積 （a）	地形			被害対策		指定年月日
		傾斜 角度	長さ （m）	高さ （m）	人家 （戸）		
名護市東江	344.5	52°	130	90	17	官公署	平成5年3月23日
名護市宇茂佐	195.4	35.5°	21.3～ 34.2	16.2～ 19.7	15	道路	平成27年12月1日

資料：沖縄県土木建築部北部土木事務所

第2 警戒体制の確立（総務班（総）、消防対策部）

1 情報収集・伝達体制

（1）情報の収集及び伝達

気象予報・警報及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達については、第3部 風水害編「第2節 気象警報等の伝達計画」及び第2部 地震・津波編 第2編「第3節 災害通信計画」、同「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に基づき、迅速、確実に行う。

なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等とする。

（2）地域の情報連絡員との連携

危険区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するため、消防対策本部において定める地域の情報連絡員と緊密な連絡をとる。

2 警戒及び巡視

危険区域の警戒巡視は、消防対策部が当たる。

3 警戒体制

（1）警戒体制とその基準

急傾斜地崩壊危険区域の警戒体制は、「第1警戒体制」、「第2警戒体制」に区分する。

警戒体制の基準は、沖縄気象台における雨量観測結果によるものとし、基準雨量は、次のとおりである。

警戒体制の基準雨量

区 分	基準雨量	
第1警戒体制	大雨注意報	1時間雨量：40 mm以上 3時間雨量：60 mm以上 24時間雨量：110 mm以上
第2警戒体制	大雨警報	1時間雨量：60 mm以上 3時間雨量：90 mm以上 24時間雨量：200 mm以上

（2）警戒体制時の対応措置

警戒体制時の対応措置は、次のとおりである。

また、危険区域の災害応急対策に当たっては、第2編の各節に定める計画を総合的に運用し万全を期する。

警戒体制時の対応措置

区分	対応措置
第1警戒体制	・危険区域の警戒、巡視を行うとともに、必要に応じて避難準備を行うよう広報する。
第2警戒体制	・住民等に対し、災害情報及び危険区域の状況等を具体的に分かりやすく広報する。 ・避難勧告等の発令については、同編「第9節 避難計画」に定める「土砂災害の避難勧告等に係る発令の判断基準」に基づき、空振りをおそれずに早めに発令する。

(3) 組織及び事務分掌

同編「第1節 組織・配備計画」により、各部が緊密な連携のもとに、危険区域の総合的応急対策を行う。

第3 避難及び救助（警察、消防団）

避難誘導は、市、警察、行政区及び自主防災組織等が当たり、要配慮者の避難誘導等が適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。また、住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。

なお、危険区域住民の避難場所は、資料編に定める避難場所とする。

第15節 二次災害の防止計画

施策の体系	担当
第1 建築物・構造物に係る二次災害防止対策	建築住宅班、都市計画班、建設土木班、維持班
第2 降雨等による水害・土砂災害対策	県、総務班（総）、建設土木班、維持班、農林水産班
第3 高潮・波浪等対策	県、総務班（総）、農林水産班
第4 爆発等及び有害物質による二次災害対策	警防班、関係機関

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第14節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第16節 観光客等対策計画

施策の体系	担当
第1 避難情報の伝達及び避難誘導	商工観光班
第2 避難収容	商工観光班
第3 帰宅困難者対策	商工観光班

災害時における観光客等の対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第15節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第17節 要配慮者対策計画

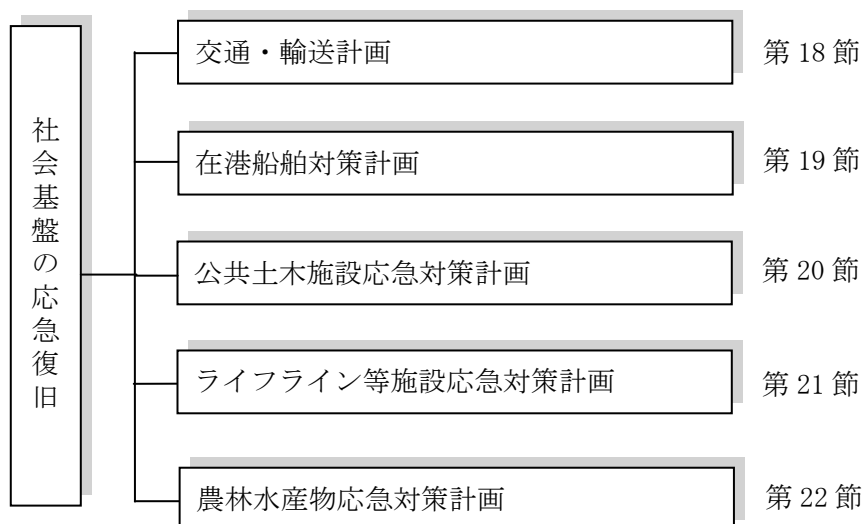
施策の体系	担当
第1 避難行動要支援者の避難支援	消防団
第2 避難生活への支援	介護長寿班、建築住宅班
第3 外国人への支援	商工観光班

災害時における要配慮者の対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第16節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3章 社会基盤の応急復旧

道路・交通網や公共土木施設、電力、ガス、水道、電気通信等のライフラインは、災害により被害を受けた場合、社会生活に大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となる。

このため、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧・機能回復を図る。



第18節 交通・輸送計画

施策の体系	担当
第1 交通規制の実施	建設土木班、維持班
第2 緊急輸送の実施	総務班（総）

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、第2部 地震・津波編 第2編「第17節 交通・輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第19節 在港船舶対策計画

施策の体系	担当
第1 船舶の被害防止対策	県、関係機関
第2 船舶等の津波避難	県、関係機関

災害時の在港船舶の安全確保は、第2部 地震・津波編 第2編「第18節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第20節 公共土木施設応急対策計画

施策の体系	担当
第1 施設の防護	建設土木班、維持班、農林水産班
第2 応急措置	農林水産班、維持班、農林水産班
第3 応急工事	関係各班

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第19節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第21節 ライフライン等施設応急対策計画

施策の体系	担当
第1 電力施設災害応急対策計画	関係機関
第2 ガス施設災害応急対策計画	関係機関
第3 上水道施設災害応急対策計画	水道施設班
第4 下水道施設災害応急対策計画	下水道班
第5 電気通信施設災害応急対策計画	関係機関

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第20節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第22節 農林水産物応急対策計画

施策の体系	担当
第1 農産物応急対策	園芸畜産班
第2 家畜応急対策	園芸畜産班
第3 水産物応急対策	農林水産班
第4 漁船漁具応急対策	農林水産班

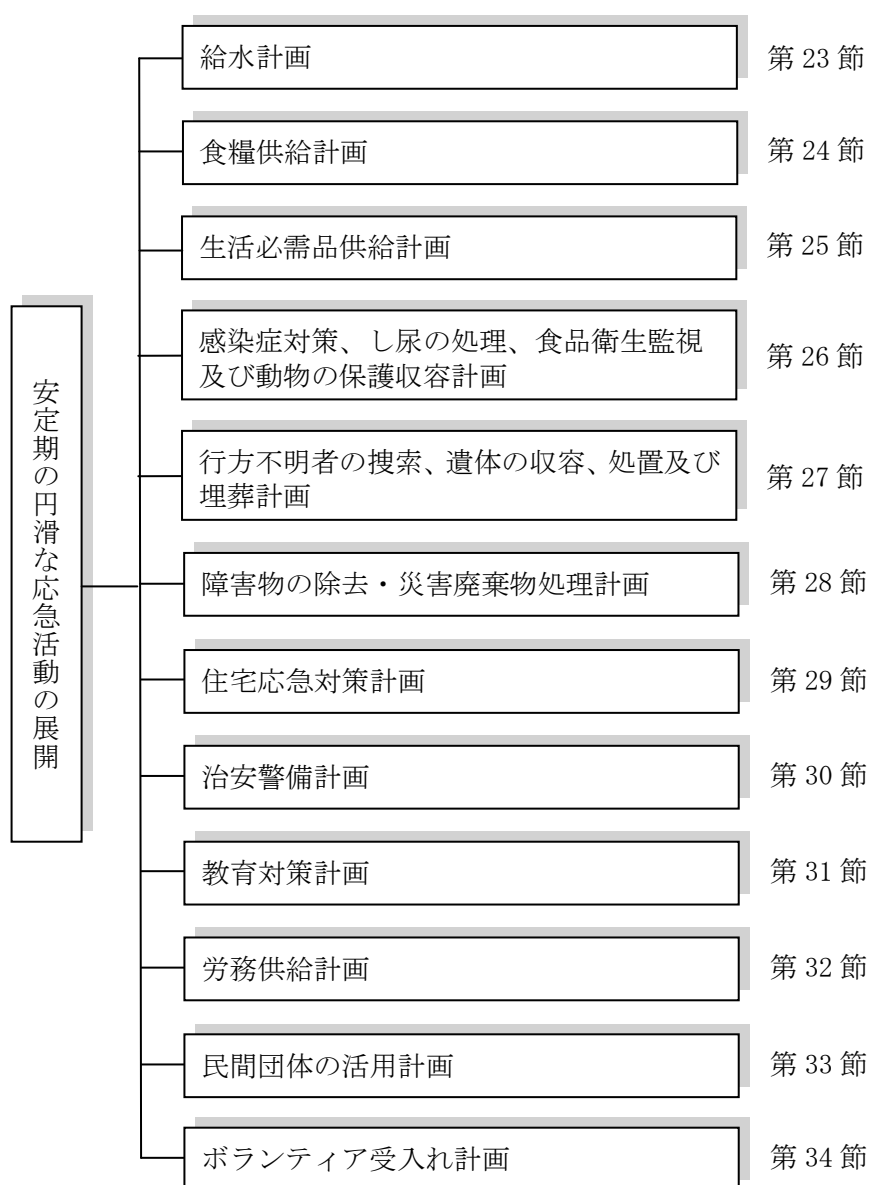
災害時における農産物、水産物及び家畜の応急対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第21節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第4章 安定期の円滑な応急活動の展開

災害時の混乱が少なくなった安定期においては、避難生活における人心の安定や避難所の生活環境対策が求められる。

また、引き続き行方不明者の捜索を行うとともに、住宅再建や障害物除去等の復旧に向けた活動も開始する必要がある。

こうした応急活動を迅速・的確に推進するため、ボランティアの効果的な活用を図り、被災者の生活支援と復旧に向けた取組を推進する。



第23節 給水計画

施策の体系	担当
第1 応急給水活動	水道施設班
第2 水道施設の応急復旧	水道施設班

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、第2部 地震・津波編 第2編「第22節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第24節 食糧供給計画

施策の体系	担当
第1 食糧の供給	社会福祉班、総務班（教）、総務班（総）
第2 炊出しの実施	自主防災組織
第3 食糧の備蓄	総務班（総）

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、第2部 地震・津波編 第2編「第23節 食糧供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第25節 生活必需品供給計画

施策の体系	担当
第1 物資の給与又は貸与	社会福祉班、生活支援班
第2 物資の備蓄	総務班（総）

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第2部 地震・津波編 第2編「第24節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第26節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

施策の体系	担当
第1 防疫の実施	環境対策班
第2 保健衛生活動	健康増進班
第3 し尿の処理	環境対策班
第4 動物の保護管理	環境対策班

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、第2部 地震・津波編 第2編「第25節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第27節 行方不明者の搜索、遺体の収容、処置及び埋葬計画

施策の体系	担当
第1 行方不明者の搜索・遺体の埋火葬	警防班、環境対策班、関係機関
第2 生死不明者の救出等の費用及び期間等	—

災害により死亡したと推定される者の搜索、遺体の処置及び埋葬は、第2部 地震・津波編 第2編「第26節 行方不明者の搜索、遺体の収容、処置及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第28節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

施策の体系	担当
第1 障害物の除去	建築住宅班、建設土木班、維持班、農林水産班
第2 災害廃棄物の処理	環境対策班
第3 ごみの収集・処理	環境対策班

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、第2部 地震・津波編 第2編「第27節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成17年7月）」に基づいて、円滑に処理する。

第29節 住宅応急対策計画

施策の体系	担当
第1 応急仮設住宅の設置	建築住宅班
第2 住宅の応急修理	建築住宅班
第3 住家の被災調査	建築住宅班、税務班、総務班（総）

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、第2部 地震・津波編 第2編「第28節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第30節 治安警備計画

施策の体系	担当
第1 災害警備	警察
第2 社会秩序の維持	警察

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、第2部 地震・津波編 第2編「第29節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第31節 教育対策計画

施策の体系	担当
第1 災害発生時の措置	学校教育班
第2 応急教育対策	総務班（教）、学校教育班
第3 応急保育対策	こども家庭班
第4 所管する施設及び文化財対策	地域力推進班、文化スポーツ振興班、文化班

災害時における応急教育対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第30節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第32節 労務供給計画

施策の体系	担当
第1 応急対策要員の確保	総務班（総）
第2 災害救助法による賃金職員等の雇上げ	総務班（総）
第3 従事命令、協力命令	関係各班

災害時における労務者及び職員等の確保は、第2部 地震・津波編 第2編「第31節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第33節 民間団体の活用計画

施策の体系	担当
第1 民間団体への協力要請	関係各班

災害時における民間団体の編成及び活動は、第2部 地震・津波編 第2編「第32節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第34節 ボランティア受入れ計画

施策の体系	担当
第1 災害ボランティアセンター	社会福祉班、社会福祉協議会
第2 ボランティアの活動内容	社会福祉班、社会福祉協議会
第3 ボランティアの活動支援	社会福祉班、社会福祉協議会

災害ボランティアの募集、受入れ等は、第2部 地震・津波編 第2編「第33節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3編 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

施策の体系	担当
第1 災害復旧事業計画の基本方針	関係各班
第2 災害復旧事業計画	関係各班
第3 市の措置	関係各班
第4 激甚法による災害復旧事業	関係各班

公共施設の災害復旧対策は、第2部 地震・津波編 第3編「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2節 被災者生活への支援計画

施策の体系	担当
第1 災害相談	関係各班
第2 罹災証明書の発行	総務班（総）、予防班
第3 被災者台帳の作成	総務班（総）
第4 住宅復旧計画	建築住宅班
第5 個人被災者への資金援助等	社会福祉班、社会福祉協議会
第6 租税の徴収猶予及び減免	税務班、国民健康保険班、介護長寿班
第7 職業のあっせん	商工観光班
第8 被災者生活再建支援	生活支援班

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、第2部 地震・津波編 第3編「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3節 農林漁業及び中小企業等への支援計画

施策の体系	担当
第1 農林漁業制度金融の確保	農林水産班、農林政策班
第2 中小企業融資の確保	商工観光班

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、第2部地震・津波編 第3編「第3節 中小企業者等への支援計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえて実施する。

特に、台風被害では、さとうきび等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進する。

第4節 復興の基本方針

施策の体系	担当
第1 復興計画の作成	関係各班
第2 がれき処理	環境対策班
第3 防災まちづくり	関係各班
第4 特定大規模災害時の復興方針等	関係各班

復興計画やまちづくりは、第2部地震・津波編 第3編「第4節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第4部 その他の災害対策編

その他の災害対策編では、火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、海上災害に係る予防計画、応急対策計画及び災害復旧・復興計画に関する事項を定める。

第1部 基本編

第2部 地震・津波編

第3部 風水害編

第4部 その他の災害対策編

資料編

第1節 火災対策計画

本節では、火災の発生における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減等を目的として、市及び消防機関が対処すべき対策について定める。

施策の体系	担当
第1 火災予防計画	消防本部、総務課（総）
第2 火災応急対策計画	消防本部、総務課（総）
第3 災害復旧・復興計画	関係各課

第1 火災予防計画（消防本部、総務課（総））

1 消防力・消防体制等の拡充強化

市は、次の指導又は措置を講じ、消防力及び消防体制等の拡充強化を図る。

（1）消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

（2）自主防災組織の設置促進

住民及び事業所等で構成する自主防災組織の設置を促進する。

（3）消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を促進する。

（4）消防体制の充実

消防広域化の推進及び消防団の体制強化を図る。

（5）消防施設、設備の整備促進

消防水利、消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防査察・防火診断

市は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備、警報設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

また、春、秋の火災予防運動週間を通し、火を取り扱う施設及び器具等について、重点的な防火診断を促進する。

（1）防火対象物に対する査察

ア 学校、官公署

夏季休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

イ 旅館、娯楽施設

行楽期等における人出を考慮し、その時期前に消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

ウ 大型店舗、商店

年末年始等の人が込み合う時期に入る前に、消火設備、避難設備、防火管理体制等

を重点的に査察する。

エ 病院、社会福祉施設等の要配慮者施設

病院や社会福祉施設等については、入院患者や高齢者、児童、障がい者等災害時に特に配慮を要する要配慮者が利用、入院していることから、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

オ 危険物貯蔵所等

年間立入検査を通じ、施設の位置、構造、設備及び取扱要領等、防火管理体制等を重点的に査察する。

(2) 一般住宅等

市は、住宅における火災の予防を推進するため、火災多発期の春季及び秋季における火災予防運動週間等を通じ、次に掲げる施策の実施に努める。

ア 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

イ 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

3 消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化等

市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置を図る。

(2) 消防無線の整備を含む情報収集、伝達系統の整備

市は、消防救急無線の整備を含む情報収集、伝達系統の整備を図る。

4 自衛消防隊の結成促進

市及び消防本部は、多数の者が出入りし、又は勤務する学校、ホテル、大型店舗、事業所等においては、自衛消防隊の結成を促進し、消防用設備等の取扱指導及び訓練実施を促進する。

5 火災に強いまちづくりの推進

市は、大規模火災に強い都市づくりを進めるため、国・県と連携し、都市公園等の公共空間の整備や市街地の再開発等による密集市街地の解消を推進する。

(1) 緊急避難場所、緑地の整備

市は、緊急避難場所の計画的な整備やオープンスペースの確保に努めるとともに、市街地における緑地等の整備により、延焼防止のための遮断帯の確保を図る。

(2) 避難等に配慮した道路の整備

市は、住民等が安全に避難できるよう、また、消防車両が火災現場に迅速に到着できるように、十分な幅員を有する道路の整備を図る。

(3) 防火地域等の指定

市及び県は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の導入に努める。

(4) 都市の再開発の推進

市及び県は、土地区画整理事業や住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、火災に強い都市づくりを推進する。

第2 火災応急対策計画（消防本部、総務課（総））

1 火災警報等

市長は、消防法第22条の規定により、知事から市域を対象として、火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が次のように火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発令できる。

(1) 火災警報の発表

火災に関する警報は、おおむね次の各号のいずれかに該当する気象状況において必要と認めたとき発令する。

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度50%以下となり、最大風速が10m/sをこえる見込みのとき

イ 平均風速が15m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
(降雨中は通報しないこともある。)

(2) 市長が行う警報等

市長は、沖縄气象台、その他の国の機関から災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する警報をしたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及びその他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において必要があると認めるときは、市長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

2 活動体制の確立

(1) 勤務体制

消防署は3交替24時間勤務体制とし、常に市内の火災発生時に備えて何時でも出動できるように待機の態勢を保つ。

(2) 初動措置

火災又はその他の災害が予測される警報が発令された場合、出動計画に基づき、出動し、火災防御にあたる。

また、非番員は直ちに現場又は定められた署に出動し、勤務に就く。

(3) 消防団員の態勢

消防団員は、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる態勢をとるものとし、電話連絡等をもって出動する。

3 消火活動

(1) 情報収集

市及び消防本部は、速やかに火災の発生状況や被害状況等を収集・把握する。

(2) 消火活動

消防本部は、初動体制を確立するとともに、次のことに注意しながら消火活動を実施する。

ア 風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を行う。

イ 同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、次のような重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。

(ア) 危険物貯蔵施設等

(イ) 病院、福祉施設等の収容施設又はその周辺

(ウ) 住宅等の密集地域に面する場所

(3) 応援要請

市及び消防本部は、火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈するときは、沖縄県消防相互応援協定及び全国消防長会応援計画・受援計画等に基づき、近隣市町村に応援を要請する。

4 消防警戒区域の設定

消防警戒区域の設定を実施する者（消防吏員、消防団員、警察官）は、消火活動を実施するために必要な場合には、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

第3 災害復旧・復興計画（関係各課）

火災による被災者の生活再建の支援、火災防止に配慮した施設の復旧等に関する活動等については、第2部 地震・津波編「第3編 災害復旧・復興計画」に準ずる。

第2節 林野火災対策計画

本節では、林野火災に対する予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減等を目的として、市及び消防本部が対処すべき事項について定める。

施策の体系	担当
第1 林野火災予防計画	消防本部
第2 林野火災応急対策計画	消防本部、農林水産課
第3 災害復旧・復興計画	関係各課

第1 林野火災予防計画（消防本部）

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多く、ひとたび林野火災が発生すると地理的条件や気象状況等によっては、その消防活動は極めて困難になり、人命を奪う危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が潜んでいる。

また、貴重な森林資源を焼失することになるため、林野火災防止については万全を期するものとし、隣接市町村消防本部及び関係機関と連絡を密にし、次の予防対策を推進する。

1 林野火災対策

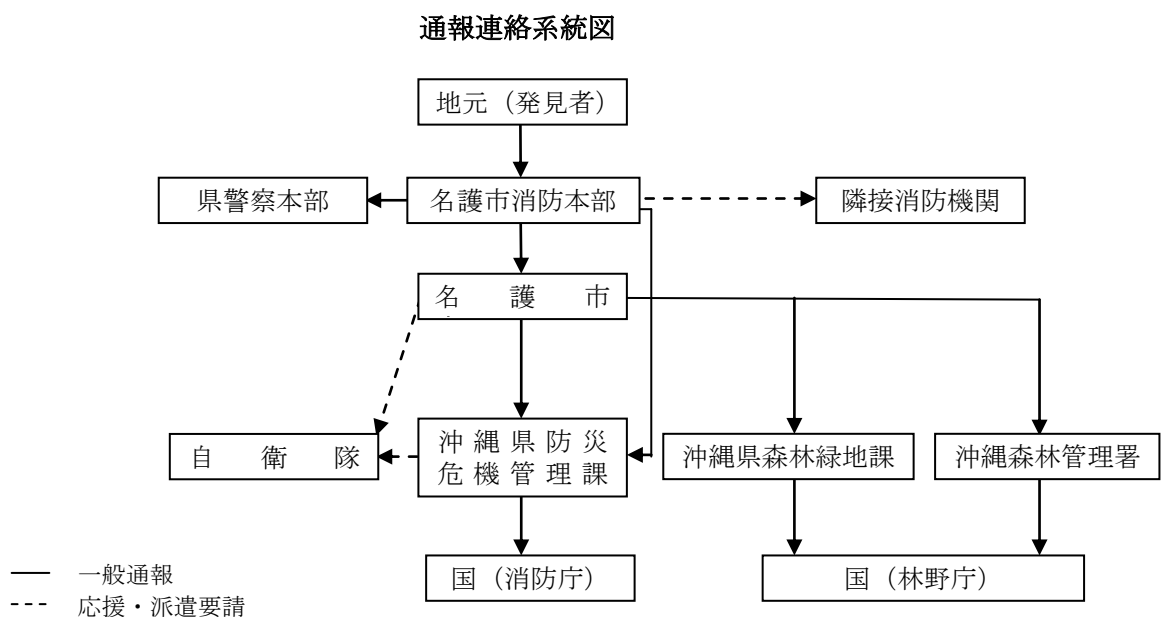
（1）林野火災対策の推進

市及び消防本部は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

（2）通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡は次の連絡系統に従う。

なお、通報連絡は、できる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度を明らかにし、取り得る措置を確認する。



(3) 市現地本部の設置

市及び消防本部は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系の整備を図るとともに、災害の現地において必要があると認めるときは、市現地本部を設置する。

2 林野巡視の強化

市及び消防本部は、林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、森林保全巡視を強化する。

3 防火対策

市及び消防本部は、地域の実態に即した林野の防火に努める。

4 林道網の整備

林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに、林野火災の消火作業の推進及び防火線としての役割も大きいことから、市及び消防本部は、その維持管理に努める。

5 出火防止対策

(1) 入山者への注意

市及び消防本部は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱、標板等の設置を図る。

(2) 火入れ等の指導

市及び消防本部は、農作業における焼払い等に起因する火災に対し、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥等における火気の取扱いについての指導を強化する。

(3) 森林法等に基づく規制措置の適正な実施

市及び消防本部は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

(4) 火入れ中止等の指導

市及び消防本部は、火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

6 林野火災対策用資機材の整備

市及び消防本部は、林野火災対策用資機材の整備を図る。

7 消防施設等の整備

市及び消防本部は、消防庁が推進している林野火災特別地域対策事業の実施要件に基づき、当該事業の実施推進に努め、林野火災用の消防施設の計画的整備を図る。

第2 林野火災応急対策計画（消防本部、農林水産課）

1 消火活動

市及び消防本部は、林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- （1）林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- （2）直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- （3）火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- （4）火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防相互応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- （5）火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- （6）負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- （7）必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第3 災害復旧・復興計画（関係各課）

林野火災跡地の復旧や林野火災に強い森林づくりへの復興等については、第2部 地震・津波編「第3編 災害復旧・復興計画」に準ずる。

第3節 危険物等災害対策計画

本節では、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び消防本部、関係機関が対処すべき事項について定める。

施策の体系	担当
第1 危険物等災害予防計画	消防本部、県
第2 危険物等災害応急対策計画	消防本部、県
第3 災害復旧・復興計画	関係各課

第1 危険物等災害予防計画（消防本部、県）

1 危険物の定義

本節で扱う危険物は、次のとおりである。

危険物の定義

危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定するもの （例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定するもの （例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定するもの （例）毒物：シアン化水素、シアン化ナトリウム、ヒ素、水銀、アジ化ナトリウム等 劇物：硫酸、塩化水素、ホルムアルデヒド、アンモニア等
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定するもの （例）火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（電気雷管、実包、導火線、煙火等）等

2 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

3 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

4 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

5 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的若しくは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

6 化学消防機材の整備

市消防機関は、化学消防自動車等の配置整備を図り、また事業所における化学消化剤の備蓄を行わせる。

7 毒物劇物災害予防

市は、県と協力し、災害時に毒物劇物が流出又は散逸するなどの不測の事態に備え、次の事項の徹底を図る。

(1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

(2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定

(3) 定期点検及び補修の実施

(4) 安全教育及び訓練の実施

(5) 事故対策組織の確立

8 火薬類災害予防

市は、火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、県警察本部、第十一管区海上保安本部、(一社)沖縄県火薬類保安協会等と連携を密にする。

第2 危険物等災害応急対策計画（消防本部、県）

1 災害情報の収集・連絡

市は、災害状況や被害状況等の情報を収集するとともに、必要に応じ、県及び関係機関に連絡する。

2 応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2部地震・津波編 第2編「第1節 組織・配備計画」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

3 災害の拡大防止活動

市は、県と連携し、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去を始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、適切な応急対策を講ずるものとする。

4 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2部 地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救急、医療救護活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、第2部 地震・津波編 第2編「第11節 救出計画」の定めるところにより実施する。

また、医療救護活動については、同「第12節 医療救護活動」の定めるところにより実施する。

6 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 消防機関及び警察機関等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
- (2) 市は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。
- (3) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

7 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、市は、第2部 地震・津波編 第2編「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、市は、第2部 地震・津波編 第2編「第6節 広域応援要請計画」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3 災害復旧・復興計画（関係各課）

危険物等災害による施設の復旧や被災者の生活再建の支援に関する活動等については、第2部 地震・津波編「第3編 災害復旧・復興計画」に準ずる。

第4節 不発弾等災害対策防計画

本節では、不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、住民等への不発弾等に関する防災知識の普及啓発や不発弾等処理体制等に関する事項について定める。

施策の体系	担当
第1 不発弾等災害予防計画	総務課（総）
第2 不発弾等災害応急対策計画	総務課（総）

第1 不発弾等災害予防計画（総務課（総））

1 不発弾に関する防災知識の普及指導

（1）講習会

市は、県等が開催する講習会や研修に市職員や消防職員等を参加させ、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得させる。

（2）広報活動

市は、県等と連携しながら、住民等に対する不発弾の危険性について、周知・広報活動を実施する。

特に不発弾らしきものを発見した場合は、「さわらない、動かさない、警察に連絡する」の三原則を遵守するよう啓発を推進する。

2 情報の収集

市は、不発弾等による災害を未然に防止するため、不発弾の埋没に関する情報の収集に努める。

3 不発弾等の探査・発掘の推進

市は、県と連携し、不発弾埋没情報等による不発弾等の探査及び発掘を推進する。

4 関係機関の協力体制の構築

不発弾等の処理に当たっては、市及び国・県、陸上自衛隊等の関係機関が協力して対処することになり、これらの関係機関においては、平時より連絡調整を密にするとともに、沖縄不発弾等対策協議会の効果的な運用により、不発弾処理の安全かつ円滑化を図る。

第2 不発弾等災害応急対策計画（総務課（総））

1 不発弾等の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね次の手順に基づき実施する。

（1）陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見の届出

発見者は、最寄りの交番又は名護警察署に通報し、名護警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。ただし、発見者が、市へ連絡をしてきた場合は、市が名護警察署へ通報する。（海上も同様）

イ 処理の要請

県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ 撤去の計画

陸上自衛隊第15旅団（第101不発弾処理隊）は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 保管

小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時的保管庫へ搬入する。

爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

オ 作業時の対策

信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

（ア）処理計画の周知

市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知する。なお、関係機関は責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にする。

（イ）住民の避難

市及び名護警察署は、避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、住民を避難させる。

（ウ）市現地本部

市は必要に応じ、市長を本部長とする市現地本部を設置する。

（2）海中で発見される不発弾の処理

ア 通報と処理の要請

発見者は、名護海上保安署又は中城海上保安部へ通報し、それを受けて同部署又は第十一管区海上保安本部から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。

イ 撤去計画

沖縄水中処分隊が現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

ウ 搬入

危険度が少なく、移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

エ 爆破処理

危険度が高く、移動困難なものは、市現地本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

オ 爆破処理作業対策

爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 処理計画の調整

市は、関係機関と撤去日時、交通規制、運行船舶規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分調整を図り、周知する。

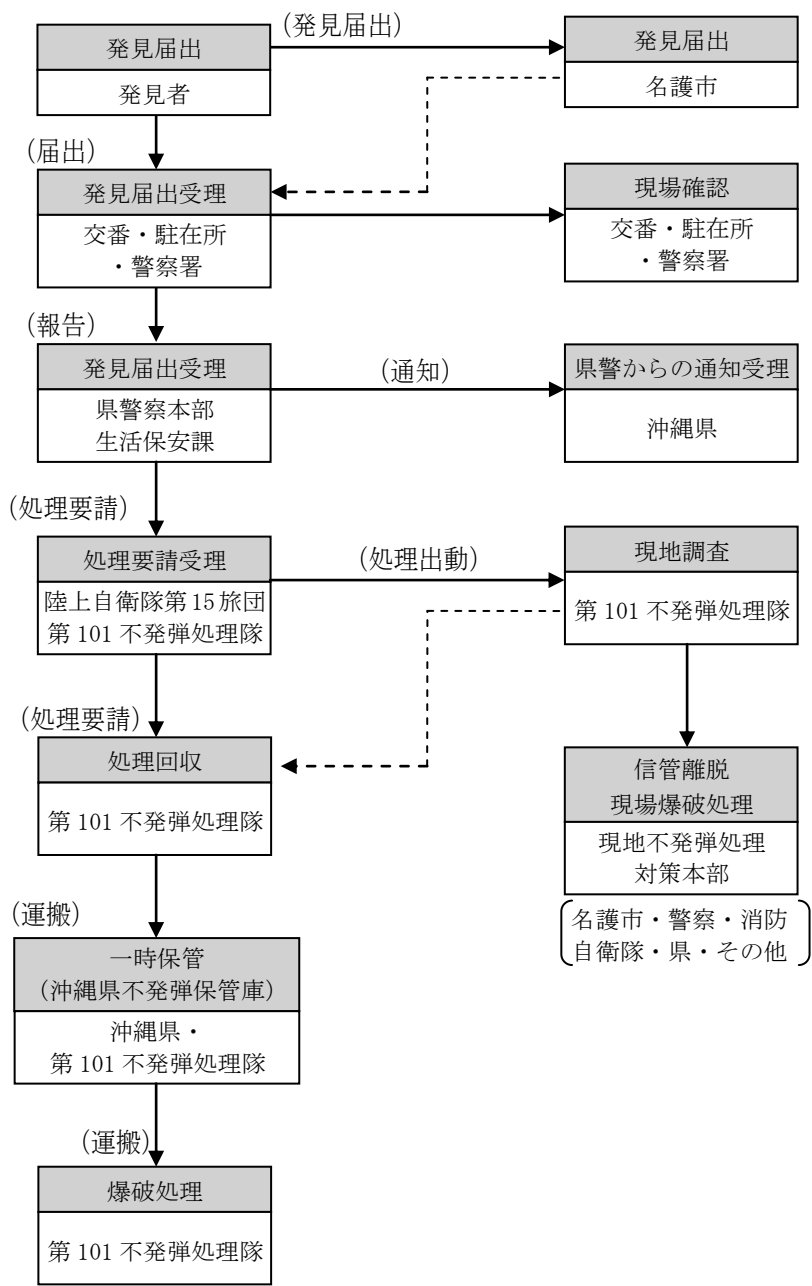
(イ) 立ち入りの規制

危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。

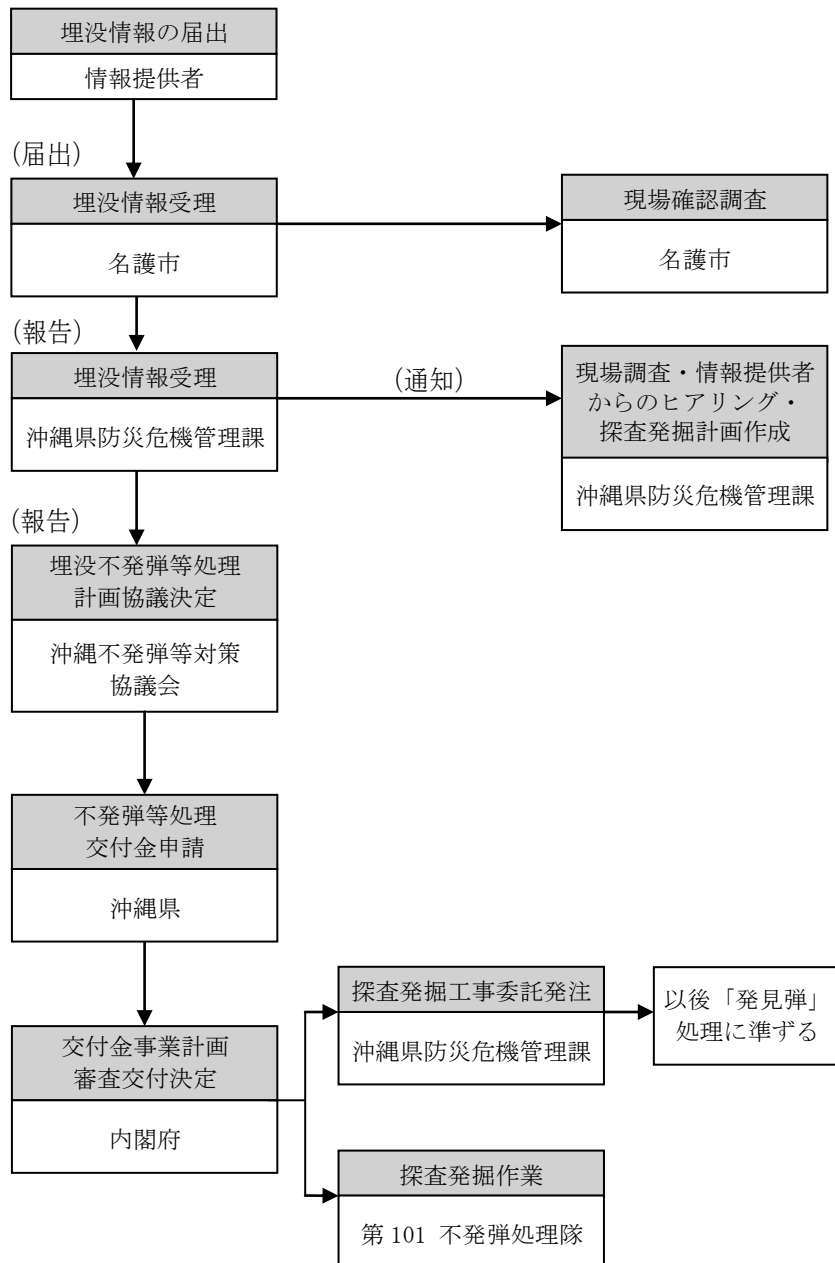
(ウ) 市現地本部

市は必要に応じ、市長を本部長とする市現地本部を設置する。

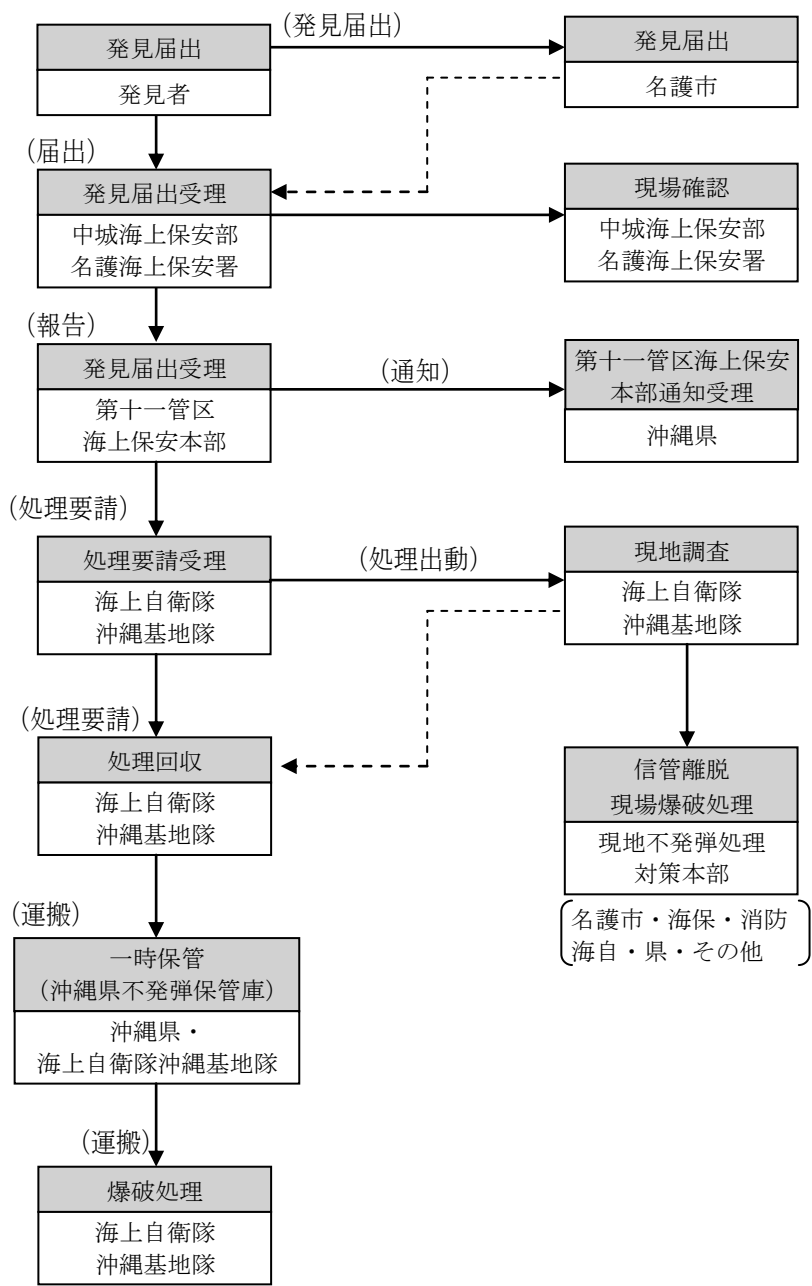
不発弾処理の流れ〔陸上部分・発見弾〕



不発弾処理の流れ〔陸上部分・埋設弾〕



不発弾処理の流れ〔海上部分〕



第5節 道路事故災害対策計画

本節では、道路構造物の被災又は高速自動車道等における車両の衝突等により多数の死傷者の発生といった道路事故災害について、本市及び関係機関がとるべき対策について必要な事項を定める。

施策の体系	担当
第1 道路事故災害予防計画	警察、関係機関
第2 道路事故災害応急対策計画	消防本部、警察、関係機関
第3 災害復旧・復興計画	関係機関

第1 道路事故災害予防計画（警察、関係機関）

1 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を推進する。

2 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第2 道路事故災害応急対策計画（消防本部、警察、関係機関）

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

（1）大規模な事故が発生した場合

市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、市本部設置状況等を連絡する。

（2）県への連絡

市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、市本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

2 応急活動及び活動体制の確立

市は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

3 救助・応急、医療及び消火活動

（1）初期活動の実施

市は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動を実施する。

（2）応援の要請

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係

機関に応援を要請する。

(3) 必要な資材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

4 道路、橋梁等の応急措置

(1) 交通の確保

道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

(2) 施設管理者への通報

道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

(3) 点検の実施

道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

5 その他

(1) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(2) 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第3 災害復旧・復興計画（関係機関）

道路事故災害による道路施設の復旧等に関する活動等については、第2部 地震・津波編「第3編 災害復旧・復興計画」に準ずる。

第6節 海上災害対策計画

本節では、船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物の流出等災害の予防、各種応急対策について定める。

施策の体系	担当
第1 海上災害予防計画	関係機関
第2 海上災害応急対策計画	関係機関
第3 災害復旧・復興計画	関係機関

第1 海上災害予防計画（関係機関）

1 災害応急対策への備え

（1）情報連絡体制の整備

市、沖縄総合事務局、県、中城海上保安部・名護海上保安署及び消防機関等は連携し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制の確立を図る。

（2）消防、救助体制の整備

市及び警察は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

（3）油防除作業体制の整備

市は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

（4）訓練等

市、沖縄総合事務局、県、中城海上保安部・名護海上保安署及び消防機関等は連携し、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材の育成に努める。

第2 海上災害応急対策計画（関係機関）

1 市及び名護市消防本部の実施事項

港内及び港付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合は、船舶及び関係者に対し、次の措置を図る。

（1）沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

（2）沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置

（3）沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油などの防除措置の実施

（4）死傷病者の救出、援護（搬送、収容）

- (5) 沿岸及び地先海面の警戒
- (6) 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- (7) 消火作業及び延焼防止作業
- (8) その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- (9) 防除資機材及び消火資機材の整備
- (10) 事故貯油施設の所有者などに対する海上への石油等の流出防止措置の指導
- (11) 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導

2 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部・名護海上保安署）の実施事項

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を必要に応じ非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を必要に応じ設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により、被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告や出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行う。

- ア 海上災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
- ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇・航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画を立て、二次災害防止等の措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(5) 緊急輸送

第2部地震・津波編 第2編「第17節 交通・輸送計画」の第2 緊急輸送の実施に準じて、迅速かつ積極的に実施する。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮する。

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要性があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施する。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずる。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるため、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意する。

(9) 海上交通安全確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報提供等の措置を講ずる。

(10) 警戒区域の設定

第2部地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」の第2 警戒区域の設定に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとる。

3 その他関係機関の実施事項

(1) 沖縄総合事務局

救援船舶の幹旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整を行う。

(2) 陸上自衛隊

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して次の事項を行う。

- ア 遭難者の救護
- イ 沿岸住民の避難に必要な支援
- ウ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

(3) 海上自衛隊

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して次の事項を行う。

- ア 被害状況の調査
- イ 遭難者の救出・救護
- ウ 死傷病者の救出・搬送
- エ 行方不明者の搜索
- オ 沿岸住民及び付近船舶の遭難に必要な支援
- カ 人員・物資の輸送等
- キ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

(4) 沖縄県

- ア 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
- イ 応急物資の幹旋及び輸送手段の調整
- ウ 自衛隊、地方公共団体に対し応援要請、その他の応急措置
- エ 第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力

(5) 県警察

- ア 警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り
- イ 危険防止又は民心安定のための広報活動
- ウ 住民の避難誘導
- エ 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
- オ 交通の秩序の維持及び通信の確保

- カ 人命救助の実施
- キ 災害情報の収集及び関係機関への伝達
- ク 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
- ケ 関係防災機関の活動に関する支援

(6) 事故関係機関

- ア 海上保安官署への事故発生の通報
- イ 遭難船舶乗組員の救助
- ウ 現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施
- エ 必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
- オ 消火活動等消防機関への協力
- カ 防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
- キ 災害対策連絡調整本部への責任者派遣

(7) 海上災害防止センター

- ア 船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施
- イ 海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施
- ウ 県及び市町村等の災害復旧に当たっての助言

(8) その他関係機関、団体

自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他関係機関の応急対策に協力する。

第3 災害復旧・復興対策（関係機関）

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関・団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずる。

1 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずる。

2 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対して、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。